

是月、下總佐倉城主小笠原吉次を笠間城に徙す。

是月 生駒一正、淺野幸長、妻孥を江戸の第に移す。日

一五 蓮宗常樂院日經、淨土宗英長寺廓山と法論す。

二八 永樂錢の通用を禁じ、鏝錢を用ひしむ。

是歲 伏見の銀座を京都に移す。

一四 正 一季居、フリウリ等の禁令を江戸に布く。○秀

二六 鳥津家久、其臣樺山久高等を遣して琉球を撃

つ。○有馬晴信、家臣を遣して臺灣を視察せし

む。

四 樺山久高等、琉球首里城を陥る。

五 琉球中山王尙寧、俘となりて薩摩に来る。

七 公卿猪隈教利、花山院忠長、飛鳥井雅賢、松木宗

澄、大炊御門頼國、難波宗勝、鳥丸光廣、徳大

寺實久等、宮女廣橋局、唐橋局等と姦淫の事露

はる。

八 諸大名に令して五百石積以上の大船製造を禁

ず。

九 幕府、始て伊勢兩宮の正遷宮を行ふ。

一〇 一六 遠江濱松城主松平忠頼の封を没す。

二 水戸城主頼宣を駿府に、頼房を水戸に封ず。

一五 二 家康、御讓位の延期を奏請す。○是月、前田利

長、池田輝政、淺野幸長、加藤清正、福島正則、

鍋島勝重、田中忠政、細川忠興、黒田長政、山

内一義、毛利秀就、加藤嘉明、蜂須賀至鎮、寺

澤廣高、生駒一正、木下延俊、竹中重門、金森

可重、毛利長高、稻葉興通等に命じて名古屋城

新築の工事を助けしむ。

閏 二 越後國主堀忠後の封を没す。○三、忠輝を越後

福島城に移す。

四 御讓位の内旨を家康に傳ふ。

六 方廣寺大佛殿地鎮及び祈始。

七 美濃黒野城主加藤貞泰は伯耆米子に、美濃今尾

城主市橋長勝は越後三條に、伊勢龜山城主關一

政は伯耆黒坂に移る。○二七、松平忠明、龜山城

主となる。○是月、家康、暹羅國王に書を送る。

八 鳥津家久、琉球王尙寧を率ゐて駿府に抵り家康

に謁す。

九 名古屋城略成る。

一〇 一六 明商周性如に朱印を賜ひ、本多正純をして勘合

符を福建總督陳子貞に求めしむ。

二 徳川氏の祖新田義重に鎮守府將軍を贈る。○二

八、家康、二條城に秀頼と會す。

後水尾

四 即位。

九 家康、呂宋國人を引見す。○是より先、新西班

牙の船浦賀に到り、司令官ウイスカイノ、家康

に謁見す。是日幕府、沿岸巡檢に關し諸大名に

令す。

一 明國商人に長崎貿易を許す。

二 法令三ヶ條を東北諸大名に示し誓詞を徵す。

三 秀頼、大佛殿供養を行はんとし、片桐且元をし

て駿府に赴き之を家康に稟せしむ。○二一、且

元、大佛供養の期日を家康に稟す。

七 家康、大佛殿上棟及び供養の延期を命ず。

八 家康、五山衆をして大佛鐘銘の可否を批評せし

む。○一七、片桐且元、鐘銘辨疏の爲め駿河丸子

に到る。○一八、家康、五山衆大佛鐘銘の批判

答書を覽る。○二〇、家康、本多正純等に命じ

て且元を詰問せしむ。○二九、大藏卿局等、駿

府に抵る。

九 家康、且元及び大藏卿局に旨を傳ふ。○幕府、

西國諸大名の誓書を徵す。○一八、且元、大藏

卿局、大坂に歸りて復命し、三策を陳ず。○二

一、後陽成院、操を御覽あらせらる。○二四、禁中

伊勢踊あり。長崎及び有馬地方の耶蘇教徒を

禁壓す、高山西坊、内藤徳菴等を海外に放つ。

○二七、織田常眞、大坂を退去す。

一〇 片桐且元、茨木に退居す。○家康、大坂征討の

令を發す。○一一、家康、駿府を發す。○二三、

將軍秀忠、江戸を發す。

二 東西兩軍和議成る。

三 井伊直勝を上野安中に移し、弟直孝に近江彦根

城を與ふ。○一四、家康、駿府に著し、秀忠、

江戸に著す。

三 板倉勝重、大坂再舉の狀を駿府に報ず。

四 家康、駿府を發す。○六、家康、大坂征討の令

三 京都の天主教堂を毀ち布教を禁ず。

七 家康、新西班牙總督に與ふる答書を使者に付

す。○晦、家康、暹羅國人を引見す。

八 明人鄭芝龍及び祖官、家康に謁す。

一〇 二 和蘭國主、書を家康に贈り、葡萄牙の密謀を告

ぐ、是日家康、復書す。

是歲 駿府の銀座を江戸に移す。

是春 鳥津家久、家康の旨を受け琉球王尙寧をして

互市を明國に請はしむ。

四 二 大久保長安卒するに依り、家康、長安の舊罪を

糾す。

六 一 鳥津家久、琉球の法度を定め明國通商の資を給

す。○一六、公家法度及び勅許紫衣諸寺入院の

法度を定む。

九 一 家康、英吉利船司令官ジョン、セーリスに書を

與へ通商を許す。○三、家康、片桐且元をして

秀頼加増の一萬石を受けしむ。○一五、伊達政

宗、家臣支倉常長等を西班牙及び羅馬に遣す、

是日陸奥月浦を發す。

一〇 二 信濃深志城主石川三長、豊後佐伯に配せらる。

○二四、伊豫宇和島城主富田信高、日向延岡城

主高橋元種の封を没す。

一 二 重ねて耶蘇教を禁ず。

正 一 京都の耶蘇會堂を毀つ。○一九、大久保忠隣を

改易に處す。

四 一 秀頼再建の京都大佛殿の鐘を鑄る。

元和元

二 一 板倉勝重、大坂再舉の狀を駿府に報ず。

三 家康、駿府を發す。○六、家康、大坂征討の令



を發す。○將軍秀忠、江戸を發す。○二九、樫井合戦。

五 六 道明寺若江合戦。○七、茶白山岡山附近合戦。○八、大坂城陥り豊臣氏滅ぶ。

閏六 三 淡路を阿波徳島城主蜂須賀至鎮に與ふ。○一三 一國一城の制を布く。

七 七 武家法度十三條を頒つ。○一〇、豊國廟を廢す。○一七、禁中、公家諸法度を定む。○二四、家康、諸宗本山本寺の諸法度を定む。

八 四 秀忠、江戸に著す。○二三、家康、駿府に著す。○一九 群書治要を印刷せしむ。

二 一 越後松平忠輝の封を沒す。

七 六 耶蘇教を禁ず、明國商船を除き外國商船の長崎平戸の外寄港するを禁ず。○二〇、英吉利、交址商船に係る令を出す。

九 一 三 秀忠、二子國松丸に甲斐を與ふ。○一六、家康に東照大権現の號を勅賜す。

一〇 三 煙草の栽培及び賣買を禁ず。○一四、武家諸法度を改書せしむ。

一 一 傳馬人足の賃を定む。

三 三 幕府、吉原遊廓を開く。

四 一 四 家康を久能山より日光山に改葬す。

六 二 九 秀忠上洛す。

六 二 九 池田光政を鳥取城に徙す。

七 二 四 本多忠政を姫路に移す。○二一、幕府諸寺の法度を頒つ。

八 二 六 幕府、和蘭人に朱印を與ふ。○二六、後陽成上皇崩御。○朝鮮信使來朝、秀忠、伏見城に延見す。

九 一 幕府、島津家久に松平の稱號を授く。

是 歲 伏見城番一年交代の制を定む。○安藤直次、遠江掛川城主となる。

二 向井將監を相模三崎の守衛となし船舶を檢査せしむ。

三 五 高田城主酒井忠勝を信濃松代城に徙す。○是月、松代城主松平忠昌を越後高田城に徙す。

四 一 七 紅葉山東照宮正遷宮。○是月、越後本庄城主村上義明の封を沒す。

七 伯耆黒坂城主關一政の封を沒す。

八 長崎平戸の兩港を英吉利貿易港となし、耶蘇教を禁ず。

五 二 七 秀忠上洛す。

六 二 安藝備後國主福島正則の封を沒す。

七 一 九 和歌山城主淺野長晟を安藝に、駿府城主頼宣を和歌山城に徙す。○是月、伏見城番を罷め、大坂城代を置き、尋で伏見城を毀つ。

八 二 九 耶蘇教徒六十餘人を京都七條磔に火刑す。

九 一 五 金地院崇傳、僧録司となる。○一八、萬里小路從房等公卿十人を罰す。○是月、上總大多喜城主阿部正次を小田原城に徙す。

一〇 三 〇 奥平忠昌を古河城に、本多正純を宇都宮城に、安藤重信を高崎城に徙す。

六 二 八 秀忠の女和子入内。○二七、萬里小路從房等の

罪を赦す。

八 二 六 伊達政宗の遣使支倉常長歸朝す。

一 二 七 立花宗茂、筑後柳河城主となる。

七 八 二 暹羅國使、江戸に入る。

九 一 四 阿瑪港人、上書して通商を乞ふ。

八 二 二 丹羽長重、陸奥棚倉城主となる。

六 一 九 里見忠義、伯耆の配所に卒し家絶ゆ。

八 二 出羽山形城主最上義俊の封を沒す。

九 一 五 鳥居忠政、山形城主となり、内藤政長、磐城平城主となる。

一〇 一 宇都宮城主本多正純の封を沒す、奥平忠昌、宇都宮城主となる。

二 二 七 永井直勝、下總古河城主となる。

九 一 八 大元帥法及び後七日法を復興す。

二 三 越前松平忠直を豊後に謫し、其子光長をして舊封を襲がしむ。

六 一 八 秀忠上洛す。○二五、秀忠參内す。

七 二 七 秀忠、將軍職を家光に讓る。

閏 八 一 暹羅國使、二條城に到りて秀忠に謁す。

一〇 一 九 武藏岩槻城主青山忠俊を上總大多喜に貶す。是春 西班牙國使、薩摩に到る。

四 一 五 松平忠昌を越前北庄に徙し、仙千代を越後に徙す。

七 小田原城主阿部正次を岩槻に徙す。○徳川忠長に駿河遠江二國を加へて駿府城に居らしむ。

二 二 六 女御徳川和子を中宮と爲す。

一 二 九 朝鮮使節、江戸に到り、是日家光に謁す。是歲 江戸靈岸島を築く。○大僧正天海に江戸忍岡を與へて寺を建てしむ、東叡山寛永寺と稱す。

二 二 徳川忠長の老臣朝倉宣正、掛川城主となる。

三 幕府、安南國に劍を送り交誼を修む。

四 二 始めて二條城番を置く。

七 二 家光日光社參、忠長、之に従ふ。

是 歲 明國福建都督、書を幕府に致し寇民鎮撫を請ふ。○津田又左衛門、暹羅より歸る。

三 四 二 松平忠輝をその配所飛騨より信濃に遷す。

閏 四 二 七 人身賣買を禁ず。

五 明人陳元贊、家光に謁す。

六 二 〇 秀忠上洛、二條城に入る。

七 二 秀忠參朝す。○二七、大坂城番の制を定む。

八 二 家光上洛、二條城に入る。○一八、家光參朝す。

九 一 六 二條城に行幸、駐輦五日。

一〇 八 金地院崇傳に圓照本光國師の號を賜ふ。○是月、老中酒井忠世等、暹羅國主に返書を贈る。

四 一 四 會津城主蒲生忠郷卒し、其封を除かる。

二 一〇 蒲生忠郷の弟忠知、伊豫松山城主となり、加藤嘉明、會津城主となり、子明利、三春城主となり、松下重綱、二本松城主となり、丹羽長重、白河城主となる。

七 一 九 僧侶出世の法を定む。

八 三 幕府、高野山學侶行人の訟を聴く。○是月、東埔萊國互市を請ふ。



九一七 和蘭國王、書を呈す。○上野忍岡東照宮遷宮。  
 二五五 タカサゴ人來朝し物を幕府に獻ず。○八、安南國王、書を呈す。  
 是歲 内藤重次を諸國金銀奉行となす。  
 五二六 美濃高須城主徳永昌重、丹波綾部邑主別所吉治の封を没す。  
 四 是より先、幕府、大徳妙心二寺の出世を停む、是に至り日光祭期に會するを以て妙心寺の出世を宥す。  
 五 長崎の耶蘇教徒を罰す。  
 是歲 長崎代官末次平藏、船長濱田彌兵衛、蘭領總督ノイツを臺灣に捕へて歸る。  
 六 對馬宗義成、使を朝鮮に遣す。  
 五三 勅使江戸城に臨み皇女一宮への讓位の内旨を傳ふ。  
 六三〇 江戸府下に辻番所を置く。○是月、大徳寺澤庵、玉室等を出羽、陸奥に流す。  
 七 長崎奉行竹中重義、耶蘇教徒を捕へて、温泉岳の熱湯に投ず。  
 九六 武家諸法度を改定す。○一九、暹羅國使、將軍に調す、山田長政、國使に付して書及び物を上る。  
 一〇〇 家光乳母齋藤氏上洛し、天皇に調し、盃を賜はる。  
 明正  
 二一八 俄に位を皇女與子内親王に讓らる。  
 三三〇 林道春、法印に敘せらる。  
 七四二 不受不施僧日奥、日樹等を流す。  
 九三 即位。○一五、武家傳奏中院通村を罷め日野資勝を以て之に替ふ。  
 是冬 林道春、忍岡に學寮を建つ。  
 是歲 幕府、耶蘇教に關する書籍の舶載を禁す。  
 八六〇 幕府、外國へ航する商船に朱印の外奉書を長崎奉行に下すことを定む。  
 是秋 暹羅國、書を酒井忠世に遣り、山田長政の病死を告ぐ。  
 閏一〇〇 幕府、禁令を京中に頒ち耶蘇教徒及び浪人を匿し、且私に寺院を建つるを禁す。  
 九五元 肥後國主加藤忠廣の封を没す。  
 六八 池田光仲を因幡伯者に、光政を備前に轉封せしむ。  
 七七 幕府、大徳寺澤庵玉室等を召還す。  
 一〇三 徳川忠長の封を没し上野高崎に幽す。  
 一一三 稻葉正勝、小田原城主となる。  
 一二七 始て大目付四人を置く。  
 是歲 徳川義直、先聖殿を林信勝の忍岡別墅に建つ。  
 正六 諸國巡檢使を派遣す。  
 二六 幕府、奉書船の外海外渡航を禁じ、海外渡航者の歸國を禁す。  
 三三三 六人衆を置く。  
 九三〇 出雲松江城主堀尾忠晴卒す、嗣子なく國除かる。  
 二一六 徳川忠長、高崎に自殺す。○二〇、書物奉行を

置く。  
 二二五 和蘭人及び阿瑪港人土宜を幕府に獻ず。○二二 豊後府内城主竹中重義に切腹を命じ其の封を没す。  
 三三 老中等に命じ課を分ちて諸政を管當せしむ。  
 五二 邦人の外國往來及び耶蘇教を禁じ、尋で長崎に出島を築きて外國人を移す。  
 六二〇 家光、江戸を出發して上洛す。  
 七七八 家光參内す。  
 閏七 酒井忠勝、若狭小濱城主となり、京極忠高、松江城主となる。○二六、家光、大坂、堺、奈良の地子錢を免す。  
 八五 家光、京都を發して江戸に歸る。○一八、松山城主蒲生忠知卒す、嗣なきを以て封を除かる。  
 二二七 池田家の舊臣渡邊數馬、河合又五郎を伊賀上野に殺し其讐を復す。  
 三三二 家光、對馬宗義成と柳川調興との訴を聽決す。  
 四二四 幕府、宗義成に命じ、朝鮮國書の式を改めて日本國大君と書せしむ。  
 五二〇 幕府、長崎を互市場となし外船の他港に入るを禁す。  
 六二 家光、新造船安宅丸を觀る。○二一、武家法度を改定す。○三〇、參勤交代の制を定む。  
 二九 始めて寺社奉行を置く。○一〇、評定所寄合の日及び諸有司分課を定む。  
 二二 評定所條規を定む。  
 三三 林道春、和漢荒政恤民法制を撰進す。  
 四二〇 日光東照宮正遷宮。  
 七七 出羽山形城主鳥居忠恒卒す、嗣なきを以て封を除く。○二一、保科正之、山形城主となる。  
 八二 箱根關令を定む。  
 一二三 朝鮮信使を引見す。  
 七二 高取城主本多利長卒す、嗣なきを以て除封す。  
 八二五 江戸城主主臺成る。  
 一〇五 肥前島原松倉勝家の封内耶蘇教徒蜂起す。  
 二二九 島原教徒蜂起の報江戸に達す、幕府、板倉重昌、目付石谷貞清を遣して之を討たしむ。○二七、松平信綱、戸田氏鐵を島原に遣す。  
 三三 島原亂徒の首領益田時貞、原城址に據る。  
 五一 板倉重昌戦死す。  
 二二 松本城主松平直政を松江城に徙す。○二八、原城陥る。  
 四四 島原城主松倉勝家の封を没し肥前唐津城主寺澤堅高の封を削る。○八、老中武藏川越城主堀田正盛を松本城に移し、尋常文書の連署を止め、特に大議に參せしむ。○一三、高力忠房に肥前島原城を與へ山崎家治に肥後天草を與ふ。  
 五三 松平信綱凱旋し、家光に征討始末を復命す。  
 七一九 島原城主松倉勝家を斬に處す。  
 九二〇 耶蘇教を嚴禁す。  
 一〇二 藥園を品川、牛込に開く。  
 二七四 幕府、太田資宗を長崎に遣し、葡萄牙人を放逐



- す。〇二五、和蘭船平戸に来る。〇是月、葡萄牙船三隻長崎に来る、幕府、諭して之を還す。
- 一七 葡萄牙人六十一人を長崎に斬る。
- 一八 播磨山崎領主池田輝澄の封を没す。〇讃岐高松城主生駒高俊の封を没す。
- 一九 江戸大火。
- 二〇 林道春を總裁として諸家系圖を編ましむ。〇八、外船來航の虞あるを以て福岡城主黒田忠之等の江戸參勤を止め、之に備へしむ。
- 二一 譜代大名小笠原忠貞等七十人の江戸在勤の期を定む。
- 二二 譜代大名青山行成等二十三人の江戸在勤の期を定む。
- 二三 田畑永代賣買の罰則等を定む。
- 二四 會津城主加藤明成の封及び弟二本松領主明利の遺封を没す。
- 二五 幕府、南部領に漂著せる和蘭人を推問し其五人を留めて火技醫術の師とす。
- 二六 山形城主保科正之を會津に移し、陸奥白河城主丹羽光重を二本松に移す。
- 二七 諸大名參賀の順序を定む。
- 二八 寛永諸家系圖傳成る。
- 二九 皇弟紹仁親王に御讓位。
- 三〇 即位。
- 三一 唐糸彌賦の制を定め京都、江戸、堺、大坂、長

後光明

正保元

三九 唐糸彌賦の制を定め京都、江戸、堺、大坂、長

慶安元

- 六二 幕府、琉球使を引見す。
- 六三 林道春、本朝編年録若干卷を幕府に上る。
- 六四 幕府、諸國に令し郷村高帳及び國郡諸城の圖を製せしむ。
- 六五 播磨赤穂城主池田輝興の封を没す。
- 六六 大小刀の寸法及び頭髮髯毛の制を定む。〇二二、幕府、石川利政をして伊豆、相模、安房の海關を巡視せしむ。
- 六七 幕府、高野山學侶行人の訟を斷ず。
- 六八 家光の請によりて日光例幣使を發遣す。
- 六九 徳川義直、東照宮年譜を撰進す。
- 七〇 幕府、明人鄭芝龍の請援を却く。
- 七一 葡萄牙船、長崎に來り通商を乞ふ、九州の諸侯、兵を集めて之に備ふ。
- 七二 幕府、葡萄牙船を諭して歸航せしむ。
- 七三 皇弟守澄法親王、輪王寺門跡となり江戸に下る。
- 七四 唐津城主寺澤堅高、發狂自殺す、幕府、其封を收む。
- 七五 大僧正天海に慈眼大師と諡す。〇一八、天海版一切經成る、是日之を日光山に轉讀す。
- 七六 石見濱田城主古田重恒卒す、嗣なきを以て封を没す。
- 七七 福知山城主稻葉紀通自殺す、封を没す。
- 七八 幕府、武總兩國の地圖を調製せしむ。
- 七九 幕府、勸農規程三十一條を頒つ。

- 三六 諸大名に節儉を命ず。
- 三七 江戸大地震。
- 三八 一家光、琉球使を引見す。
- 三九 幕府、和蘭使を引見し、是日之を還す。
- 四〇 將軍世子家綱、西丸に徙る。
- 四一 家光薨す、下總佐倉城主堀田正盛、岩槻城主阿部重次、下總小見川領主内田正信殉死す。
- 四二 後水尾上皇落飾。〇家光を日光山に葬る。〇一七、勅使前内大臣西園寺實晴、日光山に就て贈正一位太政大臣大猷院殿の追號を賜ふ。〇二一、幕府、故將軍奉任の女員に金を賜ひ悉く家に歸らしむ。
- 四三 三河刈屋城主松平定政、定知父子、東叡山に出家し、書を幕府老臣に呈す。〇一八、定政を伊豫松山に禁錮し、刈屋城を收む。〇二〇、大奥女員の衣服の制を定む。〇二四、江戸浪人丸橋忠彌捕へらる。〇二六、由井正雪、駿府に自殺す。
- 四四 家綱、將軍宣下の禮を始めて江戸に行ふ。
- 四五 幕府、浪人を置くを禁ず。
- 四六 大名旗本士年五十以内の者に末期養子を許す。
- 四七 幕府、歌舞妓者を追捕せしむ。
- 四八 佐渡奉行伊丹勝長、その下役人辻藤右衛門等の亂を平ぐ。
- 四九 林鷲峯編する所の王代一覽成る。
- 五〇 幕府、若衆歌舞妓を禁ず。

承應元

- 五二 幕府、新錢賣買の制を定む。
- 五三 朝鮮使、幕府に入謁す。
- 五四 新造内裏に遷御す。
- 五五 江戸神田橋邊に金錢相場の高札を建つ。
- 五六 幕府、長崎絲割符の法を改定す。〇會津城主保科正之、社倉法をその領内に行ふ。
- 五七 即位。〇所司代令して京都市中に年寄を置く。
- 五八 暹羅國船、長崎に來る、幕府、之を諭して歸す。
- 五九 〇二六、大老小濱城主酒井忠勝隱居。

後西 明曆元

- 九一 浪人戸次庄左衛門、林戸右衛門等、亂を作さんとして捕へらる。
- 九二 浪人改に付きて令あり。
- 九三 江戸の市民庄右衛門等に、玉川上水の工事を許す。〇一五、和蘭人、幕府に貢見す。
- 九四 内裏炎上。
- 九五 幕府、東三十三國は守隨彦太郎稱、西三十三國は神谷善四郎稱を用ひしむ。〇二六、祭主藤波友忠、違勅によりて佐渡に流さる。
- 九六 家綱、琉球使を引見す。
- 九七 新番頭北條氏長を遣し皇居造營の事を議せしむ。
- 九八 幕府、内裏造營の役を諸侯に課す。
- 九九 玉川上水竣功。
- 一〇〇 明國の僧隱元、長崎に來る。
- 一〇一 幕府、從僕的美服着用を禁ず。
- 一〇二 幕府、新錢賣買の制を定む。
- 一〇三 朝鮮使、幕府に入謁す。
- 一〇四 新造内裏に遷御す。
- 一〇五 江戸神田橋邊に金錢相場の高札を建つ。
- 一〇六 幕府、長崎絲割符の法を改定す。〇會津城主保科正之、社倉法をその領内に行ふ。
- 一〇七 即位。〇所司代令して京都市中に年寄を置く。
- 一〇八 暹羅國船、長崎に來る、幕府、之を諭して歸す。
- 一〇九 〇二六、大老小濱城主酒井忠勝隱居。



一〇三 幕府、鑄錢座を江戸淺草に置く。  
 一三六 關東諸國の盜賊を追捕せしむ。  
 三二八 江戸大火、翌日に亘り、本丸火く。  
 二二七 水戸光圀、吏局を江戸邸内に設く。〇二九、幕府、大火焚死者の塚を築く、尋で回向院を建つ。  
 六 新吉原の遊廓を建つ。  
 七六 旗本水野十郎左衛門成之、町奴幡隨院長兵衛を殺す。  
 萬治元 六四 鄭成功の使者、長崎に來り援兵を乞ふ、幕府許さず。  
 八二 長崎奉行、大村耶蘇教徒を處刑し、是日之を報ず。  
 二二六 凶作により明年酒造を制限す。  
 二六 幕府、僧隱元に山城宇治の地を賜ふ、尋で萬福寺を創む。  
 七二 長崎町人の新錢を鑄て外國貿易に供すること許す。  
 八三 江戸城造營成る、天主閣を廢す。  
 是歲 明人朱之瑜歸化す。  
 三 八三 仙臺城主伊達綱宗致仕、綱村襲封。  
 一〇八 堀田正信、封事を幕府に上る、尋で幕府、正信の封を奪ひ禁錮を命ず。  
 正一五 皇居炎上、天皇は昭高院に、後水尾法皇は修學院に幸す。  
 二二八 天皇、近衛基熙の第に遷御し假皇居とせらる。  
 〇幕府、大目付に命じて江戸圖を改正せしむ。

靈元

〇二九、耶蘇教徒を美濃に捕へしむ。  
 六九 蘭船、鄭成功に逐はれて、臺灣より長崎に到る。  
 八一 幕府、關所通行女手形の制を定む。  
 二二八 幕府、若衆歌舞妓の取締を令す。  
 五一 畿内、東海、東山、北陸、山陰、西海諸國大地震、京都最も甚し。〇一九、小笠原忠貞をして長崎外船事務を司らしむ。〇二九、幕府、狩野探幽守信を遣して新皇居繪畫の事を奉ぜしむ。  
 三四七 即位。  
 五三 武家法度を頒つ、武家公家婚姻、耶蘇教禁止、不孝者處罰追加せらる、是日令して殉死を禁ず、又幕府諸臣の貨財を以て人の養子となるを禁ず。  
 二二三 智仁親王王子忠幸を清華に列し氏を廣幡と曰ふ。  
 三二六 幕府、林春齋の家塾に弘文院の號を與ふ。  
 三二七 幕府、小普請水野成之父子に死を賜ふ。〇二九、老中連署の制を改む。  
 七六 幕府、永井尙庸をして本朝編年録續補の事を總管せしむ、尋で書名を本朝通鑑と改む。  
 二一 幕府、國史館を忍岡に置き林春齋をして本朝通鑑を續修せしむ。〇二五、諸大名に令して耶蘇教徒を搜捕せしむ。  
 五正 二 雷大坂城に震し、天主閣焼く。〇二九、幕府、供膳の魚鳥蔬菜の時候を定む。

三二三 幕府、金銀賣買を禁ず。  
 七二三 幕府、諸侯の人質を止む。〇是月、水戸光圀、朱子瑜を聘す。  
 二二三 幕府、萩原員從の請によりて豊國廟を再興せしむ。  
 六五 三 丹後宮津城主京極高國の封を沒す。〇二二、伊勢山口祭。〇神宮造營を内外宮祭主の所掌とし慶光院には別に朱印を與ふ。  
 七一九 水戸光圀、封内の新寺を毀ち古刹廢寺を修復す。  
 一〇三 浪人山鹿素行を赤穂に配す。  
 七五 三 遠江今切新居關の制を定む。  
 七六 幕府、神道家吉川惟足を引見す。  
 八二 一 江戸大火。〇二七、島原城主高力高長の封を沒す。  
 三九 幕府、輸出入品を制限す。  
 八三 宇都宮城主奥平昌能、殉死の禁を犯すを以て之を山形に移す。  
 九五 一 十七歳以下の養子願は許さざること、定む。  
 七八 蝦夷松前泰廣をして蝦夷の亂を平げしむ、三ヶ月にして平ぐ。  
 一〇 二六 徳川頼宣、渾天儀略を幕府に獻ず。  
 六二 續本朝通鑑成る、尋で永井尙庸、林春齋春勝、子春常信篤、坂井伯元政朝、林春東勝澄、人見友元宜卿等の編纂の功を賞す。  
 二二七 大老酒井忠勝役宅に、仙臺城主伊達綱村の臣伊

延寶元

達安藝宗重と族宗勝の黨原田甲斐宗輔等と對決す、宗輔、語窮して宗重を斬り將に大老老中等に逼らんとし、町奉行島田忠政に殺さる。  
 四三 伊達宗勝を土佐に配す。  
 五五 幕府、阿部忠秋を致仕せしめ、緊要の件は其邸について議せしむ。  
 九一 一番頭水野忠増を免じ閉門を命ず。  
 二二 奥平源八、傳藏、夏日外記を大島に流す。  
 五八 京都大火、天皇上御靈社に遷御あらせられ、尋で右大臣近衛基熙の第に遷御す。  
 六五 英吉利船、長崎に來りて通商を乞ふ。  
 七七 幕府、長崎奉行をして英吉利船を諭し還らしむ。  
 九五 琉球船貨物の損害賠償銀を東寧に徴して琉球に給す。  
 二二 伏見奉行仙石久邦を皇居造營の總奉行とし、池田綱政をして之を助けしむ。  
 是歲 吳三桂、鄭經、耿精忠等、明帝の遺子を奉じ清朝に對し兵を擧ぐるの報至る。  
 三六 幕府、山鹿素行等の配流を赦す。  
 二二五 京都大火、假皇居炎上により、吉田兼連の第に幸す。〇二七、新造の土御門内裏に還幸。  
 四四 長崎代官末次平藏父子、密貿易によりて隠岐に流さる。  
 三二七 法皇御所火を失し、女院御所に延焼す。  
 六四 舊佐倉城主堀田正信、其幽閉の地小濱を出で、



潜かに石清水八幡宮に詣す、是日、正信を徳島城主峰須賀綱通の封地に鯛し、尋で、幕府、小濱城主酒井忠直を閉門に處す。

九二 法皇御所造營竣工。

一〇五 東海、南海、西海、大風雨海嘯。

是歲 明僧心越、慧雲等歸化す。

六 七三 清國の平南親王尙之信等、手簡を長崎奉行に贈る。

一一七 幕府、甲府綱豊の家老新見正信を蟄居せしむ。是歲 幕府、切支丹嚴禁の令を頒つ。

七 一〇九 松平光長の臣永見大藏、萩田主馬等罰せらる。

八 四四 徳川光圀、一代要記、公卿補任補闕、扶桑拾葉集を幕府に獻す。

五 六 家綱、館林宰相綱吉を以て嗣となす。

閏 八 六 東海、西海諸國大風雨洪水海嘯。

天和元 九二 將軍、林春常、人見友元と經書を討論す。

二七 上野碓氷八幡宮別當、寺僧亮賢に高田藥園の地を與へて大聖護國寺を建てしむ。〇九 遠江掛塚領主加々爪直清の封を沒す。〇二五、堀田正俊を下總古河に移す。〇二七、酒井忠清隱居。

三三 町奉行島田忠政を閉門に處す。

六三 將軍、自ら松平光長の家臣の訟を裁決す。〇二二、光長の妹婿小栗美作、大六父子に自殺を命じ、御爲方永見大藏、萩田主馬を八丈島に流す。〇二六、光長の封を沒す。〇二七、大目付渡邊綱貞を八丈島に流す。

貞享元 一〇三 皇子寛清親王の事により權大納言小倉實起及び其子公連季伴の官を免じ佐渡に流す。

二 三〇 駿河田中城主酒井忠能の封を沒す。〇一三、伊勢内宮炎上。

二 正元 小納戸柳澤保明をして大學を講ぜしむ、後以て例と爲す。

二 三 陸奥福島城主本多忠國を姫路に徙し。常陸土浦城主土屋政直を駿河田中に移す。〇一五、戸田忠昌を武藏岩槻の城主となす。

四 二 綱吉、琉球王子を引見す。

五 高札を諸國に建て忠孝を勵まし、奢侈、毒藥賣買、耶蘇教等を禁す。

七 三 幕府、木下順庵を召して儒者と爲す。

八 三 幕府、朝鮮使を引見す。

九 六 幕府、舟手頭向井正盛をして安宅丸を毀たしむ。

三 二 九 朝仁親王、皇太子にならせらる。

三 一〇 皇大神宮臨時遷宮。

六 三 幕府、川村瑞軒に命じて淀河水路を巡察せしむ。

七 五 將軍綱吉、武家法度十五ヶ條を諸大名に示す。

九 二 側用人牧野成貞、下總關宿城主となる。

二 三 阿部正武、堀田正仲を總裁とし林春常、人見友元、木下順庵をして三河記を校正せしむ。

正 三 三河記校正に付、諸家をして書上をなさしむ。二 三〇 是より先、堀田正仲、總裁となり、林春常をし

て服忌令を考定せしむ 是日之を頒つ。

七 三 岩槻城主土方雄隆の封を收む。〇三〇、筑後松崎城主有馬豊祐の封を沒す。

八 三 若年寄稻葉正休、大老古河城主堀田正俊を江戸城中に刺し、老中大久保忠朝、戸田忠昌等に殺さる。

一一〇 上總佐貫城主松平重治の封を沒す。〇二八、保井算哲春海、新曆を撰進す。

一一一 保井算哲、天文方となる。

二 三 八 大奥女中山崎を追放す。〇二六、住吉具慶繪師となる。

六 二 阿媽港船、我漂民を護送して長崎に至る、幕府、漂民を受け復來ること勿らしむ。〇一〇、幕府林奉行四人を置く。〇二二、故大老正俊の子古河城主堀田正仲を山形に徙す。

是歲 幕府、長崎貿易の額を定む。〇奈良大佛殿造營開始せらる。

三 正 二 老中大久保忠朝、小田原城主となる。〇老中戸田忠昌、佐倉城主となる。〇側用人松平忠周、岩槻城主となる。

二 二 幕府、奥醫師瀨尾昌琢をして參府の蘭人に醫術を學ばしむ。

閏 三 六 福井城主松平綱昌の封を收めて養父昌親に與ふ。

四 三 幕府、服忌令を補正す。

七 三 山形城主堀田正仲を陸奥福島に徙す。

東山

八 九 幕府、對馬宗義眞に命じて朝鮮互市の金額を一萬八千兩に限らしむ。

九 二 大小神祇組を追捕す。〇七、三河記の校正成り武徳大成記と名く。

二 二 五 薩摩島津光久に命じて琉球互市の金額を金二千兩に限らしむ。

二 二 七 幕府、生類憐みの令を發す。

二 四 幕府、臺所の井に猫落て死するによりて臺所頭天野正勝を流す。〇一一、林春常法印に敍せらる。〇二一、江戸市中に令して飼犬紛失せば尋出さしめ飼主なき犬も畜養せしむ。〇二七、幕府、食料の魚鳥を飼ふことを禁す。

四 九 幕府、病馬を棄てたるものを流刑す。尋で犬を斬りたるものを流刑す。〇二八、即位。〇三〇、幕府、鳩に小石を投じたるものを罰す。

六 二 幕府、吹矢にて燕を射たるものを流斬す。

七 二 不受不施の僧日庭、日弘を佐渡に流す。

一〇 八 幕府、高野山學侶行人の訴論により條目を改定して之を頒布す。

二 二 六 後柏原天皇以來百三十年間廢れたる大嘗會を復す。

是歲 熊澤伯繼、古河に禁錮せらる。

四 三 綱吉、側用人牧野成貞の第に臨む、臣下の邸に臨むこと茲に初まる。

五 〇 幕府、服忌令を追加す。〇三〇、幕府、鳩、鳥



に石を投じたるものを追放す。  
 七二 武藏山口村に狼出て人を害す、幕府、之を撃たしむ。  
 八七 幕府、門外に在る犬を養はざりしものを追放す。  
 二二 南部直政、柳澤保明、側用人となる。○二二、網吉、林春常の忍岡邸内の孔子廟に詣す。  
 三三 幕府、知足院隆光に扶持を與ふ。  
 是歲 清國商船の長崎渡來の數を七十艘に限定す。○大坂堂島の市街を開く、後遂に諸穀糶糶場と成る。○長崎に唐人屋敷を設く。  
 二二 網吉、又孔子廟に詣す。○二七、幕府、病馬を棄てしものを遠流に處す。  
 六六 幕府、田島を害する猪鹿を殺すとも食すること勿らしむ。  
 七六 大河内春龍良資儒員となる。○二七、幕府、車にて犬を轢殺したるものを斬る。  
 八九 加賀前田綱紀を三家に准す。○一〇、故信濃高遠城主鳥居忠則を追責し其の封を沒す。  
 一〇六 奥右筆表右筆の組頭を置く。  
 三三 幕府、歌人北村季吟及び其子湖春を召す。  
 三三 網吉、孔子廟に詣す。  
 七九 林春常の忍岡邸の孔子廟を神田に移さしめ側衆松平輝貞を奉行とす。  
 七九 儒生和田春堅、幕府に召さる。○二二、網吉、自ら四書を講ず。

九二 網吉、林春常を召し論語を講ぜしむ。○二三、町醫舟橋長庵、喜多村慶庵、伴道與、數原通玄、外科醫牧野升朔、淺井休益、野間安節、幕府に召さる。  
 一〇四 徳川光圀隱居、兄高松城主松平頼重の子綱條嗣ぐ。  
 二二 網吉、大成殿の扁額を書して孔子廟に掲げしむ。○是月、小普請金徴收の制を申令す。  
 三三 神田昌平坂孔子廟成る。○二六、紀伊根來大傳法院覺鑊に興教大師の號を勅諭せらる。  
 是歲 獨逸人ケンペル來朝す。  
 四 正三 林春常に著髮せしめ大學頭に任ず、是より儒者皆著髮す。○二五、網吉、知足院に臨む。  
 二二 相生橋を昌平橋と改む。○七、忍岡の孔子像を大成殿に遷す。○一一、網吉、大成殿に詣す。  
 〇二八、僻地の瘦犬を養はしめ鬪犬を制す。  
 三三 網吉、側用人柳澤保明の第に臨む、此後屢臨む。  
 四六 幕府、日蓮宗の悲田派を禁す。  
 七三 幕府、悲田派僧侶を流す。  
 八七 儒者安見元道、幕府に召さる。  
 八七 儒者林春益、伊庭豊祥著髮す。  
 閏 八六 儒生中村兼照等七人を召して醫官とす。  
 五 二二 網吉、大成殿の釋奠に臨む。○二三、下野壬生城主三浦明敬、日向延岡城主となり、松平輝貞、壬生城主となる。  
 三 八 東大寺大佛殿再建開眼供養。  
 七三 陸奥白河城主松平忠弘の封を沒す。○二五、幕

府、高野山學侶行人の争訟を裁斷し行人六百二十七人を幽す、尋で之を流刑に處す。○二七、出羽山形城主松平直矩、白河城主となる。○二八飛驒高山城主金森頼貞、出羽上ノ山に遷る。  
 八六 松平忠弘、山形城主となる。○是月、徳川光圀、楠子之碑を湊川に建つ。  
 九三 網吉、柳澤保明に親製の觀用教戒を與ふ。  
 一一 幕府、鳥を伊豆大島に放つ。  
 三三 京都大火。○三、町醫川村玄東、栗本俊行召さる。  
 六 二二 網吉、大成殿の釋奠に臨む。○二二、網吉、諸大名を召して中庸を講ず。  
 四二 網吉、周易を開講す。  
 五三 朝鮮人竹島に來り漁するを以て因幡鳥取城主池田綱清、之を捕へて幕府に報ず、是日之を送還し再び竹島に來る勿らしむ。  
 六三 陸奥岩瀬領主本多政利、其婢を殺したるによりて封を沒す。  
 八六 網吉、大成殿の釋奠に臨む。○七、江戸淺草川に新大橋を架す。○一六、釣舟を禁す。  
 二九 諸大名旗下等の遊女町に遊ぶことを戒む。○二五、下總古河城主松平忠之の封を收め弟信通を備中庭瀬に徙す。  
 三 五 幕府、木下順庵を著髮せしむ。○二二、幕府、服忌令を改正す。  
 七 正 七 武藏川越城主松平信綱、下總古河に移り、側用

人柳澤保明、川越城主となる。○是月、幕府、無稽の書を作り版行せし市人を刑す。  
 三二 幕府、筑紫國右衛門を刑す。  
 八二 市谷月桂院を月桂寺と改め關東十刹に加ふ。  
 二九 儒生中村房喬、松浦成之、幕府に召さる。○幕府、醫生中村兼照等七人を召して醫官とす。○二三、徳川光圀、其臣藤井紋大夫を斬る。  
 三三 側用人柳澤保明、老中に准ぜらる。  
 八 二八 江戸火く。○一二、前田綱紀をして飛驒高山城を毀たしむ。  
 三三 越前丸岡城主本多重益の封を沒す。  
 四六 賀茂葵祭を再興す。  
 八二 勘定吟味役萩原重秀の議を容れて金銀貨を改鑄せしむ、老中阿部正武、若年寄加藤明英を奉行とし重秀をして其事を掌らしむ。  
 九八 知足院を護持院と改め僧隆光を大僧正とす。  
 二二 江戸の犬を中野犬小屋に畜ふ。○二九、側用人下總關宿城主牧野成貞隱居。  
 九 正 六 我邦人の竹島に到り漁するを禁ず、尋で朝鮮漁民の訴訟を却け、本國に歸らしむ。  
 七 〇 幕府、金銀箔賣買の制を定む。  
 七 〇 新舊金銀貨幣交換及び舊貨通用停止の令を頒つ。○三〇、儒生近藤玄壽、桂山義樹、幕府に召さる。  
 一一 三三 三奉行に命じて全國輿地圖を校正せしむ。  
 一〇 正 八 淨土宗開祖源空に圓光大師の諡號を賜ふ。



- 二二 丹後宮津城主阿部正邦を下野宇都宮に、宇都宮城主奥平昌成を宮津に徙す。
- 四六 儒者入見元沂、坂井伯隆、著髮す。〇二五、東大寺大佛殿立柱。〇二六、舊金銀貨幣を悉く新鑄貨幣に交換せしむ。
- 六〇 美作津山城主森長成卒し、嗣子失心せるを以て其封を收む。
- 七一 柳澤保明を總奉行として江戸東叡山根本中堂を建てしめ島津綱貴をして役を助けしむ。〇九、護國寺護持院の新堂上棟の式を行ふ。〇二六、勘定奉行萩原重秀の議を用ひ旗本五百俵以上に淺草の廩祿を給することを停めて土地を與ふ。〇二八、綱吉、浪人河村瑞軒を引見す。
- 八三 幕府、歴代御陵の修理を奏す。
- 〇二二 關東大地震。〇一七、江戸火く。
- 二四 松平長矩、美作津山城主となる。
- 二九 東叡山根本中堂立柱。
- 三九 河村瑞軒を旗下に列す。
- 四六 河村瑞軒が開墾せし淀河の支流を安治川と稱し、堀江を埋めたる處を堀江町と稱せしむ。
- 六三 幕府、服忌令を追加す。
- 七二 柳澤保明、老中の首席となる。〇二九、豊前中津城主小笠原長胤の封を没し、更に弟長圓に與ふ。
- 八二 東叡山根本中堂功竣る。
- 九三 綱吉、東叡山根本中堂供養の勅會に臨む。〇

- 六、瑠璃殿の勅額を根本中堂に掲ぐ。〇江戸大火、勅額火事と云ふ。
- 二二 江戸碑文谷法華寺日附、谷中感應寺日邊等、悲田派不受不施の禁を犯すを以て流刑に處す。
- 三三 幕府、永小作及び田地賣買に關する令を頒つ。七八山陵修築成る。
- 四四 旗本七千六百九十人を賑恤す。
- 四九 大奥に儉約を命ず。
- 五二 出羽山形城主松平忠雅を備後福山城に、陸奥福島城主堀田正虎を山形城に徙す。
- 八六 始て日光奉行を置く。
- 一二 綱吉、易經講筵竟宴を行ふ。
- 三四 年頭勅使を饗す。〇赤穂城主淺野長矩、高家吉良義央を幕府に傷く。〇一五、赤穂城を收め長矩の弟長廣を閉門に處す。〇二六、吉良義央罷免。
- 二六 柳澤保明に松平の稱號及び偏名を與ふ。
- 三三 幕府、窮民賑救の法を議せしむ。
- 六三 美濃岩村城主丹羽氏音の封を削る。
- 七六 淺野長廣の閉門を免じ、廣島城主淺野綱長に依らしむ。
- 八三 伊勢長島城主松平忠充、心疾に依り封を除か
- 一〇三 幕府、犬を殺したる馬醫に切腹を命ず。
- 二六 堺奉行を復す。
- 二四 淺野長矩の遺臣大石良雄等、吉良義央の本所第を襲ひて義央を殺す。〇一九、國繪圖成る。

寶永元

- 一六 二 幕府、赤穂四十六士に切腹を命ず。〇九、幕府、下婢を殺したるものに切腹を命ず。
- 八〇 幕府、曹洞宗宗統復古の條規を定む。〇二一、出羽米澤城主上杉綱憲(吉良義央の子)隱居。
- 一〇六 大和川を修めしむ。
- 一二三 關東大地震。〇二九、江戸大火。
- 五九 越後村上城主榊原政邦、播磨姫路城主となり、姫路城主本多忠孝、村上城主となる。
- 七六 閉門、遠慮の制を定む。
- 二五 綱吉、甲府中納言綱豊を養嗣とす。〇九、綱豊、家宣と改名。〇二一、柳澤吉保、甲府城主となる。
- 二二 幕府、供御の料一萬石を増獻す。
- 三三 本庄道章に封を加へて大名に班す。
- 四九 諸國人民、伊勢神宮に群參す。
- 八九 諸藩に命じ封内紙幣發行額を録上せしむ。
- 三六 但馬出石城主松平忠周、信濃上田に、赤穂城主永井直教、信濃飯山に、飯山城主松平忠喬、遠江掛川に、上田の仙石政明、但馬出石に、備中西江原森長直、播磨赤穂に轉封す。
- 三四 前關白近衛基熙、江戸に來る、是日綱吉に謁す。
- 六六 寶字銀を鑄る。
- 二九 日蓮宗僧三鳥の説を禁じ其の徒を捕ふ。
- 二二 松平(越智)清武、上野館林城主となる。〇
- 一八、醍醐寺開祖聖寶に理源大師の諡號を賜ふ。

寶永元

- 二二 雜說流言落書捨文を禁じ、又牛馬の重荷、鳥獸の販賣を禁ず。
- 一〇四 諸國大地震。
- 一二三 富士山噴火、山腹に寶永山を生ず。
- 五九 京都錢座大錢新鑄成る。
- 三八 内裏炎上、天皇下賀茂に幸し、尋で近衛家照の第に幸す。
- 六九 松平清武館林に、小笠原信辰、越前勝山に城く。
- 二〇 綱吉、麻疹にて薨す。〇一七、幕府、大錢の通用を停む。〇二〇、幕府、殺生の禁を解く。〇二一、綱吉夫人鷹司氏、麻疹にかゝる。
- 二二 家宣、前代の近臣等を罷む。〇中村房高、伊庭清長、和田長重、安見元道、木下寅亮、萩生觀、近藤支壽、儒者となる。
- 三一 御内證上物、音物、祝儀物、作り重、贈り物等を戒む。〇二、酒税を廢す。〇二一、東大寺供養。林春常講書。〇一五、側用人間部詮房に一萬石を加増す。
- 五一 家宣將軍軍宣下。
- 六三 甲府城主松平(柳澤)吉保隱居、子吉里嗣ぐ。
- 六七 幕府、鳶の者の濫妨狼藉を禁ず。
- 八四 幕府、前護持院隆光を黜く。
- 二六 天皇、新皇居に遷御。〇二一、新井白石をして耶蘇教徒を小石川切支丹屋敷に鞠問せしむ。
- 二六 志摩島羽城主松平乘邑を伊勢龜山に、龜山城主

中御門



板倉重治を鳥羽に徙す。  
 二五 深見玄岱、儒者となる。  
 三一 幕府、諸國巡見使を派す。○家宣、和蘭人を引見す。  
 四三 老中秋元喬知、大目付横田由松、勘定奉行萩原重秀等に金銀改鑄を命ず。○一五、武家法度を頒つ。○新令句解を頒つ。○二五、萩原重秀を罰す。  
 五三 側用人間部詮房を上野高崎城主となし、松平輝貞を越後村上に、本多忠良を三河刈屋に、阿部正領を上總佐貫に徙す。  
 八二 皇弟直仁親王を立て、閑院宮とす。○二一、徳川綱條、禮儀類典を幕府に獻す。○是月、奉公人受宿の制を定む。  
 閏八五 松平忠雅を伊勢桑名に、松平定重を越後高田に、阿部正邦を備後福山に、戸田忠貞を下野宇都宮に徙す。  
 九六 幕府、新井白石を上洛せしむ。  
 二二 即位。○一八、將軍、琉球使を引見す。  
 二二 松平忠喬を攝津尼崎に、小笠原長熙を遠江掛川に、永井直敬を武藏岩槻に、青山幸秀を信濃飯山に徙す。○一三、井伊直該を大老となす。○一五、松平光熙を山城淀に、安藤信友を美濃加納に、石川總慶を備中松山に徙す。  
 三三 幕府、三宅觀瀾、室鳩巢を召す。  
 七七 禁裏、仙洞御料の境標、御所御用の看板等を改

めしむ。  
 二〇 新井白石敍爵して筑後守と稱す。  
 二一 新井白石、朝鮮使趙泰徳、任守幹、李邦彦を幕府に辯折す。  
 二六 鳥居忠英を下野壬生に、加藤嘉矩を近江水口に徙す。  
 三七 幕府、道中人馬の制を定む。○一二、禁裏への返詞を勅答と稱せしを御返答と改む。  
 四三 幕府、參勤諸侯扈從の人員を制す。○二八、諸國郡名の誤を正す。  
 七一 勘定吟味役を置く。○一二、本多忠良を下總古河に、松平信祝を三河吉田に、牧野成央を日向延岡に、三浦明敬を三河刈屋に徙す。○二一、安房北條領主屋代忠位の封を没す。  
 八 沿海廻船に付き令あり。  
 九二 勘定奉行萩原重秀を罷む。○二三、新銀鑄造を止め古銀、元祿銀、寶永以後の銀錢を混用せしむ。  
 一〇 佐渡奉行二人を復す。○一八、金銀改鑄に就き家宣遺命を傳ふ。○二〇、家宣を増上寺に葬る。  
 三二 新銀鑄造を命ず。○一八、旗下の奢侈を誡む。  
 三二 家宣將軍宣下。  
 四二 桐間番等を廢す。○一九、女装の華奢を禁ず。  
 五八 諸國銅山の銅を大坂に送り、長崎に廻送して外國貿易に資せしむ。

正徳元

七三 金地院僧、國師日記、異國日記を幕府に獻す。  
 八六 靈元上皇御落飾。  
 二 外國船との海上密賣買を禁ず。  
 三五 老女繪鳥等を流し兄弟、留守居、奥醫師、木挽町芝居座元、俳優、女中等を死刑、流刑、追放、改易等に處す。○一五、故萩原重秀を追罰す。○二〇、社寺境内の芝居、門前の遊女、芝居小屋の建築、興行時間等につきて取締あり。  
 五三 新金鑄造を停め萩原重秀と結托せしものを罰す。○一五、新古今兩替の法を定む。  
 七九 通貨の買収を禁ず。  
 九三 江戸根津權現寶永祭。  
 二二 家繼、琉球使を引見す。  
 正二 長崎貿易の制限に關する新例を定む。  
 四三 新金引替に就きて令す。○是月、江戸辻番の制を定む。  
 九三 みかさ附と稱する博奕を禁ず。○二三、法皇、皇女八十宮の家繼に降嫁するを許し給ふ。  
 五一 紀伊徳川吉宗、宗家を嗣ぐ。○一六、幕府、御用方右筆を奥右筆とす。  
 六九 幕府、五位の狩衣を廢し、四位は狩衣、五位は大紋とす。  
 七三 幕府、儒員に命じ元祿の舊に仍りて經筵を開かしむ。○一八、吉宗將軍宣下。  
 八三 幕府、鷹匠頭を再置す。  
 九六 幕府、鳥見を再置す。

二〇 小笠原長興を諸侯に列す。○二四、淺草銅吹座を廢す。  
 二一 花昌奉行を廢す。○二八、幕府大奥を戒飭す。  
 二二 幕府、柳澤吉保をして其所撰常憲院實紀を呈せしむ。  
 是歲 林春常、玉音抄を獻す。  
 二四 興福寺火く。○二二、江戸大火。  
 二九 護持院火く。○一一、越後村上城主松平輝貞を上野高崎に、高崎城主間部詮房を村上に、丹後宮津城主奥平昌成を豊前中津に、信濃飯山城主青山幸秀を宮津に、越後糸魚川城主本多助芳を飯山に徙す。  
 三二 幕府、武家法度を頒ち天和の舊に復す。○一四、護國寺を護持院と改め觀音堂を護國寺と稱せしむ。  
 四二 幕府、福岡、萩二藩に命じ筑紫の海上に清國の密貿易船を撲はしむ。○幕府、小倉藩に命じ福岡、萩二藩と共に清國姦商を追捕せしむ。  
 七六 幕府、宗義方に令し朝鮮聘禮を天和の舊に復せしむ。○是月、幕府、昌平饗に士庶の聽講を許す。  
 八三 三年を期して乾字金の通用を停む。  
 一〇 幕府、提灯奉行を置く。  
 二一 山城淀城主松平光慈を志摩鳥羽に、伊勢龜山城主松平乘邑を淀に、鳥羽城主板倉重治を龜山に徙す。

享保元



- 一三三 幕府、目付渡邊永倫を長崎に遣して清船掃攘を監せしむ。〇二八、小普請奉行を置く。
- 三四六 小倉、萩、福岡三藩の兵、筑前白鳥の清國商船を撃退す。〇是月、西川忠英、幕府に仕ふ。
- 六二九 幕府、密貿易を嚴禁す。
- 九三三 幕府、儒者林春益、人見行充、木下菊潭、萩生北溪等をして交々昌平齋に出講せしむ。
- 〇三〇、幕府、銀座の外廢銀の賣買を禁ず。
- 閏一〇六 幕府、新金銀交換の法を定む。
- 一一三 吉宗、琉球使を引見す。〇一九、幕府、疑獄に舊例を援引して上申することを禁ず。〇二八、幕府、密貿易者を糺察せしむ。
- 一二五 儒者桂山義樹、徳力良顯等評定所に出仕す。
- 一三五 幕府、蝦夷松前矩廣を萬石の列に准ず。
- 三 鹿兒島城主島津吉貴、清國制度風俗及び治否の狀を條記して之を幕府に呈す。
- 四三 幕府、本所奉行を廢す。〇一四、幕府、町奉行一員を減じ二員と爲す。
- 六三三 幕府、西南諸侯を戒飭して姦商を檢せしむ。〇二五、幕府、新に小普請組支配を置く、尋で小普請の食邑三千石以上を寄合と爲す。
- 九二 金澤城主前田綱紀、稻葉若水撰する所の庶物類纂を幕府に獻す。
- 一〇一 吉宗、朝鮮使を引見す。
- 五三〇 元祿銀、寶永銀、中銀、三寶銀、四寶銀の通用期限を定む。〇二七、江戸大火、東叡山大猷院

- 靈屋焚く。
- 五 幕府、醫師丹羽貞機の請を允して、諸山の藥草を探索せしむ。
- 六七 小倉藩士、筑前の藍島に清國の姦商を捕ふ、尋で福岡藩兵、其一舟を燒く。
- 九二 越後村上城主間部詮言を越前鯖江に徙す。〇一九、駿河田中城主内藤式信を村上に徙す。〇二七、道奉行を廢す。〇是月、櫻樹を江戸飛鳥山に栽す。
- 一〇三 幕府、再び道奉行を置く。〇二九、水戸城主徳川宗堯、大日本史を幕府に獻す。
- 一三三 伊豆下田奉行所を相模浦賀に移す。
- 是歲 幕府、新に和蘭貿易の價額を定め又禁書の令を弛む。
- 六二四 幕府、儒員木下菊潭、室鳩巢等を召して論語を講ぜしむ。
- 二二 幕府、蘭人をして本國所獻の燧石銃を試みしむ。〇是月、幕府、代官をして郷村、農民の組合納租等に係る條規を頒たしむ。
- 三三 江戸大火、翌日又大火。
- 四一 幕府、農商の徒の死罪に子の連坐を停む。〇四、吉宗、三奉行の裁判を聴く。〇是月、幕府の後房及び諸侯の婦女を戒む。
- 五二五 大坂醫士古林見宜を召して醫書を講ぜしむ。
- 六三 幕府、諸國の戸口田畝を録進せしむ。
- 七二四 幕府天文方澁川敬尹、猪飼久一に命じて曆を作

- らしめ儒者林信如に命じて令集解を校訂せしむ。〇是月、長崎奉行清國朱一貴の亂を報ず。
- 閏七 三 幕府、通志堂經解康熙字典を獻上す。〇一三、室鳩巢をして六諭衍義を譯せしむ。
- 八二 幕府、始めて目安箱を評定所門前に置く。〇一七、江戸小石川の邸址を藥園と爲す。
- 九二五 幕府、萩生徂徠をして六諭衍義を譯さしむ。
- 一一 幕府、處士山下幸内の書を目安箱に投じて時事を論ずるを賞す。〇是月、幕府、廓上の女墻を撤して松を栽す。
- 七六三 幕府、新刊六諭衍義大意を市内の習字師に與ふ。
- 七三 幕府、諸侯に上米を課し參勤の期を緩くす。
- 一〇三 島津繼豊、靖裏實録を幕府に獻す。
- 一一 幕府、手習師匠をして法令及び五人組帳を模本に用ゐしむ。
- 一二 幕府、養生所を小石川藥園に置く。〇七、心中讀賣を禁ず。〇一六、幕府、出版條例を定む。
- 八二七 室鳩巢、養子の制に就きて幕府に上書す。
- 二 幕府、情死者の死骸取捨の處置を定め、未遂者を非人手下と爲すの制を定む。
- 三 長崎奉行、清國商船の私商を糺明す。〇晦、幕府、諸國に令して戸口を録進せしむ。
- 四一〇 成島道筑、奥坊主より組頭に轉じて書籍を掌る。〇是月、出羽の百姓一揆起る。
- 五一 山城淀城主松下乘邑を下總佐倉に、佐倉城主稻

- 葉正知を淀に轉封す。
- 六八 幕府、足高の制を定む。〇是月、幕府、醫令大路道三に命じて醫書を校訂せしむ。
- 九四 幕府、室鳩巢に五常和解、五倫和解を撰せしむ。
- 一一 江戸の處士菅野直養、私學會輔堂を創む、是日幕府、本所に地を與ふ。〇二二、幕府、奥右筆下田師古を書物奉行とす。
- 是歲 蘭人及び清商、馬を幕府に貢す。
- 九三二 甲府城主柳澤吉里を大和郡山に徙す。〇二一、大坂大火。〇是月、長崎の港税を定め一萬五千兩とす。
- 五二九 細井廣澤、幕府に仕ふ。
- 六三 幕府、儉約を令す。
- 一〇二 下野鹿沼邑主内田正偏の封を削る。〇是月、清商察馬、方書を幕府に獻す。
- 一〇三四 大判改鑄を命ず。
- 四 肥前平戸藩の哨船、朝鮮に赴かんとする姦商を捕ふ。
- 七八 萩生徂徠に命じて清人所獻の樂書を校閲せしむ。〇二八、信濃松本城主水野忠恒、江戸城中に長門府中世子毛利師就を傷く。
- 八二七 水野忠恒の封を收む。
- 一〇六 元祿金の通用期限を定め十二月朔より新大判を用ゐしむ。〇一八、若年寄大久保常春を下野烏山城主となし、志摩烏羽城主松平光慈を信濃松本に、烏山城主稻垣昭賢を烏羽に徙す。〇



- 一 晦、蘭人、馬を幕府に獻ず。
- 二 室鳩巢、西城奥儒者となる。〇二七、幕府、儒員荻生北溪の唐律疏議校正及び淺井奉政の和事纂編輯の勞を褒す。
- 三 幕府、有馬氏倫、加納久通を大名に列す。
- 四 幕府、伊勢山田奉行一員を減す。
- 五 吉宗、蘭人の馬術を觀る。
- 六 幕府、諸國の戸口を調査す。〇是月、幕府、大坂の處士三宅石菴、中井菴庵の請を容れて地を尼崎に賜ひ懷德書院を建立せしむ。
- 七 清商遼東、人參乾根葉參實百餘種及び採參紀略一冊を幕府に上る。
- 八 萩藩兵、清國商船を長門須佐浦に燒く。〇一、幕府、鹿兒島以下十五藩に令して清國商船の漂泊する者を撃たしむ。〇一二、幕府、藩主天死して弟ある者は原封の半を給與するの制を定む。
- 九 幕府、建部賢弘、中根玄圭をして曆算全書を訓譯せしむ。
- 一〇 水戸徳川宗堯、常山文集を朝廷、幕府に獻ず。
- 一一 東埔寨の貢船、長崎に來り通商信牌を乞ふ。
- 一二 幕府、目安箱を大坂町奉行所外に置く。
- 一三 幕府、鹿兒島藩士落合孫右衛門をして甘蔗を濱御殿に植ゑしむ。
- 一四 吉宗日光社參。
- 一五 對島藩、朝鮮國の亂を幕府に報す。

- 一六 關東諸國大風雨、江戸最も甚し。〇二二、陸奥棚倉城主太田資晴を上野館林に、館林城主松平武元を棚倉に徙す。
- 一七 幕府、始めて弓場始を行ふ。
- 一八 三河吉田城主松平信祝を遠江濱松に、濱松城主松平資訓を吉田に徙す。
- 一九 幕府、修驗者天一坊改行を誅す。
- 二〇 陸奥信夫伊達二郡の百姓一揆起る。
- 二一 幕府、東宮に米千俵、八十宮に金二百兩を増進す。
- 二二 幕府、普救類方を刊行す。
- 二三 明年より諸大名の上米を停め參勤交代の制を復す。
- 二四 幕府、廣島城主淺野吉長の請を許し、其弟長賢に三萬石を分與して支封となす。
- 二五 京都大火。
- 二六 上野沼田城主本多正矩を駿河田中に封ず。
- 二七 吉宗次子宗武に田安門内の邸を賜ふ。
- 二八 江戸大火。
- 二九 幕府、金十五萬兩を金澤藩に借る。〇是月、幕府、大坂の藥商源左衛門をして鑛山を巡視せしむ。
- 三〇 日光東照宮正遷宮。
- 三一 幕府、伊勢神戶邑主石川總茂を常陸下館城に、下館城主黒田直邦を上野沼田に徙す。
- 三二 幕府、河内西代邑主本多忠統を神戸に徙す。〇

- 一 是月、幕府、植村政勝を伊勢美濃に遣して採藥せしむ。
- 二 是夏 伊勢近江以西の諸國及び駿河伊豆安房陸奥出羽等蝗虫の害あり。
- 三 吉宗、草鹿騎射の儀を興す。
- 四 幕府、京都に貨物改會所を設く。
- 五 是歲 米價騰貴延いて翌年に及ぶ、餓死するもの尠からず、中國四國九州等最も甚し、幕府、倉廩を開きて配給し與羽北陸の米を輸送して急を救ふ。
- 六 江戸に米一揆起る。
- 七 幕府、度量考を版行す。
- 八 幕府、新鑄の大砲を鎌倉に試放す。
- 九 幕府、和蘭の貿易額を減じ録千百貫目と爲す。
- 一〇 水戸徳川宗翰、禮儀類典を幕府に獻ず。
- 一一 是歲 吉宗、甘薯を小石川園中及び吹上の園中に試植す。
- 一二 幕府、唐人參座を江戸に設く。
- 一三 幕府、諸大名の遊里に入るを戒飭す。
- 一四 櫻町
- 一五 即位。
- 一六 幕府、仁風一覽を刊行す。
- 一七 幕府、書物奉行に命じ類聚國史を校訂せしむ。
- 一八 幕府、勘定奉行代官等を戒諭す。
- 一九 幕府、文字金銀を鑄る。
- 二〇 幕府、書物奉行に命じ國太曆、日本御紀纂を校訂せしむ。〇是月、幕府、長崎入港の唐船四艘

- 二一 寛保元
- 二二 大岡忠相を大名に列す。
- 二三 幕府、女御二條氏に粧田を進獻す。
- 二四 幕府、書物奉行に命じ日本紀類を校訂せしむ。
- 二五 幕府、錢を諸國に鑄るを許可す。
- 二六 寛永寺火く。
- 二七 吉宗、蘭人の馬術を吹上に覽る。
- 二八 幕府、銅座を大坂に設く。
- 二九 幕府、和藥改所を廢す。
- 三〇 幕府、西丸奥右筆組頭を新設す。
- 三一 幕府、大筒役を新設す。
- 三二 大嘗會を再興す。
- 三三 但馬生野の百姓等騷擾す。〇一二、幕府、名古屋城主徳川宗春に蟄居を命ず。
- 三四 青木昆陽、幕府に仕ふ。
- 三五 魯西亞船三艘陸奥安房に出没するを以て、沿海の諸藩を戒諭す。〇一八、清商長崎に關騷す。
- 三六 吉書奏を再興す。
- 三七 幕府、羽倉在滿の大嘗會便蒙を著はし禁中の祕密を洩らすを責めて閉門に處す、尋で其頒賣を禁ず。
- 三八 西川正休、幕府に仕ふ。〇二四、新嘗祭を再興す。
- 三九 木村高敦、武徳編年集成を幕府に獻ず。
- 四〇 幕府、青木昆陽をして古文書を武藏多摩、秩父に搜索せしむ。



- 六 幕府、青木昆陽を信濃に遣り文書遺典を搜索せしむ。
- 一〇三 姫路城主榊原正岑に隠居蟄居を命ず。
- 一一 陸奥白河城主松平明矩を播磨姫路に、越後高田城主松平定賢を白河に、姫路城主榊原政永を高田に徙す。〇二五、吉宗、徳川宗尹に一橋門内の邸を與ふ。
- 是歳 幕府、鐵錢を鑄る。
- 二五 吉宗、徳川宗武に自製の式内染鑑を與ふ。
- 四 幕府、青木昆陽をして古文書を武、相、豆、遠、參諸國に搜索せしむ。
- 七六 京畿大風洪水。〇駿河田中城主土岐頼稔を上野沼田に、沼田城主黒田直澄を上總久留里に徙す。
- 八一 關東及び江戸風雨洪水。
- 一二 幕府、銅の輸出額を限る。
- 六一 幕府、諸藩の留守を戒飭す。
- 一〇 幕府、林信光をして大坂記を撰定せしむ。
- 二九 幕府、戸口を檢覈す。
- 三一 備中松山城主石川總慶を伊勢龜山に、龜山城主板倉勝澄を松山に徙す。〇二九、幕府、諸家社寺等をして其所藏せる日記記録の目錄を呈進せしむ。
- 二九 吉宗、職を子家重に讓る。
- 一〇九 幕府、老中松平乗邑を罷め翌日其封を削る。
- 正三 幕府、出羽山形城主堀田正亮を下總佐倉に、佐

寛延元

- 倉城主松平乗佑を山形に徙す。
- 三五 幕府、蘭人を戒飭す。
- 九一五 幕府、徳川宗武、同宗尹に各十萬石を給す。〇二五、陸奥棚倉城主松平武元を上野館林に、館林城主太田資俊を遠江掛川に、掛川城主小笠原長泰を棚倉に、上野安中邑主板倉勝清を遠近相良に、相良邑主本多忠如を泉に徙す。
- 正三 幕府、天文方澁川則休、西川正休をして貞享曆を改正せしむ。
- 二二 三河刈屋城主三浦義理を同西尾に、西尾城主土井利信を刈屋に徙す。
- 三一 日向延岡城主牧野直通を常陸笠間に、笠間城主井上正經を陸奥平に、平城主内藤正樹を延岡に徙す。
- 八二 寄合板倉勝該、熊本城主細川宗孝を江戸城中に殺害す、尋で幕府、勝該に命じて自盡せしむ。
- 九二 即位。
- 六一 朝鮮使節、將軍に謁す。
- 八三 丹波篠山城主松平信岑を龜山に、同龜山城主青山忠朝を篠山に徙す。
- 二二五 幕府、遠江相良邑主板倉勝清の封を加へて城主格と爲す。〇一七、大嘗會。
- 二二五 琉球使節、將軍に謁す。
- 二二五 上野厩橋城主酒井忠恭を播磨姫路に、姫路城主松平朝矩を厩橋に徙す。〇是月、江戸市中鳥類

桃園

寛延元

- 其官を停めて永蟄居に處す、勘解由小路資望等十三人また連坐して蟄居遠慮を命ぜらる。
- 九三 幕府、田沼意次を大名に列す。
- 一二五 美濃郡上城主金森頼錦の封を没す。〇二七、所司代井上利容を遠江に、濱松城主松平資昌を丹後宮津に、宮津城主青山幸道を郡上に徙す。
- 九一五 石見濱田城主松平康福を下總古河に、古河城主本多忠做を濱田に徙す。
- 五八 幕府、竹内式部を重追放に處す。
- 二二五 江戸大火。
- 四二九 正親町公績等七人に落飾を命ず。
- 五三 家重、職を子家治に讓る。
- 二二 幕府、大坂米商の空切手及び兩替商の印金賣買を禁ず。
- 三二五 幕府、清水重好に十萬石を給す。

後櫻町

- 九晦 下總古河城主松平康福を三河岡崎に、岡崎城主水野忠任を肥前唐津に、唐津城主土井利里を古河に徙す。
- 三六四 本草家田村元雄、幕府に仕ふ。
- 二二七 即位。〇是月、韓種人參座を江戸に設く。
- 二二四 船載の圖書集成一萬卷江戸に達す、是日幕府、之を府庫に藏す。〇二〇、江戸火く。〇二七、朝鮮使節、將軍に謁す。
- 四一七 對馬の通辭鈴木傳藏、朝鮮都訓導崔天悰を大坂に殺す、是日幕府、之を檢査せしむ。

明和元

- 其官を停めて永蟄居に處す、勘解由小路資望等十三人また連坐して蟄居遠慮を命ぜらる。
- 九三 幕府、田沼意次を大名に列す。
- 一二五 美濃郡上城主金森頼錦の封を没す。〇二七、所司代井上利容を遠江に、濱松城主松平資昌を丹後宮津に、宮津城主青山幸道を郡上に徙す。
- 九一五 石見濱田城主松平康福を下總古河に、古河城主本多忠做を濱田に徙す。
- 五八 幕府、竹内式部を重追放に處す。
- 二二五 江戸大火。
- 四二九 正親町公績等七人に落飾を命ず。
- 五三 家重、職を子家治に讓る。
- 二二 幕府、大坂米商の空切手及び兩替商の印金賣買を禁ず。
- 三二五 幕府、清水重好に十萬石を給す。

寶曆元

- 問屋十四軒を定め其專賣を許す。
- 二六 遠江相良邑主板倉勝清を上野安中に移して城主と爲し、三河舉母邑主本多忠央を相良に、安中城主内藤政苗を舉母に移し各城を築かしむ。
- 七三 下野宇都宮城主戸田忠盈を肥前島原に、島原城主松平忠祇を宇都宮に徙す。
- 一〇一五 三河吉田城主松平資訓を遠江濱松に、濱松城主松平信復を吉田に徙す。
- 三 幕府、諸國の人口を調査す。
- 二〇二 幕府、青綺門院の供御料千石を増進し智子内親王に三百石を上る。
- 一〇二 幕府、上總勝浦邑主植村恒朝の封を奪ふ。
- 二二七 幕府、側衆大岡忠光を大名に列す。
- 二二五 琉球使節、將軍に謁す。
- 二二五 貞享曆を廢して寶曆曆を用ひしむ。
- 五二四 美濃加納城主安藤信尹、子信成をして家を繼がしむ。
- 九 是より先、足利學校火あり、幕府、金五百兩を寄す。
- 一〇一三 幕府、女御湯沐料二千石を上る。
- 二二四 大坂川口淺深の爲出入船舶に石錢を課す。
- 五二 若年寄大岡忠光を側用人に補し武藏岩槻城主と爲し、岩槻城主永井直陳を美濃加納に、加納城主安藤信成を陸奥平に徙す。
- 八七三 幕府、竹内式部を拘す。〇二四、正親町三條公積等、垂加流の神道を講じ朝慶を亂るの故を以



- 六三 出羽山形城主松平乗佑を三河西尾に、西尾城主三浦明次を美作勝山に移す。
- 二八 大嘗會。〇一一、豊明節會を行ひ大歌を再興す。〇二一、琉球使節、將軍に謁す。
- 閏三二 幕府、人參座を神田紺屋町に設置す。〇是月、武藏秩父郡に百姓一揆起る。
- 二五九 幕府、奥醫師多紀安元に神田佐久間町の地を貸して醫學館を建てしむ。
- 七三 町醫日向陶庵元秀、其著本草綱目考異を幕府に獻す。
- 二一七 内侍所臨時御神樂、地下祕曲を再興す。
- 三三六 幕府、檢校、勾當、座頭等貸附金の高利を禁ず。
- 三三九 幕府、御藏門徒を捕ふ。
- 四七一 側衆田沼意次、側用人となり城を遠江相良に築く。〇八、是より先、科條類典の編纂成る、是日其賞を行ふ。
- 八三 幕府、山縣大貳、藤井右門を刑し、上野小幡城主織田信邦に蟄居隱居を命じて其封を出羽北畠に徙し、竹内式部を遠島に處す。
- 閏九三 上野前橋城主松平朝矩を武藏川越に、川越城主秋元涼朝を出羽山形に徙す。〇二八、上野里見邑主松平忠恒を同小幡に徙す。
- 一〇 幕府、淺草米廩出納の制を定む。
- 五正三 大坂の民蜂起して貸借證文與印請負人の家を毀つ。
- 四 幕府、水戸及び仙臺領の鑄錢を許す。

後桃園

- 五 幕府、眞鍮錢を鑄る。
- 六三 幕府、長崎に龍腦座を設置す。
- 八 佐渡に一揆起る。
- 二五 水野忠友を大名に列す。
- 三 幕府、朝鮮の請によりて銅二十萬斤を輸出す。
- 是歲 讚岐の陶工屋島焼を叛む。
- 六〇三 阿波徳島城主蜂須賀重善に隱居謹慎を命ず。
- 二八 三河岡崎城主松平康福を石見濱田に、濱田城主本多忠肅を岡崎に徙す。
- 三七 天文方佐々木秀長、曆書を撰進す。
- 七五 諸國大旱八月に及ぶ。
- 八三五 仙洞御所造營成り上皇移徙し給ふ。
- 四六 即位。
- 二九 大嘗會。
- 是歲 伊勢御蔭參り流行。
- 二九 江戸大火。
- 四九 幕府、密貿易を申禁す。〇一一、幕府、甲州街道の内藤新宿を再興す。
- 八二 東海道奥羽地方大風雨洪水、江戸殊に甚し。
- 一〇六 幕府、女院御料千石を増進す。
- 二二 縫殿寮を再興す。
- 七一 出羽米澤城主上杉治憲、家老須田滿主等を誅す。
- 二八 飛騨に百姓一揆起る。
- 三六八 肥前島原城主戸田忠寛を下野宇都宮に、宇都宮

安永元

- 二九 幕府、密貿易を申禁す。〇一一、幕府、甲州街道の内藤新宿を再興す。
- 八二 東海道奥羽地方大風雨洪水、江戸殊に甚し。
- 一〇六 幕府、女院御料千石を増進す。
- 二二 縫殿寮を再興す。
- 七一 出羽米澤城主上杉治憲、家老須田滿主等を誅す。
- 二八 飛騨に百姓一揆起る。
- 三六八 肥前島原城主戸田忠寛を下野宇都宮に、宇都宮

天明元

- 九 是歲 鹿兒島城主島津重豪、藩校天文館を設立す。
- 九二五 讚岐高松城主松平頼眞、藩校講道館を設立す。
- 七 關東洪水。
- 八六 幕府、鐵座眞鍮座を大坂に設く。
- 一四 即位。
- 七 家治、一橋治齊の子豊千代(家齊)を養うて世嗣となす。
- 六九 幕府、上野の民半兵衛等に武藏上野二州の織物貫目改所設立を許す。
- 八九 上野の百姓等、織物貫目改所の設立を憤りて一揆を起す。〇一六、幕府、先に許可せる織物貫目改所を停止す。
- 二 是歲 肥前佐賀城主鍋島治茂、藩校弘道館を設立す。
- 二 但馬出石城主仙石久行、藩校弘道館を設立す。
- 七二 幕府、長崎の龍腦座を廢す。
- 八三 幕府、明參會所を江戸、京都、大坂、堺に増設す。
- 九三 幕府、皇太后の御料を増進す。
- 是歲 幕府、司天臺を淺草に設置す。〇廣島城主淺野重辰、藩校學問所を設立す。
- 三四 名古屋城主徳川宗睦、藩校明倫堂を設立す。
- 七 信濃淺間山噴火。
- 二一 幕府、田沼意知を若年寄と爲す。
- 是歲 諸國饑饉、奥羽最も甚し。
- 二 福岡城主黒田齊隆、藩校稽古館甘棠館を設立す。
- 三四 幕府、新番士佐野政言、若年寄田沼意知を江戸

- 城主松平忠恕を鳥原に徙す。
- 一〇七 江戸市民、淺草川に吾妻橋を架す。
- 八三〇 幕府、石灰會所を増設す。〇是月、豊後竹田(岡)城主中川久貞、藩校輔仁堂を改めて由學館と稱し、學制を規畫す。
- 一〇二五 幕府、仙臺藩主伊達重村に、藩士の貧困により今年以後其手傳を免す。
- 五三四 幕府、對馬府中城主宗義暢に朝鮮貿易の手當として、毎年金一萬二千兩を給す。
- 四一七 將軍家治日光社參。〇一八、出羽米澤城主上杉治憲、藩校を再興して興讓館と名く。
- 六二 信濃高井水内二郡に百姓一揆起る。
- 五一 豊後佐伯城主毛利高標、藩校四教堂を設立す。
- 〇二三、幕府、百姓の猥りに奉公稼に出るを禁ず。
- 七二 日向高鍋城主秋月種頼、藩校明倫堂を設立す。
- 六九 露西亞船二艘、蝦夷地ノツカマフに來り通商を松前氏に求む。〇二五、竹内式部の事によりて勅諭を蒙れる烏丸ト山以下十五名を赦す。
- 二二五 幕府、美濃駒野邑主松平義裕を同國高須の舊地に徙す。
- 八八七 松前藩、藩吏を蝦夷地厚岸に遣り露人と會して通商の請を卻く。
- 一〇一 大隅櫻島噴火。
- 一一 肥前平戸城主松浦清、藩校維新館を設立す。

光格



- 五七 疫病流行により單方救療の藥方を諸國に頒布す。
- 二〇 肥前蓮池城主鍋島直温、藩校成章館を設立す。
- 二七 江戸兩替商の數を六百四十三株に定む。〇一七、幕府、五年間を限りて仙臺藩主伊達重村に仙臺通寶の鑄造を許す。
- 是歲 諸國饑饉、奥羽殊に甚し、疾病亦流行す。〇筑前秋月城主黒田長堅、藩校文武館を再興す。
- 六一 近江大溝邑主分部光實、藩校修身堂を設立す。
- 二〇元 幕府、寄合藤枝外記、遊女と情死せるを追罰して其家を没し遺族を罰す。
- 是歲 奥羽饑饉。
- 六二 江戸湯島大成殿焼く。
- 二二三 下總手賀沼開墾。
- 六二九 幕府、農商より金を徴し、金銀融通の爲め貸付のことを計る、行はれずして止む。
- 七 關東大洪水、江戸最も甚し。
- 九八 將軍家治薨す、家齊嗣ぐ。
- 閏二〇五 幕府、田沼意次の封を削る。
- 二二三 新嘗會を中興す。
- 是歲 石見津和野城主龜井矩賢、藩校養老館を、肥後人吉城主相良長寛、習教館を設立す。
- 七二三 幕府、書院番頭小堀政弘等の、西丸書院番頭水上正信即にて狼藉せるを罪し其職を罷ふ。
- 五 米價騰貴の爲め各地に米一擔起る、江戸、大坂

- の兩地殊に騷擾を極む、幕府、米金を府下の窮民に賑給す。
- 六八 幕府、關東郡代伊奈忠尊に命じて飢民を賑恤せしむ。
- 是夏 諸國飢困するを以て幕府に勅し賑恤の方法を議し以て宸襟を安ぜしむ。
- 七一 將軍家齊、諸有司を城中に召見して、庶政吉宗定むる處の法令によるべきを親諭す。
- 八四 幕府、大名旗本等に三年間の儉約を令す。
- 九五 幕府、米澤城主上杉治憲の治績を賞す。〇二一、幕府、武家法度を頒つ。〇二四、幕府、鐵座、眞鍮座を廢す。
- 二〇 幕府、田沼意次を追罰して其封を没し嫡孫意明に陸奥の地一萬石を給す。
- 二二五 名古屋城主徳川宗陸、新刊の群書治要を幕府に獻す。〇二七、大嘗會。〇是月、幕府、人參座を廢し新に朝鮮種人參製方所を設く。
- 八二六 柴野栗山、幕府に仕ふ。〇二二、幕府、廣東人參販賣の禁を解く。〇三〇、京都大火、皇居二條城延焼、下加茂に行幸。
- 二一 聖護院に行幸。
- 三三 幕府老中松平定信に皇居造營の事を總理せしむ。
- 四四 幕府、二朱判の鑄造を停め丁銀を鑄る。〇是月、天皇、御父閑院宮典仁親王に太上天皇の尊號を上らんとし中山愛親をして先例を勘進せしむ。

寛政元

- 五六 幕府、前伏見奉行近江小室邑主小堀政方の在職中の罪を責めて其封を收む。〇二八、幕府、京都町人近江屋忠藏の家財を没して窮民に分つ。
- 二〇〇 幕府、儒員柴野栗山をして國鑑を編輯せしむ。
- 二三八 幕府、長崎奉行に令し拔荷を禁ぜしむ。
- 正三 幕府、目付を戒飭す。〇二五、幕府、奢侈を禁ず。〇是月、典仁親王に太上天皇の尊號を上らんとし勘例を所司代に傳へて幕府に議せしめ給ふ。
- 三二四 幕府、衣服調度等の奢侈を禁ず。
- 五 蝦夷久奈支里島の夷人亂を作す。
- 閏六 幕府、對馬の宗義功に命じて朝鮮聘使の來朝を延引せしむ。
- 七二 幕府、孝義錄五十卷を編す。〇二二、幕府、諸國に令し新に娼戸を開くを禁ず。〇二五、幕府、福岡以下五藩の留守居を老中宅に召し、留守居設置の時代及び組合設置の理由を質し、尋で其集會を禁ず。
- 九二 幕府、岡田寒泉を儒員と爲す。〇一一、幕府、大奥の經費を節減せしむ。〇一五、幕府、萬石以上圍米の制を定む。〇一六、幕府、旗本御家人の淺草藏宿に負債あるもの、返濟及び棄捐の制を定む。〇是月、幕府、大坂藏宿を廢す。
- 一二二 老中松平定信、書を關白鷹司輔平に呈し尊號宣下の不可を陳ず、尋で又之を諫争す。〇二一、幕府、大目付桑原盛貞をして諸侯の家譜を査檢

- 二二九 幕府、加役方人足寄場を石川島に設く。
- 三二六 幕府、重ねて諸藩留守居の集會を禁ず。
- 五二四 幕府、林錦峰、柴野栗山、岡田寒泉に命じて朱子學を振興し異學を排せしむ。
- 九四 幕府、旗本御家人を戒飭す。〇是月、幕府、唐蘭二船の貿易歳額を減じ又蘭人の出府を五ヶ年に一回と爲す。
- 二二三 内裏の造營成り、聖護院假皇居より還幸あらせらる。
- 二二 幕府、琉球使を引見す。
- 正二 幕府、江戸府内の男女混浴を禁ず。
- 二二 尊號宣下の事幕府に異論あるを以て暫く之を緩め、閑院宮典仁親王參内の儀式を上皇に准ぜんことを幕府に傳へしめ給ふ。
- 八六 大風雨、江戸灣沿岸海嘯あり。
- 九一 幕府、異國船渡來の時の處置を諸大名に布達す。〇二一、尾藤二洲、幕府に仕ふ。
- 二〇四 幕府、醫學館の制を改めて官學と爲す。
- 三三 幕府、江戸の町法を改正し、七分積金の制を定む。
- 正六 再び尊號宣下の内諭を幕府に下す。
- 三一 肥前島原大地震。
- 四一 島原大地震。
- 五六 幕府、林子平の海國兵談等を著し時事を論ずるを咎めて蟄居を命ず。



- 六 幕府、江戸柳原に町會所及び靱藏を創置す。
- 九 露國使節ラックスマン、伊勢の漂民を護送して蝦夷地根室に來りて通商を求む。
- 二二 幕府、目付石川忠房西丸目付村上義禮を松前に遣す。○一二、勅して尊號宣下の議を停む。
- 三三 幕府、中山愛親、正親町公明を東下せしめ、是日愛親に閉門、公明に逼塞を命ず。○一七、幕府、沿海の諸藩をして警備を嚴にせしむ。○一八、幕府、松平定信をして伊豆相模等の海岸を巡視せしむ。
- 六三 石川忠房等、松前にラックスマンと會見し、諭書及び長崎入津の信牌を授く。
- 七三 幕府、塙保己一をして和學講談所を建てしむ。
- 九八 家齊、伊勢の漂民幸太夫、磯吉を吹上に引見す。
- 一〇五 江戸大火。
- 一三 幕府、江戸柳原に靱藏を建つ。
- 是歲 諸國霖雨。
- 七 幕府、成島司直を奥儒者と爲す。
- 七九 長崎大雨洪水。
- 一一四 幕府、高橋作左衛門を天文方となす。
- 八五 古賀精里、幕府に仕ふ。
- 八五 柳原紀光等を處罰す。
- 一一六 琉球使節、將軍に謁す。
- 九四 幕府、外國船渡來の時の處置を諸大名に布達す。
- 八五 仙臺領に百姓一撥起る。

享和元

- 一〇二 寶曆曆を廢し寛政曆を行はしむ。
- 一一 幕府、聖堂を改めて官學とす。○一〇、裏松固禪、大内裡圖考證を獻す。
- 一〇 幕府、目付渡邊胤、使番大河内政壽等をして蝦夷地を巡視せしむ。
- 一七 是より先、幕府、易地聘使のことを朝鮮と折衝す、朝鮮、易地を諾し貢を軽くせんことを請ふ、是日幕府之を允す。
- 二七 幕府、書院番頭松平忠明を蝦夷地取締御用掛と爲す。
- 是歲 幕府、諸國の人口を調査す。
- 二五 幕府、若年寄堀田正敦等をして諸家の系譜を編纂せしむ。○一六、幕府、蝦夷松前邑主松前章廣の所管東蝦夷地を收めて直轄とす。○幕府、更に勘定奉行石川忠房等を蝦夷地取締御用掛と爲す。
- 二六 幕府、蝦夷地取締御用掛松平忠明等をして蝦夷地を巡視せしむ。
- 六六 中井竹山、逸史を幕府に上る。
- 八三 幕府、松前章廣に東蝦夷土地の代として五千石を賜ふ。
- 是歲 高田屋嘉兵衛、擇捉航路を開く。
- 伊能忠敬、蝦夷地を測量す、○八王子千人頭原半左衛門等、蝦夷に移住す。
- 陸奥守山領主松平頼亮、祖父頼寬の遺著大三川志を幕府に獻す。○二八、幕府、蝦夷地取締御

文化元

- 六 用掛松平忠明をして蝦夷地を巡視せしむ。
- 是歲 出羽村山郡に百姓一撥起る。
- 幕府、伊能忠敬をして伊豆、相模、武藏、上總、下總、常陸、陸奥の沿海を測量せしむ。○幕府、小野蘭山をして藥を常陸、下野、甲斐、駿河、伊豆、相模に採らしむ。
- 二二 幕府、始めて蝦夷奉行を置く。
- 二三 幕府、蝦夷奉行を箱館奉行と改稱す。
- 七一 諸國洪水、江戸最も甚し。○二四、幕府、松前章廣の東蝦夷地を收む。
- 九 幕府、富士講を禁ず。
- 一〇 幕府、諸藩の留守居役六十餘人を罰す。
- 二七 幕府、鹿兒島城主島津齊宣に藥品を琉球より輸入するを禁じ金一萬兩を給して之を琉球に送還せしむ。
- 是歲 幕府、伊能忠敬をして陸奥、出羽、越後を測量せしむ。○小野蘭山、本草啓蒙を著す。
- 二五 幕府、山田大吉をして東海道圖を作らしむ。
- 七九 幕府、谷中延命院僧日道を死刑に處す。
- 是歲 幕府、伊能忠敬をして遠江、三河、尾張、美濃、近江、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡を測量せしむ。
- 六六 出羽大地震、象潟崩る。
- 七三 幕府、小普請植崎九八郎の猥に國政を議するを罪して壬生藩邸に幽す。
- 八二 幕府、南部、津輕二藩をして蝦夷地を警衛せし

- 九七 露國使節レザノフ、仙臺の漂民を護送して長崎に來り貿易を求む。
- 一〇 加藤千蔭、其著萬葉集略解を幕府に獻す。
- 二七 幕府、使目付遠山景晋を長崎に派遣してレザノフと會見し其請を卻く。
- 七六 幕府、目付遠山景晋、勘定吟味役村恒定行等をして松前西蝦夷を檢察をしむ。
- 三三 江戸大火。
- 六六 幕府、筑後三池邑主立花種善を陸奥下手渡に徙す。
- 九二 露人、唐太オフイトマリに寇し、翌日又久春古丹を侵す。
- 一一三 幕府、琉球使を引見す。
- 三三 幕府、西蝦夷を松前章廣より收公し新に九千石を章廣に給す。○二六、幕府、前松前邑主松前道廣に永蟄居を命ず。
- 四〇 唐太の變報箱館に達す、奉行羽太正養、津輕氏の兵をして宗谷を守らしめ、又南部氏の兵を徵す。○二五、露人、擇捉の内浦を侵し尋で沙那を略す。
- 五一 露人沙那會所を燒く。○一八、箱館奉行羽太正養、擇捉の變を聞き盛岡、弘前二藩に増兵を命じ、秋田、庄内二藩に援軍を發せしむ。○二二、露人再び唐太オフイトマリに寇し、翌日ルウダカラを掠略す。○二九、露人利尻島を侵し幕府



- 六 六 幕府、若年寄堀田正敦を蝦夷地に派遣し防備を總督せしむ。○一一、在府箱館奉行戸川安倫、箱館に抵り羽太正養と議し支配勘定松田傳十郎等をして宗谷を守らしむ。○是月、羽太正養、陸奥、盛岡、弘前及び出羽、秋田、庄内四藩の兵を部署し箱館、根室、國後、宗谷等を守らしむ。
- 七 四 幕府、糧米一萬五千石を蝦夷地に廻漕す。○二六、堀田正敦、箱館に抵る。○二七、幕府、蝦夷松前邑主松前章廣を陸奥梁川に徙す。
- 八 二 堀田正敦、目付神谷勘右衛門等をして國後島を、小普請近藤重藏等をして利尻島を巡視せしむ。
- 一〇 三 堀田正敦、箱館附近及び松前等を巡視し、是日歸府す。○二三、幕府、先手井上正治をして房總の沿岸を巡視せしむ。○二四、幕府、箱館奉行を廢し、更に松前奉行を置き治所を松前に移す。
- 二 二 八 幕府、松前奉行羽太正養の職を免じ逼塞を命ず。
- 五 正 是より先、幕府、仙台、會津二藩をして東西蝦夷地を守らしむ、是月、各兵を發し仙台藩は擇捉、國後、箱館を、會津藩は唐太、宗谷、利尻、松前を鎮成す。
- 四 六 幕府、松前奉行戸川安倫の職を免じ翌日差控を命ず。○九幕府、砲臺を相模浦賀、觀音崎、

- 城島、伊豆下田、安房洲崎、上總百首等に築かんとし、是日使を發して檢分せしむ。○一三、松前奉行支配調役下役元締松田傳十郎及び蝦夷地御用御雇間宮林藏、宗谷を發して唐太探險の途に上る、始めて唐太の離島たるを發見し閏六月宗谷に歸る。
- 六 二 七 關東大雨洪水。
- 七 三 間宮林藏、再び宗谷を發して唐太探險の途に上る。
- 八 二 五 英艦フエートン號、長崎に入港し蘭人二名を捕へ且薪水を強請す、長崎奉行松平康英之を討たんとす、肥前藩私に成兵を減するを以て果さず、翌日遂に薪水を給與す。○一七、英艦出帆す、松平康英責を引て自殺す。
- 一 二 〇 幕府、肥前藩主鍋島齊直の私に長崎成兵を減じ警衛を怠るを咎めて逼塞を命ず。
- 二 二 八 幕府、南部利敬、津輕寧親、蝦夷地警備の功により其格を進め利敬を二十萬石、寧親を十萬石となす。
- 六 四 五 幕府、陸奥弘前城主津輕寧親の請により其封一萬石を支族津輕親足に分つを許し大名に列す。○一六、會津城主松平容衆、新編會津風土記を幕府に獻す。
- 六 二 六 間宮林藏、唐太を發して東韃靼探險の途に上り七月徳勝に至りて歸る。
- 九 二 二 小姓組大草公弼、新編南山巡狩録を幕府に獻す。

- 七 二 六 幕府、陸奥白河、會津二藩をして相模及び房總海岸に砲臺を築かしむ。
- 八 五 三 朝鮮使節對馬に来る。幕府、小笠原忠固、脇坂安董を同地に派遣し、是日、其聘禮を受けしむ。
- 六 四 松前奉行支配調役奈佐政辰、露國艦長ゴロウニンを國後に捕ふ。
- 八 幕府、文身を禁ず。
- 一 〇 六 是より先、幕府、尾島定右衛門等に命じて編纂せる天寬日記成る、是日之を賞す。
- 九 八 四 露國船長リコルド、高田屋嘉兵衛を國後の海上に捕へて去る。
- 二 一 九 是より先、幕府、堀田正敦等に命じて編纂せる寛政重修諸家譜成る、是日之を賞す。
- 一 〇 三 一 五 石清水臨時祭を復す。
- 五 二 六 露國船長リコルド、國後に來り高田屋嘉兵衛を介してゴロニン放還の交渉を開始す。
- 九 二 六 幕府、ゴロニン等をリコルドに交附す。
- 二 三 三 幕府、陸奥盛岡城主南部利敬の蝦夷地を警衛するを以て金一萬兩を貸與す。○是月、幕府、鴻池善右衛門等に御用金を命ず。
- 二 二 三 加茂臨時祭を復す。
- 二 一 二 六 諸國の戸口を調査す。
- 四 江戶疫癘流行、延いて八月に及ぶ。
- 閏 八 三 畿内東海道風雨洪水。

- 二 四 五 諸國大旱、七月に及ぶ。
- 九 二 四 陸奥瀨倉城主小笠原長昌を肥前唐津に、唐津城主水野忠邦を遠江濱松に、濱松城主井上正甫を榎倉に徙す。○二一、即位。
- 五 二 四 英人ゴルドン、浦賀に來りて貿易を求む、幕府其請を卻く。
- 六 幕府、眞字二分判を鑄る。
- 二 三 二 幕府、猥に甘蔗を栽培するを禁ず。○是月、幕府、近江御用金を近江大津の富商等に課す。
- 二 二 五 徳川治保、大日本史紀傳四十五冊を幕府に獻す。○二五、幕府、浦賀奉行一員を増置し二員と爲す。
- 閏 四 二 〇 幕府、京都、江戸、大坂、伏見、四ヶ所に於ける眞鍮專賣の制を解く。
- 六 二 六 幕府、十組問屋頭取杉木茂十郎を免じ、爾來町年寄をして之を管理せしむ。
- 九 幕府、小判一分判を鑄る。
- 二 三 八 幕府、陸奥南部藩主南部利敬の請を許し其末家南部信鄰を大名に列す。
- 三 六 二 五 幕府、新文字銀を鑄る。
- 九 四 幕府、前鹿兒島城主島津重豪の治蹟を褒賞す。
- 一 〇 一 七 幕府、書物奉行兼天文方高橋景保の滿洲文書籍翻譯の勞を賞し物を賜ふ。
- 二 三 六 幕府、會津城主松平容衆の相模沿岸の守衛を免



- 四 二六 是より先、幕府、清國人の狼に長崎市中を徘徊するを以て、大村純昌に命じ、清人居留館前に邏所を設けて之を檢束せしむ、是日、清人、邏所を襲撃し純昌の兵と闘ふ。
- 二二 老中水野忠成に一萬石を加増す。〇二七、幕府眞鍮四文錢を鑄る。
- 二七 幕府、東西蝦夷地を松前氏に還付し、尋で松前奉行を廢す。
- 二六 幕府、全國の人口を檢す。
- 四元 英船浦賀に入港して薪水を求む。
- 八元 是より先、陸奥盛岡藩士下斗米將眞(相馬大作)弘前城主津輕寧親を就封の途に要撃せんとして成らず、是日、幕府、將眞を獄門に處す。
- 六 三三 陸奥白河城主松平定永を桑名に、伊勢桑名城主松平忠堯を武藏忍に、忍城主阿部正權を白河に徙し、定永の房總沿岸の守衛を免す。
- 四三 幕府、代官森覺藏をして房總沿岸の守衛を管せしむ。
- 六 紀伊に百姓一揆起る。
- 是夏 諸國大旱。
- 七八 幕府、陸奥下村邑主田沼意正を遠江相良に徙す。
- 七 正四 幕府、大番片山辰世の、其著刑政總類を獻ずるを賞して物を與ふ。
- 二六 幕府、二朱銀を鑄る。

- 五八 幕府、一朱金を鑄る。〇二八、英國捕鯨船員、常陸大津濱に上陸して薪水を求む、水戸藩之を捕ふ。
- 七九 英國捕鯨船員、薩摩寶島に上陸し野牛を奪ふ。〇一一、幕府、水戸藩捕ふる所の英人を放還す。
- 八五 野總奥羽大雨洪水。
- 九一 幕府、足立左内の、其著露西亞學筭を獻ずるを賞し物を與ふ。
- 一〇二 光格上皇、修學院に行幸。
- 八二 幕府、異國船打拂令を頒布す。
- 四三 幕府、林忠英を大名に列す。
- 九一〇 幕府、小普請近藤守重を近江大溝藩に禁錮す。
- 二二 幕府、全國に令して戸口簿を上らしむ。
- 五 近江、美濃、信濃、越後、陸奥、下總諸國大雨洪水。
- 六三 大風雨、信濃、出羽、筑前、豊後、日向及び東海道諸川溢る。
- 一〇一 是より先、書物奉行兼天文方高橋景保、密に圖書をシーボルトに與ふ、是日、幕府、景保を禁獄す。
- 一一 越後地震。
- 三三 江戸大火。
- 六二 一朱銀を鑄る。
- 九 幕府、シーボルトに歸國を命じ其再渡を禁す。
- 二五 是より先、幕府、耶穌教徒豊田貢等を捕ひ、是日、之を磔す。〇一六、幕府、西丸與醫師土屋玄

天保元

- 正二六 領が葵紋服をシーボルトに與へたるを咎めて改易に處す。二六、幕府、陸奥二本松城主丹羽長富の治績を賞す。
- 水戸城主徳川齊昭、士民の文武を獎勵し、藩政の改革に著手す。
- 伊勢御蔭參流行。
- 京都地震。
- 二一〇 幕府、松前章廣を一萬石格となし邊備を戒飭せしむ。
- 是歲 大坂町奉行新見正路、大坂川口を浚ひて天保山を築く。
- 三〇 幕府、二朱金を鑄る。
- 閏二 琉球使節、將軍に謁す。
- 四二 幕府、高田屋嘉兵衛を追放に處し其船舶を沒收す。
- 八一 關東大風雨。
- 九 播磨多可郡に百姓一揆起る。
- 是冬 奥羽饑饉、米價騰貴す。
- 五二 幕府、全國の戸口を調査す。
- 七〇 大坂大火。
- 五三 美濃に百姓一揆起る。
- 九五 幕府、天保通寶を鑄、又鐵錢を増鑄す。
- 二九 幕府、但馬出石城主仙石久利の封を削り其老臣仙石左京を獄門に處す。〇一三、長崎在留の清商暴起して官衙を毀つ、之を捕ふ。
- 三二 上野館林城主松平齊厚を石見濱田に、陸奥棚倉

- 城主井上正春を館林に、濱田城主松平康任を棚倉に徙す。
- 九二 三河に百姓一揆起る。
- 二二 陸奥盛岡に百姓一揆起る。〇二三、是より先、石見の舟子八右衛門、竹島に私航す、是日、死刑に處す。
- 是歲 諸國饑饉、奥羽最も甚し。〇幕府、金錢米穀を江戸の市民に給與し、又救小屋を設けて窮民を收容す、延いて翌年に及ぶ。
- 八二 大鹽平八郎兵を大坂に擧ぐ、大坂市の大半兵災に罹る。
- 三八 幕府、救小屋を江戸、品川、板橋、千住、新宿等に設け饑民を救助す。〇二七、大鹽平八郎自刃す。
- 四二 將軍家齊、職を子家慶に讓る。〇二七、諸國疫病流行するを以て、幕府簡易救濟の處方書を頒布す。
- 六一 生田萬、越後柏崎陣屋を襲ひて敗死す。〇二八、米船モリソン號、浦賀に入津す、浦賀奉行太田資統之を砲撃す。
- 七〇 幕府、五兩判金を鑄る。
- 二四 幕府、肥前佐賀城主鍋島齊正の治績を賞す。〇三〇、幕府、代官羽倉用九をして伊豆諸島を巡視せしむ。
- 三〇 江戸城西丸火く。
- 四六 幕府、諸大名以下を戒飭し享保の令に準じ儉約を守らしむ。



- 六七 幕府大判増鑄。○是月、蘭人、モリソン號渡來の始末を幕府に報ず、幕府誤りて將來の事となし其處分を議す、是に於て打拂是非の論大に起る。
- 一〇七 幕府、陸奥八戸邑主南部信眞の蝦夷地警衛の功を賞し城主格と爲す。
- 二二四 幕府、諸藩の留守居役を戒飭す。
- 三四 幕府、目付島居忠耀をして相模の沿岸を巡視せしむ。
- 是歲 佐渡に百姓一揆起る。
- 一〇 幕府、老中水野忠邦に一萬石、若年寄林忠英に五千石、側衆水野忠篤に三千石を加増す。
- 是春 京都に豊年踊流行す。
- 五四 幕府、三河田原藩士渡邊登、町醫師高野長英等を捕ふ。
- 六三 讃岐高松城主松平頼恕、歷朝要紀を朝廷に獻す。
- 三六 幕府、渡邊登に蟄居、高野長英に永牢を命ず、二二九 全國の戸口調査を行ふ。○是月、幕府重ねて諸藩の留守居を戒飭す。
- 五七 幕府、代官羽倉用九をして房總沿岸の防禦を管掌せしむ。
- 二一 幕府、武藏川越城主松平齊典を出羽庄内に、庄内城主酒井忠器を越後長岡に、長岡城主牧野忠雅を川越に徙す、尋で其命を停む。
- 三 國母欣子内親王に尊號を上りて新清和門院と

- 曰ふ。○二七、諡號を再興し先帝を諡して光格天皇と曰ふ。
- 四六 幕府、側取次水野忠篤の封五千石、若年寄林忠英の封八千石、小納戸頭取美濃部茂育の封三千石を沒收し、共に差控を命ず。
- 五九 幕府、長崎會所調役頭取高島茂敷をして火技を徳丸原に演ぜしむ。○一五、幕府、政事を刷新し享保寛政の制に法るべき事を諸有司に諭告す。
- 六一〇 幕府、小十人組大野權之丞の、泰平年表、殿居囊、青表紙等を著はすを咎めて丹波綾部藩に禁錮す。
- 七三 幕府、徳川齊昭の治蹟を賞す。○二九、幕府、林忠英の差控を免じ、更に隠居を命ず。
- 八一 徳川齊昭、藩校弘道館を設立し、是日、假に開館し文武を講ず。
- 一〇二 渡邊登自刃す。○二五、幕府、高價の器具食料等の賣買を禁ず。
- 二六 神事祭禮に芝居見世物等の催しを禁ず。○二三、幕府、昌平饗の講筵を再興し士庶の聽聞を許す。○二六、佐藤一齋、幕府に仕ふ。
- 三二四 幕府、菱垣廻船積問屋の運上を停め、諸株諸仲間を停止す。○二一、幕府、町奉行矢部定謙を罷め、尋で桑名藩に禁錮す。○二八、幕府、目付島居忠耀、代官江川英龍をして互相房總を巡視せしむ。○是月、幕府、女髮結を禁ず。
- 三 江戸堺町葺屋町の劇場を淺草に移す。○一二、

- 神道講釋、心學、軍談、昔噺に限り十五所の寄席を許す。
- 二 晦 幕府、木魚講、富士講、題目講を禁ず。
- 三八 幕府、富興行及び文身を禁ず。○一五、幕府、三味線淨瑠璃の女師匠の男子に教ふるを禁ず。○一八、幕府、隱賣女を禁ず。
- 五六 幕府、仙臺通寶を同藩以外に通用するを禁ず。
- 六三 幕府、圖書出版の制規を設け、好色繪本等を禁ず。○一一、幕府、高島茂敦に自由に砲術を教授するを許す。○二二、幕府、市川海老藏を追放す。○二六、幕府、水野忠篤を信濃高島藩に禁錮す。○是月、幕府、學問教授所を再建す。
- 七三 三都狂言座外に芝居狂言を興行するを禁ず。○二四、異國船打拂の令を停め、薪水食料を給與すること文化三年の令に據らしむ。
- 八三 幕府、武藏川越藩に相模を、伊豫今治藩に安房上總海岸の警衛を命ず。
- 九八 幕府、百姓の奢侈を戒め、又其餘業に従事するを禁ず。○二八、貞享曆を廢し天保曆を用ふ。
- 一〇七 諸侯以下の自國或は他國物産の權賣を禁ず。
- 一一九 琉球使節、將軍に謁す。
- 一二四 幕府、伊豆下田、武藏羽田兩奉行を置く。
- 一四七 家慶日光社參。
- 六九 幕府、町奉行島居忠耀等をして印幡沼を開墾せしむ。○一七、幕府、新潟奉行を置く。○二二、幕府、政事改革の功により水野忠邦を賞す。

- 弘化元
- 八二 幕府、大砲打揚を江戸四谷角管に設く。
- 九二四 幕府、江戸大坂十里四方の私領を收めて直轄とす。
- 閏九 七 幕府、江戸十里四方收公の令を停む。○二三、幕府、勘定吟味役羽倉用九を罷め逼塞を命ず。
- 三三 幕府、徳川實紀編纂成るを以て林訖等を賞す。
- 五六 幕府、徳川齊昭に隠居謹慎を命ず。○一〇、江戸城本丸火く。○二四、幕府、下田羽田兩奉行を廢す。
- 六一〇 幕府、印幡沼開墾を停む。
- 七二 和蘭使節コープス、長崎に來り國王の書翰を幕府に呈して日本の開國を忠告す。
- 一一六 幕府、徳川齊昭の謹慎を解く。
- 是歲 幕府、松前氏に命じ戍兵を箱館、國後等十二ヶ所に置き砲臺を築き守禦を設けしむ。
- 三三七 高野長英、江戸傳馬町獄舎火あるによりて解放せられ遂に歸獄せず、所在に潜匿す。
- 七九 幕府、評定所留役勘定組頭松井助左衛門等の、御任置例類集編纂の功を賞し物を與ふ。
- 九二 幕府、前老中水野忠邦の封二萬石、堀親實の封一萬石を削り、忠邦及び親實に隠居を命ず。
- 一〇三 幕府、前町奉行島居忠耀を讃岐丸龜藩に、書物奉行澁川六藏を豊後臼杵藩に禁錮し、金改役後藤三右衛門を死刑に處す。
- 一二七 學習院を建春門外に建つ。○晦、上野館林城主井上正春を遠江濱松に、田羽山形城主秋元志朝



を館林に、濱松城主水野忠精を山形に徙す。  
 三三三 幕府、代官江川英龍をして伊豆諸島を巡視せしむ。  
 四三三 幕府、萩城主毛利慶親の治績を賞す。  
 五二八 幕府、熊本城主細川齊護の治績を賞す。  
 閏五二七 米國使節ピツドル、浦賀に來りて通商を求む、幕府之を卻く。  
 六一 幕府、薩摩鹿兒島城主島津齊興の嫡子齊彬の歸國を許し、琉球開港の臨機處分を委ぬ。  
 七二五 幕府、長崎會所調役頭取高島茂敦、浪人本庄茂平次等を追放に處す。  
 八三三 イギリス船三隻琉球に來る。○二九、幕府に勅して海防を嚴にせしむ。  
 一〇三 幕府、所司代をして外國船渡來の狀を奏上せしむ。  
 四二六 天草に百姓一揆起る。○一五、幕府、近江彦根武藏川越の二藩に命じ、會津、忍二藩と共に相模、安房、上總沿岸を守衛せしむ。  
 三二四 信濃地震。  
 孝明  
 九二三 即位。  
 二 陸奥南部領内に百姓一揆起る。  
 七二 幕府、伊勢津城主藤堂高猷の治績を賞す。  
 二二四 大嘗會國郡卜定。○二一、大嘗會。  
 二三四 幕府、徳川齊昭の藩政に關與するを許す。○一八、家慶、小金原に狩す。  
 嘉永元  
 七二〇 幕府、肥前五島邑主五島盛成に福江城を、蝦夷松前邑主松前崇廣に福山城を築かしめ、並に其班を進めて城主と爲す。  
 八 肥前佐賀城主鍋島齊正、種痘を其諸子に施す。  
 九八 幕府、富士講を申禁す。○是月、幕府、諸國に令して沿海の里程及び海深を測量す。  
 二一八 信濃飯田城主堀親義の封内狩獵に金鼓鐵砲を用ひて兵士を操練するを許す。○是月、幕府、下曾根信敦に命じ洋式の大砲六門を造らしむ。  
 二三五 幕府、諸大名に命じて沿海の警備を嚴にせしむ。  
 三二九 幕府、勘定奉行石河政平、目付本多安英、戸川安鎮、西丸留守居筒井政憲をして江戸近海の警備を檢察せしむ。  
 三二六 安積良齋、幕府に仕ふ。  
 四二五 七社七寺に勅して外患を祈禱せしむ。  
 五二四 肥前唐津城主小笠原長國領内の海島を巡視して守備を修め且管守せる大砲を試放せんことを請ふ、幕府之を許す。  
 六二四 筑後久留米藩參政村上守太郎、江戸藩邸に於て同僚馬淵貢を刺さんとして之を傷け、藩老有馬飛騨等の爲に殺さる。  
 八二 越前大野城主土井利忠、屯營を領内西潟浦に設く。  
 二一九 將軍、琉球使節を引見す。○二三、上總貝淵邑主林忠旭、治所を請西に徙す。

二二三 幕府、國定忠次を磔す。  
 是歲 幕府、佐渡相川に砲臺を築く。○西國饑饉、米價騰貴す。  
 四二二 幕府、水野忠邦の蟄居を免す。  
 三二五 和氣清麿に正一位を贈り護王大明神の號を賜ふ。  
 五 幕府、相模浦賀觀音崎の砲臺を鳶巢に移し、更に鳥ヶ崎龜崎に築く。  
 二二七 幕府、會津城主松平容敬の治績を賞す。  
 二二六 徳川慶篤、大日本史を獻じ、又之を幕府に進む。  
 五二 幕府、近江彦根藩をして西浦賀千代崎の砲臺を管せしむ。  
 六五 和蘭甲比丹キユルチヌス長崎に著す、尋で蘭領印度總督の書翰を幕府に呈出して日本の開國を促し、米國使節ペリーの將に渡來せんとするの狀を告ぐ。  
 二二五 幕府、老中阿部正弘に一萬石を加増す。  
 二二二 關東地震。  
 四二二 加賀藩、豪商用達錢屋五兵衛を磔す。  
 六三 米國使節ペリー浦賀に來る。○九、幕府、浦賀奉行に命じペリーを久里濱の假館に引見して米國國書を受領せしむ。○一二、ペリー明春の再渡を約して浦賀を去る。○一八、幕府、若年寄本多忠徳等をして内海の沿岸を巡視せしむ。  
 ○二六、幕府、米國國書を海防掛三奉行、大小目付三番頭に示して其意見を徴し、翌日又三家  
 二二三 幕府、諸大名及び布衣以上の諸有司に米國國書を示して意見を徵す。○三、幕府、徳川齊昭をして海防の議に參與せしむ。○一八、露國使節プチャーチン長崎に來る。  
 八五 幕府、高島茂敦の追放を免じ代官江川英龍に隸屬せしむ。○一九、幕府、長崎奉行に命じプチャーチンを立山奉行所に引見し露國國書を受領せしむ。  
 九一 露兵、唐太久春古丹に上陸し占領を企つ。○一五、幕府、大船製造の禁を解く。○二六、幕府、江戸の海岸に邸宅を有する諸大名に砲臺の築造を許す。  
 一〇五 幕府、軍艦兵器の購入を和蘭に託す。○八、幕府、勘定奉行川路聖謨、西丸留守居筒井政憲を露國應接掛となし長崎に派遣す。○一八、徳川慶昭、大砲七十四門を幕府に獻ず。○二三、プチャーチン長崎を去る。  
 二一 幕府、ペリー再渡の際要求の諾否を明言せず平和の應接を爲すべき旨を諸大名旗本等に達す。○二、幕府、勘定奉行石河政平、松平近直、目付堀利熙、勘定吟味役竹内保徳に大船製造御用を命ず。○五、幕府、大坂の町人に御用金を課す。○一二、幕府、徳川齊昭をして大船製造の事を掌らしむ。○一四、是より先、幕府の築造



せる品川砲臺成る、是日、會津、川越、忍、彦根、四藩の内海警衛を免じ、會津、川越、忍の三藩に砲臺の守備を命じ、彦根藩をして羽田、大森を警衛せしめ、又肥後、長門、備前、因幡、筑後、柳河の五藩に命じて相模、安房、上總及び武藏本牧を守らしむ。

安政元

- 一 三 プチャーチン、再び長崎に来る。○一六、幕府、大目付井戸弘道、町奉行井戸覺弘、目付鶴殿長銳、堀利照を亞米利加應接掛と爲す。○一八、川路聖謨、筒井政憲等、プチャーチンを長崎奉行所に引見し、老中の復書を授く。○二六、幕府、通航一覽編纂の功を賞し、小十人頭宮崎成身等に物を賜ひ、又藩鑑編纂の功を賞して書院番諫訪頼水等に物を與ふ。
- 二 五 是より先プチャーチン、國境を定め通商を開かん事を促す、川路聖謨等固く之を拒み他日國を開かば露國を以て第一とせんことを約す、是日プチャーチン長崎を去る。○一五、幕府、亞米利加應接掛を改選して儒役林緯を任命し、尋で儒役松崎滿太郎を補し井戸弘道の派遣を停む。○一六、ペリー再び浦賀に來り進んで小柴沖に泊す。○二二、幕府、目付堀利照、勘定吟味役村垣範正をして蝦夷を巡視せしむ。○二七、ペリー、艦隊を率ひて神奈川沖に至る。
- 二 〇 林緯等、横濱の假館にペリーと開港談判を開く。

- 三 三 林緯等、ペリーと日米和親條約を調印し、下田、箱館の二港を開く。○二一、ペリー下田に入る。○二三、露船長崎に入港し、尋でプチャーチンより川路聖謨等に贈る書翰を留めて去る。○二四、幕府、再び下田奉行を置く。○二七、吉田寅次郎、下田に於て米船に投じ米國に航せんことを請ふ、ペリー肯せず、明日寅次郎自首す。皇居炎上、天皇賀茂社に行幸し、尋で聖護院に徙御し給ふ。○幕府、佐久間修理を捕ふ。○九、幕府、近江彦根城主井伊直弼に京都守護を命じて羽田、大森の警衛を罷め、阿波徳島城主蜂須賀齊裕をして之に代らしむ。○一五、天皇、桂宮に徙御し給ふ。○一七、ペリー箱館に赴く。
- 四 一 二 ペリー再び下田に来る。○一八、唐太駐屯の露兵退去す。○二二、林緯等、下田了仙寺に於てペリーと條約附録に調印す。
- 六 一 ペリー下田を去りて本國に歸る。○一五、近畿地震。○二六、幕府、箱館附近を松前氏より上知す。○晦、幕府、再び箱館奉行を置く。
- 七 五 幕府、徳川齊昭をして軍制改革の議に參與せしむ。○九、幕府、日章旗を以て日本總船印と定む。○是月、江戸町人貳十萬兩を幕府に獻ず。
- 八 一 和蘭國王、電信機を幕府に寄贈す。○一五、英國水師提督スターリング、長崎に入津し、露國と開戦せるの故を以て日本の港灣を開かん事を要求す。○是月、幕府に勅し外國の處分機宜を失

八 三 長崎奉行水野忠徳、スターリングを奉行所に引見し、日本の港灣内に於て露國と戦ふ可からざるを告げ、且開港承諾の内意を傳ふ。○二三、水野忠徳、スターリングと日英和親約定に調印し長崎、箱館の二港を開く。○二九、スターリング長崎を去る。○晦、プチャーチン箱館に入津し、書を老中に寄せて將に大坂に赴かんとするを告ぐ。

九 二 幕府、日米和親條約に均霑して和蘭の爲に下田、箱館の二港を開く。○一八、プチャーチン大坂灣に入津す、尋で幕府、是を下田に廻航せしむ。○一八、幕府、佐久間修理、吉田寅次郎に營居を命ず。

一〇 四 プチャーチン、下田に入津す、尋で幕府、大目付筒井政憲、勘定奉行川路聖謨、下田奉行伊澤政義に命じて應接せしむ。

二 四 畿内東海諸國地震、大坂、下田海嘯あり、プチャーチンの乗船デヤナ號破損し、尋で海に沈む、幕府之を同國戸田村に舍く。○一六、幕府鳥取城主池田慶徳の本牧警衛を免じ、松江城主松平定安をして之に代らしめ、慶徳及び松代城主眞田幸教、庄内城主酒井忠發に品川臺場の警衛を命ず。○一八、幕府、小濱城主酒井忠義、郡山城主柳澤保徳等に京都警衛を命じ、和歌山城主徳川慶福、徳島城主蜂須賀齊裕、明石城主

松平齊憲をして砲臺を加田、由良、岩屋、明石に築き大坂を警衛せしむ。

二 二 六 幕府、講武所總裁同頭取を置く。○二二、幕府、松前氏に命じ松前附近を除く外蝦夷地一圓を上知せしむ。

三 三 是より先、プチャーチン、戸田村にありて造船の事に従ふ、是日之に乗りて歸國す。○二七、幕府、蝦夷地の警衛を仙臺、秋田の二藩に命ず。和蘭甲比丹キユルチヌス、書を長崎奉行に呈し、國王より汽船を幕府に寄贈すべき事を通告す、尋で幕府、之を受領し觀光丸と名く。

七 三 幕府、禁裡付都筑峰重をして英米露三國との條約謄本を呈し且其事情を奏上せしむ。○二九、幕府、勝義邦等を長崎に遣し蘭人について海軍傳習を行はしむ。

八 三 鹿兒島城主島津齊彬、昌平丸を幕府に獻ず。○二八、英國水師提督スターリング、書を長崎奉行に呈し國王より汽船を幕府に寄贈すべきことを告ぐ。○晦、幕府、新に洋學所頭取を置く。一〇 二 江戸大地震。



- 二二三 新造の内裏に還幸あらせらる。
- 二二四 幕府、諸大名の隠居厄介の男女の在國を許す。
- 〇四、幕府、松前崇廣に陸奥出羽の地三萬石を授け且毎年一萬八千兩を給し蝦夷地の上知に代ふ。〇二三、長崎奉行荒尾成允、川村修就、目付永井尙志、和蘭領事キユルチユスと日蘭和親條約を調印す。
- 三二二 幕府、洋書所を蕃書調所と改稱す。
- 四二五 始めて講武所の業を開き、旗本御家人をして武技を習はしむ。〇水戸城主徳川慶篤、其臣結城寅壽を死罪に處す。
- 六四 幕府、二分判を鑄る。
- 七二〇 和蘭領事キユルチユス、長崎奉行に英國香港總督來りて通商を迫らんとすることを告げ、通商開始を勸告す。〇二一、米國總領事ハリス、下田に來る。〇二三、和蘭領事キユルチユス、書翰を長崎奉行に呈して通商開始を勸告す。
- 八五 ハリス、下田玉泉寺に入り領事館と爲す。〇六、幕府、再び明攀會所を江戸京都大坂堺に置く。
- 一〇七 幕府、老中堀田正篤に外國御用取扱を命ず。
- 一三三 幕府、蝦夷地初めて租米を納む仍て奉行以下を賞す。
- 四二八 藩書調所の業を開く。
- 四二六 幕府、火藥座を置く。〇二八、幕府、讃岐高松城主松平頼胤に大坂本津川臺場、出雲松井城主松平定安に大坂安治川臺場、伊豫松山城城主松平

- 五二六 勝善に神奈川警衛を命ず。
- 下田奉行井上清直、中村時萬、ハリスと下田條約に調印す。
- 五二二 幕府、鐵錢を箱館に鑄る。
- 七二九 幕府、軍艦操練所を講武所内に設け、是日其業を開く。〇二三、幕府、徳川齊昭の海防及び軍制改革に參與するを免す。
- 八四 露國使節プチャチン、長崎に入津。〇一九、長崎奉行水野忠徳、荒尾成允、目付岩瀬忠震等、和蘭領事キユルチユスと日蘭和親條約附録に調印。
- 九一七 長崎奉行水野忠徳、荒尾成允、目付岩瀬忠震、プチャチンと日露條約追加に調印。
- 一〇三 ハリス、幕府に登城して將軍に謁し國書を呈す。〇二六、ハリス、老中堀田正陸を訪ひ世界の形勢を語り通商條約締結の必要を説く。
- 一三三 所司代本多忠民、書を朝廷に上り米國と通商條約を締結すべき旨を奏す。〇二三、幕府に勅し畿内近國に公使を置き、且港灣を開く可からざるを戒諭せらる。〇二九、儒役林鶴、目付津田正路幕命を奉じて上京す、是日書を朝廷に上りて通商條約締結の事情を奏す。〇幕府、諸大名に登城を命じ通商條約締結に就きての意見を徴す、翌日亦同じ。
- 五二五 井上清直、ハリスを訪ひて條約調印を本日より六十日間延期するを約す。〇六、島津齊彬書を

- 左大臣近衛忠熙、内大臣三條實萬に呈し、徳川慶喜を將軍の世子と爲す朝旨を幕府に下さんことを請ふ、尋で山内豊信伊達宗城も其意を實萬に通ず。〇八、幕府、老中堀田正陸に上京を命じ日米條約調印の勅許を請はしむ。〇一四、三公及び議奏傳奏兩役に勅し外交の處分を諮詢せらる。〇二一、堀田正陸、江戸を發す。〇二六、又現任公卿をして其意見を奏上せしめらる。
- 二九 堀田正陸參内。〇一一、堀田正陸、議奏傳奏兩役を其旅館に招き日米條約草案を呈して朝旨を請ふ。〇二三、朝旨を堀田正陸に授け、三家以下諸大名の意見を徴して叡覽に供へしめらる。
- 三五 堀田正陸、老中の奉書を呈し速に勅許を賜はらむることを奏請す。〇一二、關白九條尙忠、將に幕府の請を納れんとす、是日大納言中山忠能等八十八人列參して其不可を論ず。〇二〇、堀田正陸を召し、更に前日の朝旨を宣し、猶三家以下諸大名の意見を奏して再び勅裁を請はしむ。〇二三、正陸書を朝廷に上り條約調印の急務を説き臨機處分の允可を請ふ。〇二四、條約不許可の勅諭を正陸に授け、又將軍の世子を治定し政務を扶助せしむべき内旨を下す。
- 四一 和蘭領事キユルチユス、將軍に謁す。〇二四、堀田正陸、ハリスを自邸に招き條約調印の猶豫を求む、尋でハリス、七月二十七日までの延期

- を請す。〇二五、幕府、勅答書を諸大名に示し重ねて條約調印の可否を具申せしむ。
- 六一 幕府、將軍の世子決定の旨を布告す。〇九、徳川齊昭、廟算伺書を幕府に呈す。〇一六、プチャチン、下田に入津。〇一七、ハリス、下田より神奈川に至り書を堀田正陸に呈し條約調印の急務なるを忠告す。〇一九、亞米利加應接掛井上清直、岩瀬忠震神奈川に於てハリスと日米通商條約に調印。〇二一、幕府、宿次奉書を以て條約調印のことを奏上す。〇二二、幕府、諸大名を召して條約調印のことを告ぐ。〇徳川齊昭、書を大老井伊直弼に贈り條約調印のことを請る。〇徳川慶喜、登城して條約調印のことを大老中に請る。〇二四、徳川齊昭、同慶篤、同慶勝、不時登城して條約調印のことを大老老中等に請る、尋で松平慶永、亦登城し、老中と會して之を論じ且將軍嗣立の延期を説く。〇二五、幕府、徳川慶福を養ひて將軍の世子となすことを布告す。〇二七、大廣間詰諸大名連署して條約調印の不可を幕府に建白す。〇條約調印奏上の宿次奉書京都に著し、是日叡聞に達す、主上震怒、讓位の密勅を關白九條尙忠に下し給ふ。〇二九、勅して三家大老の一人に上京を命ず。
- 七四 英國使節エルデン、品川に入津。〇五、幕府、徳川齊昭に急度愼、徳川慶勝、松平慶永に隠居急度愼を命じ、徳川慶喜の登城を停む。〇八、幕



府、新に外國奉行を置く。○九、大老老中連署して書を傳奏に呈し三家大老共に上京する能はざるを辯疏す。○一〇、外國奉行永井尙志、岩瀬忠震、長崎奉行岡部長常、キユルチユスと日蘭通商條約に調印。○一一、伏見奉行内藤正繩をして京都取締を兼ねしむ。○一二、プチャイチン登城、將軍の世子慶福に調す。○一八、外國奉行水野忠徳等エルゲンと日英通商條約に調印。○幕府、英國より寄贈せる汽船を受領し蟬龍丸と名く。○二一、徳川慶福名を家茂と改む。○八、幕府、徳川慶頼を後見職と爲す。○勅諭を徳川慶篤に賜ひ時勢を匡救せしめらる、尋で十一日又之を幕府に下す。○二三、暴瀉病流行、江戸最も甚し、是日幕府、救劑方を諸國に頒つ。○九、外國奉行水野忠徳、永井尙志等佛國使節グロロと日佛通商條約に調印。○四、關白九條尙忠の内覽を罷め左大臣近衛忠熙に内覽の宣旨を賜ふ。○七、幕府、梅田源次郎を京都に捕ふ。○一七、老中間部詮勝上京す。○一〇、近衛忠熙の内覽を罷め九條尙忠の内覽を復す。○二四、間部詮勝、參内して條約調印の事情を分疏す。○二六、薩摩藩士西郷隆盛、月照と薩摩御船沖に投ず、隆盛蘇生す。○二三、伊豫守和島城主伊達宗城致仕。○三、海 間部詮勝を召し鎖港猶豫の勅を賜ふ。

六二七 幕府の内奏により青蓮院宮尊融親王、内大臣一條忠香等に謹慎を命ず。○二〇、間部詮勝、京都を發して江戸に歸る。○二六、高知城主山内豊信致仕。○四三 幕府の内奏により前關白鷹司政通、前左大臣近衛忠熙、前右大臣鷹司輔熙、前内大臣三條實萬を落飾謹慎せしめ、東坊城廳長に永蟄居を命ず。○五二四 幕府、一朱銀を鑄る。○八二三 幕府、洋銀一分銀を鑄る。○二七 幕府、徳川齊昭に永蟄居、同慶篤に差控、同慶喜に隱居慎を命じ、水戸藩士安島帶刀を死刑に處す、又西丸留守居川路聖謨に隱居差控、作事奉行岩瀬忠震、軍艦奉行永井尙志の職を免じて差控を命ず。○九六 佐倉城主堀田正睦致仕。○一〇、上田城主松平忠優致仕。○一三、條約批准交換の爲に外國奉行新見正興、村垣範忠、目付小栗忠順を米國に派遣す。○一〇六 幕府、越前藩士橋本左内、旗本曾我權左衛門の家臣飯泉喜内、浪人頼三樹三郎を死罪に處す。○一一、幕府、前高知城主山内豊信に謹慎を命ず。○一七、江戸本丸火く。○一九、幕府、大番頭土岐頼旨の職を免じ差控を命ず。○幕府、本郷泰固の封を削りて隱居を命じ、萩藩士吉田寅次郎を死罪に處す。

萬延元

三二七 幕府の内奏により青蓮院宮尊融親王に、隱永居蟄を命ず。○二八、鷹司政道、近衛忠熙の謹慎を免す。○三三 遣米使節新見正興等、米艦に乗じて神奈川を發す、軍艦奉行木村嘉毅、軍艦成臨丸を率ゐて之を護衛す。○三三 水戸薩摩の浪士、大老井伊直弼を櫻田門外に刺す、幕府命じて喪を秘せしむ。○九、薩藩吏同藩士有村雄介、水藩士金子孫二郎を勢州四日市に捕ふ。○三六 大判改鑄。○晦、彦根藩、井伊直弼の喪を發す。○四九 小判一分判貳分判貳朱金を鑄る。○六四 幕府、紀州附家老水野忠央に隱居慎を命ず。○一七、葡萄牙と通商條約締結。○九四 幕府、徳川慶喜及び前名古屋城主徳川慶勝、前福井城主松平慶永、前高知城主山内豊信の慎を免す、尙他人との面會文書往復を停む。○二五 箱館奉行兼外國奉行堀利照自刃す。○二五 米國公使館書記官ヒュースケン、麻布古川端に暗殺せらる。○一四、普魯西と通商條約締結。○二三 露國軍艦對馬に來りて繫留し、密に同島の占有を企つ。○三二 幕府、老中安藤信正の功を賞し一萬石の村替を命ず。○二四、幕府、側衆の文武を獎勵し五ヶ年間の儉約を命ず。○幕府、外國奉行竹内保徳同桑山元柔、目付京極高朗に江戸大坂の開市兵

庫新湯の開港を延期し、露國との國境を劃定せんが爲に歐洲に派遣を命ず。○二五、幕府、布衣以上諸有司の老衰に及びて尙ほ奉公するを戒め、旗奉行鎗奉行持頭先手等の人選補任すべきを命ず。○四三 幕府、外國奉行小栗忠順を對馬に派遣す。○對馬滞在の露人暴行す。○五二〇 小栗忠順、露國艦長と會見し其退去を促す。○一九、幕府、外國奉行水野忠徳に歐洲派遣を命ず。○二八、水戸浪士有賀半彌等、高輪東禪寺なる英國公使館を襲ひ二名を傷く。○六二 萩城主毛利慶親、家臣長井雅樂をして、開國遠略の説を朝廷に進めしむ、是日内旨を慶親に下して皇威の宣揚を圖らしむ。○一九、百姓町人の大船を製造し外國船を購入するを許す。○七二五 幕府、外國奉行野々山兼寛を對馬に派遣す。○二六、幕府、金子孫二郎、大關和七郎等を死罪に處す。○八三 幕府、外國奉行松平康直に歐洲派遣を命じ水野忠徳及び桑山元柔を罷む。○二三、老中久世廣周、安藤信正、書を露國外相に贈りて露船の對馬退去を要求す。○二五、露船對馬退去。○一〇 幕府、福井藩の横濱警衛を免じて品川砲臺警衛を命じ、姫路松代二藩の品川砲臺警衛を免じ横濱神奈川を守らしむ。○二〇 佐賀城主鍋島齊正致仕。



- 二三八 毛利慶親、公武合體開國遠略の意見書を幕府に呈す。〇二二、竹内保徳等、英艦に乗りて横濱を發す。〇晦、幕府、毛利慶親の建議を納れ公武間周旋の事を託す。
- 二五三 幕府、宇都宮藩浪士大橋訥菴を捕ふ。〇一五、水戸藩士平山兵介(細谷忠齋)下野の人河野顯三(三島三郎)等、老中安藤信正を坂下門外に傷く。
- 二二 和宮親子内親王、徳川家茂に御降嫁。
- 三六 幕府、所司代酒井忠義に一萬石を加増す。
- 四二 福岡城主黒田齊博、參勤の途播磨大藏谷に次す、京都の形勢險惡なるを聞き是日駕を回して本國に歸る。〇一七、島津久光の請により之が滯京を命じ且浪士の暴發を鎮撫せしむ。〇二三、薩摩藩士有馬新七等、長藩士及び諸藩の志士と共に京都を襲ひ關白九條尙忠、所司代酒井忠義を刺さんとす、是日伏見寺田屋に憩ふ、島津久光鎮撫使を派遣し遂に有馬新七以下數名を斬る。〇晦、鷹司政通、近衛忠熙の參朝を許し、鷹司輔熙の愼、青蓮院宮尊融親王の永蟄居を免す。
- 五一 長州藩世子毛利定廣入京す、是日勅して閣下に滯在せしむ。〇三、幕府、會津城主松平容保をして政務に參與せしむ。〇七、幕府、松平慶永をして政務に參與せしむ。〇九、大原重徳を別勅使となし關東に下向せしめ島津久光に隨行を命ず。〇幕府、徳川慶親の後見を罷む。〇一

- 八、審書調所を洋書調所と改稱す。〇二六、幕府、政治改革のことを諸有司に布達す。
- 六一 將軍家茂、諸大名を引見して庶政革新の旨を諭告す。〇東禪寺英國公使館の守衛松本藩士伊東軍兵衛、英人二名を殺して自刃す。〇一〇、勅使大原重徳、入城して徳川慶喜を將軍の後見に、松平慶永を大老たらしむべき旨の勅諭を傳ふ。
- 六七 幕府、徳川慶喜に一橋家再相續を命じ後見となす。〇九、幕府、松平慶永を政事總裁と爲す。〇二〇、九條家の侍島田龍章暗殺せらる。
- 八二 毛利定廣に東下を命じ勅を幕府に傳へしむ。〇一六、幕府、久世廣周、安藤信正に隱居愼を命ず。〇二〇、岩倉具視、千種有文、富小路敬直に辭官落飾を命ず。〇二一、島津久光、西歸の途生麥村に英人一名を斬り二名を傷く。〇二二、大原重徳、江戸を發して歸京す。〇二四、毛利定廣、幕府に登城して國事犯人の赦免、徳川齊昭へ贈官の勅諭を傳ふ。〇二五、内大臣久我建通を罷め蟄居落飾を命ず。
- 關一 幕府、會津城主松平容保を京都守護職と爲す。〇一四、幕府酒井忠義に隱居を命じ祿一萬石を削る。〇二二、幕府、參勤の制を改革して妻子の歸國を許し服制を簡易にす。〇二三、幕府、奏者番を廢す。〇二五、九條尙忠に落飾愼を命ず。〇二七、幕府、弓組を廢して鐵砲組と爲す。〇二九、青蓮院宮尊融親王に國事扶助を命ず。〇三一、

- 中將三條實美、侍從姉小路公知を勅使として東下せしむ。〇二八、高知城主山内豐範をして勅使に隨行せしむ。
- 一〇三 幕府、新に山陵奉行を置き山陵を修理す。〇二七、幕府、山内豐信をして政務に參與せしむ。
- 一一四 幕府、學問所奉行を置く。〇二〇、幕府、井伊直弼を追罰して封十萬石を削り、間部詮勝の封一萬石を削りて隱居愼、久世廣周の封一萬石を削りて永蟄居、安藤信正の封二萬石を削りて永蟄居、松平頼胤、酒井忠義、堀田正睦等に蟄居を命ず。〇二三、幕府、脇坂安宅に愼、松平乗全に隱居、松平宗秀に差控を命ず、諸有司連坐するもの多し。〇二七、勅使三條實美、姉小路公知、江戸城に入りて攘夷及び親兵設置の勅旨を傳ふ。〇二八、幕府、朝命を奉じ安政大獄櫻田事變等に罪を得たる諸藩士等を赦免す。
- 一一一 幕府、新に陸軍奉行を置く。〇三、幕府、兵賦改正。〇七、勅使三條實美、姉小路公知、江戸を發して西歸す。〇九、新に國事掛を置く。〇一二、長州藩士、江戸品川御殿山の英國公使館を燒く。〇一八、幕府、新に陸軍總裁海軍總裁を置く。〇伊達宗城入京。〇二九、幕府、新に歩兵頭騎馬頭大砲組之頭を置く。
- 三二 徳川慶喜入京。〇一七、毛利慶親を參議に任ず、慶親尋で歸國す。〇二五、山内豐信入京。

- 〇二八、青蓮院宮尊融親王をして還俗せしむ、尋で中川宮と稱す。
- 二 松平慶永入京。〇九、徳川慶喜に勅して攘夷の期限を奏上せしむ、慶喜、將軍歸府後に於てせんことを奉答す。〇一一、三條實美、姉小路等を徳川慶喜の旅館に遣り攘夷期限の確答を促す、慶喜等、豫め其期を計りて奉答す。〇一三、國事參政國事寄人を置く。〇將軍家茂上洛せんとす、是日江戸を發す。〇幕府、伊達宗城をして政務に參與せしむ。〇二〇、土庶の學習院に至り時事を建議するを許す。〇二二、伊豫の人三輪田綱一郎、等持院なる足利尊氏等の木像の首を三條河原に梟す。〇二三、右衛門督大原重徳に辭官落飾蟄居、國事掛裏辻公愛に閉門を命ず。〇是月、幕府、文久通寶を鑄る。
- 三 將軍家茂入京。〇五、徳川慶喜、參内して政務を幕府に委任せられんことを請ふ、勅して之を允許す。〇七、將軍家茂參内。〇政事總裁松平慶永、辭表を呈出す。〇一一、賀茂社に行幸、攘夷を祈らせ給ふ。〇一三、幕府、新に騎兵奉行を置く。〇一四、島津久光入京。〇一八、島津久光京都を發し歸國す。〇二一、松平慶永、私に歸國す。〇二六、山内豐信歸國。〇二七、伊達宗城歸國。〇是月、毛利慶親、治所を山口に徙す。
- 四 將軍家茂參内。〇一一、石清水八幡宮行幸、攘夷を祈らせ給ふ。〇一七、幕府、朝命を奉じ十萬



石以上の諸大名をして交番して京都を守護せしむ。○二〇、勅して徳川慶勝を政務輔翼となす。○幕府、諸大名をして十年一回、京都に朝せしむ。○將軍家茂、五月十日を以て攘夷期限となすを奏す。○二二、徳川慶喜東歸、是日京都を發す。

五 幕府、生麥事件の償金を英國公使に交附す。○一〇、長藩米國商船を下關に砲撃す。○一八、將軍家茂、大坂より歸京、是日參内して攝海巡視の狀を奏す。○二〇、國事參政姉小路公知暗殺せらる。○二一、長土藩以下九藩をして宮門を守らしむ、尋で薩藩の乾門守衛を免す。○二六、長藩和蘭軍艦を下關に砲撃す。○晦、老中格小笠原長行、兵を率ゐて大坂に至り將に入京せんとす、勅して之を止む。

六 米艦下關を砲撃す。○三、將軍家茂參内。○五、佛國軍艦下關を砲撃す。○九、將軍家茂、大坂に赴き、尋で江戸に歸る。○一四、正親町公董を監察使と爲し長州に遣す。○一六、幕府、毎年米十五萬俵を獻ぜんことを請ふ之を許す。○一八、長藩豊前田の浦を占領す。○二六、前久留米水天宮祠官眞木和泉を學習院出仕となす。○二七、英國軍艦、鹿兒島に至り生麥事件の遺族扶助料を薩藩に要求す、應ぜず。○一、東園基敬、四條隆調を監察使と爲し、紀州明石の兩藩に派遣す。

七 一〇 三 島津久光入京。○七、正親町公董に差控を命ず。○徳川慶喜に上京を命ず。○一一、將軍家茂に上京を命ず。○筑前藩土平野次郎等、前主水正澤宜嘉を奉じて兵を但馬生野に擧ぐ。○一二、諸大名に命じ攘夷の事は總て幕府の指揮に待たしむ。○一八、松平慶永入京。

二 一 薩藩、金を幕府に借り生麥事件の遺族扶助料を英國公使に交附す。○三、伊達宗城入京。○一一、幕府、服制を復舊す。○一五、江戸城二丸火く。○二六、長藩家老井原主計、大阪より上書して入京の許可を請ふ、許さず。○徳川慶喜入京。○二八、幕府、外國奉行池田長發、河津祐邦等に歐洲派遣を命ず。

三 七 中川宮簞位の流言あり、是日徳川慶喜、松平慶永、松平容保、島津久光連署して雪冤の表を上る。○一一、勸修寺經理をして家臣を伏見に遣し長藩老井原主計の携へたる歎願書及び奉勅始末を受理せしむ。○二七、將軍家茂、江戸を發して上京す。○池田長發等、品川を發して歐洲に航す。○二八、山内豊信入京。○二九、幕府、瑞西と通商條約を締結す。○晦、徳川慶喜、松平慶永、松平容保、山内豊信、伊達宗城をして朝議に參與せしむ。

元治元 正 九 幕府の内請により元勸修寺宮濟範の勅勘を免じ、還俗して伏見宮に復歸せしむ、尋で山階宮の稱號を賜ひ名を晃と賜ふ。○大原重徳に復

八 五 會津因幡備前阿波米澤五藩の練兵を建春門外に開し給ふ。○一三、攘夷御祈願として大和に幸し暫く蹕を留め親征の軍議を催し給はんとする旨を布告す。○一六、有栖川宮熾仁親王を西國鎮撫使と爲す。○一七、土藩士吉村寅太郎等、前侍從中山忠光を奉じて兵を大和五條に擧ぐ。○一八、勅して大和行幸の令を停め、參政寄人を廢し、長藩の堺町門守衛を停む、三條實美等七人長州に走る。○一九、有栖川宮の西國鎮撫使を罷む。○二四、三條實美等七人の官位を褫き豐岡隨資、萬里小路博房、橋本實梁、滋野井實在、東園基敬に差控を命じ議奏廣幡忠禮、徳大寺實則、長谷信篤を罷め他人との面會を禁ず。○二七、中川宮御元服、名を朝彦と賜ふ。○二八、關白鷹司輔熙に差控を命ず。○二九、大原重徳の蟄居を免す。○是月、幕府、洋書調所を開成所と改稱す。

九 五 諸藩貢獻の守衛兵を廢す。○一〇、監察使正親町公董に歸京を命ず。○一三、長藩家老根來上總數願書を携へて大坂に至り入京の許可を請ふ、許さず。○一四、幕府、米國公使及び和蘭總領事と横濱鎖港の談判を開く、尋で英佛兩公使に會見を求む、皆應ぜず。○二四、鷹司輔熙の差控を免す。○晦、留守居井添役一兩人を除くの外悉く長藩士の在京を禁ず。

二 六 三 條實美等、家臣丹羽正雄、河村季興を上京せしめて攘夷の議を上り且其衷情を哀訴す。○七、家茂、泉涌寺に詣り又寺領三百石を寄進す。○九、島津久光、上書して祠を湊川に建て護良親王楠木正成等を奉祠せんことを請ふ、之を允す。○一〇、幕府、松平容保に五萬石を加増す。

三 三 徳川慶勝に朝議參預を命ず。○長藩の末家家老各一人及び吉川經幹に上坂を命ず、幕府亦之を召す。○九、徳川慶喜の朝議參預を停む。○一三、徳川慶勝、松平慶永の朝議參預を罷む。○一四、松平容保の朝議參預を罷む。○二五、徳川慶喜の後見を罷め禁裡守衛總督攝河防禦指揮を命ず。○二六、水藩士田丸稻之衛門、藤田小四郎等兵を筑波山に擧ぐ。

四 七 幕府、京都守護職松平慶永を罷めて松平容保を



復任し其軍事總裁を罷む。〇一一、伊達宗城、京都を發して歸國す。〇一六、幕府、朝廷尊崇の條目十八ヶ條及び供御増貢のことを奏請す、尋で之を允す、乃ち毎年十五萬俵を上る。〇一八、島津久光、京都を發して歸國す。〇二〇、勅して庶政を幕府に委任し、横濱鎖港海岸防禦、三條實美及び長州の處分を講ぜしむ。〇二六、幕府、京都見廻役を置く。

五 家茂參内歸府の暇を賜ふ、尋で江戸に歸る。〇二九、幕府、海軍操練所を神戸に設置す。

六 長藩將に兵を上國に出さんとし、是日世子毛利定廣進軍の議を決す。〇五、長州土州肥後久留米因州加州の志士等、事を京都に擧げんとし、是日三條小橋の池田屋に會合す、幕府、兵を遣りて之を捕斬す。〇七、長藩米船を長門黃波戸浦に砲撃す。〇九、幕府、川越以上十一藩をして筑波勢を討たしむ、尋で上野高崎、常陸笠間の二藩にも是を命ず。〇一四、水戸藩、筑波勢の追討を市川三左衛門に命ず。〇一七、幕府、歩兵頭北條新太郎をして筑波勢を討たしむ。〇二四、長藩家老福原越後兵を率ゐて伏見に至る、眞木和泉、久坂義助等、別軍に將として山崎に屯す。〇二七、松平容保、參内して宮門を鎖し出入を監察す。

七 徳川慶喜、使を伏見に遣りて撤兵を命じ、尋で又屢々之を促す、長軍肯ぜず。〇九、長藩家老

國司信濃、兵を率ゐて山崎に至り、尋で天龍寺に屯す。〇一二、薩藩の兵四百餘人入京。〇一三、毛利定廣、三條實美等を擁し兵を率ゐて本國を發す。〇一四、幕府、若年寄田沼意尊をして筑波勢を討たしむ。〇長藩家老益田右衛門介、兵を率ゐて八幡に至り、尋で男山に據る。〇一五、吉川經幹、兵を率ゐて周防岩國を發す。〇一八、各地屯集の長軍に退去を命ず、肯ぜず、徳川慶喜に勅して之を討たしむ。〇長藩三家老、會津討伐の表を上り、是夜進軍を開始す。〇一九、長軍京都を犯す、徳川慶喜、諸藩の兵を督して擊退す。〇二〇、幕府、福岡藩浪士平野次郎等三十三人を京都六角獄に斬る。〇二二、三條實美毛利定廣等、京都の變報に接し多度津より本國に歸る。〇眞木和泉、天王山に自刃す。〇二三、幕府に勅して長藩を討たしむ。〇池田長發等、使命を果さずして歐洲より歸る、幕府、其祿を削り隱居愼を命ず。〇二四、田丸稻之衛門等、筑波を去りて小川館に據る。〇二七、有栖川宮熾仁親王以下十五人の參朝を停む。

八 幕府、將軍の長州親征を布告し翌日徳川茂承を征長總督、福井藩主松平茂昭を副將となす。〇毛利慶親、三家老の職を免じ、尋で之を徳山に幽す。〇三、幕府、慶親父子及び三家老吉川經幹に愼を命ず。〇四、幕府、松平頼徳に命じ徳川慶篤の目代として筑波を討たしむ、水戸藩家老稱

原新左衛門、大久保甚五衛門等之に従ふ、武田正生亦其軍に投ず。〇五、英佛米蘭四國聯合艦隊下關を襲ふ。〇七、幕府、征長總督徳川茂承を罷め徳川慶勝を更任す。〇一〇、松平頼徳、水戸に至る、市川三左衛門等、其入城を拒み遂に相戦ふ、頼徳、武田正生等と共に磯濱に屯し、尋で那珂港に據り、氣脈を筑波勢と通じ幕府に抗するに至る。〇一三、幕府、薩摩以下三十五藩に征長の出兵を命ず。〇一四、長藩四國聯合艦隊と構和す。〇二二、幕府、毛利慶親父子三末家吉川經幹の官位を擬ひ松平の稱號と將軍の偏諱とを停む、慶親は敬親、定廣は廣封と改名す。〇二五、田沼意尊、笠間に至りて本營を定め筑波勢を討たしむ。〇二七、肥前唐津城主小笠原長

二 幕府、兵庫奉行を置く。〇一二、長藩謝罪恭順に決し、是日益田右衛門介、福原越後、國司信濃に自刃を命じ、穴戸左馬之助等を斬る。〇一四、長藩家老志道安房、廣嶋に至り、三家老の首級を尾張總督の先鋒成瀬隼人正に獻ず、徳川慶勝、諸軍に令して進軍を停む。〇一六、慶勝、廣嶋に至る。〇一八、慶勝、三家老の首級を賞檢し、尋で山口城の破却、三條實美等の交附、毛利敬親父子謝罪書の呈出を吉川經幹に命ず。〇二〇、慶勝、薩摩筑前肥後久留米の五藩をして三條實美等を分拘せしむ。〇二五、敬親父子、萩城を出で、天樹院に蟄居し、尋で謝罪書を總督府に呈す。〇二八、幕府、三條實美等分拘の命を停め暫く之を筑前に舍かしむ。〇晦、徳川慶喜に勅して武田正生を討たしむ。

九 幕府、參勤交代の制を復舊し諸大名をして妻子を江戸に置かしむ、行はれず。〇六、松平茂昭入京。〇一一、徳川慶勝入京。〇一二、幕府、英米佛蘭四國公使に長藩の下關砲撃の償金を出すことを約す。〇二五、田沼意尊、水戸城に入る。〇二六、松平頼徳大久保甚五左衛門等、幕軍に降る。

一〇 毛利敬親、山口より萩に移徙す。〇五、幕府、松平頼徳に自刃を命ず。〇一〇、幕府、松平茂昭をして筑前小倉に赴き九州の軍を督せしむ。〇一一、徳川慶勝、命を諸藩に傳へて其部署に就

三 徳川慶喜、近江路に出陣し水戸以下七藩をして各地を分守せしむ。〇一四、徳川慶勝、家老石河光晃、幕府大目付戸川鉾三郎を長州に派遣し山口城の破却、敬親父子恭順の狀を檢せしむ。〇一七、武田正生等、越前新保驛に至り、是日加州藩に降る。〇二六、徳川慶喜歸京。〇二七、慶勝、征長諸軍をして其兵を撤せしむ。

かしむ。〇二三、幕軍、那珂港を陥る榊原新左衛門降伏す、武田正生館山にあり、田丸稻之衛門と共に兵を收め、徳川慶喜に訴ふる所あらんとし相合して西上の途に上る。



慶應元

- 正 二 高杉晋作、兵を馬關に擧げて俗論黨と戦ひ、尋で山口に據る。○四、徳川慶勝、廣島を發して京都に凱旋す。○一、二、松平茂昭、小倉を發して京都に歸る。○一、四、三條實美等、長州を發して筑前に移る、筑前藩之を大宰府に置き、薩摩肥前肥後久留米四藩と共に之を監す。○一、五、幕府、長藩の服罪により將軍の進發中止を布告す。○一、九、幕府、徳川慶喜をして武田正生等を田沼意尊に交附せしむ。○二、五、幕府、宇都宮城主戸田忠恕に隠居愼を命じ、封二萬七千餘石を削る。○二、四、幕府、武田正生、田丸稻之衛門、藤田小四郎等を敦賀に斬る。○二、七、徳川慶勝、松平茂昭、參内して長州服罪の狀を奏す。○二、八、毛利敬親父子、再び山口に移り藩論を一變して幕府と拮抗す。
- 三 一 福井松平茂昭、京都を發して歸國す。○二、家茂に上洛を命ず。○八、幕府、榎倉城主松平康直を宇都宮に、宇都宮城主戸田氏友を榎倉に移す。○二、六、徳川慶勝、京都を發して歸國す。○二、九、幕府、長州再征に決し、是日家茂進發のこを布告す。
- 四 三 幕府、徳川茂榮に先手總督を命じ、尋で紀州、彦根、高田、上田、田邊、鳥羽、延岡、松本諸藩の部署を定む。○二、五、幕府、外國奉行柴田剛中等に英佛二國派遣を命ず。
- 五 一 六 家茂、江戸を發し征長の途に上る。

- 四 五 三 家茂入京、即日參内して長州再征の事由を奏す、尋で大坂に赴く。
- 六 三 幕府、毛利元蕃吉川經幹に上坂を命ず、應ぜず。
- 八 八 幕府、更に毛利元周同元純及び長藩家老一人に上坂を命ず。○是月、幕府、横濱製鐵所を設く。
- 九 六 英米佛蘭四國公使、軍艦を率ゐて兵庫に至り、尋で書を幕府に呈し、兵庫の先期開港と條約の勅許とを強要す。○二、一、家茂參内して長州再征の勅許を請ふ、之を允す。○二、九、老中阿部正外松前崇廣、兵庫開港の議を建つ、是日幕府に勅し其職を免じて謹愼せしむ。
- 一 〇 一 家茂、上表して職を徳川慶喜に譲らんことを請ひ、併せて條約の勅許を促す。○四、家茂東歸せんとし大坂を發し、是日伏見に至る、勅して其行を止め入京を命ず。○徳川慶喜參内し條約の勅許を迫り、謀議曉に達す、乃ち之を許し、なほ兵庫の開港を止む。○家茂の辭表を却下す。○九、四國公使、兵庫を退去す。○一、〇、幕府、徳川慶喜に政務補翼を命ず。○一、五、幕府、松平康直戸田氏友移封の命を止む。○二、六、幕府、戸田氏友の削封を復舊し其父忠恕の愼を免ず。○二、七、家茂參内。○幕府、長藩の末家家老及び奇兵隊の領袖に出藝を命ず。○是月、幕府、兵庫奉行を廢す。
- 二 七 幕府、彦根以下三十一藩に出兵を命じ徳川茂承を征長先鋒總督となす。○二、〇、長藩家老穴戸

- 備後介、廣島に至る、是日大目付永井尚志等國泰寺に於て之を審問す。
- 二 四 徳川慶喜、攝海防禦指揮を辭せんことを請ふ、許さず。
- 二 五 三 徳川慶喜、參内して毛利敬親父子朝敵の罪名を除き、封十萬石を削り敬親に隠居愼、廣封に永蟄居を命ぜんことを請ふ、之を許す。○二、一、木戸孝允西郷隆盛等、坂本龍馬の媒介により薩長二藩の連合を約す。
- 三 幕府、横須賀製鐵所を起工す。
- 四 九 長藩奇兵隊立石孫一郎脱走して備中倉敷の代官所を襲ふ。○一、七、薩藩書を幕府に呈して出兵を辭す。○是月、幕府、佛國大博覽會に参加せるを以て出品許可のこを布告す。
- 五 一 老中小笠原長行、長藩の三末家家老等を廣島國泰寺に召して毛利敬親父子處分の命を傳達す。○一、三、幕府、輸出入税を約定し英米佛蘭四國公使と改稅約書を締結す。○二、六、老中松平宗秀先鋒副總督となり、是日廣島に著す。○是月、幕府、小笠原長行を九州諸軍の指揮として小倉に派遣す。
- 六 五 先鋒總督徳川茂承、廣島に著す。○七、幕軍、周防大島郡を襲ふ、戦端茲に開く。○一、七、長軍、門司田ノ浦を占領す。○英國公使、パークス、鹿兒島を訪問し、尋で島津久光と會見す。
- 七 一 六 幕府、伊太利と通商條約を締結す。○一、八、長

- 軍、石見濱田城を陥る。○二、〇、家茂、大坂に薨ず、秘して喪を發せず。○二、九、徳川慶喜、將軍の目代として長藩を討たんことを請ふ、之を許す。○小笠原長行、小倉を脱走し、尋で大坂に歸る。○晦、小倉出陣の肥後柳川久留米の諸藩兵を收めて本國に歸る。○是月、幕府、軍艦操練所を海軍所と改稱す。
- 八 一 長軍、小倉を陥る。○八、徳川慶喜の禁裡守衛總督攝海防禦指揮を罷む。○一、六、慶喜、上表して征長の兵を解き、諸大名を召集して爾後の方略を議せんことを請ふ、之を許す。○二、〇、幕府、家茂の喪を發す慶喜宗家を相續す。○二、一、幕府に勅し將軍の喪を以て姑く征長の兵を停めしむ、尋で幕府其兵を收む。○晦、大原重徳等二十餘人、宮中に列參して國事を建言す。
- 九 七 勅して諸大名を京都に召集す。○是月、幕府箱館奉行小出秀實に露國派遣を命ず。○幕府、陸軍傳習所を横濱に設け佛人を聘して教習を開始す。
- 一 〇 二 五 幕府、外國奉行向山一履をして佛國に駐在せしむ。○二、六、幕府、白河城主松平康直を川越に移す。○二、七、大原重徳等列參の堂上を處罰す。
- 二 四 幕府、外國奉行栗本鯤に佛國派遣を命ず。○一、九、幕府、講武所を陸軍所と改稱し、旗本御家人をして砲術を學ばしむ。○二、八、幕府、徳川慶篤の弟松平昭武に佛國派遣を命ず。



明治

- 三 幕府、丁抹と通商條約を締結す。○二八、英國水師提督キング馬關に來り、尋で毛利敬親と會見す。○二九、幕府、製鐵所奉行を置く。
- 三 九條尙忠以下公家堂上十三人の幽閉を免す。○二五、有栖川宮熾仁親王以下宮公卿堂上九人の幽閉を免す。○二九、山階宮晃親王以下宮公卿堂上二十四人の幽閉を免じ、岩倉具視の入洛を許す。
- 三 慶喜、上表して兵庫開港を奏請す。○二五、小出秀實、露都に於て樺太の共有を約す。○二八、慶喜英佛蘭三國公使を大坂に引見す。
- 四 慶喜、佛國公使を大坂に引見す。○一二、島津久光入京。○一五、伊達宗城入京。○一六、松平慶永入京。○二四、幕府、外國總奉行を置く。
- 五 山内豊信入京。○二三、慶喜參内し長州處分は寛大に従ひ且兵庫を開かんことを請ふ、謀議夜を撤し翌日勅許あらせらる。○二七、山内豊信、京都を發して歸國す。
- 六 幕府、横濱の陸軍傳習所を江戸に移す。○二八、幕府、再び兵庫奉行を置く。
- 八 松平慶永、京都を發して歸國す。○一五、島津久光、京都を發して歸國す。一八、伊達宗城、京都を發して歸國す。
- 九 薩長二藩舉兵討幕を約し、是日出兵の順序を議定す、尋で藝藩も之に加盟す。
- 三 山内豊信、政權奉還のことを幕府に勸告す。○一四、討幕の密勅を薩長二藩に下す。○慶喜、政權奉還の表を上る、翌日之を許し、十萬石以上の諸大名に上京を命ず。○二四、慶喜、將軍職を辭す、之を卻け諸大名上京衆議決定を待たしむ。○二七、徳川慶勝入京。○是月、加納治郎作、江戸大坂間の定期航海業を開く。
- 二 徳川氏、海軍傳習所を江戸に設け、英人を聘して教習を開始す。○八、松平慶永入京。○一五、坂本龍馬、中岡慎太郎京都に暗殺せらる。○二、島津茂久、兵を率ゐて入京。○二八、幕府、露國と輸出入税を改正し新定約書を締結す。○藝藩世子淺野茂勳、兵を率ゐて入京。○是月、徳川氏、始めて紙幣を發行す。
- 二 徳川氏、兵庫港を開く。○八、勅して毛利敬親父子三末家の勅勅を免じて官位を復し其入京を許す。○岩倉具視の蟄居を免じ、三條實美等脱走の公家堂上の復位入京を許す。○鷲尾隆聚に兵を授けて高野山に據らしむ。○九、王政復古の令を布き攝政關白征夷大將軍守護職所司代を廢し、新に總裁議定參與を置く。○賀陽宮、二條齊敬、近衛忠熙等の參朝を停め會桑二藩の禁門守衛を免じ歸國を命ず。○長藩家老毛利内匠入京。○一〇、慶喜の辭職を許し辭官納地を請はしむ。○一二、慶喜、二條城の留守を水藩に託し、會桑二藩を率ゐて大坂に退く。○宮中戒

明治元

- 一 勸を解く。○一六、慶喜、英米佛蘭伊李六國の使臣を大坂に引見す。○一九、徳山藩世子毛利平六郎等入京す。○二三、江戸城二の丸火。○二五、西郷隆盛、志士浪人を江戸の薩邸に糾合し關東を騷擾せしむ、是日徳川氏、諸藩に命じて薩邸を襲撃す、浪士等四散す。○二七、三條實美等、大宰府より歸京し即日參内す。○薩長土藝四藩の訓練を建春門外に開し給ふ。
- 三 徳川慶喜、兵を率ゐて京都に入らんとす、薩長諸藩之を伏見鳥羽に破る。○四、軍事總裁嘉彰親王を征討大將軍と爲す。○六、徳川慶喜、大坂城を尾越二藩に託して東走す。○七、徳川慶喜征討大號令頒布。○一〇、徳川慶喜以下二十七名の官位を褫ふ。○一三、太政官代を九條道孝邸に置く。○一五、天皇御元服、大赦の詔下る。○外國交際は宇内公法に據らしむ。○一七、職制を定め、神祇、内國、外國、海陸軍、會計、刑法、制度の七科を置く。○伊達慶邦をして松平容保を討たしむ。
- 三 親征の詔下る。○九、總裁熾仁親王を東征大總督、議定嘉言親王を海軍總督、澤爲量を奥羽鎮撫總督と爲す。○一三、徳川慶喜、江戸寛永寺に屏居し、尋で恭順謝罪の表を上る。○二一、徳川慶喜の上表を却下し、大總督府に謝罪せしむ。○二三、金銀舊貨を以て新貨と並び行はしむ。○晦、佛蘭兩國公使參朝、英國公使パークス刺

三

客に遇ひ、朝見を果さず、尋で參朝。○大總督熾仁親王、駿府城に入る。○七、輪王寺宮公現親王、徳川慶喜の爲に哀を乞ふ。○八、大總督府、東海東山北陸三道の先鋒總督に令し、十五日を期して江戸を進撃せしむ。○九、舊幕臣山岡鐵太郎、慶喜の爲に哀を乞ふ。○一二、神佛混淆を禁す。○一四、紫宸殿に御し公卿を率ゐて天神地祇を祭り五事を誓ひ給ふ。○徳川慶喜、大久保忠寛、勝義邦を遣し西郷隆盛に就きて謝罪條款を陳す、隆盛、諸藩に命じて明日の進軍を止む。○一七、社僧に蓄髮を命じ、位官を返上せしむ。○二一、親征の爲に大坂に行幸。○日日新聞發刊。

四

三 江湖新聞發刊。○四、勅旨を以て徳川慶喜の死一等を減じ、水戸城に幽屏、江戸城收受等の五事を命ず。○五、太政官日誌創刊。○一一、東海道先鋒總督橋本實梁、江戸城を收む。○一五、學習院を假大學となす。○二一、贈正三位楠木正成の祠宇を攝津湊川に營み、其子正行等を配祀す。○大總督熾仁親王、江戸城に入る。

四

六 豊臣秀吉の遺勳を顯彰し社殿を大坂に造營せしむ。○六、參與木戸孝允を遣し、肥前浦上村天主教徒を處分せしむ。○七、徳川慶喜の服罪により親征を停む。○車駕大坂を發し、明日還幸あらせらる。○一一、仙臺米澤二藩奥羽の諸藩と是日陸奥白石に會し薩長を彈劾し、會津庄



内二藩の救解を謀り、尋で公議所を白石に設く。○一五、親王宣下及び賜姓の制を定めらる。○一九、太政官札發行。○二一、太政官代を二條城より禁中に徙す。○官制を改定し太政官を議政以下七官に分ち、議定、議長、輔相、正副知事を置く、又地方を府藩縣に分ち、府縣に知事を置き、藩は舊に仍らしむ。○二九、田安家達をして宗家徳川氏を嗣がしむ。

五二 大坂裁判所を大坂府とし、醍醐忠順を知事に任ず。○九、伊勢兩宮及び出雲大社等勅祭社以外は悉く府藩縣に屬せしむ。○丁銀、豆板銀の通行を停む。○一五、大總督府、諸軍に令して彰義隊を上野に討つ、輪王寺執當等、入道公現親王を奉じて會津に奔る。○一九、江戸鎮臺を置き、寺社、町、勘定三奉行を廢し、南北市政、社寺、民政三裁判所を置く。○二四、徳川家達を駿府に封じ七十萬石を下賜す。○府縣をして舊幕府旗下の士の采邑を管せしむ。

六二六 伊勢太神宮及び熱田宮へ勅使を遣し、大政復古を告げ給ふ。○是月、佛人コニエを雇用し、鑛山の事を董せしむ。

七三 大總督參謀四條隆謨を仙臺追討總督となす。○一〇、徳川慶喜、駿府に屏居す。○一二、奥羽北越の諸藩、輪王寺宮公現親王を奉じて官軍に抗す。○一五、大坂開市場を開港場とす。○一七、詔して江戸を東京と改む。○江戸鎮臺を廢し、

鎮守府を置き、社寺裁判所を廢し、十三國社寺を地方官に屬せしむ。

八二六 賀陽宮朝彥親王を安藝藩に幽す。○二四、崇徳天皇の御神靈を白峯宮と稱し奉る。○二七、即位。

九四 米澤藩官軍に降る。○八、一世一元の制を定む。○一五、仙臺藩官軍に降る。○二〇、東京に行幸、京都御發輦。○二二、初めて天長節の儀を行はせらる。○公現親王、上書して罪を謝せらる。○會津藩降る、奥羽北越の諸藩前後して皆降を請ひ陸奥平定す。○二七、日本瑞典那耳回修好通商航海條約調印。○二八、日本西班牙通商條約調印。

一〇九 舊幕臣榎本武揚等函館に走る。○一三、東京に著御。○江戸城を皇居となし東京城と改稱。○一七、萬機御親裁の詔下る。

一二九 新潟港及び東京鐵砲洲互市場を開く。

二二七 陸奥出羽を分ちて七國となす。○奥羽北越諸藩の罪を斷じ、松平容保を永禁錮に處す。○八、車駕京都御還幸、是日東京を發す。○二二、車駕京都に著御。

是歲 三井八郎右衛門、貿易商社を設立す。

二五〇 日獨修好通商航海條約調印。○二三、薩長土肥藩籍を奉還せんことを請ふ。○八、新聞紙刊行を許す。○一三、護良親王の社を相模鎌倉に

宗良親王の社を遠江井伊谷に創建す。

三七 東京に行幸。

四四 勅して三條實美を修史局總裁となし六國史以後の國史を修撰せしめ給ふ、之を東京帝國大學史料編纂所の濫觴とす。○八、民政部を設置し府縣事務を掌らしむ。

五二 議政官を廢し、議定參與を行政官に置く。○出版條例頒布、書籍出版准許を昌平開成兩校に屬す。○一八、榎本武揚等、官軍に降り蝦夷地平定す。○二二、彈正臺設置。

六二 戊辰役の賞典を行ふ。○一五、昌平校を改めて大學校と稱し、開成醫學二校を之に屬せしむ。○一七、諸藩の版籍奉還の請を聽し、其請はざる者には奉還を命ず、乃ち舊藩主を以て知藩事となす。○公家大名の稱を廢し華族となす。○二九、九段坂上に招魂社を建つ。

七八 行政官を以て太政官と爲し、民政部、會計、軍務、外國、刑法の五官を廢し、神祇官及び民政部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省、待詔院、集議院、彈正臺、開拓使、大學等を置く。○位階改定。○舊制百官及び受領の稱を廢す、但神職僧官は舊に仍らしむ。

八二 民政部大藏二省を合す。○一五、蝦夷地を北海道と改稱し、十一國に分つ。

九四 伊勢大神宮造營成る、是日內宮遷座、尋で外宮遷座あり。○兵部大輔大村永敏傷けらる、尋で

破す。○一四、日本塊太利通商航海條約調印。○一七、民部省札發行。○二六、復古功臣の賞典を行ふ。

二二五 東京横濱間電信開通。

二二三 詔して天神地祇、八神及び皇靈を神祇官に鎮祭し、且宣教使を置きて大教を宣布せしむ。○五、徳川慶喜、松平容保、伊達慶邦、南部利剛、丹羽長國、松平定敬、水野勝知、堀直賀、林忠崇の舊臣及び各藩脱走兵の罪を宥す。

二六 布哇にて傭奴となる邦人四十人還る。○一〇、天文曆道を大學に管せしむ。○一三、樺太開拓使を置く。

三二四 還幸延期を京都府下に告諭す。○集議院を開く。○二八、比叡山をして天台宗を統管せしむ。

四四 歴史編輯に付華族諸藩嘉永六年以來の家記文書及び志士の事蹟手記等を採集す、特に静岡藩をして舊幕府の簿記を上らしむ。○一六、横濱東京間電信機横文通信を開始す。○二四、令して普く種痘を行はしむ。

七二〇 民政部、大藏二省を分つ。○二三、大友帝に弘文天皇、大炊廢帝に淳仁天皇、九條廢帝に仲恭天皇と追諡す。

八三 東京府下に中學校を開設す。

二〇 常備兵員を定め陸軍は佛式、海軍は英式に従ふ。



閏二〇 工部省を置く。○朝彦王の罪を宥し伏見宮に復歸せしむ。

二四 公現親王の宮號を復し、名を能久と改め、其請を聽して獨逸に留學せしむ。○一三、徵兵規則を定む。○二〇、舊武家華族に令して悉く東京に移住せしむ。○二二、歴世山陵追祭の年數を定む。

三二〇 皇族舊堂上華族及び舊官人以下の祿制を定め、其采地を收め、廩米を給し、悉く其地方に貫せしむ。○伏見、桂、有栖川、閑院四親王家の外二世以下姓を賜ひ、華族に列す。○二〇、新律綱領頒布。○二四、庶人の佩刀を禁ず。○二六、舊米澤藩士雲井龍雄を梟す。

四正 社寺領を收めて之を府藩縣に屬せしめ、代ふるに廩米を以てす。○九、參議廣澤眞臣暗殺せらる。○二四、郵便を東京、京都、大坂間に設け三月朔日より施行す。

三二 神武天皇を神祇官に祭り、各地方官をして遙拜式を行はしめ、以て恒例となす。  
四三 商賈に令して製造品を米國桑港博覽會に送致せしむ。○五、戶籍法改正。○一二、電信線を皇城に架設す。○二三、鎮臺を東山山西海二道に置く。○二七、大藏卿伊達宗城を欽差全權大臣と爲し、清國に遣して條約を締結せしむ。○晦、永平總持二寺の末派交互轉住及び、總持寺の輪番攝理を復す。

五三 參議副島種臣を露國に派遣し、樺太島疆界の事を協議せしむ。○一四、神社の社格を制定し、神官職制を設く。○二二、大嘗祭悠紀主基の國郡を卜定す。○是月、金貨を本位、銀貨を定位となし、新古金銀外國貨幣等改鑄交換の制を立つ。

六一 仁和寺大覺寺以下諸寺院の御所門跡號等を廢す。  
七四 勅して政教一致の要旨を宣教使に諭し諸藩に宣布せしむ。○日本布哇通商條約調印。○九、刑部省、彈正臺を廢し、司法省を置く。○一四、詔して列藩を廢し、縣を置き各藩知事を停む。○一八、大學を廢し文部省を置く。○二七、民部省を廢す。○二九、太政官官制を改定し、正院及び左右兩院を置き左右大臣を廢す。○日本清國通商假條約書を交換す。

八七 樺太開拓使を北海道開拓使に併す。○八、神祇官を神祇省と改む。○九、散髮廢刀を許す。○一〇、官制を改革し、太政官を本官、諸省を分官、寮司を官省の支官と爲し、分課を局と名く。○一八、鎮臺を東京大坂に置き、四鎮臺の所管を定む、尋で全國の城郭を兵部省に屬せしむ。○二八、穢多非人等の稱を廢し悉く民籍に編す。○二九、欽差全權大臣伊達宗城を清國より召還す。

九 正午號砲の制を設く。○是月、文部省に博物館を置き、尋で大成殿を博物館觀覽場となす。  
三 陸海軍刑律を頒つ。○九、近衛兵を置く。○一二、一向宗を眞宗と改稱す。○一四、神祇省を廢して教部省を置く。○二七、鑛山條規を各府縣に頒つ。○新聞雜誌、日報社新聞、橫濱每日新聞を各府縣に頒付す。  
四九 亂問司を廢し、陸軍裁判所を置く。○二二、東京大坂間電信開通。○二三、是より先、丸山作樂等密に朝鮮を襲撃せんとす、是日作樂を禁獄に處す。○二五、教導職を置き、教部省に隸屬す、尋で教則三條を頒つ。○僧侶の肉食妻帶蓄髮を許す。  
五七 品川横濱間汽車開通。○二三、車駕伊勢京都を経て九州四國等を御巡幸、是日東京を發せらる。○二四、楠社を湊川神社と改め別格官幣社に列す。○二九、東京に小學師範學校を設置す。  
六四 教導職管長一人を各宗に置く。○二八、祠官をして葬事に關與するを得しめ、喪主の神佛二儀に依らずして自葬するを禁ず。  
七二 東京に還幸あらせらる。○一九、參議西郷隆盛をして陸軍元帥、近衛都督を兼ねしむ。  
八三 學制を頒布し、全國を八大學區に分ち、大區を中小學區に分つ。○一七、僧官を廢す。二四、私に姓名及び鋪號を改むるを禁ず。○二九、官吏犯私罪律を改正す。○國產物品を龍動博覽會に出さしむ。  
九七 東京京都間の電信線成る。○一二、東京横濱間

一〇 八 外務卿岩倉具視を歐米各國に差遣す、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尚芳之に副す。○一二、大藏省兌換證券を發行す。○二四、電信線を東京、長崎間に架設し、丁抹會社の海底線に接続せしめんとす。○二八、府縣官制を定む。○普化宗を廢し、其徒を民籍に編す。

二二七 大嘗祭。○一八、豐明節會、親王百官及び外國公使等に酒饌を賜ふ。○二二、府縣の廢合完了す、總て三府七十二縣、郡縣の制始て定る。○二七、縣治條例及び事務章程を定む。○是月、郵便を東京長崎間に設く。

三三 外山光輔、愛宕通旭等不軌を圖り、是日自盡を命ぜらる。○一八、華士族卒に農工商業を營むを許す。○二七、新紙幣發行。○東京府下に地券を給し、地租を課す。○是月、伊勢大宮司に令し、大麻を全國に頒たしむ。

五五 三 元始祭を行ふ、後恒典となす。○六、石見地方大震。○八、陸軍始、操練場に親臨し行軍式を觀給ふ、後恒例となす。○一四、開拓使兌換證券を發行す。○二〇、官制を更定し三等以上を勅任、七等以上を奏任、八等以下を判任とす。○二七、御諱缺畫の制を廢す。

二二五 土地賣買の禁を解く。○二八、兵部省を廢し、陸軍海軍二省を置く。○東京横濱間鐵道成る。○鐵道略則を頒つ。



- 汽車開通開業式を行ふ。○一四、琉球國使臣尙健副使尙有恒入朝し、國王尙泰の賀表を上り、方物を獻ず、詔して尙泰を琉球藩主となし華族に列す。○一五、修驗宗を廢し、天台、眞言二宗に復歸せしむ。○一八、法相、華嚴、律、兼學、融通念佛五宗の各派及び諸宗内別派獨立するものを各本山に屬せしむ。○二七、外務省に琉球藩締結各國條約等のことを管せしむ。
- 二 娼妓を解放す。○四、太政官正院に歴史地理誌の二課を置き、復古記及び皇親譜を編纂せしむ。○一三、海軍省官制を改定し、又水兵本部裁判所提督府を置く。○一四、外務省に特命全權公使、辦理公使、代理公使等を置く。○二五、教部、文部二省を併す。
- 二七 總本寺本山の外、寺院の住持檀越なき者は悉く之を廢す。○九、太陽曆を用ふ、仍て明治五年十二月三日を以て、六年一月一日となす、又晝夜十二時を改めて二十四時となす。○一二、大禮服、通常禮服を制定し、衣冠を以て祭服となす。○一五、神武天皇即位の年を以て紀元と爲す。○國立銀行條例及び成規公布。
- 三一 徵兵令公布。
- 六一 五節を廢し、神武天皇即位日、天長節等を以て祝日となす。○九、鎮臺を名古屋、廣島に増置し、六鎮臺の軍管を定む。○一四、全國城地の軍事上必要なもの又は要衝に當れるものは

- 陸軍省に屬せしめ、他は皆大藏省に附して廢毀せしむ。○二二、比丘尼の還俗婚嫁を許す。○華士族平民互に養子縁組を爲すを許す。
- 二五 東京府、各區小學校設立の方法を定め、男女六歳以上悉く就學せしむ。○一七、證券印紙發行。○東京長崎間電信線成る。○二七、外務卿副島種臣を特命全權大使と爲し清國に差遣す。
- 三三 舊藩貸付金穀收入法及び負債償還法を定め、公債證券を下付す。○七、神武天皇即位日を紀元節と稱す。○一〇、郵便税を制定し、國內信書の往復を驛遞寮に委し、私遞送を禁ず。○一四、外國人との婚姻を許し、其條規を定む。○二八、人民の名稱の御名及び列朝御諱を避くるの制を廢す。
- 四〇 文部省大學區更定。
- 四二 太政官職制更定。○四、洋式權衡を發行す。○五、皇城火あり、赤坂離宮を假皇居と爲し給ふ。
- 六三 改定律令公布。○外國人訴訟規則を定む。○二四、集議院を廢し、其事務を左院に移す。
- 七三 大藏省に賞牌功牌の様式を造らしむ。○二八、詔して全國地租を改正し、地券を設け府縣廳及び郡村の公費を地價に賦課す。
- 八一 官吏に避暑暇を賜ふ。○第一國立銀行開業。○一三、電線通信規則を定む。○二一、日本祕露通商航海假條約調印。
- 九三 特命全權大使岩倉具視等、歐洲より歸る。

- 一〇 九 開成學校開業式車駕親臨。○一四、祝祭日の休暇を定む。○一九、新聞紙條目を定む。○二四、陸軍大將西郷隆盛、征韓論容れられず、參議近衛都督を辭す、明日、參議兼外務省事務總裁副島種臣、參議兼左院事務總裁後藤象次郎、參議板垣退助、江藤新平を罷む。
- 一一 後鳥羽天皇の靈駕を隱岐より迎へて攝津水無瀬宮に奉祀し同宮を官幣中社に陞す。○一〇、内務省を置く。
- 一二 皇族の少壯者に命じて、陸海軍事を習はしむ。
- 一七 皇后と共に横須賀に幸し、造船及び製作諸場を巡覽あらせらる。
- 二一 東京警視廳を置き、内務省に屬せしむ。○二〇、僧尼の族籍を定む。
- 二四 佐賀縣士族、征韓、封建、攘夷を名とし、分黨嘯聚し、小野商會の金帛を掠奪す、熊本鎮臺に令し、兵を出して之を鎮定せしむ、尋で賊益猖獗を極む、仍て參議兼内務卿大久保利通に命じ、往て鎮撫せしむ。○一三、内閣顧問島津久光を鹿兒島に遣し、陰に佐賀の變に備ふ。○一五、佐賀の賊、縣廳を襲ふ、權合岩村高俊、鎮臺兵に令して防戦し、食竭き筑後に奔る。○二二、黄櫨派を臨濟宗に合す。○二三、嘉彰親王を征討總督となし、陸軍中將山縣有朋を參軍となし佐賀の賊を討つ。
- 三一 是より先、官軍佐賀の賊を破り、巨魁江藤新平

- 以下悉く奔竄す、是日官軍佐賀城に入る。
- 四 是より先、臺灣生蕃、琉球藩の漂民を斬殺し、備中小田縣民を劫掠す、是日陸軍中將西郷從道を臺灣蕃地事務都督となし、之を討たしむ、又正院に臺灣蕃地事務局を置く。○一三、江藤新平、島義勇を佐賀に梟し、副島義高等を斬に處す。
- 五三 臺灣生蕃熟蕃十八社投降す、尋で牡丹社亦降る。
- 六七 米國と郵便交換條約締結。
- 七二 外務省所管の琉球藩を内務省に屬せしむ。
- 八一 大久保利通を清國に差遣し、臺灣征討の事につきて接衝せしむ。
- 一〇三 是より先、辦理大臣大久利通、清國總理各國事務恭親王、文祥等と論辯し、清國をして被害難民撫恤銀十萬兩、臺灣修道建房費四十萬兩を償辨せしめ、我駐臺兵を撤するの約を定む、是日條款憑單を交換す。
- 二二 太政官に臨御、大久保利通、使事を奏す。
- 二七 西郷從道、臺灣より凱旋し、征臺の狀を奏す。
- 一四 蕃地事務局を廢す。○一一、嘉永六年以來事に死するの士、京都東山及び府縣招魂社祭祀する者を東京招魂社に合祀し、未だ祀典に列せざる者を錄上せしむ。○是月、埃國博覽會事務副總裁佐野常民歸朝、復命書、筆記、見聞錄、各國賞牌比較表を上る。
- 二二 文部省、女子師範學校を東京に創建す。



- 三〇 奈良縣東大寺以下諸寺院所藏の寶器勅封にかかるとは内務省をして之を管理し、永久保存の法を設けしむ。二四、地租改正事務局を置き内務大藏二省をして之を管せしむ。〇三〇、博覽會事務局を博物館と改稱し、内務省に屬せしむ。
- 四〇 賞牌從軍牌の制を定め、勳等を八級に分ち賞牌亦之に准ず。〇一三、皇大神宮以下の祭式を定む。〇一四、左右兩院を廢し、元老院、大審院を置き詔して地方官會議を興し、漸を以て立憲の政體を立てんとするを諭す。〇正院の職制を更定し歴史課を修史局と改む。〇特旨を以て朝彦王を久邇宮と稱す、尋で親王と爲し、仁孝天皇の養子を復す。〇二四、建勳神社を別格官幣社に班し新に祠宇を京都船岡に造營せしむ。〇三〇、神佛諸宗混同の敎院を立つるを停め、各自其宗教を宣布せしむ。
- 五七 日露千島樺太交換條約調印。〇二三、火葬の禁を解く。
- 六二 始めて地方官會議を東本願寺支院に開く、天皇親臨し給ふ。〇二八、讒謗律及新開條例頒布。〇是月、東京女子師範學校内に附屬幼稚園を設く。
- 七三 正院に法制局を置く。〇五、始めて元老院會議を開く、天皇親臨し給ふ。
- 九〇 軍艦雲揚號、朝鮮江華島に於て砲撃せらる、應

- 戰して永安城を陥る。〇二五、僧尼私度の禁を解く。
- 二二〇 府縣職制章程を定め、縣治條例を廢す。
- 三九 黒田清隆、井上馨をして朝鮮に赴き、修好并に江華島の擧を談判せしむ。〇三一、天皇賞牌親佩式を行ひ、又熾仁親王以下の諸親王を各勳一等に敘せらる。
- 九一 一 醫術開業試驗法を設く。〇一四、千島國に得撫、新知、占守の三郡を置く。
- 二 黃檗派の臨濟宗より分離して獨立するを許す。〇二二、代言規則を頒つ。〇二七、黒田全權、朝鮮江華府に於て修好條約を交換し、議政府の謝狀を收む。〇日蓮宗一致勝劣の二派を廢し、一致派を日蓮宗と單稱し、勝劣派を興門、妙滿寺、八品、本成、本隆五派に分ち、各獨立するを許す。
- 三六 佩刀を禁ず。
- 四一 令して男子年二十歳に滿つるを成丁と爲す。
- 六二 東北地方御巡視の爲に車駕東京を發す。〇一、二、泉涌寺以下三十三寺の年祿を停め、每歲宮内省錢穀を下賜す、又般舟院以下諸寺の歴朝靈像尊牌を泉涌寺に遷し奉る。〇二一、車駕岩代半田銀山に幸し、鑛場を覽る。
- 七五 新聞紙雜誌等の國安を害するものあれば其發行を禁止し、又は權りに停むることを布告す。〇一八、車駕函館港を發し尋で横濱港に至る。

- 〇二一、還幸。
- 八一 米商會所條例及び會所成規を頒布し、國立銀行條例を改定す。三一、海軍提督府を廢し、鎮守府を東海西海二所に假設す。
- 九六 元老院をして憲法起草せしむ、尋で同院に憲法取調局を置く。〇大阪島米商會所設立。
- 一〇二 正院に賞勳事務局を置く。〇二四、熊本縣士大野鐵平(大田黒伴雄)加屋齊堅、上野謙吾等、兵を擧げて縣令安岡良亮、鎮臺司令長官種田政明を斬り、尋で鎮臺に迫る、克たず、鐵平等戰死し、餘衆皆平ぐ。〇二七、福岡縣士磯淳、宮崎車之助、今村百八郎、益田靜方等、兵を秋月に擧げて熊本に赴き、縣令渡邊清、兵を鎮臺に請ひて之を討つ、賊豐津に轉ず、小倉師管の兵、撃ちて之を走らす。〇二九、青森縣士永岡久茂、東京に在りて密に前原一誠等と謀を通ず、是夜其黨と千葉縣廳を襲はんとし、捕へらる。〇三一、山口縣士前原一誠、奥平謙輔等、兵を萩に擧ぐ、是日縣令關口隆吉之を討つ、一誠等東上して訴ふる所あらんとし、海路山陰に赴く尋で縛に就く。
- 二一 今村百八郎等、秋月を反撃す、官軍之を討ち終に平定す。〇六、前原一誠の餘黨有福恂允、小倉信一等萩に據る、是日陸軍少將三浦梧樓、海軍と共に夾撃す、尋で平ぐ。〇七、新田義貞に藤島神社の號を賜ひ、別格官幣社に列す。

- 三二 大勳位菊花大綬章菊花章を定む。〇三、前原一誠、奥平謙輔、今村百八郎等を斬に處す。
- 一〇二 教部省及び警視廳を廢し、その事務を内務省に屬す。〇一八、正院及び修史局を廢す。〇二四、車駕西幸、東京を發し給ふ。〇二六、太政官に修史館を置く。〇二八、車駕京都に到る。〇三〇、鹿兒島私學校の徒、火藥硝藥製造所、鹿兒島造船所を襲ひて兵器彈藥を掠奪す。
- 二 鹿兒島私學校徒二等少警部中原尙雄等二十一名を捕ふ。〇五、車駕京都大阪間の鐵道開業式に臨幸す。〇六、鹿兒島の警報行在所に至る、海軍大輔川村純義、内務少輔林友幸を遣し、事情を視察し西郷隆盛に面せしむ。〇九、車駕奈良に抵り春日神社に詣し、博覽會場、正倉院等を覽たまふ。〇一五、西郷隆盛等反す、是日、隆盛、兵を率ゐて鹿兒島を發す、縣令大山綱良、官金を輸して軍資を助く。〇一九、熾仁親王を征討總督と爲し、陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義を參軍と爲す。〇二〇、細川護久、請ひて舊封熊本に赴き、士民を鎮輯す、伊達宗城、池田慶徳等、前後舊封地に赴く。〇二一、熊本縣士池邊吉十郎等、西郷隆盛に應ず。〇二二、賊軍熊本城を圍む。〇二三、愛媛縣士武田豊城、飯淵貞幹等、陰に黨を聚む、是日發覺して縛に就く。〇二六、議官柳原前光を勅使として鹿兒島に遣し、島津久光、島津忠義を諭さしむ。〇二八、内



- 閣行署を大阪に設け、木戸孝允、大久保利通、伊藤博文等をして征討事務を處辨せしむ。
- 三 官軍、吉次嶺を攻め、賊將篠原國幹を殲す。○一四、陸軍中將黒田清隆を征討參軍と爲し長崎より肥後に航し、賊背を撃たしむ。○一七、鹿兒島縣令大山綱良の官位を褫奪、尋で之を檢事に附し東京に護送せしむ。○二八、福岡縣土越智彦四郎、武部小四郎等隆盛に應じ、是日、福岡城を襲ひ、秋月城に據る、撃ちて之を平ぐ。○三一、大分縣土增田宗太郎、後藤純平等隆盛に應ず。東京開成醫學二校を併せ東京大學と改稱し、英語學校を大學豫備門と稱す。○二〇、大阪の内閣行署を罷む。○二一、西郷隆盛、人吉に退く。
- 五 内閣顧問木戸孝允薨す。
- 六 官軍、人吉城を復す、隆盛、轉じて宮崎に據る。○一一、熊本縣下平ぐ。○二五、出水の官軍連勝し、是日鹿兒島に會す。
- 七 車駕、東京に還御。
- 八 高知縣士林有造、密に擧兵の策を按ず、是日之を東京に捕ふ、其黨大江卓等、前後縛に就く。○一八、官軍、大舉長井に迫る、西郷隆盛等、祝子川に沿ひて西走、日向悉く平ぐ。○二一、内閣勸業博覽會、兩陛下臨御あらせらる。
- 九 官軍城山を拔く、西郷隆盛、桐野利秋等戦死す。○三〇、大山綱良を斬に處す、尋で池邊吉十郎等を斬に處す。

- 二 西征戦死者を招魂社に祭ること三日、第二日に兩陛下臨御あらせらる。
- 三 神宮及び官國幣社の神官を廢し、祭主官司禰宜主典宮掌を置く。
- 二 眞宗毫攝寺、誠誠寺、誠照寺を別派獨立と爲す。
- 三 電信中央局を東京に置き、海外通信は萬國電信公法に據る。
- 五 島田一郎等、大久保利通を紀尾井坂に刺す。
- 六 東京株式取引所設立。○五、春秋二季祭を設け、歴世皇靈を祀り、后妃皇親を配す。○一〇、陸軍士官學校成る。○元老院幹事陸奥宗光、密に款を林有造と通ず、是日其官を免じて之を拘禁す、尋で連累を處罰すること差あり。
- 七 日米條約改正成り調印す。
- 八 東京商法會議所設立。○二三、近衛兵卒三添卯之助等、去歲の論功行賞を悦ばず、皇居に赴き訴へんとす、即夜鎮定す。○三〇、駕北巡、是日、東京を發せらる。
- 九 侍從富小路敬直を佐渡に遣し、順德帝の遺跡を檢す。
- 一〇 車駕、西京に抵る。○二七、車駕、名古屋鎮臺に臨み、操練を覽らる。
- 二 車駕、天龍川に到る、治河協力社に社長金原明善を召見し、賞賜あり。○九、車駕還幸。
- 三 陸軍參謀局を廢し、參謀本部を置き、其條例を定む。○二〇、眞言宗古義新義二派の別立を許す。

- 二六、新年朝拜式を更め海軍始を廢す。○二八、大警視川路利良を歐洲に遣し警察の事を攻究せしむ。
- 三 文部省、東京學士會院を設立す。
- 三〇 濫澤榮一、益田孝等、洋銀取引所を横濱に設く。○二〇、東京府、始めて府會を開く。
- 四 集治監を東京府及び宮城縣に置き、内務省に隸せしむ。○四、琉球藩を廢し、沖繩縣を置く。
- 六 東京招魂社を別格官幣社に列し、靖國神社と改稱す。○一七、舊琉球藩主尙泰參朝す。
- 七 米國前大統領グラント來朝、是日參内す、尋で之を延達館に慰問し給ふ。○一四、内務省に監獄局を置く。
- 八 岩崎彌太郎等、海上保險會社を設立す。○二五、東京府民の請を聽し、車駕、上野公園に幸し、騎射、犬追物を觀らる。○三一、皇子嘉仁親王御生誕。
- 九 權に東京、大阪株式取引所及び横濱取引所に金銀貨幣賣買を許す。○二九、教育令を定め、學制を廢す。
- 一〇 萬國電信訂盟成る、是日其條約書を頒つ。
- 三 八 東京府下に令し、新聞雜誌の行讀販賣するを禁ず。
- 一 一〇 陸軍に軍用電信隊を置く。
- 二 六 横濱正金銀行設立。○二八、參議の諸省卿を兼ねるを停む。

- 三 太政官に會計檢査院を置く。○二三、内務省に驛遞官を置く。
- 四 集會條令を定む。○一九、片岡健吉、河野廣中等、二府二十八縣九萬餘人を代表し、上書して國會開設を請ふ、太政官、之を却下す。
- 六 車駕西巡、是日東京を發す。○一九、臨濟宗永源寺を別派獨立とす。○二〇、車駕、甲府に在り、是日山縣昌貞(大貳)を追恤して金を賜ひ、縣官をして祭典を行はしむ。
- 七 車駕、安濃津に在り、結城宗廣の勤王、本居宣長の勤學を賞し、祭料を賜ふ。○六、古社寺保存内規を定め、府縣の社寺修補費金を内務省に屬す。○七、車駕、山田に到る、明日天皇伊勢神宮に詣せらる。○一七、刑法治罪法を定む。○二〇、車駕、神戸に抵る、使を湊川神社に遣し、楠木正成に正一位を贈る。○二三、神戸より軍艦にて横濱御著、即日還幸。
- 八 熊本縣民、懷良親王を祭祀せんことを請ふ、是日之を聽し、八代宮と稱し、官幣中社に列す。○一〇、小笠原嶋を東京府に屬す。
- 二 〇 種田誠一等に東京市街馬車鐵道敷設を許す。
- 一 四 警視廳を東京に再置す。○是月、陸軍部内に憲兵を置く。
- 二 三 神道教導職總裁副總裁を置き、熾仁親王を總裁となす。
- 三 五 布哇國皇帝來朝參内。○八、天皇、布哇國皇帝



- と日比谷に幸し、練兵を觀給ふ。
- 四七 農商務省を置き、内務大藏二省の事務を分屬す。○是月、越後洪水、信濃川決潰す。
- 六二五 東京大學に總理を置く。
- 七三〇 車駕、山形秋田二縣及び北海道に巡幸、是日東京を發せらる。
- 八一 池田章政、三井八郎右衛門等、鐵道會社を設立し、東京青森間に鐵道を敷設し遂に京都に達せんとす、是日之を許す。
- 九四 車駕、室蘭に到る、全道土人に金を賜ふ。○二一、車駕、秋田縣院内驛に抵り鑛山の諸工場を覽らる。
- 一〇二 車駕還幸。○一二、詔して明治二十三年を國會開設の期と定む。○參議大隈重信、閣僚と議合はず諭旨免官せらる。○二一、太政官中に參事院を置き法制、會計、軍事、内務、司法六部を廢止す。○二九、自由黨員結黨式を擧げ板垣退助を總理に推す。
- 二五 一四 五箇條の勅諭を軍人に頒布す。○一一、外務卿井上馨に條約改訂の全權を委任す。○二三、神道教導職の祠宇を建設して奉教主神を祀り、葬儀を行ふことを許す。
- 二八 開拓使を廢止し、函館、札幌、根室三縣を置く。○二七、參議伊藤博文の參事院議長を罷め、憲法及び制度研究の爲め歐洲に差遣す。
- 三〇 九州の有志、九州改進黨を組織す。○日蓮宗不

- 受不施講門派の別派獨立を許す。○一六、立憲改進黨結黨式を擧げ、大隈重信を推して總理となす。○一八、福地源一郎、丸山作樂等、立憲帝政黨を組織す。○二〇、上野公園博物館成る、車駕親臨開館式を行ふ。
- 四六 本曆并に略本曆を神宮司廳に於て頒布することとし、十六年より實施せしむ。
- 五二四 富籤賣買を禁ず。○二五、長崎縣島原に東洋社會黨興る、治安妨害の廉を以て直ちに禁止す。
- 六二六 法相宗興、福壽寺法隆寺を獨立せしめ、眞言宗の管轄を停む。○二七、日本銀行條例を布告す。
- 七三 農商務卿西郷從道、共同運輸會社を設立し、其費を補給せられんことを請ふ。是日之を聽し、金百三十萬圓を官給す。○二三、朝鮮兵、我が公使館を襲ひ邦人七名を瘞す。○三〇、朝鮮の變報到る、急に軍艦金剛、日進、天城を派遣し、邦人を保護せしめ、又外務卿井上馨をして下關に赴き、事を處せしむ。
- 八三〇 朝鮮駐劄辦理公使花房義實、訓令を奉じて朝鮮に赴く。○三〇、花房義實、朝鮮全權大臣李裕元と濟物浦に會見し、彼我修好條規續約の調印、凶徒の處分、損害賠償金等を定む。
- 一〇一九 朝鮮國特命全權公使朴泳孝、副使金晚植參内、京城暴動の事を謝す。○二四、是より先、内國繪畫共進會を上野に開く、是日天皇親臨あらせらる。

- 二二〇 三野村利介、大倉喜八郎等の電燈會社創立を許す。
- 二二六 丁抹大北部電信會社の請を許し、日本、清國、露國の海底線を増設し、又日本、朝鮮間に電線を設く、仍て丁抹公使フオン、ウエツクルリンと結ぶ所の條約を廢す。○二七、經度の起算を改め、東京舊本丸天守臺を經線零度と定む。
- 二六 三二五 大阪立憲政黨解散。
- 四二 陸軍大學開校。○一九、米國馬關事件償金を還付す。
- 七一 始めて官報を發行す。○二〇、岩倉具視薨す。○二五、日本朝鮮貿易規則に調印。
- 八四 參議伊藤博文、歐洲より歸國す。
- 九二四 立憲帝政黨解散。○是月、帝國教育會成る。
- 一〇三 醫術開業試験規則并に醫師免許規則を定む。
- 一二 憲政取調所を參事院内に置く。
- 三三 徴兵令を改正し、現役、豫備役、後備役の制を定む。
- 一七 一四 官吏恩給令を定む。
- 三二五 地租條例を定む。○一七、憲法制度取調局を置き、參議伊藤博文をして其長官を兼ねしむ。○一九、故一品閑院宮典仁親王に慶光天皇と太上天皇號御追贈あらせらる。○二六、東京に高等商業學校設置。
- 四一七 皇居御營築起工式。
- 五六 奈良正倉院寶庫を宮内省に移管す。

- 七七 華族令を定め、爵を分ちて公、侯、伯、子、男の五級となす。
- 八二 神佛教導職を廢し、教師及び寺院住職任免進退を各管長に委任す。
- 九三 自由黨員富永正安等、政府の施設に平ならず、茨城縣下加波山に據りて亂を作す、尋で東京鎮臺兵、之を鎮定す。
- 一〇二 自由黨解散。
- 一三四 韓國開國黨洪英植、朴永孝、金玉均等、宮廷を改革し政治を一新せんとして成らず、國王逃れて清軍に投じ、暴徒我公使館を襲ふ。○二四、外務卿井上馨を特派全權大使となし、韓國に派遣し、漢城事變に就きて交渉せしむ、清國亦大使を京城に派す。
- 一九 日本韓國の媾和條約成る。
- 四八 特命全權大使伊藤博文、天津に於て清國全權大臣李鴻章と會し、條約を締結す、之を天津條約と稱す。○專賣特許條例制定。
- 五八 九州改進黨解散。○二九、普通治罪法、海軍治罪法、交渉事件處分法を定む。
- 七六 山口、岡山、廣島三縣御巡幸の途に就かせらる。○二九、新聞紙條例改正。
- 八二 還幸。
- 九二 日本郵船株式會社成る。
- 一〇一 東京瓦斯株式會社開業。○是月、電信爲替及び小爲替制度施行。



- 二二三 是より先、舊自由黨員大井憲太郎、小林樟雄等、韓國事大黨を惹きんことを謀る。是日縛に就く。
- 二三三 太政官を廢して新に内閣の制を定め、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の九省を置き、伊藤博文を内閣總理大臣に任ず。○二三、内閣に法制局を置く。
- 是歲 日本赤十字社病院創立。
- 一九 修史館を廢し、内閣に臨時修史局を置く。○二六、北海道函館、札幌、根室三縣を廢し、北海道廳を置く。○二八、東京鎮臺を第一師團、仙臺鎮臺を第二師團、名古屋鎮臺を第三師團、大阪鎮臺を第四師團、廣島鎮臺を第五師團、熊本鎮臺を第六師團と定む。○二九、我邦人布哇國へ隨意渡航の條約成る。
- 三一 帝國大學令公布、帝國大學を設置し、東京大學及び工部大學校の事業を繼續す。
- 四四 改進黨大會を東京に開く。○二六、海軍條例公布。○二九、華族世襲財産法公布。○是月、中學校令公布、東京大學豫備門を第一高等中學校と改む。
- 五一 第一回條約改正會議を外務省に開く、佛、澳、英、伊、白、米、獨、蘭、西、荷、露、瑞、十二公使參集、外務大臣井上馨、同次官青木周藏を我全權委員と爲す。
- 六五 瑞西國外十一國間締結赤十字條約加入。
- 七二 英國グリニツチ天文臺子午儀中心經過子午線を經度本初子午線となすを以て、東經百三十五度の子午線時を本邦一般の標準時と定む。
- 八六 條約改正準備の爲め外務省中に法律取調所を置く。
- 一三三 東京電燈會社初めて電氣燈に點火す。○二五、孝明天皇式年祭を行はれんが爲め、兩陛下京都に行幸啓あらせらる。
- 二四 天皇皇后還幸啓あらせらる。
- 三四 海防整備の勅語を下す、尋で總理大臣伊藤博文各地方長官を招きて之を宣示し各地富豪に獻金を慫慂せしむ。
- 五六 敍位條例公布。○二一、學位令公布。
- 七六 橫濱正金銀行條例公布。○二九、條約改正を無期限に中止すべき旨各國全權委員に通告す。
- 一〇八 陸軍大學校條例公布。
- 一二六 保安條例を公布し、星亨、中島信行等五百七十餘名に東京退去を命ず。
- 一三六 日本運雜通商に關する宣言書を批准公布す。
- 四二五 市制及び町村制公布。○二八、樞密院を置き最高顧問府となす。○三〇、内閣總理大臣伊藤博文を樞密院議長に、農商務大臣黒田清隆を内閣總理大臣に任ず。
- 五七 加藤弘之等二十五名に始めて博士號を授く。○一二、參謀本部條例を廢止し參軍官制を定む。○是月、鎮臺制を改め、近衛師團を置く。

- 七五 後藤象二郎、大同團結の爲め諸國遊説の途に上る。
- 一〇七 皇居を宮城と改稱す。○三〇、内閣臨時修史局を廢し、帝國大學に臨時編年史編纂掛を置く。
- 二〇 日本墨西哥通商條約調印。○是月、鳥尾小彌太保守中正派を組織す、公然政黨組織の嚆矢とす。
- 三二 宮城新に成る、天皇皇后と俱に赤坂離宮より移御あらせらる。
- 三二 大日本帝國憲法及び皇室典範、議院法、衆議院議員選舉法、貴族院令等公布、是日憲法發布式を行はせらる。○大赦令を頒布し、故西郷隆盛の賊名を除き、正三位を贈る。○文部大臣森有禮、山口縣人西野文太郎に刺さる。○一二、天皇皇后、市民の請願を聽し、上野公園に行幸啓あり、歸途華族會館に臨ませ給ふ。
- 四 長谷場純孝等、同志會を組織す。
- 八八 日露改正條約調印。○是月、韓國咸鏡道監司道乘式、防穀令を發し穀物の輸出を禁ず。
- 九三 天皇旗、皇后旗、皇太子旗、親王旗御治定。
- 一〇二 鐵道東海道線全通。○一八、條約改正の商議中止、福岡縣人來島恒喜、外務大臣大隈重信を霞ヶ關に要撃して之を傷く。
- 二二 明宮嘉仁親王を皇太子と爲す。
- 一一 新井章吾等、再興自由結黨式を擧ぐ。
- 二二 金鵝勳章創設。
- 三三 東京高等師範學校中女子部を分離し東京女子高等師範學校と爲す。
- 四三 民法中財産篇、財産取得篇、債權擔保篇、證據篇及び民事訴訟法公布。○二六、商法公布。○是月、韓國防穀令解除。
- 五五 愛國黨組織、大會を開く。○一七、府縣制及び郡制を公布し地方自治權漸く確立す。
- 六二 帝國大學に農科大學を設置す。
- 八四 愛國、再興自由兩黨解散。○二五、愛國、自由、大同、九州同志の委員立憲自由憲を組織し、結黨式を擧ぐ。
- 九六 鐵道局を鐵道廳と改め、内務大臣の管轄に屬す。
- 一〇七 刑事訴訟法及び民法人事篇等公布。○二〇、元老院廢止。○三〇、教育勅語を賜ふ。
- 一二九 第一回帝國議會開院式舉行、車駕親臨、勅語を賜ふ。
- 三三 國民自由黨結黨式を擧ぐ。○二六、東京橫濱電話交換局を開く。
- 三三 立憲自由黨大會を大阪に開き、板垣退助を總理に推し、自由黨と改稱す。○三一、臨時編年史編纂掛地誌編纂掛を合併し、史誌編纂掛と改め尋で之を廢す。
- 五二 津田三藏、露國皇太子ニコラスを大津に傷く。○一二、露國皇太子御慰問の爲め京都に行幸。○二〇、神戸に行幸、露國皇太子ニコラスの乗



- 二二、還幸。
- 二六 濃尾地方大震、死者七千二百餘に及ぶ。
- 六三 西郷從道、品川彌二郎、樞密顧問官を辭し、同志と共に國民協會を組織す。
- 二七 衆議院、内閣彈劾上奏案を可決す。○一〇、製艦費に關する詔勅を賜ふ。○一五、衆議院、條約改正上奏案を可決す。
- 三五 大阪神戸兩電話交換局開設。○法典調査會規則公布、尋で内閣總理大臣伊藤博文を總裁と爲す。
- 四四 集會及び政社法、出版法、版權法等公布。
- 五三 韓國駐劄日本公使大石正己、韓國政府に交渉し防穀令賠償金十一萬圓を出さしむ。
- 一〇 東京米穀取引所營業開始。
- 三九 天皇皇后御成婚滿二十五年御祝儀御舉行。
- 五三 同盟俱樂部同志會合同し立憲革新黨を組織す。
- 六四 是より先、朝鮮東學黨起る、是日大島圭介を韓國に遣す。○混成旅團渡韓開始。○五、大本營を設く。○七、日本駐劄清國公使汪鳳藻、韓王の請に應じ出兵の事由を我に知照す。○一〇、大島圭介京城に入る。○二〇、東京地方大震。○二三、高等學校令公布。○三〇、韓王、己れを罪するの詔を發し、重臣をして大島圭介と共に革政の事宜を議せしむ。
- 一六七 日英通商航海條約調印。○一八、韓國、帝國旅團

- の撤退を要求す。○二〇、大島圭介、屬邦保護の名を以て派遣せられたる清兵を逐ひ、自主獨立の實を明にせんことを韓王に勸告す。○二三、日本聯合艦隊佐世保出發。○二四、韓王父君大院君、起ちて閣臣の更迭を行ひ、翌日韓國の自主獨立に矛盾せる清韓諸條約の廢棄を清國領事唐紹儀に告げ、牙山駐屯清兵の撤退を日本公使大島圭介に委す。○我が聯合艦隊第一遊撃隊、清國海軍と豐島沖に交戦し敵艦操江を捕獲し、高陞號を撃沈す。○二九、我軍成歡及び牙山に大勝す。
- 八一 清國に對する宣戰の詔勅下る。○清國駐劄日本公使小村壽太郎、北京を引揚ぐ。○五、第五師團長野津道貫、兵を率ゐて宇品を發し、翌日釜山に上陸し、道を分ちて京城に入る。○六、大本營を宮中に移す。○二六、日本韓國攻守同盟條約調印。
- 九二 第一軍司令官山縣有朋、仁川に上陸す、翌日京城に入る。○一三、大本營を廣島第五師團司令部に移す。○一五、車駕、廣島大本營に到る。○一六、我が軍平壤を陥る。○一七、黄海大海戰、我が軍大勝利、制海權を獲得す。○二五、陸軍大臣大山巖を第二軍司令官に補し、尋で海軍大臣西郷從道をして陸軍大臣を兼ねしむ。
- 一七 第七回臨時帝國議會を廣島大本營に召集す。○一七、第一軍義州を占領す。○二四、第二軍花

- 二六、第一軍九連城を占領。
- 三一、立見混成旅團鳳凰城を占領。○民政廳を安東縣に設置し、當年の租税を免す。○韓國駐劄日本公使大島圭介歸朝。
- 二五 大迫支隊大孤山を占領。○六、第二軍金州城を陥る。○七、第二軍大連攻略。○二二、第二軍、聯合艦隊と力を戮せて旅順を攻撃し、遂に之を陥る。○日米通商航海條約調印。○清國、媾和談判開始を提議す、條件の不備なるを以て之を卻く。
- 三一 日伊通商航海條約調印。○二、析木城陥落す。○九、第一軍司令官山縣有朋を罷め野津道貫を之に替ふ。○一三、第三師團海城を陥る。
- 二六 混成第一旅團蓋平を陥る。○一四、第二軍中第二師團、第六師團大連著港、尋で山東半島上陸開始。○二〇、榮城縣占領。○二一、第二軍司令官大山巖、榮城縣到著、威海衛進撃の部署を定む。○三〇、我聯合艦隊威海衛砲臺攻撃。○三一、清國大使張蔭桓、邵友濂廣島に來り和を請ふ、伊藤博文、陸奥宗光を特命全權大臣に任じ翌日之に會見せしむ、清國提出の國書不備なるを以て之を卻く。
- 二一 我軍威海衛軍港占領。○五、我が水雷隊、威海衛東口に敵艦隊を襲撃し、定遠を沈没せしむ。○六、我が水雷艇隊日島、劉公島の敵艦を襲撃し、來遠、威遠、靖遠等を撃沈す。○一一、清國北

- 洋艦隊提督丁汝昌自殺す。○一四、清國北洋艦隊降服す。○二四、第一軍司令部海城に前進、太平山を占領す。○二五、第二軍司令部威海衛を撤去す。
- 三二 第一軍鞍山站占領、尋で牛莊城を陥る。○六、第一師團營口を陥る。○九、第一軍、第二軍の一部と田庄臺を陥る。○一五、平安神宮に桓武天皇御靈位奉安。○京都市民、奠都一千百年祭舉行。○内閣總理大臣伊藤博文、外務大臣陸奥宗光を全權辦理大臣に任ず。○一六、參謀總長小松宮彰仁親王を征討大總督と爲す。○一九、皇后、廣島へ行啓、是日東京御發與あらせらる。○一九、清國全權辦理大臣李鴻章、下關に來る。○二〇、媾和談判開始。○二三、我が艦隊澎湖島砲臺攻撃。○二四、小山豊太郎、李鴻章を狙撃す。○二六、混成支隊澎湖島占領。○三〇、日本清國休戰條約調印。
- 四一 帝國大學文科大學に史料編纂掛を置く。○一、占領地總督部を金州に開設す。○一三、征討大總督小松宮彰仁親王、宇品を發す。○一七、日清媾和條約成立、清國我に金州半島臺灣澎湖島を割讓し償金二億兩を出す、之を下關條約と稱す。○二一、媾和詔勅下る。○二三、露、佛、獨の三國我媾和條約に干渉す。○二七、大本營京都に移轉、車駕、廣島を發し、京都に行幸。○遼東還付に關する詔勅下る。○海軍大將樺山



資紀を臺灣總督に任ず。○二二、征討大總督小松宮彰仁親王凱旋、京都大本營に到る。○二五、臺灣島民、唐景崧を大統領に、劉永福を軍務總統に推す。○二九、大本營東京に移轉。○近衛師團臺灣上陸開始。○三〇、天皇東京還幸。○近衛師團三貂大嶺占領。○三一、皇后、東京還啓。

六二 臺灣總督樺山資紀、清國全權委員李經芳と三貂灣沖に會し、臺灣及び澎湖島の授受を完了す。○三、近衛師團基隆占領。○六、唐景崧、獨逸汽船に乗じ厦門に向ふ。○八、日露通商航海條約調印。○一一、近衛師團臺北城占領。○一四、臺灣事務局官制を公布し、内閣總理大臣伊藤博文を臺灣事務局總裁となす。

八六 臺灣總督府條例を定む。○一四、近衛師團苗栗占領。○一七、特命全權公使三浦梧樓を韓國に駐劄せしむ。○二〇、日本祕露通商航海條約調印。○二二、臺灣總督樺山資紀、劉永福に勸降書を與ふ。○二七、近衛師團彰化占領。

一〇八 韓王父君大院君、改革を決行す。○韓王妃嚴氏殺さる。○我軍艦二隻朝鮮に向ふ。○一〇、混成第四旅團布袋口上陸開始。○一一、第二師團枋寮上陸開始。○劉永福の請和書を卻く。○一六、第二師團、鳳山城占領。○一八、韓國駐劄日本公使三浦梧樓に歸朝を命じ、尋で之を免す。○一九、日本丁抹通商航海條約調印。○二〇、劉

永福、獨逸商船に潜伏して厦門に通る。○二一、第二師團臺南府占領。○二六、臺灣略平定す。○二八、近衛師團長北白川宮能久親王、臺灣に於て薨去。

二一 第二師團恒春城占領。○五、日本伯刺西再通商航海條約調印。○六、臺灣總督樺山資紀、南征軍を解く。○八、遼東還付條約調印。

二二 遼東半島還付完了す。

二五 沖繩縣に徴兵令を一部施行す。

三一 山縣有朋、特命全權大使として、露國皇帝戴冠式に參列のため出發す。○三一、拓殖務省官制公布。

四一 大本營閉鎖。○四、日本、獨逸通商航海條約及び領事職務條約調印。○二七、民法第一編、第二編、第三編制定、其施行日より明治二十三年制定の民法財産編、財産取得編、債權擔保編、證據編廢止を公布す。

五二 日本、瑞典、諾威、通商航海條約及び別約調印。

六九 特命全權大使山縣有朋、露國外務大臣アレキセイ・ボリリンウキツチ・ロバノフ・ロストウスキと莫斯科に於て日露協商條約議定書を締結し韓國を共同保護の下に置く。○一五、三陸地方海嘯。○二二、日本白耳義通商航海條約及び戰時兵器并軍需賣買協定書に調印す。

八四 日佛通商航海條約調印。

九三 松方正義、大隈重信等、内閣を組織す。

一一〇 日本瑞西居住通商條約調印。

一一二 日本瑞西修交通商條約調印。○二六、日本葡萄牙通商航海條約調印。

二六 新自由黨結黨式。

三三 改正新聞紙條令公布、茲に新聞紙の發行停止撤去せらる。○金貨本位の貨幣法を公布し貨幣の形式を定む。

四二 墨西哥及び布哇日本公使館開廳。○八、布哇移民上陸を拒絶せられ、是日神戸に歸還す。○二七、帝國圖書館官制を公布す。

五一 京都帝室博物館開館。○四、北海道及び各府縣に地方視學を設置す。○一四、布哇移民に付き交渉を開始す。○二八、暹羅日本公使館開廳。

六一 古社寺保存法公布。○二二、帝國大學を東京帝國大學と改稱し東京京都兩帝國大學官制を公布す。

八七 沖繩縣及び東京府管下小笠原島に徴兵令施行の件を公布す。○三〇、伯刺西爾リオデヂャネイロ日本公使館開廳。

九二 拓殖務省を廢す。○二五、日本智利修好通商航海條約調印。

一〇七 大阪築港起工式。○二一、臺灣總督府官制公布。○是月、日本美術院創立。

一二五 日本澳太利通商航海條約調印。

一一三 伊藤博文、内閣を組織す。○一九、元帥府設置。○二二、教育總監部條令公布。○二八、私立學校設置及び廢止の規則を定む。

二二 日本亞爾然丁修好通商航海條約調印。○八、陸軍參謀條例公布。○二五、日本暹羅修好通商航海條約調印。

四一 壹圓銀貨幣通用禁止。○二五、日本露西亞韓國の主權確認に關する新協商調印。

五三 皇大神宮炎上。

六五 萬國郵便條約調印。○二二、進歩自由兩黨合同し憲政黨を組織す。○三〇、大隈重信、板垣退助、内閣を組織す。

七八 開港港則を定め横濱、神戸、新潟、夷港、大阪、長崎、函館の港界を定む。○一一、内外人結婚許可條規公布。○布哇政府、日本に賠償金を支拂ひ移民事件落著す。

九九 日本韓國京釜鐵道布設條約調印。

一〇二 憲政黨中の舊自由黨派分離して別に憲政黨を組織す。

一一三 憲政黨中の舊進歩黨派憲政本黨を組織す。○一八、山縣有朋内閣を組織す。

一二五 白耳義ブラツセル日本公使館開廳。○一〇、學位令を改正し新に農學、藥學、林學、獸醫學の四學位を加ふ。○二五、日佛追加條約調印。○二六、日獨追加條約調印。

二七 中學校令、高等女學校令、實業學校令公布。



- 六一 日本希臘修好通商航海條約調印。○四、國民協會解散。○五、國民協會の國家主義者等、帝國黨を組織す。
- 七二 萬國平和會議條約に調印す。
- 八三 私立學校令公布。○二四、帝室制度調査局を設置し伊藤博文を總裁に任ず。
- 一〇六 日本智利追加修好通商航海條約調印。
- 一一八 日本コンゴリ獨立國修好居住に關する宣言書に調印す。
- 三二六 日本西班牙特別通商條約調印。
- 四二五 皇室婚嫁令を制定せらる。
- 五二〇 皇太子嘉仁親王、公府九條道孝第四女節子と御成婚の大禮を舉行せらる。○二一、是より先、清國義和團暴動起る、是日、北京に在る各國公使團義和團鎮撫を清國朝廷に要求す。○二九、義和團暴動に依り北京日本公使館等の保護の爲め軍艦三笠を太沽に派遣す。
- 六二七 日英米佛等聯合軍太沽占領。○清國軍隊、天津外國居留地を砲撃す。○二一、清國皇帝、列國と開戦の上諭を布告す。○一四、聯合軍天津を陥る。
- 七六 第五師團に命じて清國に出動せしむ。
- 八二四 日本及び列國聯合軍北京に入る。○二〇、改正小學校令公布。
- 九二二 近衛篤磨、國民同盟會を組織し清國の保全を唱導す。○一五、伊藤博文、政友會を組織し其總

- 裁となる。
- 一〇一 伊藤博文、内閣を組織す。○二六、清國義和團事件に關する媾和會議を北京に開く。
- 四二〇 日本女子大學開校。○二九、迪宮裕仁親王御誕生。
- 五二〇 社會民主黨を組織せんとする者あり是日之を禁ず。
- 六二 桂太郎、内閣を組織す。
- 九五 義和團事件に關する清國謝罪使入京す。○七、清國全權委員、日英米等十箇國全權委員と義和團事件媾和議定書に調印す。
- 一〇一 舞鶴鎮守府閉廳。
- 一三三 日英攻守同盟條約調印。
- 三二五 商業會議所法公布。
- 四八 露西亞、滿洲を還附し三期に分ちて軍隊を滿洲より撤退する事を清國に約す。○一九、英國皇帝戴冠式に小松宮彰仁親王を派遣し給ふ。
- 八一 露西亞ウアジミロウキツチ太公入京。
- 二〇二 露西亞第一期滿洲撤兵を行ふ。
- 三二一 帝國版圖内國勢調査を十箇年毎に施行の件を公布す。
- 三二七 専門學校令公布。○小學校令改正、尋で國定教科書制度を布く。
- 四一 京都帝國大學福岡醫科大學を開設す。○八、露西亞第二期滿洲撤兵を履行せず。
- 六二 露西亞陸軍大臣クロバトキン入京。

毛

- 八二 滿韓問題に就き、露西亞と協商せんとし駐露公使栗野慎一郎をして協商議案を露西亞政府に提出せしむ。
- 一〇三 露西亞、日本の滿韓問題協商提議に應じ對案を致す。○八、日本清國追加通商航海條約調印。
- 露西亞第三期の滿洲撤兵を亦履行せず。○三一、チチハル駐屯の露西亞軍隊南下す。
- 一七 巴拿馬共和國の獨立を承認す。
- 二六 日露國交斷絶。○九、聯合艦隊旅順港を襲撃す、○瓜生艦隊露艦ワリヤグ號コレーツ號を仁川港に撃沈す。○一〇、露西亞に對する宣戰の詔勅下る。○一一、駐露日本公使、露西亞を退去す、駐日露西亞公使も亦日本を退去す。○大本營を宮中に設く。○二四、海軍中佐有馬良橋等、第一回旅順港口の閉塞を行ふ。
- 三六 上村艦隊、浦鹽斯德を砲撃す。○二七、第二回旅順港口閉塞舉行、海軍少佐廣瀬武夫戰死す。
- 四一三 聯合艦隊第七次旅順港襲撃を行ふ、露西亞艦隊司令長官マカロフ斃る。
- 五三 第三回旅順港口閉塞舉行。○陸軍大將黒木爲禎の率ゐる第一軍九連城を占領す。○陸軍大將奥保鞏の率ゐる第二軍遼東半島に上陸す。○六、第二軍鳳凰城占領。○聯合艦隊、遼東半島を封鎖す。○二八、第二軍大連占領。
- 六四 陸軍中將乃木希典の率ゐる第三軍鹽大澳に上陸す。○一五、第二軍得利寺に露軍を破る。○

- 一六、陸軍輸送船常陸丸、露西亞浦潮艦隊に撃沈せらる。○二〇、滿洲軍總司令部を設置し元帥大山巖を總司令官に、陸軍大將兒玉源太郎を總參謀長に、元帥山縣有朋を參謀總長に、陸軍少將岡外史を參謀次長に任ず。○第三軍劍山占領。
- 七六 滿洲軍總司令官大山巖等出發す。○九、第二軍蓋平占領。○二五、第二軍營口大石橋占領。
- 八三 第二軍海城並に牛莊占領。○一〇、聯合艦隊、露國旅順艦隊を黃海に破る。○一四、上村艦隊、露國浦潮艦隊を蔚山沖に破る。○一九、第三軍第一回旅順總攻撃開始。○二九、日本印度通商條約調印。
- 九四 第一第二軍及び陸軍大將野津道貫の率ゐる第四軍、遼陽を占領す。○一九、第三軍第二回旅順總攻撃開始。○二五、獨逸皇族カール親王來朝。○是月、愛國婦人會創立。
- 一〇九 第一第二第四軍、露軍を沙河に破る。○二六、第三軍第三回旅順總攻撃開始。
- 二二六 第三軍第四回旅順總攻撃開始。
- 三六 第三軍二〇三高地占領。○一七、露國旅順艦隊全滅す。○二八、第三軍二龍山占領、尋で松樹山を占領す。
- 一一 旅順陥落。○七、遼東半島の封鎖を解く。○一三、潜水艦隊創設。
- 二六 旅順鎮守府を設く。



- 三〇 奉天に露軍を撃破す。
- 三一 有栖川宮威仁親王を獨逸皇儲成婚式に派遣し給ふ。
- 三二 聯合艦隊、露國バルチック艦隊を日本海に撃破す。
- 三三 米國大統領赫和勸告書を日露兩國に致す。
- 三四 第十三師團を樺太に派遣す、是日陸開始。
- 三五 赫和全權委員小林壽太郎等、米國へ出發す。〇二四、樺太占領。
- 三六 日露媾和全權委員始めて米國ボーツマウスに會見す。〇一二、日英同盟擴張協約調印。〇二八、樺太民政本署設置。
- 三七 日露媾和條約に調印す。〇五、日露媾和條約調印。〇六、媾和反對國民大會を東京日比谷に開催す、化して暴動となる。〇一一、下關釜山間聯絡運輸開通す。
- 三八 平和克復の詔勅を下し給ふ。〇媾和全權委員小村壽太郎等歸朝。
- 三九 韓國一進會、日本の保護に服すべき事を宣言す。〇一七、天皇、皇太神宮に平和克復を奉告し給ふ。〇一七、日本韓國協約調印成り韓國の外交事項は日本政府の監督を受ける事となる。
- 四〇 英國倫敦日本公使館を大使館となす。〇七、滿洲軍總司令官大山巖等凱旋す。〇二一、韓國統監府及び理事廳官制公布、統監府を京城に置

- 四一 七 西園寺公望、内閣を組織す。米國華盛頓及び獨逸柏林各日本公使館を大使館となす。〇二九、佛蘭西巴里日本公使館を大使館となす。〇三一、日本加奈陀修好通商航海條約調印。
- 四二 英國皇族アーサー・オブ・コンノート入京、明日參内し英國皇帝贈進のガーター勳章を捧呈す。
- 四三 韓國統監伊藤博文、京城に入る。〇二八、韓國統監府開廳。〇三一、鐵道國有法及び京釜鐵道買収法公布。
- 四四 韓國政府領海灣を軍港となす。
- 四五 露西亞より樺太北緯五十度以南を受領す。
- 四六 關東都督府官制公布。
- 四七 米國桑港に於ける日本學童排斥せらる。
- 四八 足尾銅山坑夫賃金値上運動を以て騷擾す。〇二六、伊太利羅馬及び埃太利維也納各日本公使館を大使館となす。
- 四九 東京に南滿洲鐵道株式會社設立及び大連に同支店設立の件公布す。〇一五、樺太廳官制公布。
- 五〇 日本清國奉天新民屯線並に長春吉林線に關する鐵道協約に調印す。〇二八、北海道幌內炭山坑夫賃金値上を以て騷擾す。
- 五一 華族令公布。〇一四、和蘭海牙に於て萬國平和

條約に調印す。〇三〇、日本清國大連に清國海關設置協約に調印す。

六四 別子銅山坑夫暴動す。〇一〇、日佛協約並に宣言書に調印す。〇一五、日本、露西亞、東清及び南滿洲鐵道連絡に關する協約に調印す。

七六 韓國李相窩等、韓國皇帝の密使と稱し和蘭海牙の萬國平和會議に至る。〇韓國皇帝讓位。〇二四、日本韓國第三次協約に調印し韓國の内政事項は日本政府の監督を受ける事となる。〇二八、日露通商航海條約同附屬議定書並に漁業協約に關する關係文書に調印す。

九一 樺太日露境界劃定書公布。〇一八、陸軍管轄區域を改正し十二箇師團を十九箇師團と爲す。〇一八、和蘭海牙に於て萬國平和會議議定書に調印す。〇二五、始めて文部省美術展覽會を開く。〇二八、陸軍三年兵制を改め二年兵制となす。

- 四一 韓國統監伊藤博文、韓國皇太子傳に任ぜらる。
- 四二 韓國皇太子、遊學の爲め來朝せらる。
- 四三 米國に於て日本人排斥問題起る。
- 四四 臺灣縱貫鐵道完成。
- 四五 露西亞に於ける日本公使館を大使館となす。〇五、日米仲裁裁判條約調印。〇一一、米國北ダコタ州に於て日本人排斥せらる。〇二五、日本墨西哥通商航海條約調印。

七一 千葉縣銚子に無線電信を開始す。〇一四、桂太郎、内閣を組織す。

八六 日本、露西亞、樺太の日露境界劃定書及び境界劃定事業承認に關する外交文書を交換す。

一〇七 馬券發賣を禁ず。〇一三、戊申詔書を煥發せらる。
- 一〇八 日清兩國電信協定調印。〇一三、日本外十四箇國修正ベルム條約調印。〇二八、神道天理教の獨立を許可す。
- 一〇九 鐵道院官制を公布し鐵道廳を廢す。
- 一一〇 攝政令公布。〇二二、韓國謝恩使宮内府大臣閔丙寅入京。
- 一一一 伏見宮貞愛親王、清國光緒帝大葬に參列の爲め出發せらる。
- 一一二 新聞紙法公布。
- 一一三 韓國統監府鐵道廳官制公布。
- 一一四 韓國の司法及び警察事務を委託せらる。
- 一一五 近江美濃大地震。
- 一一六 日本清國滿洲及び間島に關する協約に調印す。
- 一一七 伊藤博文、哈爾濱に於て韓人安重根に狙撃せられ、是日薨す。
- 一一八 韓國一進會、韓國皇帝に韓國を日本に併合せられん事を上奏す。
- 一一九 伊藤博文遭難韓國謝罪使來朝。〇二一、米國の滿洲中立提議に不同意を回答す。
- 一二〇 國民黨結黨式を擧ぐ。



- 四一五 第六潜水艇、廣島灣に沈没し艇長佐久間勉等之に死す。〇二一、輕便鐵道法公布。
- 五一五 英國倫敦に日英博覽會を開會す。
- 六一 大逆事件發覺し、無政府黨員幸徳秋水等縛に就く。〇二二、拓殖局設置。
- 七一 旅順港を開放す。
- 八三 日本韓國併合條約調印。〇二九、韓國を朝鮮と改稱す。
- 九三 朝鮮總督府官制公布。
- 一〇七 寺内正毅を朝鮮總督に任ず。〇一八、農商務省工場法案發表。〇二九、朝鮮貴族觀光團入京。
- 一二 帝國在郷軍人會發會式を東京に舉ぐ。〇一五、帝國農會の設立を許可す。
- 二三 東北及び九州兩帝國大學官制公布。〇二四、皇室財産令公布。〇二七、朝鮮鎮海に第五海軍區軍港を設く。〇二八、南極探險隊白瀬謹等出發す。
- 四 無政府黨員幸徳秋水等十二名を死刑に處す。
- 二二 窮民施藥救濟に關する詔書を發せられ、内帑金百五十萬圓下賜せらる。〇一七、南北兩朝正閏問題起る。〇二二、日米修正通商航海條約調印。〇渡米労働者の制限及び其取締に關する宣言書を發表す。
- 四三 日英通商航海條約調印。〇新設飛行場埼玉縣所澤に於て陸軍飛行演習を開始す。
- 五一 中央線全通。〇一〇、維新史料編纂局官制公布。

大正

- 〇一七、文藝院委員會官制公布。〇一九、日本瑞典通商航海條約調印。〇三〇、恩賜財團濟生會設立す。
- 六 南北兩朝正閏問題喧し、是日南朝を吉野朝と稱せしむ。〇一六、日本諸威通商航海條約調印。〇日本露西亞工業所有權相互保護條約調印。〇二四、日獨通商航海條約調印。
- 七 日本加奈陀修交通商條約を廢す。
- 八 日佛通商關係暫定協約調印。
- 一一 朝鮮人姓名改稱の件を定む。〇二、日清國境列車直通轉協約調印。
- 二 日本丁採通商航海條約並に特別相互關稅條約に調印。〇一六、日露協會成立。
- 三 朝鮮關稅令公布。
- 五 山陰線全通。
- 七 英國倫敦に於て國際無線電信條約調印。〇六、日本和蘭通商航海條約調印。〇九、米價暴騰し細民甚だ困窮す。〇二〇、樺太縱貫鐵道全通。〇三〇、天皇崩御。〇皇太子嘉仁親王踐祚。
- 八 臨時帝國議會開會。〇二七、大行天皇に明治天皇の諡號を上る。
- 九 祝祭日改定。〇一三、明治天皇大葬儀を東京青山に舉行し、尋で山城伏見桃山に奉葬す。〇乃木希典夫妻自盡。〇二六、恩赦令大赦令公布。日本興太利洪牙利通商航海條約調印。

- 二 日本伊太利通商航海條約調印。
- 二〇 山本權兵衛、内閣を組織す。
- 四二 オッタワ日本總領事、加奈陀渡航の日本労働者の制限及び取締を宣言す。〇二九、米國カリフォルニア州會議は米國市民たるを得ざる外國人の土地所有權禁止法案を可決す。
- 五 駐米特命全權公使珍田捨巳、カリフォルニア州土地法案に抗議す。〇一九、米國カリフォルニア州知事、土地法案に署名す。
- 六 中華民國正使孫寶琦等來朝。
- 七 公文に清國を支那國と改稱す。
- 九 支那北軍、日本人を慘殺す。〇一二、東洋移民會社募集の伯刺西爾行移民千八百名出發。〇一六、支那政府日本人慘殺事件に對する日本の要求を承諾す。
- 一〇 故木戸孝允の勳功表彰勅撰文銅碑を京都靈山に建設す。〇五、滿蒙五鐵道敷設權獲得。〇六、支那共和國を承認す。
- 二 日本宗教大會を東京に開く。
- 三 臺灣革命陰謀發覺し、是日主謀者六名を死刑に處す。〇二三、加藤高明を總理とする新政黨結黨式を行ふ。
- 三 海軍收賄問題起り國論沸騰す、ロイテル通信員アンドレー・ブローレーを收監す。
- 三 衆議院、内閣彈劾上奏案提出。〇三〇、清浦奎吾、内閣組織の大命を拜す。

- 一 東郷平八郎を東宮御學問所總裁に任ず。〇七、清浦奎吾、組閣の大命を拜辭す。〇一一、皇太后崩御。〇一六、大隈重信、内閣を組織す。
- 六 臺灣討蕃隊總攻撃。
- 八 獨逸に對する宣戰の詔勅下る。〇二七、日墮國交斷絶。〇第二艦隊司令長官加藤定吉、膠州灣封鎖を宣告す。
- 九 海軍陸戰隊山東上陸。〇陸軍山東龍口に上陸開始。〇八、名古屋電車賃値下運動遂に暴動化す、軍隊を出動して鎮む。〇二一、俘虜情報局を設く。〇二三、英國青島攻撃參加軍勞山灣附近に上陸す。
- 一〇 第一艦隊獨逸領マインヤル群島ヤルト島占領。〇二〇、海軍重砲隊青島攻撃開始。〇三一、陸軍中將神尾光臣の率ある青島攻圍軍、青島總攻撃を開始す。
- 二 膠州灣封鎖解除。〇一四、青島陥落。〇二七、青島守備司令官を置く。〇二九、青島政廳開廳。
- 三 宮内省に臨時編修局を設置し明治天皇紀を編修す。〇四、第二艦隊司令長官加藤定吉凱旋。
- 四 山東省撤兵に關する日支交渉開始。
- 五 明治神宮を官幣大社に列す。〇二五、山東撤兵に關する日支新條約に調印。
- 六 無線電信法公布。
- 二〇 即位大禮を行はせらる。
- 二二 内閣總理大臣大隈重信狙撃さる。



- 二 伊太利羅馬法皇特派使節ペトリ僧正來朝。
- 三 八 海軍航空隊令制定。○二五、明治神宮新始。
- 七 三 日露新協約調印。○一〇、簡易生命保險法公布。
- 八 三 工場法施行令を定む。
- 一〇 一 憲政會發會式を行ふ。○九、寺内正毅内閣成立。
- 一 三 迪宮裕仁親王の立太子の禮を行ふ。○一六、船橋無線電信局布哇及び米國桑港間無線電信開始、落石無線電信局露領勘察加間無線電信開始。
- 六 五 二 日米協會成る。
- 六 二 日本驅逐艦隊、獨逸潛航艇を地中海に攻撃す。
- 七 三 拓殖局官制を定む。
- 九 一 物價調節令實施。
- 七 三 七 市町村義務教育費國庫負擔法公布。
- 五 四 臨時國勢調查局官制公布。
- 八 八 米價暴騰し富山縣下に暴動起る、尋で關西各都市も亦暴動化す。○一二、西伯利亞出兵、是日司令官大谷喜久藏等出發す。
- 九 元 原敬、内閣を組織す。
- 一〇 一 國勢調査を行ふ。○二三、英國皇帝に元帥杖及び親書捧呈の爲め東伏見宮依仁親王派遣せられ、是日出發せらる。
- 二 六 皇室典範增補。
- 三 二 日英米佛伊五箇國支那南北妥協勸告の覺書を發表す。○五、大學令高等學校令公布。
- 八 一 三 西園寺公望、牧野伸顯等を佛國巴里に於ける講

- 和會議全權委員に任命す。
- 四 二 關東廳官制公布。
- 六 四 日英米佛伊五箇國再び支那南北妥協を勸告す。○二八、是より先、日英米の諸國獨逸埃太利と講和會議を佛蘭西巴里に開く、是日講和條約に調印し國際聯盟規約及び國際労働規約をも締結す。
- 九 六 帝國美術院規定公布。
- 一〇 三 帝國飛行協會東京大阪間郵便飛行開始。
- 三 一 三 露領沿海州ニコラエフスクに於て露西亞バルチザンの爲め領事石田虎松等日本人虐殺さる。
- 四 三 沿海州守備の爲め出兵す、是日派遣隊北樺太アレキサンドロフスキ港に上陸。
- 五 二 土耳古と講和條約締結す。○一五、鐵道省官制及び國勢院官制公布。
- 六 三 沿海州派遣隊ニコラエフスク占領。○一五、ゼノアに國際海員労働會議開會。
- 七 二 平和克復奉告祭。
- 三 三 皇太子裕仁親王、歐洲巡遊の爲め出發し給ふ。
- 五 七 皇太子裕仁親王、英國に著御、尋で歐洲各國を巡遊し給ふ。
- 九 三 皇太子裕仁親王、歐洲より還啓せらる。
- 一〇 六 徳川家達、加藤友三郎等を米國華盛頓に於ける世界平和會議全權委員に任ず、是日家達等出發。
- 二 四 内閣總理大臣原敬、東京驛に暗殺せらる。○

- 一 二 米國華盛頓に世界平和會議を開く。○一三、高橋是清を内閣總理大臣に任ず。○二五、皇太子裕仁親王攝政にならせらる。
- 二 二 六 日英米佛伊五箇國、米國華盛頓に於て海軍軍備制限條約に調印す。○一一、華盛頓に於て南洋舊獨逸領ヤップ島並に赤道以北の諸島日本委任統治の件及びヤップ島米國海底電線出入權、無線電信施設權等の條約に調印す。
- 三 六 日支山東撤兵條約調印。○三一、南洋廳官制公布。
- 六 三 加藤友三郎、内閣を組織す。○二五、淳宮雍仁親王に秩父宮の稱號を賜ふ。
- 九 一 國民黨解散。
- 一〇 五 シベリヤ派遣軍全部歸還。
- 二 一 國勢院を廢す。○三〇、日支山東還附協約調印。
- 三 二 四 海軍區改正公布。
- 四 一 郡制を廢す。○一四、石井ラシング條約廢棄に關する公文書を交換す。○攝政宮裕仁親王臺灣行啓。○一七、陪審法公布。
- 五 七 小作制度調査會官制公布。
- 九 一 關東地方大地震、東京、横濱大火。○二、山本權兵衛、内閣を組織す。○震災地に戒嚴令を布く。○一二、帝都復興の詔書を煥發せらる。○二七、帝都復興院設置。
- 一〇 一 横濱復興會成る。

- 一 二 〇 國民精神作興の詔書下る。
- 一 二 七 攝政宮裕仁親王帝國議會開院式行啓の途虎門事件起る。
- 三 一 七 清浦奎吾、内閣を組織す。○一六、政友會分裂。○二六、皇太子裕仁親王、久邇宮良子女王成婚式を行はせらる。○二九、政友會の脱黨者等、政友本黨を組織す。
- 二 四 恩賜慶福會成り、閑院宮載仁親王を總裁に奉戴す。○一九、日露間の郵便を停止す。○二五、帝都復興院を廢し帝都復興局官制を公布す。
- 五 七 樺太に徵兵令を布く。○三〇、中正俱樂部組織せらる。
- 六 二 加藤高明、内閣を組織す。
- 七 一 メートル法實施。○二四、小作調停法公布。
- 九 六 第五回國際聯盟總會軍備縮少決議案可決。
- 一〇 〇 内務省全國労働調査を行ふ。
- 一 二 二 日本露西亞勞農政府通商條約に調印し日露國交恢復す。
- 三 一 東京放送局開設。○六、福岡縣八幡に無産者民憲黨を組織す、尋で各地に無産者の地方的政黨續出す。○二七、陸軍軍備縮少に伴ひ四箇師團を廢す。○三〇、農商務省を農林商工二省に分ち、各官制を公布す。
- 四 四 北樺太派遣隊を撤す。○二〇、東京大阪間、大阪福岡間、郵便飛行開始。○二二、治安維持法公布。



五〇 御成婚二十五年祝典を舉行せらる。○二五、但馬激震。○二四、秩父宮雅仁親王、英國留學の爲め出發せらる。

六一 支那上海に於て日英米佛の帝國主義反對暴動起る。○四、軍艦龍田を上海に遣す。

七〇 北京駐在日英米佛公使團上海事件會議を開く。

八九 攝政宮裕仁親王、權太に行啓せらる。○一〇、全國無産政黨組織委員會を大阪に開く。○一八、労働組合法案を發表す。

一〇 國勢調査及び失業統計調査を行ふ。

一一 農民労働黨、東京に結黨式を擧ぐ、即日解散さる。○一四、日本露西亞労働政府北樺太の石油利權契約に調印す。○一七、北支那動亂に依り南滿洲鐵道守備の爲め出兵す。

昭和元

一三〇 若槻禮次郎、内閣を組織す。

三六 労働農民黨、大阪に結黨式を舉行す。

七 全國に青年訓練所を設く。

一〇三 労働總同盟大會及び日本労働組合大阪評議會を大阪に開く。○一七、日本農民黨、東京に結黨式を舉行す。○二一、長慶天皇を第九十八代の皇統に列せらる。○二五、労働農民黨成立。

二 社會民衆黨組織。○九、日本労働農民黨組織。○二五、天皇崩御。○皇太子裕仁親王踐祚。

今上

二一七 英國留學中の秩父宮歸朝せらる。○二〇、先帝御盥號は大正天皇、御陵名は多摩陵と御決定。○二一、日支通商條約改訂交渉開始。

二七 大正天皇大葬儀。

三一 全日本農民組合發會式。○六、日本農民總同盟創立。○七、北丹後地方強震。

四二 日露森林契約正式調印。○三、漢口暴徒我が陸戰隊と衝突す。○一〇、露支外交斷絶。○一七、樞府臺灣銀行救済案を否決す。○二〇、田中義一、内閣を組織す。○二二、全國に三週間モラトリアム施行。○二九、大日本女子青年團創立さる。

六一 立憲民政黨發會式。○二〇、三國軍縮會議ジュネーヴに開かる。

七三 支那各地の日貨排斥運動悪化する。○小笠原島へ行幸、是日東京御發聲。

八三 軍縮會議決裂。○奄美大島へ行幸。○一〇、還幸。

一二三 地下鐵道東京上野淺草間營業開始。

一三三 日露漁業條約調印。○二六、加奈陀と公使交換のこと決定す。

二〇 普通選舉最初の衆議院議員選舉。

三二 日本共產黨大檢舉。

四二 日獨通商條約批准交換。○一〇、労働農民黨外三團體結社禁止。

五三 濟南に日支兵衝突交戦す。○九、在支邦人保護

の爲に第三師團に動員令下る(濟南事件)。○一八、滿洲治安に關し帝國政府支那南北兩軍に覺書を交付す。

六四 張作霖、滿洲に於て爆彈に襲はれ横死す。

一〇一 陪審法實施。

一二〇 即位大禮を行はせらる。

一三〇 無産中間五黨合同して日本大衆黨と名く。

一三六 濟南事件協定成り正式調印せらる。

四一 神戸商業大學、東京大阪兩工業大學、東京廣島兩文理科大學開校。

五三 英國皇帝陛下の御名代グロスター公殿下來朝、是日聖上陛下にガーター勳章を奉呈す。○四、山東派遣軍引揚命令發せらる。○一二、法制審議會官制公布。○二八、八丈島へ行幸、是日東京御發聲。○三〇、大島に行幸。

六四 大阪市に行幸。○九、還幸。○一〇、拓務省新設。○二一、日本航空輸送會社の東京大連線郵便機飛ぶ。

七二 濱口雄幸、内閣を組織す。○一五、日本航空輸送會社の旅客飛行開始。○二四、不戰條約宣布式を米國に行ふ。

一〇二 國際労働會議、本日よりジュネーヴに開かる。

一一 避生の労働黨、芝協調會館に結黨式を擧ぐ。○二一、明年一月十一日を以て金解禁の旨大藏省令を以て公布せらる。○三〇、英國倫敦にて開會の海軍軍縮會議全權委員若槻禮次郎、財部廳

横濱出發。

二三 露支紛争解決し、兩國代表新議定書に調印す、三十一日東支鐵道原狀に復歸す。

五二 金解禁の大藏省令實施。○倫敦海軍軍縮會議開會。

三六 日本埃及間暫定通商條約成立。○二四、復興の帝都を御巡幸あらせらる。○二六、帝都復興祭式典に親臨、勅語を賜ふ。

四二 倫敦軍縮會議、主力艦補助艦の日英米三國協定成立す。○二一、高松宮同妃兩殿下、御渡歐の途に上らせらる。○二二、一九三〇年倫敦海軍條約調印式舉行。

五二 靜岡縣へ行幸、六月三日還幸。

六二 高松宮同妃兩殿下、英國に御安著、皇帝デヨ一が五世にガーター勳章御贈進の御謝意を傳達せらる。

七二 日本大衆黨、全國民衆黨、無産政黨統一全國協議會の中間三派合同大會を東京に開會す。

八二 日獨通商航海條約の正式調印を維也納にて行ふ。

一〇一 第二回國勢調査施行。○二、倫敦條約御批准終る。○二七、臺灣霧社の蕃人叛亂を起す。

一一 青年團代表等を御親閱あらせらる。○高松宮、西班牙御著、皇帝に大勳位菊花章頸飾を御贈進あらせらる。○一四、濱口首相、東京驛にて佐郷屋留雄に狙撃せらる。○二六、伊豆地方に大



- 地震。
- 三 八 國勢調査概要発表、内地總人口六千四百四十萬人。○一〇、全國失業者概數公表三十二萬二千人。○日本、パナマ通商條約成立。○一八、南京、漢口兩事件賠償交渉成立。
- 六 一 倫敦海軍條約公布。
- 四 二 若槻禮次郎、民政黨總裁となる。○一四、若槻禮次郎、内閣を組織す。
- 五 一 大阪帝國大學開學式。○名古屋醫科大學開學式。○四、日露漁業問題解決。○一一、航空研究所開所式。
- 六 三 著作物保護に關するベルヌ條約樞密院本會議にて可決。○一一、高松宮同妃兩殿下、歐米御巡遊より御歸朝。○二七、陸軍第十六師團南鮮移駐に決す。○二八、大日本生産黨結黨式。○二九、國勢調査結果発表、内地總人口六千四百四十五萬五人。○三〇、無産三黨合同成立、黨名を全國勞農大衆黨と稱す。
- 七 二 滿洲萬寶山にて支那暴民と朝鮮農民との間に衝突あり。○五、平壤の鮮人、萬寶山事件の報復として支那人虐殺事件起る。○一二、朝鮮事件の報復として上海市各團體、對日經濟絶交を決議す。
- 八 七 參謀本部特派歩兵大尉中村震太郎等、六月下旬蒙古地方旅行中、支那官兵に虐殺せられしこと發表せらる。○二一、支那武漢の水害に對し、天

- 九 八 皇皇后兩陛下より在留邦人に一萬圓御下賜、天皇陛下より民國罹災民に御内帑金十萬圓御贈與の御沙汰あり。
- 九 八 支那正規兵、我が滿鐵線を爆破す、滿洲事變勃發す。○一九、日支兵衝突、我軍北大營及び奉天城内を占領、長春、南嶺等各地に奮戦して勝つ。○二〇、日本軍、吉林に入る。○二二、關東軍司令部、滿洲事變發生の原因經過を發表す。○國際聯盟理事會、日支紛争解決勸告案を決議し兩國へ通告す。
- 一〇 一 國立公園法實施。○八、我が飛行機、錦州兵營を爆撃す。○一三、日支紛争緊急國際聯盟理事會開會。○二一、太平洋會議を上海にて開く。○二四、國際聯盟理事會の撤兵に關する決議案に對し、我が芳澤代表拒絶す。○二六、日支直接交渉の基本的原則に關する帝國政府の聲明書發表。
- 二 八 馬占山軍の挑戦により、我軍總攻撃を行ひ、大勝す。
- 三 二 國際聯盟理事會公開會議は決定的に我國の主張を認めて閉會す。○一三、政友會總裁犬養毅、内閣を組織す。○金輸出再禁止の大藏省令公布實施。○一七、兌換停止緊急勅令公布。○一八、滿洲事變に際し、迫害を受けたる朝鮮人に對し、御救恤金二萬圓御下賜。○二二我軍、兵匪を撃退し、通江口及び法庫門に入城す。○二

七 一 五

- 三、錦州に於ける日支形勢に關し、英佛兩國より注意喚起を傳達し來る。翌日米國政府より復我政府に對し、注意覺書を手交す。○二七、英米佛よりの警告に對し、帝國政府、右三國大使に回答文を手交す。○三〇、張學良の撤退命令により錦州軍總退却を開始す、我軍錦州に入城す。
- 七 一 五 國際聯盟支那調査委員決定。○七、米國政府、滿洲問題に關し重大なる決意を日支兩國に通告す。○八、觀兵式還御の鹵簿に手投彈を投ぜざる者あり、直ちに逮捕さる、犬養内閣恐懼して辭表を捧呈す。○九、優誼を拜受し、内閣留任に決す。○二二、外務、陸軍首腦部の對滿政策審議會開會、滿蒙建設大綱を協議す。○二八、金兌換停止に關する緊急勅令公布。○上海事件突發、日支兵衝突す。○二九、上海の我陸戰隊、我が警備區全部を完全に占據す。○國際聯盟理事會、上海事件調査の國際委員會組織の件を可決す。○英米兩國政府、日本陸戰隊の關北支那街一部占據に對し公式抗議をなす。
- 二 一 英米兩國政府、我が政府に對し、上海事件に關し、正式に強硬なる抗議を提出す。○二、我軍上海總攻撃開始。○英米佛三國共同にて、我國に上海事件の和平解決案を提示す。○國際聯盟主催軍縮會議をジュネーヴに開會す。○國際聯盟緊急理事會開會、上海事件に就き協議す。○三、

- 國際聯盟派遣の支那調査委員一行巴里を出發す。○四、我軍上海第二次總攻撃開始。○英米佛三國共同調停案に對し、我政府回答を發す。○五、我軍ハルビン入城。○九、前藏相井上準之助、兇漢に狙撃せられ絶命す。○國際聯盟の上海事件第二次報告發表。○一六、滿蒙新國家建設會議を開會。○一七、滿蒙新國家獨立宣言發表。○滿蒙新國家元首に前清國宣統帝を推戴する事に決す。○二〇、上海の支那軍に對して總攻撃を開始す。○二三、滿蒙新國家の國號を滿洲國と定む。○二九、國際聯盟の支那調査委員一行來朝。
- 三 一 滿洲國政府、建國宣言を發表す。○三、我軍吳淞砲臺占據。○四、國際聯盟總會、日支停戰に關する勸告決議案を可決。○五、三井合名會社理事長團琢磨、兇漢に狙撃せられて絶命す。○九、滿洲國執政に前清國宣統帝溥儀氏就任、建國式を舉行す。○一〇、滿洲國成立を列國に通告す。○一一、來朝中の國際聯盟支那調査委員一行、神戸を出發し上海に向ふ。○一二、滿洲國、日英米等十七ヶ國に對し、正式に國交開始を提議す。
- 四 一 滿洲國政府、領域内の郵政權接收手續を完了し、郵政獨立す。○二九、上海の天長節祝賀會場に於いて、朝鮮人尹奉吉、手榴彈を投じ、白川、野村、植田諸將、重光公使等負傷す。



- 五 五 日支停戦交渉の協定成立し、調印式を行ふ。○一五、犬養首相狙撃せられ薨去す。○一六、高橋藏相、臨時兼任内閣總理大臣に任命せらる。○二六、齋藤實、内閣を組織す。
- 六 三 滿洲國、大連海關接收を通告す。○二七、滿洲國、全滿の海關接收を中外に宣布す。
- 七 三 國際聯盟派遣の支那調査委員一行再び來朝。○一二、内田外相、國際聯盟支那調査團と會見し滿洲國承認問題につき、帝國政府は隨時自主的に處理する旨宣明す。○一七、國際聯盟支那調査委員一行、神戸より青島に向ふ。
- 八 八 陸軍大將武藤信義、關東軍司令官並に特命全權大使、關東長官に親補せらる。○安達謙藏等の組織せる國策研究俱樂部を國民同盟と稱す。
- 九 五 日滿議定書調印、滿洲國を承認す。
- 一〇 一 東京市、隣接五郡八十二箇町村を合併す。○二、滿洲國調査委員報告書外務省より發表。○國立公園十二箇處を正式決定す。○一一、國際聯盟帝國代表として衆議院議員松岡洋右を任命す。○一九、滿洲國答禮使謝介石來朝、是日參内す。○三〇、滿洲國駐劄特派全權部及び關東軍司令部を新京に移す。
- 二 三 〇 特命全權大使武藤信義、滿洲國駐劄仰付けらる。
- 三 三 安達謙藏、國民同盟初代總裁に擧げらる。

### ○ 歷朝一覽

代數	天	皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在位	崩御	御壽	后妃	御陵
一	神武	狹野尊 神日本磐余彥尊	彥波瀲武 鸕鷀草葺不合尊	玉依姬命	宮 畝傍橿原	西正、朔即位	共	共、三、二	二七	皇后媛蹈躰五 十鈴媛命	大畝傍山東北 和陵
二	綏靖	神渟名川耳尊	神武	皇后媛蹈躰 五十鈴媛命	宮 葛城高丘	辰正、八即位	三	三、五、一〇	八四	皇后五十鈴依 媛命	大桃花鳥田丘 和上陵
三	安寧	磯城津彥玉手看 尊	綏靖	皇后五十鈴 依媛命	宮 片鹽浮穴	壬子、七、三即位	六	六、二、六	五	皇后渟名底仲 媛命	大畝傍山西南 和御陰井上陵
四	懿德	大日本彥耜友尊	安寧	皇后渟名底 仲媛命	輕曲峽宮	卯辛、二、四即位	三	三、九、八	七	皇后天豐津媛 命	大畝傍山南織 和沙谿上陵
五	孝昭	觀松彥香殖稻尊	懿德	皇后天豐津 媛命	宮 掖上池心	寅丙、正、九即位	八	八、八、五	二四	皇后世襲足媛 命	大掖上博多山 和上陵
六	孝安	日本足彥國押人 尊	孝昭	皇后世襲足 媛命	宮 室秋津島	己丑、正、七即位	一〇三	一〇三、正、九	三七	皇后押媛命	大玉手丘上陵
七	孝靈	大日本根子彥太 瓊尊	孝安	皇后押媛命	宮 黑田廬戶	辛未、正、三即位	六	六、二、八	三八	皇后細媛命	大丘馬坂陵 和大
八	孝元	大日本根子彥國 牽尊	孝靈	皇后細媛命	輕境原宮	丁亥、正、四即位	七	七、九、二	二六	皇后鬱色謎命	大劍池島上陵 和



代數	天皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在位	崩御	御壽后	妃	御陵
九開	化	稚日本根子彥大	孝元	命 皇后鬱色謎	宮 春日率川	未癸二、三即位	六、四、九	命 皇后伊香色謎		和大春日率川坂
一〇崇	神	御間城入彥五十	開化	謎命 皇后伊香色	宮 磯城瑞籬	申甲正、三即位	六、六、三、五	命 皇后御間城		和大山邊道勾岡
一一垂	仁	活目入彥五十狹	崇神	姬命 皇后御間城	宮 經向珠城	辰壬正、二即位	九、九、七、四	命 皇后狹穗姬		和大菅原伏見東
一二景	行	大足彥忍代別尊	垂仁	媛命 皇后日葉酢	宮 經向日代	未辛七、二即位	六〇、二、七	命 皇后播磨稻日		和大山邊道上陵
一三成	務	稚足彥尊	景行	媛命 皇后八坂入	志賀高穴	未辛正、五即位	六〇、六、一	命 皇妃弟財郎女		和大狹城盾列池
一四仲	哀	足仲彥尊	日本武尊	兩道入姬命	宮 角鹿筒飯	申壬正、二即位	九、九、二、六	命 皇后氣長足姬		和內河惠我長野西
一五應	神	譽田別尊	仲哀	神功皇后	宮 輕島豐明	寅庚正、朔即位	四、二、一、五	命 皇后仲姬		和內河惠我漢伏崗
一六仁	德	大鷦鷯尊	應神	皇后仲姬命	宮 難波高津	酉癸正、三即位	八、七、一、六	命 八田皇女		和泉百舌鳥耳原
一七履	中	大兄去來穗別尊	仁德	命 皇后磐之媛	宮 磐余稚櫻	子庚二、朔即位	六、六、三、一、五	命 皇妃黑媛		和泉百舌鳥耳原
一八反	正	多遲比瑞齒別尊	仁德	命 皇后磐之媛	宮 丹比柴籬	午丙正、二即位	六、六、正、三	命 皇夫人津野媛		和泉百舌鳥耳原

代數	天皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在位	崩御	御壽后	妃	御陵
一九允	恭	雄朝津間稚子宿	仁德	命 皇后磐之媛	遠飛鳥宮	子壬三、即位	四、正、一、四	命 皇后忍坂大中		和內河惠我長野北
二〇安	康	穴穗尊	允恭	中 皇后忍坂大	宮 石上穴穗	巳癸三、四即位	三、三、八、九	命 皇后中帶姬		和大菅原伏見西
二一雄	略	大泊瀨幼武尊	允恭	中 皇后忍坂大	宮 初瀨朝倉	申丙二、三即位	三、三、八、七	命 皇后草香幡梭		和內河丹比高鷺原
二二清	寧	白髮尊白髮武尊	雄略	葛城韓媛	宮 磐余鸕粟	申庚正、五即位	五、正、六			和內河內坂門原
二三顯	宗	弘計尊來目稚子	市邊押磐	葛城韓媛	宮 飛鳥八鈞	丑乙正、朔即位	三、四、二、五	命 皇后難波小野		和大傍丘磐坏丘
二四仁	賢	億計尊大脚鳥郎	市邊押磐	葛城韓媛	宮 石上廣高	辰戊正、五即位	二、一、八、八	命 皇后春日大娘		和內河埴生坂本陵
二五武	烈	小泊瀨稚鷦鷯尊	仁賢	皇后春日大	宮 泊瀨列城	寅戊三、即位	八、八、三、八			和大傍丘磐坏丘
二六繼	體	男大迹尊	彥主人王	振媛	宮 筒城宮	亥丁二、四即位	二、五、二、七	命 皇后手白香皇		和津三島藍野陵
二七安	閑	勾大兄廣國押武	繼體	皇子媛	宮 勾金橋宮	亥辛二、七即位	二、二、一、七	命 皇后春日山田		和內河古市高屋丘
二八宣	化	檜隈高田	繼體	皇子媛	宮 檜隈廬入	卯乙三、即位	四、四、二、一〇	命 皇后橋仲皇女		和大身狹桃花鳥
二九欽	明	天國排開廣庭尊	繼體	皇后手白香	宮 磯城島金	未己三、五即位	三、三、四、一、五	命 皇后石姬皇女		和大檜隈坂合陵



代數	天皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在	崩御	御壽	后妃	御陵
三〇	敏達 譯語田尊 淳中倉太珠敷尊	欽明	皇后石姬皇女	譯語田幸玉宮	壬辰四、三即位	一四、一四、八、一五	又四、二四	皇后廣姬	額田部皇女	河內磯長中尾陵
三一	用明 大兄 橘豐日尊	欽明	皇太夫人蘇我堅鹽媛	磐余池邊雙槻宮	乙巳九、五即位	二、二、四、九	又四、六	皇后穴穗部間人皇女	河內磯長原內陵	
三二	崇峻 泊瀨部 長谷部若雀尊	欽明	蘇我小姉君	倉椅柴垣宮	未丁八、二即位	五、一、三、七	又七、三	皇妃大伴小女子	河內磯長原內陵	
三三	推古 額田部 豐御食炊屋尊	欽明	皇太夫人蘇我堅鹽媛	豐浦宮 小墾田宮	壬子三、八即位	三六、三、七	七、五	皇妃寶皇女	河磯長山田陵	
三四	舒明 田村 息長足日廣額尊	押坂彥人 大兄皇子	糠手姬皇女	飛鳥岡本宮 田中宮 百濟宮	丑巳正、四即位	一三、一三、一〇、九	四、九	皇妃寶皇女	河大押坂內陵	
三五	皇極 寶天豐財重日足 天萬豐日尊	茅渟王	吉備姬王	飛鳥板蓋宮 難波長柄宮	寅壬正、五即位	三、三、三、三	三、三、三、三	皇后間人皇女	河大坂磯長陵	
三六	孝德 輕皇祖母尊	茅渟王	吉備姬王	飛鳥板蓋宮 難波長柄宮	巳乙六、四即位	一〇、五、一〇、一〇	五、五、一〇、一〇	皇后間人皇女	河大坂磯長陵	
三七	齊明 (皇極重祚)			飛鳥川原宮 後飛鳥岡本宮	卯乙正、三即位	七、七、七、二四	六、六		河大越智岡上陵	
三八	天智 葛城 中大兄 天智開別尊	舒明	皇極天皇	大津宮	辛酉七、臨稱制 辰戌正、三即位	一〇、一〇、一三、三	五、五	皇后倭姬王	河大越智岡上陵	

三九	弘文 伊賀 大友	天智	伊賀采女宅子娘	大津宮	辛未三、五即位 八月	壬申七、三	二五	皇妃十市皇女	近長等山前陵
四〇	天武 大海人 天淳中原瀛真人	舒明	皇極天皇	飛鳥淨見原宮	西癸二、七即位	一五、元、九、九、五	六五	皇后持統天皇	河大檜隈大內陵
四一	持統 高天原廣野皇女	天智	蘇我遠智娘	飛鳥淨見原宮 藤原宮	(朱鳥元、九九、庚、臨稱制) 寅正、朔即位	一〇、二、三、三	五、五		河大檜隈大內陵
四二	文武 珂瑠(輕) 天之眞宗豐祖父	草壁皇子 (岡宮天)	元明天皇	藤原宮	丁酉八、朔即位	二、慶雲四、六、一五	三五	夫人藤宮子娘	河大檜隈安古岡上陵
四三	元明 安閑 日本根子天津御	天智	蘇我姪娘	藤原宮	慶雲四、六、一五 同年七、七即位	七、養老五、三、七	六、六		河大奈保山東陵
四四	元正 氷高 日本根子高瑞淨	草壁皇子 (岡宮天)	元明天皇	平城宮	靈龜元、九、二即位	九、天平二〇、四、二	六、九		河大奈保山西陵
四五	聖武 豐櫻彥尊 勝寶感神聖武皇	文武	夫人藤宮子娘	平城宮	神龜元、二、四即位	二五、天平勝寶八、五、二	五、五	皇后藤安宿媛	河大佐保山南陵
四六	孝謙 阿倍 寶字稱德孝謙皇	聖武	皇后藤安宿媛	平城宮	天平勝寶元、七、二即位	一〇、(稱德、條、ヲ見ヨ、同)			
四七	淳仁 大炊	舍人親王 (崇道盡) 敬皇帝	大夫人當麻山背	平城宮	天平寶字二、八、朔即位	六、天平神護元、一〇、三	三、三	妃粟田諸姉	河大淡路路陵
四八	稱德 (孝謙重祚)			平城宮	天平寶字八、一〇、九重祚	五、元、八、四	五、三		河大高野陵



代數	天皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在位	崩御	御壽后	妃	御陵
四九	光仁	白壁 天宗高 紹天皇	贈皇太后 紀 橡姬	平城宮	寶龜 元八、四 踐祚 一〇、朔 即位	三 天應 元二、三	三 元二、三	七 皇后井上 內親 夫人高野 新笠	和 大田原 東陵	
五〇	桓武	山部 日本根 子皇統 彌	贈皇太后 高 野新笠	平城宮	天應 元四、三 即位	二 大同 元三、七	七 皇后藤 乙牟漏 夫人藤 旅子	七 夫人藤 旅子	城 山 柏原 陵	
五一	平城	安殿 良帝 日本根 子天推 國	皇后藤 乙牟	大 同 元三、七 踐祚 同年五、 八即位	四 天長 元七、七	五 皇后藤 帶子	五 皇后藤 帶子	和 大楊 梅陵		
五二	嵯峨	神野	皇后藤 乙牟	大 同 四、朔 踐祚 同月一、 三即位	一 承和 元九、七、 一五	五 皇后藤 帶子	五 皇后藤 帶子	城 山 嵯峨 山上陵		
五三	淳和	大伴 日本根 子西院 帝	贈皇太后 藤 旅子	弘 仁 一、四、 六踐祚 同月七、 七即位	一 承和 元七、五、 八	五 皇后正 子內親 妃高志 內親王	五 皇后正 子內親 妃高志 內親王	城 山 大原 野西嶺 上陵		
五四	仁明	正良 日本根 子深草 帝	皇太后 橋嘉 智子	天 長 一〇、三、 六踐祚 同年三、 六即位	一 嘉祥 元三、三、 二	四 皇后藤 順子	四 皇后藤 順子	城 山 深草 陵		
五五	文德	道康 田邑帝	皇太后 藤順	嘉 祥 三、三、 二踐祚 同年四、 七即位	八 天安 元二、八、 二七	三 女御藤 明子	三 女御藤 明子	城 山 田邑 陵		
五六	清和	惟仁 水尾帝	皇太后 藤明	天 安 二、八、 七踐祚 同年二、 七即位	一 元慶 元四、三、 四	三 女御藤 高子	三 女御藤 高子	城 山 水尾 山陵		
五七	陽成	貞明	皇太后 藤高	貞 觀 元八、一、 九踐祚 元正、三、 即位	八 天曆 元三、九、 二九	八 姊妹女 王	八 姊妹女 王	城 山 神樂 岡東陵		

五八	光孝	時康 小松帝	贈皇太后 藤 澤子	元 慶 八、二、 四踐祚 同月三、 三即位	三 仁和 元三、八、 二六	五 女御班 子女王	五 女御班 子女王	城 山 後田 邑陵
五九	宇多	定省 空理 亭子院 金剛覺	皇太后 班子 女王	仁 和 三、八、 六踐祚 同年一、 二七即位	一 承平 元七、七、 一九	五 中宮藤 溫子	五 中宮藤 溫子	城 山 大內 山陵
六〇	醍醐	維城 金剛寶 敦仁 帝後山 科帝	贈皇太后 藤 胤子	寬 平 九、七、 三踐祚 同月一、 三即位	三 延長 元八、九、 二九	四 皇后藤 穩子	四 皇后藤 穩子	城 山 後山 科陵
六一	朱雀	寬明 佛陀壽	皇太后 藤穩 子	延 長 八、九、 三踐祚 同年一、 二二即位	一 天曆 元六、八、 一五	三 女御藤 照子女 王	三 女御藤 照子女 王	城 山 醍醐 陵
六二	村上	成明 覺貞	皇太后 藤穩 子	天 慶 九、四、 〇踐祚 同月三、 六即位	二 康保 元四、五、 二五	四 皇后藤 芳子女 王	四 皇后藤 芳子女 王	城 山 村上 陵
六三	冷泉	憲平	皇后藤 安子	康 保 四、五、 五踐祚 同年一、 〇一即位	二 寬弘 元八、一〇、 二四	三 皇后昌 子內親 王	三 皇后昌 子內親 王	城 山 櫻本 陵
六四	圓融	守平 金剛法	皇后藤 安子	安 和 二、八、 三踐祚 同年九、 三即位	二 正曆 元二、二、 二二	三 皇后藤 嬪子	三 皇后藤 嬪子	城 山 後村 上陵
六五	花山	師貞 入覺	贈皇太后 藤 懷子	永 觀 二、八、 七踐祚 同年一、 〇一即位	二 寬弘 元五、二、 二八	四 女御藤 祇子	四 女御藤 祇子	城 山 紙屋 川上陵
六六	一條	懷仁 精進覺	東三條 院藤 詮子	寬 和 二、六、 三踐祚 同年七、 三即位	二 寬弘 元八、六、 三三	三 皇后藤 定子	三 皇后藤 定子	城 山 圓融 寺北陵



代數	天皇	皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在位	崩御	御壽后	妃	御陵
六七三	後一條	居貞	冷泉	贈皇太后藤超子	寬弘八年六月三踐祚即位	寬弘八年六月三踐祚即位	寬仁元年五月九	中宮藤原成子	中宮藤原成子	城北山陵	
六八後一條	敦成		一條	上東門院藤彰子	長和五年正月二十九踐祚即位	長和五年正月二十九踐祚即位	長元九年九月四一七	中宮藤原成子	皇太后藤原成子	城山菩提樹院陵	
六九後朱雀	敦良		一條	上東門院藤彰子	長元九年四月一七踐祚即位	長元九年四月一七踐祚即位	寬德二年正月一八	中宮藤原成子	中宮藤原成子	城山圓乘寺陵	
七〇後冷泉	親仁		後朱雀	贈皇太后藤嬉子	寬德二年正月一六踐祚即位	寬德二年正月一六踐祚即位	治曆四年四月一九	中宮藤原成子	中宮藤原成子	城山圓教寺陵	
七一後三條	尊仁 金剛行		後朱雀	陽明門院禎子內親王	治曆四年四月一九踐祚即位	治曆四年四月一九踐祚即位	延久四年五月七	中宮藤原成子	中宮藤原成子	城山圓宗寺陵	
七二白河	貞仁 融觀 六		後三條	贈皇太后藤茂子	延久四年三月八踐祚即位	延久四年三月八踐祚即位	大治四年七月七	中宮藤原成子	中宮藤原成子	城山善菩提院陵	
七三堀河	善仁		白河	贈皇太后藤藤賢子	應德三年二月六踐祚即位	應德三年二月六踐祚即位	嘉承二年七月一九	中宮藤原成子	中宮藤原成子	城山後圓教寺陵	
七四鳥羽	宗仁 空覺		堀河	贈皇太后藤茨子	嘉承二年七月一九踐祚即位	嘉承二年七月一九踐祚即位	保元元年七月二	中宮藤原成子	中宮藤原成子	城山安樂壽院陵	

七五崇德	顯仁 讚岐院	鳥羽	待賢門院藤璋子	保安四年正月二六踐祚即位	長寬二年八月二六	中宮藤原成子	讚岐白峯陵
七六近衛	體仁	鳥羽	美福門院藤得子	永治元年三月七踐祚即位	久壽二年七月三	中宮藤原成子	城山安樂壽院南陵
七七後白河	雅仁 行真	鳥羽	待賢門院藤璋子	久壽二年七月二踐祚即位	建久三年三月三	中宮藤原成子	城山法住寺陵 (法華堂)
七八二條	守仁	後白河	贈皇太后源懿子	保元三年八月二踐祚即位	永萬元年七月二八	中宮藤原成子	城山香隆寺陵
七九六條	順仁	二條	伊伎氏	永萬元年六月二五踐祚即位	安元二年七月七	中宮藤原成子	城山清閑寺陵
八〇高倉	憲仁	後白河	建春門院平滋子	仁安三年二月九踐祚即位	養和元年正月二四	中宮藤原成子	城山後清閑寺陵 (法華堂)
八一安德	言仁	高倉	建禮門院平德子	治承四年三月三踐祚即位	壽永四年三月四	中宮藤原成子	城山阿彌陀寺陵
八二後鳥羽	尊成 良然 顯德院 隱岐院	高倉	七條院藤殖子	壽永二年八月二踐祚即位	延應元年二月三	中宮藤原成子	城山大原陵 (隱岐 海土村陵)
八三土御門	爲仁 土佐院	後鳥羽	承明門院源在子	建久九年正月二踐祚即位	寬喜三年十月一	中宮藤原成子	城山金原陵 (阿波 池谷村陵)



代數	天	皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在	崩御	御壽	后妃	御陵
八四	順德	守成	後鳥羽	重子 俯明門院藤		承元 四年二月五日踐祚 同年三月六日即位	二月 仁治 三年九月三日	仁治 三年九月三日	四 文曆 五年五月二十日	中宮東一條院 藤立子	山 大原陵 (佐波) 真野陵
八五	仲恭	懷成 九條帝	順德	東一乘院藤 立子		承久 三年四月三日踐祚 同年三月二日即位	四月 文曆 五年五月二十日	文曆 五年五月二十日	一七	皇后安喜門院 藤有子	山 九條陵 (東福寺) 山上陵
八六	後堀河	茂仁	(守貞親王 後高倉院)	北白河院藤 陳子		承久 三年七月九日踐祚 同年三月朔即位	二月 文曆 八年八月六日	文曆 八年八月六日	三	中宮藤原院藤 長子	山 觀音寺陵
八七	四條	秀仁	後堀河	藻壁門院藤 樽子		貞永 元年三月四日踐祚 同年三月五日即位	二月 仁治 三年正月九日	仁治 三年正月九日	三	中宮藤原院藤 女御宣仁門院	山 月輪陵
八八	後嵯峨	邦仁 素覺	土御門	贈皇太后源 通子		仁治 三年正月二日踐祚 同年三月八日即位	四月 文永 九年二月二十七日	文永 九年二月二十七日	五	中宮大宮院藤 姑子	山 嵯峨南陵 (法華堂)
八九	後深草	久仁 常盤井殿 富小路院殿	後嵯峨	大宮院藤 子大宮院藤 姑		寬元 四年正月二日踐祚 同年三月二日即位	三月 嘉元 二年七月二十六日	嘉元 二年七月二十六日	六	皇后京極院藤 信子	山 深草北陵 (法華堂)
九〇	龜山	恆仁 金剛源 禪林寺殿	後嵯峨	大宮院藤 子大宮院藤 姑		正元 元年二月二日踐祚 同年三月二日即位	五月 嘉元 三年九月二十五日	嘉元 三年九月二十五日	七	中宮東二條院 藤公子	山 龜山陵 (法華堂)

九一	後宇多	世仁 金剛性 大覺寺殿	龜山	京極院藤 子京極院藤 信		文永 二年正月二日踐祚 同年三月六日即位	三月 正中 元年六月二十五日	正中 元年六月二十五日	八	皇后遊義門院 談子內親王	山 蓮華峯寺陵
九二	伏見	熙仁 素融 持明院殿	後深草	玄輝門院藤 子玄輝門院藤 信		弘安 二年十月二日踐祚 同年十一月五日即位	二月 文保 元年九月三日	文保 元年九月三日	五	中宮永福門院 藤經子	山 深草北陵 (法華堂)
九三	後伏見	胤仁 理覺	伏見	永福門院藤 子永福門院藤 源		永仁 六年七月三日踐祚 同年十月三日即位	三月 延元 元年四月六日	延元 元年四月六日	四	女御廣義門藤 寧子	山 深草北陵 (法華堂)
九四	後二條	邦治	後宇多	西革門院源 子西革門院源 基		正安 三年正月二日踐祚 同年三月二日即位	六月 延慶 元年八月二十五日	延慶 元年八月二十五日	三	中宮長樂門院 藤秋子	山 北白河陵
九五	花園	富仁 通行 萩原院殿	伏見	顯親門院藤 子顯親門院藤 基		延慶 元年八月六日踐祚 同年二月六日即位	二月 正平 三年二月二日	正平 三年二月二日	三	典侍宣光門院 藤實子	山 十樂院上陵
九六	後醍醐	尊治	後宇多	談天門院藤 子談天門院藤 忠		文保 二年二月六日踐祚 同年三月二日即位	二月 延元 四年八月六日	延元 四年八月六日	五	中宮禮成門院 藤禧子	和 大塔尾陵



代數	天皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在	崩御	御壽后	妃	御陵
九七	後村上 光朝	義良	新侍賢門院 藤原氏	吉野行宮 賀名生行宮	延元 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	正平 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	正平 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	女御藤原氏		河檜尾陵
九八	長慶 北朝	寬成	嘉喜門院藤 勝子	住吉行宮	正平 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	應永 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	應永 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	中宮某氏		
九九	後龜山 北朝	熙成	嘉喜門院藤 勝子	吉野行宮	弘和 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	應永 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	應永 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	女御某氏		山嵯峨小倉陵
	後光嚴 北朝	彌仁	陽祿門院藤 秀子		正平 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	應安 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	應安 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	典侍崇賢門院 藤仲子		山深草北陵 (法華堂)
	崇光 北朝	興仁	陽祿門院藤 秀子		正平 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	應永 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	應永 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	女御藤原氏		山深草北陵 (法華堂)
	後圓融 北朝	光融	陽祿門院藤 秀子		正平 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	應永 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	應永 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	女御藤原氏		山深草北陵 (法華堂)
	後光嚴	光嚴	陽祿門院藤 秀子		正平 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	應永 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	應永 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	女御藤原氏		山深草北陵 (法華堂)

代數	天皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在	崩御	御壽后	妃	御陵
一〇〇	後小松	幹仁	通陽門院藤 嚴子		弘和 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	永享 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	永享 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	光範門院藤資 子		山深草北陵
一〇一	稱光	實仁	光範門院藤 資子		應永 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	正長 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	正長 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	紀伊局		山深草北陵
一〇二	後花園	彥仁	源幸子 院藤資子		正長 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	文明 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	文明 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	嘉樂門院藤信 子		波丹後山國陵
一〇三	後土御門	成仁	嘉樂門院藤 信子		寬正 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	明應 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	明應 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	大典侍蒼玉門 院源朝子		山深草北陵
一〇四	後柏原	勝仁	蒼玉門院贈 皇太后朝子		明應 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	大永 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	大永 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	大典侍豐樂門 院藤藤子		山深草北陵
一〇五	後奈良	知仁	豐樂門院藤 藤子		大永 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	弘治 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	弘治 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	吉德門院藤榮 子		山深草北陵
一〇六	正親町	方仁	吉德門院贈 皇太后榮子		弘治 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	文祿 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	文祿 同元八、五踐祚 同元八、五踐祚	典侍藤房子		山深草北陵



代數	天	皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在	崩御	御壽后	妃	御陵
一〇七	後陽成	和仁 周仁	正親町 御猶子 陽光院 皇子	新上東門院 藤晴子		天正 一四、二、七踐祚 同月、二五即位	二五 元和 三、八、二六	望	女御中和門院 藤前子		城山深草北陵
一〇八	後水尾	政仁 圓淨	後陽成	中和門院藤 前子		慶長 一六、三、七踐祚 同年四、二即位	一八 延寶 八、八、一九	五	中宮東福門院 源和子 壬生院藤光子 逢春門院藤隆 新廣義門院藤 國子		城山月輪陵
一〇九	明正	興子	後水尾	東福門院源 和子		寬永 六、一、八踐祚 同七、九、二即位	二四 元祿 九、一、一〇	七			城山月輪陵
一一〇	後光明	紹仁	後水尾	壬生院藤光 子 養母東福門 院源和子		寬永 一〇、一〇、三踐祚 同二、一、二即位	二 承應 三、九、一〇	三	大典侍源秀子		城山月輪陵
一一一	後西良仁		後水尾	逢春門院藤 隆子 養母東福門 院源和子		承應 三、二、二踐祚 明曆 二、正、三即位	八 貞享 二、二、三	四	女御明子女王		城山月輪陵
一一二	靈元	識仁 素淨	後光明 御猶子 後水尾 皇子	新廣義門院 藤國子 養母東福門 院源和子		寬文 三、正、三踐祚 同年四、七即位	二四 享保 一、七、八、六	七	中宮新上西門 院藤房子 侍散法門院 藤宗子 中宮承秋門院 幸子女王 典侍新崇賢門 院藤賀子		城山月輪陵
一一三	東山	朝仁	靈元	敬法門院藤 宗子 養母新上西 門院藤房子		貞享 四、三、二踐祚 同年四、六即位	三三 寶永 六、二、一七	五			城山月輪陵

一一四	中御門	慶仁	東山	新崇賢門院 藤賀子女王 院幸承秋門 院幸子女王		寶永 六、六、三踐祚 七、一、二即位	二六 元文 二、四、二	三	女御新中和門 院藤尚子		城山月輪陵
一一五	櫻町	昭仁	中御門	新中和門院 皇太后藤尚 子		享保 一〇、三、二踐祚 同年二、三即位	三 寬延 三、四、三	三	女御青綺門院 藤舍子 典侍開明門院 藤定子		城山月輪陵
一一六	桃園	遐仁	櫻町	開明門院藤 定母青綺門 院皇太后藤 舍子		延享 四、五、二踐祚 同年九、三即位	一五 寶曆 一、三、七、三	三	中宮恭禮門院 藤富子		城山月輪陵
一一七	後櫻町	智子	櫻町	青綺門院皇 太后藤舍子		寶曆 一、二、七踐祚 同三、二、七即位	八 文化 一〇、一、三	七			城山月輪陵
一一八	後桃園	英仁	桃園	恭禮門院藤 富子		明和 七、一、二踐祚 同八、四、六即位	九 安永 八、二、九	三	女御盛化門院 藤維子		城山月輪陵
一一九	光格	兼仁 師仁	後桃園 御猶子 慶光院 皇子	橋磐代子 養母盛化門 院皇太后藤 維子		安永 八、一、二踐祚 同九、二、四即位	七 天保 一、一、二、九	七	中宮新清和院 欣子內親王 典侍東京極院 藤嫡子		城山月輪陵
一二〇	仁孝	惠仁 寬宮	光格	東京極院藤 婿新清和 養母新清和 院欣子內親 王		文化 一、四、三踐祚 同年九、三即位	三〇 弘化 三、正、二、六	四	女御新嘉門 院藤新皇 典侍新朝平門 院藤新待賢門 院藤雅子		城山月輪陵



代數	天	皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在	崩御	御壽后	妃	御陵
一一一	孝明	統仁 照宮	仁孝	新待賢門院 藤雅子 養母新御平 藤院皇太后 藤祺子		弘化 三、三、踐祚 同、九、三即位	二 慶應 二、三、三五	三 皇后九條夙子		山後月輪 山陵	山後月輪 山陵
一二二	明治	睦仁 祐宮	孝明	中山慶子	東京	慶應 三、正、九踐祚 明治、八、二七即位	四 明治 四、五、七、三〇	六 皇后一條美子		山伏見 山陵	山伏見 山陵
一二三	大正	嘉仁 明宮	明治	柳原愛子		大正 元、七、三〇踐祚 同、四、二、一〇即位	一五 大正 一五、三、三五	四 皇后九條節子		武多 摩陵	武多 摩陵
一二四	今上	裕仁 迪宮	大正	皇太后九條 節子		昭和 元、三、二五踐祚 同、三、二、一〇即位		皇后良子女王			

○女院一覽

女院號	御名	御父	御母	年院號宣月	崩薨年月	の院御號資格前
安嘉門院	邦子內親王	後高倉院	藤原陳子	元仁元、八	弘安六、九	後堀河准母
安喜門院	藤原有子	三條公房	藤原修子	安貞元、二	弘安九、二	後堀河皇后
郁芳門院	媞子內親王	白河天皇	藤原賢子	寬治七、正	永長元、八	堀河准母
今出河門院	藤原嬉子	西園寺公相	師朝女三條局	文永五、三	文保二、四	龜山中宮
殷富門院	亮子內親王	後白河天皇	藤原成子	文治三、六	建保四、四	安德、後鳥羽准母
陰明門院	藤原麗子	大炊御門賴實	藤原隆子	承元四、三	寬元元、九	土御門中宮
永安門院	穠子內親王	順德天皇	坊門信清女	建長三、二	弘安二、二	准三宮
永嘉門院	瑞子女王	宗尊親王	堀河具教女	乾元元、正	元德元、八	准三宮
永福門院	藤原鐙子	西園寺實兼	中院顯子	永仁六、八	興國三、五	伏見中宮
永陽門院	久子內親王	後深草天皇	藤原愔子	永仁二、二	正平元、四	准三宮
延政門院	悅子內親王	後嵯峨天皇	藤原公子	弘安七、二	元弘二、二	准三宮
延明門院	延子內親王	伏見天皇	藤原季子	正和四、二		准三宮
大宮	藤原姑子	西園寺實氏	四條貞子	寶治二、六	正應五、九	後嵯峨中宮
正親町院	覺子內親王	土御門天皇	源通子	寬元元、六	弘安八、八	准三宮
嘉喜門院	(藤原勝子)	(坊門經忠)				後村上女御
嘉陽門院	禮子內親王	後鳥羽天皇	坊門信清女	建保二、六	文永一〇、八	准三宮



女院號	御名	御父	御母	年院號宣月	崩薨年月	の院號資以前
高陽門院	藤原泰子	藤原忠實	源師子	保延五、七	久壽二、三	鳥羽皇后
嘉樂門院	藤原信子	藤原孝長		文明三、七	長享二、四	後花園後宮
開明門院	藤原定子	姉小路實武		寶曆三、二	寬政元、九	櫻町後宮
徽安門院	壽子內親王	花園天皇	藤原實子	延元二、二	正平三、四	光嚴妃
宜秋門院	藤原任子	九條兼實	藤原兼子	正治二、六	曆仁元、三	後鳥羽中宮
北山河院	藤原陳子	持明院基家	平賴盛女	貞應元、七	曆仁元、一〇	後高倉院妃
北山院	藤原康子	日野資康		應永四、三	應永六、二	足利義滿室
吉德門院	藤原榮子	萬里小路賢房			大永二、一〇	後奈良後宮
京極門院	藤原信子	洞院實雄	藤原榮子	文永九、八	文永九、八	龜山皇后
恭禮門院	藤原富子	一條兼香	飛鳥井雅豐女	明和八、七	寬政七、二	桃園女御
九條門院	藤原呈子	藤原忠通	藤原顯隆女	仁安三、三	安元二、九	近衛皇后
敬法門院	藤原宗子	松木宗條	河鱈秀子	正德元、三	享保七、八	靈元後宮
月華門院	綜子內親王	後嵯峨天皇	藤原結子	弘長三、七	文永六、三	准三宮
建春門院	平滋子	平時信	藤原祐子	嘉應元、四	安元二、七	後白河女御
建禮門院	平德子	平清盛	平時子	養和元、二	建保元、三	高倉中宮
顯親門院	藤原季子	洞院實雄	賀茂能直女但馬局	嘉曆元、二	延元元、二	伏見後宮
玄輝門院	藤原愷子	洞院實雄	四條臧子	正應元、三	元德元、八	後深草後宮
後京極院	惲子內親王	後嵯峨天皇	藤原孝時女刑部卿局	正應二、三	永仁二、二	准三宮

光範門院	藤原資子	日野資國		應永三、七	永享三、九	後小松後宮
皇嘉門院	藤原聖子	藤原忠通	藤原宗子	久安六、二	養和元、三	崇德中宮
廣義門院	藤原寧子	西園寺公衡	藤原兼子	延慶二、正	正平三、閏七	後伏見女御
西華門院	源基子	堀河具守	平親繼女	延慶元、三	正平一〇、八	後宇多後宮
朔平門院	璵子內親王	伏見天皇	藤原季子	延慶二、六	延慶三、一〇	准三宮
式乾門院	利子內親王	後高倉院	藤原陳子	延應元、二	建長三、正	四條准母
七條院	藤原殖子	坊門信隆	藤原休子	建久元、四	安貞二、九	高倉後宮
壽成門院	嬖子內親王	後二條天皇	平棟俊女勾當內侍	元應二、八		准三宮
春華門院	昇子內親王	後鳥羽天皇	藤原任子	承元三、四	建曆元、二	順德准母
承秋門院	幸子女王	有栖川幸仁親王	家女房某氏	寶永七、三	享保五、二	東山中宮
承明門院	源在子	久我通親	藤原範子	建仁二、正	正嘉元、七	後鳥羽後宮
昭訓門院	藤原瑛子	西園寺實兼	中院顯子	正安三、三	延元元、六	龜山後宮
昭慶門院	憲子內親王	龜山天皇	藤原英子	永仁四、八	正中元、三	准三宮
章善門院	譽子內親王	伏見天皇	藤原房子	德治二、六	延元元、一〇	准三宮
章德門院	永子內親王	後深草天皇	藤原守子	延慶二、二	延元三、三	准三宮
上西門院	璵子內親王	後伏見天皇	藤原璋子	延元元、四		准三宮
上東門院	統子內親王	鳥羽天皇	藤原璋子	平治元、二	文治五、七	後白河准母
神仙門院	藤原彰子	藤原道長	源倫子	萬壽三、正	承保元、一〇	一條中宮
新皇嘉門院	體子內親王	後堀河天皇	藤原家行女	康元元、二	正安三、三	准三宮
新廣義門院	藤原繁子	鷹司政熙	豐岡斐子	文政六、四追贈	文政六、四	仁孝女御
	藤原基子	園基音	谷衡長女	延寶五、七追贈	延寶五、七	後水尾後宮



女院號	御名	御父	御母	院號宣月	崩薨年月	の院號資以前
新朔平門院	藤原祺子	鷹司政熙	豐岡斐子	弘化四、二〇	弘化四、二〇	仁孝女御
新上西門院	藤原房子	鷹司教平	冷泉爲滿女	貞享四、三	正徳二、四	靈元中宮
新上東門院	藤原晴子	勸修寺晴右	粟屋元子	慶長五、三	元和六、二	陽光院妃
新崇賢門院	藤原賀子	櫛笥隆賀	西洞院時成女	寶永七、三退贈	寶永六、三	東山後宮
新清和院	欣子内親王	後桃園天皇	藤原維子	天保三、閏正	弘化三、六	光格中宮
新宣陽門院	(憲子内親王)	後村上天皇	(北畠顯子)			
新待賢門院	藤原廉子	河野公廉		正平六、三	正平四、四	後醍醐後宮
新待賢門院	藤原雅子	正親町實光	四辻千榮子	嘉永三、二	安政三、七	仁孝後宮
新中和門院	藤原尙子	近衛家照	町尻量子	享保五、正追贈	享保五、正	中御門女御
新室町院	均子内親王	後伏見天皇	西園寺寧子	延元二、正	延元二、五	後醍醐中宮
新陽明門院	藤原位子	近衛基平	少將通能女	建治元、三	永仁四、正	龜山女御
修明門院	藤原重子	高倉範季	平教子	承元元、六	文永元、八	後鳥羽後宮
崇賢門院	藤原仲子	廣橋兼綱		弘和三、四	應永三、五	後光嚴後宮
崇明門院	祺子内親王	後宇多天皇	掬子女王	元弘元、同三、 元弘三、同三、 元弘三、同三、 元弘三、同三、 元弘三、同三、	應永三、四	後光嚴後宮
青綺門院	藤原舍子	二條吉忠	前田利子	寬延三、六	寬政二、正	櫻町女御
盛化門院	藤原維子	近衛内前	吉田良俱養女	天明三、一〇	天明三、一〇	後桃園女御
仙華門院	曦子内親王	土御門天皇	源有雅女	建長三、三	弘長二、八	後嵯峨准母
宣光門院	藤原實子	正親町實明	三條公實女	延元三、四	正平五、九	花園後宮
宣仁門院	藤原彦子	九條教實	藤原嘉子	寬元元、二	弘長二、正	四條女御

宣政門院	懽子内親王	後醍醐天皇	藤原禧子	建武二、二	正平七、五	光嚴後宮
宣陽門院	觀子内親王	後白河天皇	高階榮子	建久二、六	建長四、六	准三宮
藻壁門院	藤原樽子	九條道家	西園寺掬子	天福元、四	天福元、九	後堀河中宮
待賢門院	藤原璋子	藤原公實	藤原光子	天治元、二	久安元、八	鳥羽中宮
高松院	妹子内親王	鳥羽天皇	藤原得子	應保二、二	安元二、六	二條中宮
鷹司院	藤原長子	近衛家實	藤原季信女	寬喜元、四	建治元、二	後堀河中宮
達智門院	弊子内親王	後宇多天皇	藤原忠子	元應元、二	正平三、二	崇光皇后
談天門院	藤原忠子	五辻忠繼	平高輔女帥局	文保二、四	元應元、二	後宇多後宮
中和門院	藤原忻子	近衛前久		元和六、六	寬永七、七	後陽成女御
長樂門院	藤原嚴子	德大寺公孝	三條喜子	延慶三、三	正平七、二	後二條中宮
通陽門院	藤原嚴子	三條公忠		應永三、七	應永三、三	後圓融後宮
東一條院	藤原立子	九條良經	藤原能保女	貞應元、三	寶治元、三	順徳中宮
東三條院	藤原媁子	勸修寺經逸	池田仲庸女	弘化元、二退贈	天保四、三	光格後宮
東二條院	藤原詮子	藤原兼家	藤原時姬	正曆三、九	長保三、閏三	圓融女御
東福門院	藤原公子	西園寺實氏	四條貞子	正元元、三	嘉元二、正	後深草中宮
二條院	源和子	德川秀忠	淺井德子	寬永六、二	延寶六、六	後水尾中宮
八條院	璋子内親王	後一條天皇	藤原威子	承保元、六	長治二、九	後冷泉中宮
萬秋門院	藤原瑣子	鳥羽天皇	藤原得子	應保元、三	建曆元、六	後二條准母
美福門院	藤原瑣子	一條實經	平成俊女中納言典侍	元應二、二	延元三、三	後二條後宮
敷政門院	源幸子	庭田經有	飛鳥井雅冬女	久安五、八	永曆元、二	鳥羽皇后
				文安五、三	文安五、四	後崇光院妃



女院號	御名	御父	御母	院號宣月	崩薨年月	院號以前
豐樂門院	藤原藤子	勸修寺教秀	飛鳥井雅永女	天文四、正	天文四、正	後柏原後宮
逢春門院	藤原隆子	榊筒隆致	貞享一、五追贈	貞享二、五	貞享二、五	後水尾後宮
坊門院	範子內親王	高倉天皇	藤原成範女	建永元、九	承元四、四	土御門准母
壬生院	藤原光子	園基任	承應三、八	明曆二、二	後水尾後宮	
室町院	暉子內親王	後堀河天皇	藤原家行女	寬元元、二	正安二、五	准三宮
明義門院	諦子內親王	順德天皇	藤原立子	嘉禎二、三	寬元元、三	准三宮
遊義門院	始子內親王	後深草天皇	藤原公子	正應四、八	德治二、七	後宇多皇后
陽德門院	媛子內親王	後深草天皇	藤原相子	乾元元、三	正平七、八	准三宮
陽明門院	禎子內親王	三條天皇	藤原妍子	延久元、二	嘉保元、正	後朱雀皇后
陽祿門院	藤原秀子	正親町公秀		正平七、一〇	正平七、二	光嚴後宮
禮成門院 <small>(後京極院)</small>	藤原禧子	西園寺實兼	藤原孝子	元弘一、五 <small>(同三、一〇)</small>	元弘三、一〇	後醍醐中宮
禮成門院	孝子內親王	後光明天皇	小一條局庭田秀子	享保一〇、六	享保一〇、六	准三宮
和德門院	義子內親王	仲恭天皇	法印性慶女	弘長元、三	正應二、三	准三宮

○武家一覽

姓氏	父	母	小別名	官位	就職	罷職	歿年	年齡	別法名及	妻
源賴朝 <small>(一)</small>	清和源氏左馬頭 源義朝 <small>(三男)</small>	藤原氏	鬼武者	右兵衛佐、正二位、權大納言、右大將、征夷大將軍	建久三、七、三 正治元、三	正治元、三	正治元、三	三		平政子
源賴家 <small>(二)</small>	賴朝 <small>(長男)</small>	從二位平政子	萬壽	左衛門督、從二位、征夷大將軍	正治元、正、三、七、九 建仁三、三、七	建仁三、三、七	元久元、六	三		比企氏 <small>(判官藤原能員女)</small>
源實朝 <small>(三)</small>	賴朝 <small>(二男)</small>	從二位平政子	千幡	征夷大將軍、正二位、右大臣、左大將	建仁三、九	承久元、七	正承久元、七	元		藤原氏 <small>(坊門信清女)</small>
平政子	桓武平氏北條時政 <small>(長女)</small>			從二位	承久元、七		嘉祿元、七	元	充如實	
藤原賴經 <small>(四)</small>	關白九條道家 <small>(四男)</small>	准三后藤原掬子	三寅	征夷大將軍、正二位、檢非違使別當、權大納言	嘉祿三、一、七	寬元三、四、八	康元元、二	元	元行智	竹御所 <small>(源賴家女)</small>
藤原賴嗣 <small>(五)</small>	賴經 <small>(男)</small>	藤原氏 <small>(樋口中納言親能女)</small>		征夷大將軍、從三位、左中將	寬元三、四	建長二、二、四	康元元、二	元		平氏 <small>(檜皮姬北條經時女)</small>
宗尊親王 <small>(六)</small>	後嵯峨帝 <small>(第一皇子)</small>	准后平棟子		一品、征夷大將軍	建長四、一	文永七、二	文永二、一	三	三覺惠	藤原幸子
惟康親王 <small>(七)</small>	宗尊親王 <small>(王子)</small> 賜源姓	藤原幸子		征夷大將軍、正二位、權中納言、右大將、一品	文永三、七、二、四	正應九、二、四	嘉曆元、二〇、三〇	六		



姓氏	父	母	小及別名	官位	就職	罷職	歿年	年齡	別法名及號	妻
久明親王	後深草帝(第二皇子)	從二位藤原房子		一品, 征夷大將軍	正應元 九二	延慶元 八八	嘉曆元 一〇一	五		王氏(惟康親王女)
守邦親王	久明親王(王子)	惟康親王女		二品, 征夷大將軍	延慶元 八〇	元弘元 五三	元弘元 八三	三		
北條時政	桓武平氏四郎大夫時家(男)	伴氏(伊豆掾房女)	四郎	從五位下, 遠江守	建仁元 九三	元久元 七〇	正建元 七〇	六	光明盛成就院	後妻牧氏
北條義時	時政(二男)		江間小四郎	從四位下, 右京權大夫, 陸奥守, 相模守	元久元 七〇	元仁元 六三	元仁元 六三	三	觀海院	(後妻藤原氏伊賀守朝光女)
北條泰時	義時(長男)		江間剛太郎	正四位下, 武藏守, 左京權大夫	元仁元 六六	仁治元 九三	仁治元 六三	三	常樂寺	三浦氏(矢部禪尼平義村女)
北條經時	修理亮時氏(男)	安達氏(松下禪尼秋田城介藤原景盛女)	藤上御前 彌四郎	正五位下, 武藏守	仁治元 六六	寬元元 四九	寬元元 四一	三	安樂寺	宇都宮氏(藤原賴業女)
北條時賴	時氏(二男)	(經時二同シ)	戒壽	正五位下, 相模守	寬元元 四二	康元元 三三	弘長元 三三	三	道崇, 學了坊, 最明寺	毛利氏(大江季光女)
北條時宗	時賴(三男)	大江氏	正壽 相模太郎	正五位下, 相模守	文永元 五五	弘安元 四七	弘安元 四七	三	道果寺	安達氏(藤原泰盛女)
北條貞時	時宗(男)	安達氏	幸壽	從四位上, 相模守	弘安元 七七	正安元 八三	應長元 三三	三	崇演 最勝園寺	大寶氏(藤原泰宗女)
北條師時	武藏守宗政(男)	北條氏(右京權大夫政村女)	武藏四郎	相模守, 從四位下	正安元 八三	應長元 九三	應長元 九三	三	道覺	

北條高時	北條守時	足利尊氏	足利義詮	足利義滿	足利義持	足利義量	足利義教	足利義勝
貞時(男)	赤橋越後守久時(長男)高時養子	清和源氏讚岐守貞氏(長男)	尊氏(長男)	義詮(長男)	義滿(男)	義持(男)	義滿(四男)	義教(長男)
大寶氏		從三位藤原清子(上杉賴重女)	贈從一位平登子	從一位紀良子(石清水善法寺通清女)	贈從一位藤原慶子(三寶院坊官安藝法眼女)	從一位藤原榮子	贈從一位藤原慶子	從一位藤原重子
成壽		高氏 又太郎	千壽王	春王			義圓	
正五位下, 相模守	相模守, 從四位下	治部大輔, 權守府將軍, 武藏守, 權大納言, 正二位, 征夷大將軍, 贈從一位左大臣	征夷大將軍, 正二位, 權大納言, 贈從一位左大臣	征夷大將軍, 馬寮御監, 院別當, 准三后, 太政大臣, 從一位	征夷大將軍, 從一位, 內大臣, 馬寮御監, 院別當, 源氏長者, 贈太政大臣	右中將, 征夷大將軍, 參議, 正四位下, 贈從一位左大臣	征夷大將軍, 從一位, 左大臣, 院別當, 源氏長者, 贈太政大臣	征夷大將軍, 從四位下, 贈從一位左大臣
正和元 七一〇	嘉曆元 四二四	建武元 八二九	延文元 三三八	應安元 三三〇	應永元 三三七	應永元 三三六	永享元 三一五	嘉吉元 二七二
嘉曆元 三三三	元弘元 五二七	延文元 四三三	延文元 四三〇	應永元 五二七	應永元 三三六	應永元 三三七	嘉吉元 六二二	嘉吉元 七三三
元弘元 五二三		延文元 四三〇	貞治元 七二六	應永元 五二五	正長元 三三六	應永元 三三七	嘉吉元 六二二	嘉吉元 七三三
崇鑑 日輪寺	道本 慈光院	仁山妙義 等持院	瑞山道權 寶篋院	天山, 道有, 道義, 鹿苑院, 北山殿	顯山道詮 勝定院	翠山道基 長得院	善山道惠 普廣院	榮山道春 慶雲院
安達氏(藤原時顯女)		赤橋氏(平久時女)	從一位源幸子(滋川義季女)	從一位藤原業子(權大納言時光女) 後妻從二位准后藤原康子(康丸女)	從一位藤原榮子(權大納言實康女)		觀智院(裏松重光女) 後妻藤原尹子(藤原公雅女) 側室從一位藤原重子(裏松重光女)	



姓氏	父	母	小別名	官位	就職	罷職	歿年	年別法名及	妻
足利義政 <small>(八)</small>	義教 <small>(二男)</small>	從一位藤原重子	三實成	征夷大將軍、從一位、源氏長者、院執事、贈太政大臣	文安 <small>四、二七</small>	文明 <small>三、一九</small>	延德 <small>正、七</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
足利義尚 <small>(九)</small>	義政 <small>(長男)</small>	從一位藤原富子	義熙	征夷大將軍、從一位、源氏長者、兩院別當、內大臣、贈太政大臣	文明 <small>三、一九</small>	延德 <small>三、二六</small>	延德 <small>三、二六</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
足利義隆 <small>(一〇)</small>	義視 <small>(男)</small> 義政養子	贈從一位藤原氏 (富子妹)	義材	征夷大將軍、權大納言、從二位、源氏長者、兩院別當	延德 <small>七、二</small>	永正 <small>三、二六</small>	大永 <small>四、九</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
足利義澄 <small>(一一)</small>	政氏 <small>(男)</small> 義政養子	藤原氏 <small>(隆光女)</small>	義高	征夷大將軍、參議、左中將、從二位、贈從一位太政大臣	明應 <small>二、三</small>	永正 <small>八、一四</small>	永正 <small>八、一四</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
足利義晴 <small>(一二)</small>	義澄 <small>(長男)</small>	龜王	龜王	征夷大將軍、權大納言、從三位、右大將、贈從一位左大臣	大永 <small>三、二五</small>	天文 <small>三、二〇</small>	天文 <small>五、一九</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
足利義輝 <small>(一三)</small>	義晴 <small>(長男)</small>	藤原氏 <small>(近衛尚通女)</small>	菊童	征夷大將軍、從四位下、參議、左中將、贈從一位左大臣	天文 <small>三、二〇</small>	永祿 <small>五、一九</small>	永祿 <small>五、一九</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
足利義榮 <small>(一四)</small>	義維 <small>(長男)</small>	周防大内介女	義親	征夷大將軍、權大納言、從三位	永祿 <small>二、八</small>	永祿 <small>二、九</small>	永祿 <small>二、九</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
足利義昭 <small>(一五)</small>	義晴 <small>(三男)</small>	義輝同母弟	覺慶	征夷大將軍、權大納言、從三位	永祿 <small>二、八</small>	永祿 <small>二、九</small>	永祿 <small>二、九</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
織田信長	桓武平氏備後守 信秀 <small>(長男)</small>	生駒政久女	吉法師 三郎	上總介、贈正忠、右大臣、正二位、贈從一位太政大臣	天正 <small>七、二</small>	天正 <small>三、二</small>	天正 <small>三、二</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
豐臣秀吉 <small>(一)</small>	長尾武藏守吉房 秀吉養子	秀吉姉 <small>(智子)</small>	拾	右中將、正二位、關白、左大臣	天正 <small>三、二</small>	文祿 <small>七、一五</small>	文祿 <small>七、一五</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
豐臣秀次 <small>(二)</small>	贈權大納言廣忠 (長男)	水野氏 <small>(忠政女)</small>	竹千代	三河守、內大臣、征夷大將軍、從一位、兩院別當、源氏長者、太政大臣、贈正一位	慶長 <small>二、一</small>	慶長 <small>二、一</small>	元和 <small>四、二</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
德川家康 <small>(三)</small>	家康 <small>(三男)</small>	贈從一位西郷氏 (清員養女)	長曆	征夷大將軍、從一位太政大臣、兩院別當、源氏長者、以下皆同、贈正一位	慶長 <small>四、一六</small>	元和 <small>四、二七</small>	正寬 <small>正、二四</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
德川家光 <small>(四)</small>	秀忠 <small>(二男)</small>	淺井氏 <small>(長政女)</small>	竹千代	右大將、征夷大將軍、右馬寮御監、從一位、左大臣、贈正一位太政大臣、以下皆同	元和 <small>七、二七</small>	慶安 <small>四、二〇</small>	慶安 <small>四、二〇</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
德川家綱 <small>(五)</small>	家光 <small>(長男)</small>	增山氏 <small>(正利姉)</small>	竹千代	征夷大將軍、正二位、右大臣	慶安 <small>八、一八</small>	延寶 <small>五、八</small>	延寶 <small>五、八</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
德川家宣 <small>(六)</small>	甲府宰相綱重 (長男)	贈從一位田中氏 (時通女)	德松	從四位下、右馬頭、參議、征夷大將軍、正二位、右大臣	延寶 <small>八、三三</small>	正寶 <small>正、〇</small>	正寶 <small>正、〇</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
德川家繼 <small>(七)</small>	家宣 <small>(四男)</small>	贈從一位勝田輝 (典愛女)	鍋松	征夷大將軍、正二位、內大臣	正德 <small>四、二</small>	享保 <small>四、三〇</small>	享保 <small>四、三〇</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
德川吉宗 <small>(八)</small>	紀伊大納言 光貞 <small>(三男)</small>	贈從三位巨勢紋 子 <small>(利清女)</small>	新源六助 賴方	權大納言、征夷大將軍、正二位、內大臣	享保 <small>八、二二</small>	延享 <small>九、一</small>	寶曆 <small>六、二〇</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)

姓氏	父	母	小別名	官位	就職	罷職	歿年	年別法名及	妻
豐臣秀次 <small>(二)</small>	長尾武藏守吉房 秀吉養子	秀吉姉 <small>(智子)</small>	拾	右中將、正二位、關白、左大臣	天正 <small>三、二</small>	文祿 <small>七、一五</small>	文祿 <small>七、一五</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
德川家康 <small>(三)</small>	贈權大納言廣忠 (長男)	水野氏 <small>(忠政女)</small>	竹千代	三河守、內大臣、征夷大將軍、從一位、兩院別當、源氏長者、太政大臣、贈正一位	慶長 <small>二、一</small>	慶長 <small>二、一</small>	元和 <small>四、二</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
德川家光 <small>(四)</small>	秀忠 <small>(二男)</small>	淺井氏 <small>(長政女)</small>	竹千代	右大將、征夷大將軍、右馬寮御監、從一位、左大臣、贈正一位太政大臣、以下皆同	元和 <small>七、二七</small>	慶安 <small>四、二〇</small>	慶安 <small>四、二〇</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
德川家綱 <small>(五)</small>	家光 <small>(長男)</small>	增山氏 <small>(正利姉)</small>	竹千代	征夷大將軍、正二位、右大臣	慶安 <small>八、一八</small>	延寶 <small>五、八</small>	延寶 <small>五、八</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
德川家宣 <small>(六)</small>	甲府宰相綱重 (長男)	贈從一位田中氏 (時通女)	德松	從四位下、右馬頭、參議、征夷大將軍、正二位、右大臣	延寶 <small>八、三三</small>	正寶 <small>正、〇</small>	正寶 <small>正、〇</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
德川家繼 <small>(七)</small>	家宣 <small>(四男)</small>	贈從一位勝田輝 (典愛女)	鍋松	征夷大將軍、正二位、內大臣	正德 <small>四、二</small>	享保 <small>四、三〇</small>	享保 <small>四、三〇</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)
德川吉宗 <small>(八)</small>	紀伊大納言 光貞 <small>(三男)</small>	贈從三位巨勢紋 子 <small>(利清女)</small>	新源六助 賴方	權大納言、征夷大將軍、正二位、內大臣	享保 <small>八、二二</small>	延享 <small>九、一</small>	寶曆 <small>六、二〇</small>	喜山道慶 東山殿	從一位藤原富子 (養政光女)















慶長十九年

領地	姓	名	領地高
笠間	松平	康長	三〇,〇〇〇石
府中	六角	政乘	一〇,〇〇〇
牛久	由良	貞繁	一〇,〇〇〇
手綱	水谷	政盛	一〇,〇〇〇
下館	水谷	勝隆	一〇,〇〇〇
突戸	秋田	實季	一〇,〇〇〇
眞壁	淺野	長重	一〇,〇〇〇
麻生	新庄	直定	一〇,〇〇〇
小張	松下	重綱	一〇,〇〇〇
古渡	丹波	長重	一〇,〇〇〇
北條	佐久間	勝之	一〇,〇〇〇
高島	佐久間	安次	一〇,〇〇〇
近江	小堀	政一	一〇,〇〇〇
同内	三浦	重成	一〇,〇〇〇
彦根	井伊	直勝	一〇,〇〇〇
長濱	内藤	信正	一〇,〇〇〇

享保十七年

領地	姓	名	領地高
笠間	井上	正之	三〇,〇〇〇石
府中	松平	頼明	一〇,〇〇〇
牛久	山口	弘長	一〇,〇〇〇
下館	石川	總茂	一〇,〇〇〇
突戸	松平	頼則	一〇,〇〇〇
眞壁	新庄	直祐	一〇,〇〇〇
麻生	新庄	直祐	一〇,〇〇〇
小張	細川	興虎	一〇,〇〇〇
古渡	細川	興虎	一〇,〇〇〇
北條	細川	興虎	一〇,〇〇〇
高島	本田	康敏	一〇,〇〇〇
近江	小堀	政峯	一〇,〇〇〇
同内	小堀	政峯	一〇,〇〇〇
彦根	井伊	直惟	一〇,〇〇〇
長濱	内藤	信正	一〇,〇〇〇

文化十年

領地	姓	名	領地高
笠間	牧野	貞長	三〇,〇〇〇石
府中	松平	頼況	一〇,〇〇〇
牛久	山口	弘通	一〇,〇〇〇
下館	石川	總承	一〇,〇〇〇
突戸	松平	頼篤	一〇,〇〇〇
眞壁	新庄	直規	一〇,〇〇〇
麻生	新庄	直規	一〇,〇〇〇
小張	細川	興德	一〇,〇〇〇
古渡	細川	興德	一〇,〇〇〇
北條	細川	興德	一〇,〇〇〇
高島	本多	康禎	一〇,〇〇〇
近江	小堀	政彌	一〇,〇〇〇
同内	小堀	政彌	一〇,〇〇〇
彦根	井伊	直亮	一〇,〇〇〇
長濱	内藤	信正	一〇,〇〇〇

慶應元年

領地	姓	名	領地高
笠間	牧野	貞明	三〇,〇〇〇石
府中	松平	頼繩	一〇,〇〇〇
牛久	山口	弘達	一〇,〇〇〇
下館	石川	總管	一〇,〇〇〇
突戸	松平	頼徳	一〇,〇〇〇
眞壁	新庄	直虎	一〇,〇〇〇
麻生	新庄	直虎	一〇,〇〇〇
小張	細川	興徳	一〇,〇〇〇
古渡	細川	興徳	一〇,〇〇〇
北條	細川	興徳	一〇,〇〇〇
高島	本多	康稷	一〇,〇〇〇
近江	小堀	政稷	一〇,〇〇〇
同内	小堀	政稷	一〇,〇〇〇
彦根	井伊	直憲	一〇,〇〇〇
長濱	内藤	信正	一〇,〇〇〇

明治二年

領地	姓	名	領地高
笠間	牧野	貞寧	三〇,〇〇〇石
府中	松平	頼策	一〇,〇〇〇
牛久	山口	弘達	一〇,〇〇〇
下館	石川	總管	一〇,〇〇〇
突戸	松平	頼位	一〇,〇〇〇
眞壁	新庄	直敬	一〇,〇〇〇
麻生	新庄	直敬	一〇,〇〇〇
小張	細川	興貴	一〇,〇〇〇
古渡	細川	興貴	一〇,〇〇〇
北條	細川	興貴	一〇,〇〇〇
高島	本多	親久	一〇,〇〇〇
近江	小堀	政親	一〇,〇〇〇
同内	小堀	政親	一〇,〇〇〇
彦根	井伊	直憲	一〇,〇〇〇
長濱	内藤	信正	一〇,〇〇〇

家格

領地	姓	名	領地高	詰所
笠間	牧野	貞寧	三〇,〇〇〇石	雁間
府中	松平	頼策	一〇,〇〇〇	大廣
牛久	山口	弘達	一〇,〇〇〇	大廣
下館	石川	總管	一〇,〇〇〇	雁間
突戸	松平	頼位	一〇,〇〇〇	雁間
眞壁	新庄	直敬	一〇,〇〇〇	雁間
麻生	新庄	直敬	一〇,〇〇〇	雁間
小張	細川	興貴	一〇,〇〇〇	雁間
古渡	細川	興貴	一〇,〇〇〇	雁間
北條	細川	興貴	一〇,〇〇〇	雁間
高島	本多	親久	一〇,〇〇〇	雁間
近江	小堀	政親	一〇,〇〇〇	雁間
同内	小堀	政親	一〇,〇〇〇	雁間
彦根	井伊	直憲	一〇,〇〇〇	雁間
長濱	内藤	信正	一〇,〇〇〇	雁間

慶長十九年

領地	姓	名	領地高
笠間	松平	康長	三〇,〇〇〇石
府中	六角	政乘	一〇,〇〇〇
牛久	由良	貞繁	一〇,〇〇〇
手綱	水谷	政盛	一〇,〇〇〇
下館	水谷	勝隆	一〇,〇〇〇
突戸	秋田	實季	一〇,〇〇〇
眞壁	淺野	長重	一〇,〇〇〇
麻生	新庄	直定	一〇,〇〇〇
小張	松下	重綱	一〇,〇〇〇
古渡	丹波	長重	一〇,〇〇〇
北條	佐久間	勝之	一〇,〇〇〇
高島	佐久間	安次	一〇,〇〇〇
近江	小堀	政一	一〇,〇〇〇
同内	三浦	重成	一〇,〇〇〇
彦根	井伊	直勝	一〇,〇〇〇
長濱	内藤	信正	一〇,〇〇〇

享保十七年

領地	姓	名	領地高
笠間	井上	正之	三〇,〇〇〇石
府中	松平	頼明	一〇,〇〇〇
牛久	山口	弘長	一〇,〇〇〇
下館	石川	總茂	一〇,〇〇〇
突戸	松平	頼則	一〇,〇〇〇
眞壁	新庄	直祐	一〇,〇〇〇
麻生	新庄	直祐	一〇,〇〇〇
小張	細川	興虎	一〇,〇〇〇
古渡	細川	興虎	一〇,〇〇〇
北條	細川	興虎	一〇,〇〇〇
高島	本田	康敏	一〇,〇〇〇
近江	小堀	政峯	一〇,〇〇〇
同内	小堀	政峯	一〇,〇〇〇
彦根	井伊	直惟	一〇,〇〇〇
長濱	内藤	信正	一〇,〇〇〇

文化十年

領地	姓	名	領地高
笠間	牧野	貞長	三〇,〇〇〇石
府中	松平	頼況	一〇,〇〇〇
牛久	山口	弘通	一〇,〇〇〇
下館	石川	總承	一〇,〇〇〇
突戸	松平	頼篤	一〇,〇〇〇
眞壁	新庄	直規	一〇,〇〇〇
麻生	新庄	直規	一〇,〇〇〇
小張	細川	興徳	一〇,〇〇〇
古渡	細川	興徳	一〇,〇〇〇
北條	細川	興徳	一〇,〇〇〇
高島	本多	康禎	一〇,〇〇〇
近江	小堀	政彌	一〇,〇〇〇
同内	小堀	政彌	一〇,〇〇〇
彦根	井伊	直亮	一〇,〇〇〇
長濱	内藤	信正	一〇,〇〇〇

慶應元年

領地	姓	名	領地高
笠間	牧野	貞明	三〇,〇〇〇石
府中	松平	頼繩	一〇,〇〇〇
牛久	山口	弘達	一〇,〇〇〇
下館	石川	總管	一〇,〇〇〇
突戸	松平	頼徳	一〇,〇〇〇
眞壁	新庄	直虎	一〇,〇〇〇
麻生	新庄	直虎	一〇,〇〇〇
小張	細川	興徳	一〇,〇〇〇
古渡	細川	興徳	一〇,〇〇〇
北條	細川	興徳	一〇,〇〇〇
高島	本多	康稷	一〇,〇〇〇
近江	小堀	政稷	一〇,〇〇〇
同内	小堀	政稷	一〇,〇〇〇
彦根	井伊	直憲	一〇,〇〇〇
長濱	内藤	信正	一〇,〇〇〇

明治二年

領地	姓	名	領地高
笠間	牧野	貞寧	三〇,〇〇〇石
府中	松平	頼策	一〇,〇〇〇
牛久	山口	弘達	一〇,〇〇〇
下館	石川	總管	一〇,〇〇〇
突戸	松平	頼位	一〇,〇〇〇
眞壁	新庄	直敬	一〇,〇〇〇
麻生	新庄	直敬	一〇,〇〇〇
小張	細川	興貴	一〇,〇〇〇
古渡	細川	興貴	一〇,〇〇〇
北條	細川	興貴	一〇,〇〇〇
高島	本多	親久	一〇,〇〇〇
近江	小堀	政親	一〇,〇〇〇
同内	小堀	政親	一〇,〇〇〇
彦根	井伊	直憲	一〇,〇〇〇
長濱	内藤	信正	一〇,〇〇〇

家格

領地	姓	名	領地高	詰所
笠間	牧野	貞寧	三〇,〇〇〇石	雁間
府中	松平	頼策	一〇,〇〇〇	大廣
牛久	山口	弘達	一〇,〇〇〇	大廣
下館	石川	總管	一〇,〇〇〇	雁間
突戸	松平	頼位	一〇,〇〇〇	雁間
眞壁	新庄	直敬	一〇,〇〇〇	雁間
麻生	新庄	直敬	一〇,〇〇〇	雁間
小張	細川	興貴	一〇,〇〇〇	雁間
古渡	細川	興貴	一〇,〇〇〇	雁間
北條	細川	興貴	一〇,〇〇〇	雁間
高島	本多	親久	一〇,〇〇〇	雁間
近江	小堀	政親	一〇,〇〇〇	雁間
同内	小堀	政親	一〇,〇〇〇	雁間
彦根	井伊	直憲	一〇,〇〇〇	雁間
長濱	内藤	信正	一〇,〇〇〇	雁間































補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
元祿三、七、一〇	元祿七、四、三三	內藤右近大夫	政親	享保一九、九、二五	延享二、五、一	西尾隱岐守	忠尙
元祿七、二、一九	元祿九、三、一八	松平彈正忠正	久	享保二〇、九、五	寶曆二〇、四、一	板倉伊豫守	勝清
元祿七、一〇、〇	正徳元、二	加藤佐渡守	明英	延享二、九、一	延享五、六、三五	水野壹岐守	忠定
元祿九、三、二八	元祿三、七、二二	米倉丹後守	昌尹	延享二、三、二七	寬延四、七、三	堀田出羽守	正陳
元祿九、一〇、一	寶永元、九、二七	本多紀伊守	正永	延享五、七、一	明和四、一〇、五	小出伊勢守	英智
元祿三、七、三八	寶永六、九、三六	稻垣對馬守	重富	延享五、七、一	寬延四、七、三	小堀和泉守	政岑
元祿三、一〇、六	寶永二、九、二二	井上大和守	正岑	寬延元、二、二	明和五、二、九	松平宮内少輔	忠恆
寶永二、九、三二	正徳三、八、三	久世大和守	重之	寶曆四、三、一	寶曆六、五、三	大岡出雲守	忠光
寶永六、一、一〇	正徳元、六、三	永井伊賀守	直敬	寶曆六、六、二	寶曆二〇、三、三	小堀和泉守	政岑
正徳元、六、二七	享保元、三、三	鳥居伊賀守	忠英	寶曆一〇、三、三	寶曆二〇、三、九	鳥居伊賀守	忠孝
正徳元、二、三三	正徳四、九、六	水野和泉守	忠之	寶曆一〇、四、一	安永四、八、三〇	水野壹岐守	忠見
正徳三、八、六	享保三、五、七	大久保山城守	常春	寶曆二、八、二五	天明四、四、八	酒井石見守	忠休
正徳四、九、六	享保二、二、六	森川出羽守	俊胤	寶曆三、二、九	天明元、九、一八	鳥居伊賀守	忠意
享保二、九、二七	享保〇、六、二	石川近江守	總茂	明和四、〇、二六	天明六、七、三四	加納遠江守	久堅
享保八、三、六	享保九、二、一五	松平能登守	乘賢	明和五、二、一五	安永六、四、三二	水野豐後守	忠友
享保一〇、六、一一	寬延三、一〇、二	本多伊豫守	忠統	明和八、四、六	天明元、閏五、二	酒井飛騨守	忠香
享保三、五、七	享保九、五、八	太田備中守	資晴	安永四、八、五	天明三、二、八	松平伊賀守	忠順

安永六、四、二	天明四、五、一〇	米倉丹後守	昌晴	文化四、七、三四	文政五、九、三	內藤豐後守	信敦
天明元、九、一八	寬政元、四、二	太田備中守	資愛	文政五、七、三八	文政八、四、一八	田沼玄蕃頭	意正
天明三、一、一	天明四、四、二	田沼山城守	意知	文政五、九、三	天保三、六、二七	增山河内守	正寧
天明四、四、一五	寬政五、八、二四	安藤對馬守	信明	文政八、四、三四	天保三、四、六	林肥後守	忠英
天明六、一〇、一	天明八、四、一一	松平玄蕃頭	忠福	文政二、一〇、三五	天保三、七、一	本多豐前守	正意
天明七、七、七	天明八、五、一五	本多彈正少弼	忠壽	文政三、六、二	天保二、三、八	堀大和守	親密
天明八、三、三	寬政三、九、一八	青山大膳亮	幸道	天保三、二、九	天保七、九、四	永井肥前守	尙佐
天明八、六、一八	文化五、四、二〇	京極備前守	高久	天保八、四、二	天保九、八、二	森川紀伊守	俊知
寬政二、六、一〇	天保三、一、三五	堀田攝津守	正敦	天保九、八、二〇	天保三、七、一〇	松平玄蕃守	忠惠
寬政五、八、二五	文化二、一、九	立花出雲守	種周	天保二、三、三四	天保三、八、七	本多豐後守	助賢
文化元、八、三	文化三、一〇、二	松平能登守	乘保	天保三、四、三八	天保三、三、三	堀田攝津守	正衡
文化元、八、一五	文化五、一、八	青山大膳亮	幸完	天保三、七、一〇	嘉永五、七、四	大岡主膳	正固
文化二、二、一五	文化八、二、一五	植村駿河守	家長	天保三、八、一〇	文久元、七、一五	遠藤但馬守	胤統
文化三、一〇、二	文化九、四、四	水野出羽守	忠成	天保三、九、二四	安政五、八、二六	本庄伊勢守	道貫
文化五、二、一〇	文政二、九	水野壹岐守	忠韶	天保四、三、二五	萬延元、六、二八	本多越中守	忠德
文化九、三、二五	文政二、一〇、一一	京極周防守	高備	嘉永四、三、三	安政元、一〇、二	松平玄蕃頭	忠篤
文化九、四、四	文政五	小笠原近江守	貞溫	嘉永五、七、八	安政二、九、三	森川出羽守	俊民



補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
嘉永六、九、二五	文久二、六、一八	酒井右京亮	忠毗	文久三、四、二六	文久三、七、二六	酒井飛騨守	忠毗
嘉永六、九、二五	安政四、八、一〇	鳥居丹波守	忠舉	文久三、八、二六	元治元、六、一八	松平兵部少輔	乘謨
安政四、八、二六	安政五、七、六	本郷丹後守	泰固	文久三、九、一〇	明治元、一、一〇	立花出雲守	種恭
安政五、八、二	萬延元、一、一五	安藤對馬守	信睦	元治元、六、二五	元治元、九、二四	松平縫殿頭	乘謨
安政五、九、二六	萬延元、三、一五	牧野遠江守	康哉	元治元、七、六	元治元、三、三	本多能登守	忠紀
安政五、九、二六	萬延元、五、二八	稻垣安藝守	太知	元治元、七、一九	慶應元、二、二七	酒井飛騨守	忠毗
萬延元、一、一五	文久二、三	堀出雲守	之敏	元治元、九、二六	慶應元、二、三五	土岐山城守	賴之
萬延元、六、一	文久元、八、一	諏訪因幡守	忠誠	元治元、一〇、一三	慶應三、六、七	遠山信濃守	友詳
萬延元、二、一五	文久二、三、一五	水野左近將監	忠精	慶應元、四、二	慶應二、一〇、二四	增山對馬守	正修
文久元、七、一五	文久二、閏八、三五	遠山信濃守	友詳	慶應元、二、一九	慶應二、六、一五	稻葉兵部少輔	正己
文久元、九、二四	慶應二、一〇、二四	加納遠江守	久徵	慶應元、二、一七	明治元、二、二四	松平縫殿頭	乘謨
文久二、三、一五	元治元、九、二七	田沼玄蕃頭	意尊	慶應二、一、七	慶應三、七、二	京極主膳	正高富
文久二、八、二四	文久二、九、二	稻葉兵部少輔	正己	慶應二、六、三	慶應三、四、二七	保科彈正	忠正益
文久二、閏八、九	文久二、九、二	平岡丹波守	道弘	慶應三、一、八	慶應三、二、一五	本多能登守	忠紀
文久二、一、一	元治元、六、一八	小笠原圖書頭	長行	慶應三、一、一九	明治元、二	松平彈正	忠正實
文久三、一、三	文久三、七、五	諏訪因幡守	忠誠	慶應三、一、一九	明治元、二	大關肥後守	增裕
		有馬遠江守	道純	慶應三、一、一九	明治元、二、九	石川若狹守	總管

○大坂城代

慶應三、六、二	慶應三、三、三五	秋月右京亮	種樹	元和元、六、一〇	元和五	松平下總守	清匡
慶應三、六、三四	明治元、二、六	永井肥前守	尙服	元和五、二、二八	寬永三、四、二六	內藤紀伊守	信政
慶應三、七、五	明治元、二、六	松平左衛門尉	近說	寬永三、四、二五	正保四、一、一三	阿部備中守	正次
慶應三、七、五	明治元、二、九	戶田大和守	忠至	慶安元、九	慶安二、二	稻垣攝津守	重綱
慶應三、三、一五	明治元、二	堀内藏頭	直虎	慶安二	慶安三	永井日向守	直清
慶應三、三、一五	明治元、二	永井玄蕃頭	尙志	慶安二、一〇、二五	承應元	內藤豐前守	信照
明治元、一、三三	明治元、二、九	淺野美作守	氏祐	承應元、九、一五	承應三	水野出羽守	忠胤
明治元、一、三三	明治元、二、九	平山圖書頭	敬忠	承應三、三、三	明曆二	內藤帶刀	忠興
明治元、一、三三	明治元、二、八	大久保一翁	忠寬	明曆二、九、一五	萬治元	松平丹波守	光重
明治元、二、一八	明治元、二、二	服部筑前守	常純	萬治元、九、一五	萬治二	水野出羽守	忠胤
明治元、二、二二	明治元、四、六	今川刑部大輔	範欽	萬治二、九、一五	萬治三	內藤帶刀	忠興
明治元、二、二六	明治元、三、三	跡部遠江守	良弼	萬治三、九、一五	萬治四	松平丹波守	光重
明治元、二、二九	明治元、三、三	河津伊豆守	祐邦	寬文元、九、一五	寬文二	水野出羽守	忠胤
明治元、三、五	明治元、三、三五	向山隼人	正一履	寬文二、三、二九	延寶六、六、一〇	青山因幡守	宗俊
				延寶六、六、一九	貞享元、四	太田攝津守	資次
				貞享元、四、三	貞享元、七	水野右衛門太夫	忠春



補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
貞享元、七、一〇	貞享二、九、三三	土屋相模守政直	寶曆二、四、七	寶曆六、五、七	松平右京大夫輝高		
貞享二、九、二七	貞享四、一〇、一三	内藤大和守重頼	寶曆六、五、七	寶曆八、一〇、三六	井上河内守正賢		
貞享四、一〇、一三	元祿三、一三、三六	松平因幡守信興	寶曆八、一〇、三六	寶曆一〇、七、	青山因幡守忠朝		
元祿四、一、一一	正徳二、五、一五	土岐伊豫守頼殷	寶曆一〇、八、二二	寶曆三、一三、九	松平周防守康福		
正徳二、五、一五	享保三、八、	内藤紀伊守弋信	寶曆三、一三、九	明和元、六、三	阿部飛騨守正允		
享保三、八、四	享保七、五、二	安藤右京亮重行	明和元、六、三	明和六、	松平和泉守乘佑		
享保七、五、二	享保八、一、一五	松平和泉守乘邑	明和六、九、二四	安永六、九、二五	久世出雲守廣明		
享保八、一、一五	享保三、一〇、七	酒井修理大夫忠音	安永六、九、二五	天明元、五、二	牧野越中守貞長		
享保三、一〇、七	享保四、一、三	堀田伊豆守正虎	天明元、五、二	天明二、	土岐美濃守定經		
享保四、一、三	享保五、七、二	松平伊豆守信祝	天明二、九、一〇	天明四、五、二	戸田因幡守忠寛		
享保五、七、二	享保九、六、六	土岐丹波守頼稔	天明二、九、一〇	天明七、	阿部能登守正敏		
享保九、六、六	元文五、三	稻葉佐渡守正親	天明七、四、九	寛政八、八、二七	堀田相模守正順		
元文五、三	延享元、五、一	太田備中守資晴	寛政八、八、二八	寛政一〇、三、八	牧野備前守忠精		
延享元、五、一	延享二、一、一三	酒井雅樂頭忠知	寛政一〇、三、八	寛政二、	松平右京亮輝和		
延享二、一、一三	延享四、一、三	堀田相模守正亮	寛政二、一〇、一	享和二、一〇、九	青山下野守忠裕		
延享四、一、三	寶曆二、四、七	阿部伊勢守正福	享和二、一〇、九	享和四、一、三三	稻葉丹後守正謙		
寶曆二、四、七		酒井修理大夫忠用	享和四、一、三三	文化三、一〇、一三	阿部播磨守正由		

○長崎奉行

文化三、一〇、二	文化七、六、三五	松平能登守乘保	萬延元、三、二八	文久二、六、三〇	松平伯耆守宗秀
文化七、六、三五	文化二、三、四、一六	大久保安藝守忠眞	文久二、六、三〇	慶應元、二	松平伊豆守信古
文化二、三、四、一六	文政五、七、一	松平右京亮輝延	元治元、二	明治元、二、三〇	牧野越中守貞明
文政五、七、一	文政八、五、一〇	松平周防守康任			
文政八、五、一〇	文政九、一、三三	水野左近將監忠邦			
文政九、一、三三	文政二、一、三三	松平伯耆守宗發			
文政二、一、三三	天保二、五、二五	太田攝津守資治	慶長八、二	慶長九	小笠原一庵
天保二、五、二五	天保五、四、二二	松平伊豆守信順	慶長八、二	慶長一〇	長谷川波右衛門重吉
天保五、四、二二	天保八、五、一六	土井大炊頭利位	慶長九	慶長一〇	長谷川左兵衛藤廣
天保八、五、一六	天保八、七、九	堀田備中守正篤	慶長一〇	慶長一三、三	長谷川權六藤正
天保八、七、九	天保九、四、一一	間部下總守詮勝	慶長一〇	慶長一三、三	水野河内守守信
天保九、四、一一	天保二、一、三	井上河内守正春	慶長一〇	慶長一三、三	竹中采女正重
天保二、一、三	弘化元、二、二八	青山因幡守忠良	慶長一〇	慶長一三、三	曾我又左衛門古祐
弘化元、二、二八	弘化二、三、一八	松平和泉守乘全	慶長一〇	慶長一三、三	今村傳四郎正長
弘化二、三、一八	嘉永元、一〇、一八	松平伊賀守忠優	慶長一〇	慶長一三、三	榊原左衛門職直
嘉永元、一〇、一八	嘉永三、九、一	内藤紀伊守信親	慶長一〇	慶長一三、三	神尾内記元勝
嘉永三、九、一	安政五、二、二六	土屋采女正寅直	慶長一〇	慶長一三、三	大河内善兵衛政勝
安政五、二、二六	萬延元、三、二八	松平豐前守信篤	慶長一〇	慶長一三、三	拓植平右衛門正時
萬延元、三、二八					



補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
寬永一九、二、一〇	慶安三	馬場三郎左衛門利重	元祿八、二、五	元祿五、八、一五	丹羽五左衛門長守		
寬永一九、二、一六	慶安三、一〇、七	山崎權八郎正信	元祿九、三、八	元祿二、九、二六	諏訪 <small>〔遠江守〕</small> 兵部賴隆		
慶安三、二、一九	寬文五、三、二五	黒川與兵衛正直	元祿二、六、六	元祿六、七、三六	大橋 <small>〔下總守〕</small> 雲八義也		
慶安四、一、二八	萬治三、六、五	甲斐庄喜右衛門正述	元祿三、六、六	元祿六、二、一五	林 <small>〔伊勢守〕</small> 藤五郎忠朗		
萬治三、六、二二	寬文二、四、二	妻木彦右衛門頼態	元祿五、一、二	寶永六、九、二九	永井 <small>〔讃岐守〕</small> 采女直允		
寬文二、五、一	寬文六、二、六	鳥田久太郎忠政	元祿五、一〇、五	寶永八、四、二	別所 <small>〔讃岐守〕</small> 孫右衛門常治		
寬文五、三、二五	寬文六、二、七	稻生七郎左衛門正倫	元祿六、七、二六	寶永二、三、一	石尾 <small>〔阿波守〕</small> 織部氏信		
寬文六、三、二五	寬文二、五、三	松平甚三郎隆見	元祿六、一、一五	正徳三、三、二	佐久間安藝守信就		
寬文六、三、二五	寬文三、三、二	河野權右衛門通定	元祿六、一、一五	正徳四、一、一八	駒木根長三郎政方		
寬文二、五、六	延寶九、四、九	牛込忠左衛門重忝	寶永三、一、九	正徳五、一、七	久松忠次郎定持		
寬文三、三、一	延寶八、三、二	岡野孫九郎貞明	寶永七、一、二九	享保二、四、二	大岡備後守清雄		
延寶八、三、二五	元祿六、三、一五	川口源左衛門定恆	正徳五、二、七	享保二、五、二	石川三左衛門政郷		
延寶九、五、三	貞享三、二、四	宮城 <small>〔攝津守〕</small> 監物和甫	享保二、五、二九	享保三、一、二	日下部 <small>〔土佐守〕</small> 作十郎博貞		
貞享三、五、二	貞享四、五、二六	大澤左兵衛基哲	享保三、一、一五	享保七、八、七	三宅 <small>〔周防守〕</small> 大防學康敬		
貞享四、二、一九	元祿七、三、二四	山岡十兵衛景助	享保四、六、二八	元文元、九、八	渡邊 <small>〔出雲守〕</small> 外記永倫		
貞享四、八、二	元祿九、二、二四	宮城 <small>〔越前守〕</small> 主殿和澄	享保七、八、七	享保九、二、四	細井因幡守安明		
元祿七、一、二	元祿四、三、一	近藤 <small>〔備前守〕</small> 五左衛門用章	享保七、八、七		大森半七郎時長		

享保一九、二、八	寬保二、三、八	窪田肥前守忠任	天明三、四、九	天明四、五、八	土屋駿河守守直
元文元、一〇、二六	寬保三、一、二	萩原源左衛門美雅	天明四、三、二	天明六、二、四	戸田 <small>〔出雲守〕</small> 主膳代盈
寬保二、三、二八	延享三、六、二〇	田付又四郎景麿	天明四、七、二六	天明五、七、二	土屋伊豫守正延
寬保三、一、二	延享三、三、二六	松波平右衛門正房	天明五、七、二四	天明七、三、二	松浦和泉守信程
延享三、五、一	寬延四、二、一三	安部主計頭一信	天明六、二、二〇	寬政四、七、一	水野 <small>〔若狹守〕</small> 要人忠通
延享五、六、二〇	寶曆二、二、一五	松浦河内守信正	天明七、三、二	寬政元、六、二	末吉 <small>〔攝津守〕</small> 善左衛門利隆
寬延三、八	寶曆七、六、一	菅沼新三郎定秀	寬政元、六、二	寬政四、三	永井 <small>〔筑前守〕</small> 伊織直廉
寶曆二、二、一五	寶曆四、四、九	大橋 <small>〔近江守〕</small> 五左衛門親義	寬政四、三、一	寬政九、一、三	平賀式部少輔貞愛
寶曆四、四、九	寶曆一〇、六、三	坪内 <small>〔駿河守〕</small> 權之助定央	寬政五、二、二四	寬政七、二、五	高尾伊賀守信福
寶曆七、六、一五	寶曆三、五、一〇	正木 <small>〔志摩守〕</small> 大膳康恆	寬政七、二、五	寬政九、二、二	中川勘三郎忠英
寶曆一〇、六、三	寶曆二、五、二九	大久保 <small>〔志摩守〕</small> 荒之助忠興	寬政九、三、二四	寬政二、一、二六	朝比奈次左衛門昌始
寶曆三、六、六	明和七、六、一七	石谷備後守清昌	寬政二、一、二六	文化三、一、一	肥田十郎兵衛頼常
寶曆三、六、一	寶曆四、六、二	大岡美濃守忠移	寬政二、三、二四	文化三、一、一	成瀬因幡守正存
明和二、一、一六	安永三、二、二六	新見加賀守正榮	享和元、四、三	文化三、八、七	曲瀬和泉守景露
明和七、六、七	安永二、六、二	夏目和泉守信正	文化三、三、四	文化九、二、七	松平 <small>〔甲斐守〕</small> 伊織康英
安永二、七、八	安永四、二、一七	幸原善兵衛盛員	文化四、一、一	文化五、八、二六	土屋紀伊守廉直
安永四、六、四	天明三、三、三〇	拓植 <small>〔能登守〕</small> 三藏正寔	文化六、三、六	文化一〇、五、九	遠山左衛門尉景晋
安永四、二、三	天明四、三、二	久世平九郎廣民	文化九、二、七	文化三、七、二四	



補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
文化一〇、五、一四	文化三、六、一七	牧野大和守成傑	嘉永元、五、二六	嘉永元、一〇、三	稻葉清次郎正申		
文化三、六、一七	文化四、六、三〇	松山惣右衛門直義	嘉永元、一、一	嘉永三、五	大屋遠江守明啓		
文化三、七、二四	文化五、四、一六	金澤瀬兵衛千秋	嘉永二、九、二四	嘉永五、五、一五	内藤安房守忠明		
文化四、七、三	文政四、一、一	筒井佐次右衛門政憲	嘉永三、七、八	嘉永三、二、二九	一色丹後守直休		
文化五、四、二六	文政五、六、一四	間宮諸左衛門信興	嘉永三、一、二九	嘉永六、四、三六	牧志摩守義制		
文政四、三、一七	文政一〇、六、二四	土方八郎勝政	嘉永五、五、一五	安政元、五、九	大澤豊後守安宅		
文政五、六、一四	文政九、五、二四	高橋越前守重賢	嘉永六、四、二六	安政元、三、二四	水野筑後守忠篤		
文政九、六、一七	文政三、五、一〇	本多佐渡守正收	安政元、五、九	安政六、九、一〇	荒尾土佐守成允		
文政一〇、六、二四	天保四、五、一〇	大草主膳高好	安政二、五、一	安政四、一、三	川村對馬守修就		
文政三、五、二六	天保七、六、七	牧野長門守成文	安政四、一、三	安政四、四、一五	大久保右近將監忠寬		
天保四、六、二〇	天保一〇、四、八	久世伊勢守廣正	安政四、一、三	安政四、二、三	水野筑後守忠篤		
天保六、七、二七	天保三、二、七	戸川播磨守安清	安政四、二、三	文久元、二、二六	岡部駿河守長常		
天保一〇、四、八	天保三、四、五	田口五郎左衛門喜行	文久元、三、三	文久元、五、二	朝比奈甲斐守昌壽		
天保三、四、二六	弘化二、二、三	柳生伊勢守盛元	文久元、五、三	文久二、八、二六	高橋美作守和貫		
弘化二、三、三	嘉永二、八、四	伊澤美作守政義	文久二、六、五	文久三、六、二	大久保豊後守忠恕		
弘化三、閏五、六	嘉永元、五、二六	井戸大内藏覺弘	文久三、四、六	慶應二、八、二	服部長門守常純		
		平賀三郎勝足	文久三、六	元治元、九、三	大村丹後守純熙		

文久三、七、三三	文久三、七、三九	杉浦正一郎勝靜	元祿二、三、一	元祿四、二、五	畠山民部大輔基玄
文久三、九、八	文久三、二、二六	京極能登守高朗	元祿六、二、二	元祿六、三、二	酒井左衛門尉忠貞
元治元、一〇、一一	慶應二、六、一五	朝比奈伊賀守昌廣	元祿七、八、二七	寶永六、一、一七	松平右京亮輝貞
慶應元、八、一〇	慶應三、三、二	能勢大隅守頼之	元祿九、一〇、一	元祿一〇、四、一九	松平紀伊守信庸
慶應二、三、七	慶應三、三、二	徳永石見守昌新	寶永元、三、一五	寶永三、一〇、一五	戸田大炊頭忠利
慶應三、八、一五	明治元、一、二四	河津伊豆守祐邦	寶永三、一、九	正徳六、五、一六	間部越前守詮房
			寶永二、九、二	寶永六、一、二七	松平伊賀守忠周
			寶永七、九、三	正徳六、五、一六	本多中務大輔忠良
			享保一〇、一、一八	享保一八、九、一六	石川近江守總茂
			寶曆六、五、二	寶曆一〇、四、二六	大岡出雲守忠光
			寶曆一〇、四、一	明和四、七、一	板倉佐渡守勝清
			明和四、七、一	天明元、九、一八	田沼主殿頭意次
			安永六、四、七	天明八、四、四	水野出羽守忠友
			天明八、二、二	天明八、四、四	松平伊豆守信明
			天明八、五、一五	寬政二、四、一六	本多彈正少弼忠籌
			寬政二、四、一六	寶政二、一、一六	戸田采女正氏教
			文化九、四、四	文化一四、八、三	水野出羽守忠成
			文化八、四、一八	天保五、四、二六	田沼玄蕃頭意正
			天保三、七、一	天保一四、二、二	堀大和守親密

○御側御用人

延寶八、七、九	元祿八、一〇、一	牧野備後守成貞	寶曆六、五、二	寶曆一〇、四、二六	堀大和守親密
貞享二、七、二	元祿二、三、三	松平伊賀守忠易	寶曆一〇、四、一	明和四、七、一	
貞享三、一、二	元祿二、二、二	喜多見若狹守重政	明和四、七、一	天明元、九、一八	
貞享三、一、二	貞享三、六、二九	太田攝津守資直	安永六、四、七	天明八、四、四	
貞享五、九、二	元祿元、二、一三	宮原善兵衛重清	天明八、二、二	天明八、四、四	
元祿元、一〇、二	元祿元、二、一三	牧野伊豫守忠廣	天明八、五、一五	寬政二、四、一六	
元祿元、一、二	元祿二、一、二六	南部遠江守直政	寬政二、四、一六	寶政二、一、一六	
元祿元、一、二	寶永六、六、三	柳澤出羽守保明	文化九、四、四	文化一四、八、三	
元祿二、六、四	元祿二、八、三	金森出雲守頼時	文化八、四、一八	天保五、四、二六	
元祿二、五、二	元祿三、四、一四	相馬彈正少弼昌胤	天保三、七、一	天保一四、二、二	



○寺社奉行

補職年月	轉免年月	人	補職年月	轉免年月	人
寬永三、二、九	明曆四、九、三九	安藤右京亮重長	延寶九、四、九	天和元、一、二五	稻葉丹後守正通
寬永三、二、九	萬治二、三、二	松平出雲守勝隆	天和元、一、三九	天和二、一〇、六	秋元攝津守喬朝
寬永三、二、九	寶永五、四、三四	堀市正利重	天和三、二、二	天和三、一、二	酒井大和守忠國
寬永五、一、三六	寶永九、七、一〇	堀式部少輔直之	天和三、二、二	貞享四、五、一四	坂本右衛門佐重治
萬治元、七、四	寶永元、三、一八	板倉阿波守重郷	天和三、二、二	貞享四、五、一四	板倉伊豫守重形
萬治元、七、四	寬文元、三、一八	井上河内守正利	貞享二、七、二	貞享四、三、一八	本多淡路守忠英
寬文元、二、二	寬文七、三、一八	加加爪甲斐守直澄	貞享四、五、一八	元祿二、七、三	大久保安藝守忠增
寬文六、六、一九	寬文〇、三、八	小笠原山城守長頼	元祿元、一〇、二	元祿二、九、三	酒井河内守忠舉
寬文二、一、二五	延寶六、二、六	戶田伊賀守忠昌	元祿元、一、四	元祿三、九、三	米津出羽守正盛
寬文二、一、二五	延寶四、四、三	本多長門守忠利	元祿二、八、三	元祿三、一〇、三	戶田能登守忠眞
延寶四、七、二六	延寶六、三、二五	太田攝津守資次	元祿三、二、三	元祿四、八、三六	本多紀伊守正永
延寶六、三、二五	天和元、三、二六	板倉石見守重種	元祿四、一、二五	元祿七、二、二五	加藤佐渡守明英
延寶八、八、二一	天和元、三、二六	酒井山城守忠勝	元祿七、二、二五	寶永元、一〇、一	小笠原佐渡守長重
延寶八、八、二一	延寶九、三、二六	阿部美作守正武	元祿九、二、一	元祿三、一〇、六	松浦壹岐守棟
延寶九、二、一六	貞享二、五、三	水野右衛門大夫忠春	元祿九、二、一	元祿一五、八、一九	永井伊賀守直敬
					井上大和守正岑
					松平志摩守重頼

元祿三、九、二八	寶永元、一〇、二九	阿部飛騨守正喬	享保九、二、三	享保一〇、六、二	本多伊豫守忠統
元祿三、一〇、三	元祿一五、六、五	青山播磨守幸督	享保一〇、六、二	享保一七、三、一	小出信濃守英貞
元祿一五、六、一〇	正徳三、五、七	本多彈正少弼忠晴	享保一〇、六、二	享保一三、五、六	太田備中守資晴
寶永元、一〇、一	寶永七、九、二	三宅備前守康雄	享保三、七、六	元文二、九、一七	井上河内守正之
寶永二、九、二	正徳元、六、二七	久世出雲守重之	享保三、七、六	享保一五、七、二	土岐丹後守頼稔
寶永二、九、二	寶永五、五、二六	鳥居播磨守忠救	享保七、三、一五	享保一九、九、三	西尾隱岐守忠尙
寶永六、一、三三	正徳三、三、二	堀左京亮直利	享保七、八、七	享保一九、五、三	松平玄蕃頭忠曉
寶永七、九、二	正徳四、九、六	安藤右京亮重行	享保七、一〇、一五	享保二〇、七、二九	北條遠江守氏朝
正徳元、二、三	享保一〇、八	森川出羽守俊胤	享保九、六、六	享保二〇、四、三四	仙石信濃守政房
正徳三、三、六	享保九、四、一一	松平對馬守近禎	享保一〇、五、六	寬保二、六、一	牧野越中守貞通
正徳四、七、二	正徳五、二	土井山城守利忠	享保一〇、五、二	享保二〇、六、五	板倉伊豫守勝清
正徳四、九、六	享保二、九、七	建部内匠頭政宇	享保一〇、六、三	元文四、三、四	松平紀伊守信岑
正徳五、二、一九	享保元、五、三〇	石川近江守總茂	元文元、八、二	寬延四、二、二	大岡越前守忠相
享保二、一〇、五	享保三、八、四	井上遠江守正方	元文四、三、一五	延享三、一〇、二五	本多紀伊守正珍
享保三、八、四	享保七、一、三	安藤右京亮重行	元文四、三、一五	延享四、八、二六	山名因幡守豐就
享保三、八、四	享保九、一、三	酒井修理大夫忠音	寬保二、七、一	延享元、五、一	堀田相模守正亮
享保八、三、二五	享保七、七、二九	牧野因幡守英成	延享元、五、一五	延享三、五、一五	松平右近將監武元
		黒田豊前守直邦	延享三、五、二六	延享四、六、一	秋元攝津守涼朝



補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
延享三、三、一	延享五、七、一	小出	信濃守英智	寶曆二、七、三	明和二、八、三	酒井	飛驒守忠香
延享四、三、三	延享四、三、三	酒井	修理大夫忠用	寶曆三、五、三	寶曆三、三、九	鳥居	伊賀守忠孝
延享四、九、一	寬延元、閏一〇、一	松平	宮内少輔忠恆	寶曆三、二、八	明和六、八、六	土井	大炊頭利里
延享四、三、三	寬延三、三、一八	稻葉	丹後守正甫	寶曆四、二、一五	安永四、八、三	松平	伊賀守忠順
寬延元、八、三	寶曆八、二、二六	青山	因幡守忠朝	明和元、六、三	天明元、四、一八	土岐	美濃守定經
寬延元、一〇、一	寶曆二、七、六	酒井	山城守忠休	明和元、八、二六	安永六、九、一五	牧野	越中守貞長
寬延二、一〇、三	寶曆八、四、一五	本多	兵庫頭忠英	明和二、八、三	明和六、九、二四	久世	出雲守廣明
寬延四、一、一五	寶曆二、四、七	松平	因幡守輝高	明和六、一〇、一	安永五、四	土屋	能登守篤直
寶曆二、四、三	寶曆一〇、三、三	鳥居	伊賀守忠孝	安永四、八、二八	天明元、五、一	太田	備後守資愛
寶曆三、三、六	寶曆六、五、七	井上	河内守正賢	安永五、六、五	天明二、九、一〇	戸田	因幡守忠寬
寶曆六、五、七	寶曆七、二、三	阿部	伊豫守正右	安永六、九、一五	天明三、七、三	牧野	備前守惟成
寶曆八、七、七	寶曆九、七、一六	朽木	土佐守玄綱	天明元、五、一	天明六、二、三	井上	河内守岑有
寶曆九、一、一五	寶曆一〇、八、一五	松平	周防守康福	天明元、五、二	天明四、四、一五	安藤	對馬守信明
寶曆九、七、二六	寶曆一四、二、五	毛利	讚岐守匡平	天明三、七、三	天明七、四、九	堀田	相模守正順
寶曆一〇、三、三	寶曆一、七、八	小堀	土佐守政方	天明四、四、二六	寬政一〇、三、八	松平	右京亮輝和
寶曆一〇、八、一五	明和元、六、三	松平	和泉守乘佑	天明四、四、二六	天明六、二、二	松平	伯耆守資承
寶曆一〇、二、三	寶曆三、五、九	太田	攝津守資俊				

天明六、三、二四	天明八、六、二六	土井	大炊頭利和	文化元、四、一、二六	文化七、六、二五	大久保	安藝守忠貞
天明七、三、二	天明七、三、一六	松平	和泉守乘完	文化三、五、六	文化五、五、〇	阿部	主計頭正精
天明七、九、五	天明八、六、二六	稻葉	丹後守正謙	文化五、九、三〇	文化五、三、〇	酒井	靱負佐忠進
天明七、九、五	寬政四、八、三六	牧野	備前守忠精	文化六、一、二	文化一〇、六、九	松平	和泉守乘寬
天明八、四、一五	寬政三、八、一八	松平	紀伊守信道	文化七、六、二六	文化九、四、四	有馬	左兵衛佐譽純
天明八、六、二六	寬政一〇、五、一	板倉	左近將監勝政	文化七、九、二六	文化一四、八、三	阿部	主計頭正精
寬政元、二、二四	寬政二、四、一六	戸田	采女正氏教	文化一〇、六、一四	文化一四、七、二四	内藤	豐前守信敦
寬政三、八、二六	文化元、二、二	脇坂	淡路守安董	文化一〇、三、一	文政五、六、二六	松平	右近將監武厚
寬政四、九、三〇	寬政五、八、三五	立花	出雲守種周	文化三、五、二六	文化三、一、三五	青山	大藏少輔幸孝
寬政五、九、二四	寬政八、二、三九	青山	下野守忠裕	文化三、三、二六	文政元、八、二	松平	和泉守乘寬
寬政八、三、二四	享和元、七、二四	土井	大炊頭利和	文化四、八、二四	文政五、七、八	松平	周防守康任
寬政一〇、五、三〇	享和三、七、二四	松平	周防守康定	文化一四、九、一〇	文政八、五、一五	水野	和泉守忠邦
寬政二、一、一一	寬政三、一、一	植村	駿河守家長	文政元、八、二四	文政八、二、三三	松平	伯耆守宗發
享和元、七、一七	文化三、五、二	堀田	豐前守正毅	文政五、七、二	文政八、四、二六	本多	豐前守正意
享和二、一、二〇	享和四、一、三	阿部	能登守正由	文政五、七、七	文政二、二、三	太田	攝津守資始
享和二、四、二六	文化三、四、九	青山	大膳亮幸完	文政八、五、六	天保二、五、三	松平	伊豆守信順
享和三、八、九	文化三、四、二九	松平	右京亮輝延	文政九、一、一	文政一〇、三、五	堀	大和守親審
	文化三、一〇、二	水野	出羽守忠成	文政二、一、一	天保五、三、三	土屋	相模守彦直



補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
文政二、三、三	文政三、一〇、三五	松平丹波守光年	天保四、二、三	弘化三、一〇、三〇	青山大和守幸哉		
文政三、一〇、三四	天保七、二、一六	脇坂中務大輔安董	弘化元、三、一八	弘化二、三、一五	松平伊賀守忠優		
文政三、一、八	天保五、四、三	土井大炊頭利位	弘化二、五、九	嘉永四、二、三	脇坂淡路守守宅		
文政三、一、八	天保八、七、二六	間部下總守詮勝	弘化三、三、一五	安政四、八、二	本多中務大輔忠民		
天保五、四、六	天保九、四、二	井上河内守正春	嘉永元、〇、一八	嘉永三、九、一	土屋采女正寅直		
天保五、八、八	天保八、五、一六	堀田相模守正篤	嘉永元、〇、一八	安政五、一、二六	松平紀伊守信篤		
天保七、二、二六	天保二、一、三三	牧野備前守忠精	嘉永三、九、一	安政三、九、一八	太田攝津守資功		
天保八、五、一六	天保二、一、三三	青山因幡守忠良	嘉永四、三、二	安政五、八、二	安藤長門守信睦		
天保八、七、二〇	天保九、五、二	阿部能登守正瞭	安政三、九、三四	萬延元、七、二	松平右京亮輝聽		
天保九、四、二〇	天保四、二、三	松平伊賀守忠優	安政四、八、一	安政六、二、二	板倉周防守勝靜		
天保九、六、一	天保三、四、二四	稻葉丹後守正守	安政五、〇、九	萬延元、二、二八	松平伯耆守宗秀		
天保二、二、一五	天保四、一、三	戸田因幡守忠温	安政五、二、二六	萬延元、二、一五	水野左近將監忠精		
天保二、五、一九	天保四、九、一	阿部伊勢守正弘	安政六、二、一三	文久二、六、三〇	松平伊豆守信古		
天保三、五、二九	天保四、一、三	酒井若狹守忠義	萬延元、七、八	文久元、二、一六	青山大膳亮幸哉		
天保四、二、二四	弘化元、三、六	松平和泉守乘全	萬延元、三、二八	文久三、一、二六	牧野越中守貞明		
天保四、一〇、八	嘉永元、〇、一八	久世大和守廣周	文久元、二、一	文久二、三、一五	板倉周防守勝靜		
天保四、一、一	嘉永元、〇、一八	内藤紀伊守信親	文久元、三、八	文久二、一〇、九	井上河内守正直		

文久二、三、二四	文久二、八、二四	牧野備前守忠恭	慶應二、六、一五	慶應三、七、五	松平左衛門尉近説
文久二、六、三〇	文久三、一、三	有馬左兵衛佐道純	慶應三、七、三五	明治元、二、一六	戸田土佐守忠友
文久二、一〇、九	文久三、一、二	諏訪因幡守忠誠	慶應三、一〇、二九	明治元、二、二五	内藤志摩守正誠
文久二、一、二	元治元、六、一八	松平攝津守忠恕			
文久三、一、三	文久三、五、一	土井大隅守利善			
文久三、四、二八	文久三、八、三	松前伊豆守崇廣			
文久三、六、三四	文久三、一〇、四	堀大和守親義			
文久三、一〇、一	元治元、七、六	本多能登守忠紀			
文久三、一〇、三	元治元、一、一〇	水野出羽守忠誠			
元治元、二、七	慶應二、六、一五	酒井若狹守忠氏			
元治元、六、三三	元治元、六、三四	阿部越前守正外			
元治元、九、一〇	明治元、三	土屋采女正寅直			
元治元、九、一〇	元治元、一、一	牧野越中守貞明			
元治元、一、一	元治元、一、一	松平左衛門尉近説			
元治元、一、一九	元治元、三、七	松平中務大輔親良			
慶應元、一、二〇	慶應二、六、一五	松平周防守康直			
慶應元、四、一五	慶應二、五、一四	松平主水正乘秩			
慶應二、六、一五	慶應三、六、二四	永井肥前守尙服			

○大目付

寬永九、一、二七	寬永七	秋山修理亮正重
寬永九、一、二七	寬永四	水野河内守守信
寬永九、一、二七	寬永三、八、一四	柳生但馬守宗矩
寬永七、一、三三	萬治元	加加爪民部少輔忠隆
寬永七、一、三三	明曆元	井上筑後守政重
寬永七、一、三三	慶安三、九	宮城越前守和甫
正保四、七、二	寬文一〇、三、九	兼松下總守正直
承應四、九、一〇	延寶四、二、二	北條安房守氏長
萬治二、七、九	寬文七、四、二	高木伊勢守守久
寬文五、三、三五	延寶九、四、一三	黒川丹波守正直
寬文一〇、五、一八	延寶九、六、二七	大岡佐渡守忠種
寬文三、一、三三		渡邊大隅守綱貞



補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
延寶七、九、七	天和二、七、三	彦坂	壹岐守重綱	元祿九、〇、一五	元祿三、四、七	安藤	九郎左衛門重玄
延寶九、四、六	天和二、五、五	内藤	新五郎正方	元祿二、五、一	元祿四、二、三六	溝口	修理宣就
延寶九、九、二	天和二、一〇、六	坂本	右衛門佐重活	元祿三、三、一五	元祿四、三、一	庄田	下總守安利
天和二、六、三	貞享三、一、二六	林	藤四郎忠重	元祿四、三、一	元祿六、二、六	近藤	備中守用章
天和二、一〇、一六	元祿八、八、三	高木	伊勢守守藏	元祿四、三、一	正徳二、三、三〇	折井	淡路守正辰
天和三、二、二	貞享二、七、三	秋山	十右衛門正房	寶永二、一、二	寶永二、二、三五	松前	伊豆守喜廣
貞享二、二、三九	貞享八、八、二	水野	伊豆守守政	正徳二、六、一	享保二、二、二	横田	甚右衛門重松
貞享三、三、三	貞享四、七、二	中山	勘解由直守	寶永二、二、六	享保二、二、二	中川	淡路守重恭
貞享四、八、一	貞享四、三、〇	田中	孫十郎友明	享保二、一、二	享保六、六、	松平	石見守乘宗
貞享四、三、一五	貞享五、三、七	河野	權右衛門通貞	享保二、一、三	享保一〇、五、七	内藤	日向守正岑
貞享五、四、九	元祿五、三、五	戸田	美濃守直武	享保六、二、五	享保三、四、二五	彦坂	壹岐守治敬
元祿五、三、三	元祿三、二、二	藤堂	伊豫守良直	享保九、三、七	享保七、七、	北條	安房守氏英
元祿七、四、四	元祿七、四、四	前田	安藝守直勝	享保一〇、一、一五	享保三、一、二	松平	藤九郎正常
元祿八、三、五	元祿八、六、一〇	小田	切土佐守直利	享保一〇、五、六	享保七、八、七	奥津	長門守忠閏
元祿八、六、一〇	元祿三、二、三	神尾	備前守元清	享保三、五、六	享保七、五、七	上田	主殿守忠閏
		嶋田	大和守利由	享保三、一、二	元文二、六、一	有馬	出羽守純珍
		仙石	伯耆守久尙	享保四、三、五	元文三、二、	鈴木	飛騨守利雄

享保七、五、七	元文三、二、一五	駒木	根肥後守昌方	寶曆七、一〇、六	明和六、七、	筒井	大和守忠雄
享保七、八、七	元文四、九、一	三宅	周防守康敬	寶曆八、三、七	安永四、八、	池田	筑後守政倫
元文二、六、一	寛保二、八、八	石野	筑前守範種	寶曆二、四、一	明和八、七、	稻垣	出羽守正武
元文三、二、一五	延享元、三、一〇	稻生	下野守正武	明和六、八、五	明和六、一〇、〇	依田	豊前守政次
元文三、三、一五	元文五、五、四	松前	主馬廣隆	明和六、一、八	天明三、二、一〇	正木	志摩守康恆
元文四、九、一	延享元、六、二	松波	筑後守正春	明和七、一、二	安永二、三、五	萩原	主水正忠雄
元文五、六、六	延享三、七、九	朽木	五郎左衛門尙綱	明和七、七、二	安永五、三、四	小野	日向守一吉
寛保二、八、八	寛延二、三、六	河野	豊前守通喬	安永二、三、五	天明七、八、八	松平	對馬守忠卿
延享元、六、一	寶曆四、五、一	石河	土佐守政朝	安永四、八、三〇	天明八、一、一五	大屋	遠江守正薰
延享元、二、三	延享四、三、二四	水野	對馬守忠伸	安永五、二、二四	天明八、一、一五	新庄	能登守直富
延享三、七、二	延享四、九、二五	土屋	平三郎義政	安永七、五、七	安永八、九、	伊藤	志摩守照方
延享四、二、三	寶曆六、二、	能勢	因幡守頼次	安永九、一〇、	天明六、一、	久松	筑後守定愷
寛延二、一、一	寛延三、一〇、一八	神尾	伊兵衛守邦	天明二、一、一	天明三、二、二四	安藤	彈正少弼惟要
寛延三、一〇、一八	寶曆七、五、二	伊丹	兵庫頭直賢	天明三、二、二四	天明五、八、二五	河野	信濃守安嗣
寶曆四、六、一	寶曆二、一、一〇	松下	加兵衛之郷	天明四、三、二	寛政三、五、一	牧野	大隅守成賢
寶曆六、三、一	明和六、二、	神尾	備前守元數	天明五、九、〇	天明七、三、一	岩本	内膳正正利
寶曆七、六、一	寶曆八、一〇、一	大井	伊勢守滿英	天明六、二、六	寛政三、五、二四	山田	肥後守利壽
		曲淵	豊後守照親	天明七、三、三	寛政三、四、二四	松浦	和泉守信程



補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
天明七、二、三	天明八、六、六	戸川山城守	達知	文政三、二、八	文政三、五、三	岩瀬伊豫守	氏記
天明八、二、五	寛政一〇、三、三	桑原伊豫守	盛貞	文政五、六、一四	天保二、三、二四	織田信濃守	信節
寛政三、五、二四	享和三、二、一	安藤越前守	雅德	文政六、九、二四	文政三、九、二九	松浦伊勢守	忠
寛政五、八、八	寛政七、六、八	三枝豐前守	守歳	文政八、八、二六	天保八、七、八	村上大和守	義雄
寛政七、六、六		池田筑後守	長惠	文政三、九、三	天保六、四、二四	佐野肥後守	庸貞
寛政一〇、八、二四	文化五	井上美濃守	利恭	文政三、一〇、二二	天保三、一、三〇	初鹿野河内守	信政
寛政三、四、六	文化三、八、八	伊藤河内守	忠移	天保三、一、二	天保九、四、四	須田大隅守	盛昭
寛政三、五、六	文化三	神保佐渡守	長光	天保三、七、八	天保三、五、五	土屋讚岐守	廉直
享和元、三、二六	文化二、三、二七	久田縫殿頭	長秀	天保六、九、九	天保〇、七、八	神尾豐後守	守富
文化三、一、三〇	文政五、六、二四	中川飛騨守	忠英	天保七、九、二〇	天保八、九、二六	榊原主計頭	忠之
文化五、二、八		桑原遠江守	盛論	天保八、七、八	弘化二、一、二七	神尾山城守	元孝
文化七、二、二四	文政六、九、二四	森川越前守	俊尹	天保九、四、二二	天保三、一、二二	丹羽五左衛門	長堅
文化九、二、二七	文化三、六、二四	有田播磨守	忠道	天保一〇、九、一〇	天保三、二、八	跡部山城守	良弼
文化三、七、二四	文政元、二、二六	曲淵甲斐守	景露	天保三、五、一五	弘化二、五、九	岡村丹後守	直恆
文化四、一、二	天保三	石谷周防守	清豐	天保三、三、二八	弘化四、三、一	松平豐前守	政周
文政元、三、二	文政八、八、二〇	朝比奈河内守	昌治	天保四、二、二四	弘化二、三、一五	稻生出羽守	正興

弘化元、九、七	弘化元、二、二四	渡邊能登守	輝綱	安政五、八、二七	文久元、七、二	平賀駿河守	勝足
弘化元、三、二四	安政元、六、三〇	深谷遠江守	盛房	安政五、一〇、九	萬延元、八、二	久貝因幡守	正典
弘化二、三、一〇	弘化三、三、二八	土岐丹波守	頼旨	安政五、一〇、九	文久三、九、一〇	伊澤美作守	政義
弘化二、五、九	安政五、二、三〇	堀伊賀守	利堅	萬延元、九、七	文久二、七、一六	大澤豐後守	秉哲
弘化二、三、一〇	弘化三、九、二四	酒井安房守	忠誨	萬延元、三、一五	萬延元、三、一五	小笠原長門守	長常
弘化三、八、八	安政三、六、一九	柳生播磨守	久包	萬延元、二、一五	文久二、六、五	山口丹波守	直信
弘化三、二、二九	嘉永六、一、一〇	池田筑後守	長溥	文久元、七、二八	文久二、八、二四	駒井山城守	朝温
嘉永五、三、二七	安政二、八、三〇	篠山攝津守	景德	文久二、七、二八	文久二、六、五	溝口讃岐守	直清
嘉永六、二、一五	安政二、七、二六	井戸石見守	弘道	文久二、五、四	文久二、七、三	大久保越中守	忠寛
安政元、七、二四	安政四、一、三	筒井肥前守	政憲	文久二、六、三〇	文久三、七、二	岡部駿河守	長常
安政二、八、九	安政五、五、六	土岐丹波守	頼旨	文久二、七、二六	文久二、一〇、一七	淺野伊賀守	氏祐
安政三、九、一五	安政三、一、一八	跡部甲斐守	良弼	文久二、八、二四	文久三、八、二三	松平備後守	正之
安政三、二、一八	安政四、三、二八	伊澤美作守	政義	文久二、一〇、一七	文久三、七、一	竹本甲斐守	正雅
安政四、二、二四	萬延元、二、一五	井戸對馬守	覺弘	文久三、六、二二	元治元、六、一七	酒井但馬守	忠行
安政四、七、二四	安政五、八、六	遠山隼人	正則訓	文久三、七、五	文久三、七、二	大久保豐後守	忠恕
安政四、一三、一八	安政五、一〇、九	田村伊豫守	顯影	文久三、七、一五	文久三、七、二八	淺野伊賀守	氏祐
安政五、六、二	安政五、一〇、九	池田播磨守	頼方	文久三、八、七	文久三、八、九	津田近江守	正路
		山口丹波守	直信	文久三、八、七	元治元、五、一	松平因幡守	康正
						渡邊肥後守	孝綱



補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
文久三、九、二	元治元、五、二六	土井備中守利用	元治元、九	明治元、二、九	瀧川播磨守具舉	土井備中守利用	瀧川播磨守具舉
文久三、九、〇	元治元、五、二六	溝口讚岐守直清	元治元、二、一九	慶應元、二、三	慶應元、二、三	戶田能登守氏著	戶田能登守氏著
文久三、一、八	慶應二、〇、二四	神保伯耆守長興	元治元、二、一九	元治元、三、一八	慶應元、二、二	松平備中守康正	松平備中守康正
文久三、一、一	元治元、六、一七	菊地伊豫守隆吉	元治元、三、二八	慶應元、二、二	慶應元、二、二	駒井甲斐守朝溫	駒井甲斐守朝溫
元治元、二、九	慶應元、五、六	永井主水正尙志	元治元、三、二	慶應元、三、五	慶應元、三、五	有馬出雲守則篤	有馬出雲守則篤
元治元、六、三	元治元、七、二五	一色山城守直溫	慶應元、二、三	慶應元、三、五	慶應元、三、五	神保山城守相德	神保山城守相德
元治元、六、二四	元治元、六、二九	松平石見守康直	慶應元、二、三	慶應元、三、五	慶應元、三、五	塚原但馬守昌義	塚原但馬守昌義
元治元、七、六	元治元、七、二二	根岸肥前守衛奮	慶應元、五、二	慶應元、六、二七	慶應元、六、二七	土岐肥前守頼徳	土岐肥前守頼徳
元治元、七、〇	元治元、八、三	松平對馬守正之	慶應元、五、二	慶應元、二、二	慶應元、二、二	神保山城守相徳	神保山城守相徳
元治元、七、二	元治元、八、二一	駒井山城守朝溫	慶應元、六、二七	慶應元、二、二	慶應元、二、二	有馬阿波守則篤	有馬阿波守則篤
元治元、八、三	慶應元、〇、一六	大久保紀伊守忠宣	慶應元、九、一七	慶應元、二、二	慶應元、二、二	山口駿河守直毅	山口駿河守直毅
元治元、八、二	元治元、二、一九	土井出羽守利用	慶應元、〇、四	慶應元、二、三〇	慶應元、二、三〇	永井主水正尙志	永井主水正尙志
元治元、八、二	元治元、〇、二九	京極越前守高朗	慶應元、〇、一六	慶應元、二、三	慶應元、二、三	室賀伊豫守正容	室賀伊豫守正容
元治元、九、一	慶應二、三、三	田澤對馬守政路	慶應元、二、二六	慶應元、三、六、二七	慶應元、三、六、二七	川勝美作守廣運	川勝美作守廣運
元治元、九、一	慶應元、〇、一六	駒井相模守信興	慶應二、五	慶應二、一〇、二四	慶應二、一〇、二四	木下大内記利義	木下大内記利義
元治元、九、一六	慶應三、八、一三	黒川近江守盛泰	慶應二、七	慶應二、一〇、七	慶應二、一〇、七	堀下野守利孟	堀下野守利孟
元治元、九、二六	元治元、三、二二	土屋豊前守正直	慶應二、七、二六	明治元、二、九	明治元、二、九	戸川伊豆守安愛	戸川伊豆守安愛

○江戸町奉行

慶應二、七、二	慶應二、二、三	駒井山城守朝溫	天正八	寛永八	板倉四郎右衛門勝重
慶應三、一、六	慶應三、二	松平大隅守信敏	天正八	寛永二七、一、三	彦坂小刑部
慶應三、六	明治元、正、三	川村大和守一匡	天正八	寛永二七、一、三	青山常陸介忠成
慶應三、一〇、一〇	明治元、二、三	木下大内記利義	慶長六	寛永二五、一、一六	内藤修理亮清成
明治元、一、二八	明治元、二、九	駒井相模守信興	慶長六	寛永二五、一、一六	土屋權右衛門由政
明治元、二、一	明治元、二、九	堀錠之助	慶長九	寛永八	嶋田治兵衛守利
明治元、二、二	明治元、二、二七	織田和泉守信重	慶長八	寛永二七、一、三	加加爪甚十郎忠隆
明治元、二、二六	明治元、三、七	石野筑前守則常	寛永八、一〇、五	寛永二七、一、三	堀三左衛門直之
明治元、二、二六	明治元、三、四	本多邦之助	寛永八、一〇、五	寛永二五、一、一六	堀三左衛門直之
明治元、二、二八	明治元、三、四	龜井勇之助技福	寛永一五、五、一六	萬治四、三、八	神尾備前守元勝
明治元、二、二九	明治元、三、四	河田相模守熙	寛永一五、五、一六	萬治四、三、八	酒井因幡守忠知
明治元、三、三	明治元、四、四	梅澤孫太郎守義	寛永一六、七、一八	慶安三、二、九	朝倉石見守在重
明治元、三、三	明治元、四、四	妻木中務頼矩	慶安三、六、一八	萬治二、一、一六	石谷十藏貞勝
明治元、四、二五	明治元、四、二五	山岡鐵太郎高步	萬治二、二、九	寛文七、三、一六	村越長門守吉勝
明治元、四、二八	明治元、四、二八	白戸石助隆盛	寛文元、四、二	寛文二、一、三	渡邊半右衛門綱貞
明治元、四、二八	明治元、四、二八	岩田織部正通徳	寛文七、二、九	延寶九、三、二七	烏田出雲守守政
明治元、四、二八	明治元、四、二八		寛文三、一、三	延寶八、二、三	宮城若狹守重成



補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
延寶八、二、二六	延寶八、八、三	松平與右衛門正重	元文四、九、一	元文五、二、二六	元文五、二、二六	水野備前守勝彦	元文五、二、二六
延寶八、八、三〇	元祿三、三、二五	甲斐庄飛騨守正親	元文五、二、二六	延享元、六、一	延享三、六、一	嶋長門守祥正	延享三、六、一
延寶九、四、六	元祿六、三、二五	北條新藏氏平	延享元、六、一	寶曆三、四、七	寶曆三、四、七	能勢甚四郎頼一	寶曆三、四、七
元祿三、三、二二	元祿〇、四、三	能勢出雲守頼相	延享三、七、三	寬延三、三、二	寬延三、三、二	馬場讚岐守尙繁	寬延三、三、二
元祿六、三、二五	元祿二、二、一	川口攝津守宗恆	寬延三、三、二	寶曆三、二、一	寶曆三、二、一	山田伊豆守利延	寶曆三、二、一
元祿一〇、四、一四	元祿六、二、三	松前伊豆守喜廣	寶曆三、四、七	明和六、八、二五	明和六、八、二五	依田和泉守政次	明和六、八、二五
元祿二、二、一	寶永元、一〇、一	保田越前守宗易	寶曆三、三、二	寶曆三、三、二	寶曆三、三、二	土屋越前守正方	寶曆三、三、二
元祿一五、八、五	正徳四、一	丹羽遠江守長守	明和五、五、二六	天明四、三、三	天明四、三、三	牧野大隅守成賢	天明四、三、三
元祿一六、二、一五	寶永三、一、三六	林土佐守忠朗	明和六、八、二五	天明七、六、一	天明七、六、一	曲淵甲斐守景漸	天明七、六、一
寶永元、一〇、一	享保二、二、二	松野壹岐守助義	天明四、三、二	寬政元、九、七	寬政元、九、七	山村信濃守良旺	寬政元、九、七
寶永二、一、二八	享保四、一、三六	坪内源五郎定鑑	天明七、六、一	天明七、九	天明七、九	石河土佐守正民	天明七、九
正徳四、一、二八	享保八、七、三九	中山出雲守時春	天明七、九、二七	天明八、九、一〇	天明八、九、一〇	柳生主膳正久通	天明八、九、一〇
享保二、二、三	元文元、八、二二	大岡越前守忠相	天明八、九、一〇	寬政四、一	寬政四、一	初鹿野傳左衛門信興	寬政四、一
享保八、七、三〇	享保六、九、一九	諏訪美濃守頼篤	寬政元、九、七	寬政七、六、二六	寬政七、六、二六	池田筑後守長惠	寬政七、六、二六
享保六、九、一九	元文三、二、二五	稻生下野守正長	寬政四、一、二八	文化八、四	文化八、四	小田切土佐守直年	文化八、四
元文元、八、二二	元文四、九、一	松波筑後守正春	寬政七、六、二六	寬政八、九、一八	寬政八、九、一八	坂部能登守廣吉	寬政八、九、一八
元文三、二、二五	延享元、六、一	石河土佐守政朝	寬政八、九、一八	寬政八、九、一八	寬政八、九、一八	村上大學義禮	寬政八、九、一八

寬政一〇、一、一	文化三、二、一四	根岸肥前守鎮衛	安政四、二、二八	安政五、一〇、九	安政五、一〇、九	伊澤美作守政義
文化八、四、二六	文政二、四	永田備後守正直	安政五、五、四	文久二、六、五	文久二、六、五	石谷因幡守穆清
文化三、二、一	文政三、二、八	岩瀬伊豫守氏記	安政五、一〇、九	文久元、五、二六	文久元、五、二六	池田播磨守頼方
文政二、四、一	天保七、九、三〇	榑原主計頭忠之	文久元、五、二六	文久二、一〇、二七	文久二、一〇、二七	黒川備中守盛泰
文政三、三、一七	文政四、一、三三	荒尾但馬守成章	文久二、六、五	文久二、一〇、二七	文久二、一〇、二七	小笠原長門守長常
文政四、一、二九	天保三、四、三六	筒井和泉守政憲	文久二、一〇、二七	文久三、一、一	文久三、一、一	小栗豊後守忠順
天保七、九、三〇	天保二、一、二八	大草能登守高好	文久三、一、一	文久三、四、二六	文久三、四、二六	淺野備前守長祚
天保二、三、二	天保四、二、三四	遠山左衛門尉景元	文久三、一、一	文久三、八、一	文久三、八、一	井上信濃守清直
天保三、四、二六	天保三、三、三二	矢部左近將監定謙	文久三、四、二六	文久三、四、二六	文久三、四、二六	佐々木信濃守顯發
天保三、三、二六	弘化元、九、六	鳥居 <small>〔駿河守〕</small> 藏忠耀	文久三、四、二六	文久三、四、二六	文久三、四、二六	阿部越前守正外
天保四、二、三四	天保四、一〇、一	阿部遠江守正藏	文久三、八、二	元治元、六、二九	元治元、六、二九	佐々木信濃守顯發
天保四、一〇、一〇	嘉永元、二、八	鍋嶋 <small>〔内匠頭〕</small> 直孝	元治元、六、二九	元治元、一、二〇	元治元、一、二〇	都筑駿河守峯暉
弘化元、九、二五	弘化二、三、二五	跡部能登守良弼	元治元、六、二九	元治元、一、二〇	元治元、一、二〇	松平石見守康直
弘化二、三、二五	嘉永五、三、二四	遠山左衛門尉景元	元治元、六、二九	元治元、一、二〇	元治元、一、二〇	池田甲斐守長顯
嘉永元、一、八	嘉永二、七	牧野駿河守成綱	元治元、七、六	慶應二、六、二九	慶應二、六、二九	池田播磨守頼方
嘉永二、八、四	安政三、二、一八	井戸對馬守覺弘	元治元、七、六	元治元、一、二〇	元治元、一、二〇	有馬出雲守則篤
嘉永五、三、三〇	安政四、三、二八	池田播磨守頼方	元治元、一、二〇	慶應元、二、二	慶應元、二、二	根岸肥前守衛奮
安政三、二、一八	安政五、五、三四	跡部甲斐守良弼	慶應元、二、二	慶應二、八、五	慶應二、八、五	山口駿河守直毅



補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
慶應二、六、二九	慶應三、三、三	井上信濃守清直		寬永八、一、二二	寬文元、二、一九	曾根源左衛門吉次	
慶應二、八	慶應二、一〇、二四	有馬阿波守則篤		寬永九、五、三		伊丹喜之助康勝	
慶應二、一〇、二四	明治元、一、五	駒井相模守信興		慶安四、六、一八	萬治二、二、九	村越治左衛門吉勝	
慶應三、七、四	明治元、一、二五	朝比奈甲斐守昌廣		萬治三、五、三〇	寬文二〇、二、一三	岡田豐前守善政	
慶應三、二、二七	明治元、二、二六	小出大和守秀實		寬文二、三、七	寬文二、八、二七	伊丹藏人勝長	
明治元、一、一〇	明治元、三、五	黒川近江守盛泰		寬文二、四、二二	寬文二〇、二、三	妻木彦右衛門賴態	
明治元、二、二七		石川河内守利政		寬文六、六、二二	延寶元、七、五	松浦猪右衛門信貞	
明治元、三、五		松浦越中守		寬文九、六、一〇	延寶八、八、二二	杉浦内藏允正照	
明治元、三、二五		佐久間鑄五郎信義		寬文一〇、九、二二	延寶九、三、二九	徳山五兵衛重政	
○勘定奉行				寬文二、九、二〇	延寶八、八、三〇	甲斐庄喜左衛門正親	
慶長	寬永九、八、六	松平右衛門大夫正綱		延寶三、五、二二	延寶八、三、二五	岡部左近吉昌	
慶長	寬永二、二、九	伊奈備前守忠次		延寶八、三、二五	貞享四、九、一〇	大岡五郎左衛門重清	
慶長	寬永二、二、九	伊奈半十郎忠治		天和二、二、一六	貞享四、九、一〇	彦坂源兵衛重治	
		杉浦内藏允正友		天和二、二、一六	貞享二、九	高木善左衛門守藏	
		酒井紀伊守忠吉		貞享二、七、三	貞享二、九、七	中山主馬信久	
				貞享二、一〇、二九	貞享四、九、一〇	松平與左衛門重冬	
						仙石清右衛門政勝	

貞享四、九、一〇	元祿元、二、二	小菅遠江守正武	享保五、八、二八	享保九、一、二	寛
貞享四、九、一〇	貞享五、八、三三	佐野六右衛門正周	享保八、三、二	享保二、四、二、三三	久松大和守定持
貞享五、七、二七	元祿三、一、三三	松平美濃守重良	享保八、二、一九	享保六、九、一九	稻生次郎左衛門正武
元祿元、二、二四	元祿二、四、二七	戸田又兵衛直武	享保四、二、三五	元文元、八、二二	松波筑後守正春
元祿二、五、三	元祿二、四、四	稻生伊賀守正照	享保六、一〇、一	元文三、七、五	杉岡彌太郎能連
元祿七、三、一九	元祿二、五、二八	井戸下野守良弘	享保六、一〇、一	元文二、九、一	細田彌三郎時以
元祿九、四、二二	正徳二、九、二二	萩原彦次郎重秀	享保七、五、一	享保九、二、二五	松平兵藏政澄
元祿二、一、二二	寶永二、三、一	久貝忠左衛門正方	享保九、二、一	寛延二、六、二四	神谷武右衛門久敬
元祿二、四、三三	寶永五、三、二九	戸川備前守安廣	享保九、二、一	元文二、六、一	石野筑前守範種
元祿二、五、二八	正徳四、一、二六	中山出雲守時春	元文元、八、二二	寛保二、八、二八	河野豊前守通喬
寶永二、二、一	寶永五、三、二九	石尾阿波守氏信	元文二、六、一	寶曆三、五、六	神尾五郎三郎春英
寶永二、二、二五	正徳六、二、三	大久保大隅守忠香	元文三、七、三三	延享元、二、三	水野對馬守忠伸
寶永五、四、一	正徳三、三、二二	平岩若狭守親信	元文三、七、三三	元文四、一〇、一五	櫻井九右衛門政英
正徳二、一〇、一	享保四、四、一	水野對馬守重格	元文四、一〇、二八	延享三、三、一	木下伊賀守信名
正徳三、三、二六	享保八、三、二八	水野對馬守信房	寛保三、一、二二	延享二、四、四	萩原伯耆守美雅
正徳四、一、二六	享保六、三、二六	伊勢伊勢守貞數	延享元、三、二二	寛延元、三、二七	逸見八之助忠榮
正徳六、二、二二	享保八、二、二五	大久保下野守忠位	延享三、四、二八	寶曆三、二、三三	松浦河内守信正
享保四、四、一三	享保七、五、七	駒木根肥後守昌方	寛延元、七、二二	寶曆七、六、一	曲淵越前守照親



補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
寬延二、一、二	寬延四、八、一五	遠藤六郎右衛門	易續	明和二、三、三五	明和六、二、二七	伊奈半左衛門	忠宥
寬延二、七、六	寶曆元、二、二五	三井下野守	良龍	明和五、六、二六	安永二、二、二五	松平庄九郎	忠卿
寶曆二、一、二	同 三、九、一六	永井丹波守	尙方	明和八、二、二六	安永四、一〇、二五	川井次郎兵衛	久敬
寶曆二、二、二六	明和二、二、一五	一色周防守	政沆	安永二、二、二五	安永七、七、一六	太田播磨守	正房
寶曆三、三、一	寶曆四、四、二二	松平 <small>〔安藝守〕</small> 帶刀	忠陸	安永四、二、二四	安永五、九、	新見加賀守	正榮
寶曆三、六、二	寶曆六、三、一	大井伊勢守	滿英	安永五、七、八	天明八、二、二五	桑原能登守	盛貞
寶曆四、四、九	寶曆八、一〇、二九	大橋近江守	親義	安永七、七、二〇	天明四、三、二	山村信濃守	良旺
寶曆五、七、三	寶曆七、八、六	中山遠江守	時庸	安永八、四、一五	天明六、二、二五	松本十郎兵衛	秀持
寶曆六、三、一	寶曆九、五、三三	細田丹後守	時俊	天明二、二、二四	天明六、二、二五	赤井越前守	忠晶
寶曆八、二、一五	寶曆一〇、八、九	稻生下野守	正英	天明四、三、二二	寬政九、六、五	久世丹後守	廣氏
寶曆七、六、一	寶曆八、二、三	菅沼下野守	定秀	天明六、二、二四	天明八、七、二五	柘植長門守	正寔
寶曆八、二、二七	寶曆一、九、七	小幡山城守	景利	天明六、三、一	天明七、二、二	青山但馬守	成存
寶曆一〇、六、三	安永八、四、一五	石谷備後守	清昌	天明七、七、一	寬政一〇、二、二	根岸九郎左衛門	鎮衛
寶曆二、九、七	寶曆二、二、二六	坪内駿河守	定英	天明八、五、一〇	寬政四、二、八	久保田 <small>〔肥前守〕</small> 十左衛門	政邦
天明二、二、一	天明二、二、一	安藤彈正少弼	惟要	天明八、九、一〇	文化四、二、二六	柳生主膳	正久
寶曆二、九、七	明和五、五、二六	牧野大隅守	成賢	天明八、二、二四	天明九、二、二	曲淵甲斐守	昌漸
寶曆三、六、六	明和八、七、五	小野 <small>〔日向守〕</small> 左太夫	一吉	寬政四、二、八	寬政六、九、一六	佐橋長門守	佳如

寬政六、五、三	寬政九	間宮 <small>〔筑前守〕</small> 諸左衛門	信好	文政元、九、三〇	天保三	村垣淡路守	定行
寬政九、二、二	文化三、一、三〇	中川飛騨守	忠英	文政二、九、五	文政一、八、二六	石川左近將監	忠房
寬政九、八、二七	文化三、二、一五	石川左近將監	忠房	文政二、九、二四	文政二	遠山左衛門尉	景晋
寬政九、一〇、二	享和二、五、二七	菅沼下野守	定喜	文政三、七、八	文政六、九、二四	松浦伊勢守	忠
寬政九、二、三	寬政二	松平石見守	豐強	文政六、一、八	天保七、三、九	曾我豐後守	助弼
寬政二、九、一五	文化六、九、三	小笠原三九郎	長行	文政二、九、一〇	天保七、八、一〇	土方出雲守	勝政
享和二、六、二	文化九、二、二四	松平淡路守	信行	文政三、三、二六	天保三、六、七	内藤隼人	正矩
文化三、二、一五	文化七、二、二四	水野若狹守	忠道	天保三、三、一五	天保三、一、一〇	明樂飛騨守	茂村
文化七、二、二四	文化三、六、七	肥田豐後守	頼常	天保六、二、三三	天保七、九、三〇	大草能登守	高好
文化七、二、二四	文化八、四、二六	永田備後守	正道	天保七、九、二〇	天保九、二、二	矢部駿河守	定謙
文化八、四、二六	文化九、二、一七	有田播磨守	貞勝	天保七、九、二〇	天保八、七、八	神尾備中守	元孝
文化九、二、一九	文化三、七、二四	曲淵甲斐守	景露	天保八、七、二〇	天保二、三、二	深谷遠江守	盛房
文化九、九、一九	文化二	小長谷和泉守	政長	天保九、二、二	天保二、三、二	遠山左衛門尉	景元
文化二、一〇、一八	文化三、二、二	岩瀬加賀守	氏記	天保二、四、八	天保三、二、二七	佐橋長門守	佳富
文化二、六、一七	文政二、四、一	榊原主計頭	忠之	天保二、九、二四	天保四、一〇、九	梶野土佐守	良村
文化二、五、二四	文政二、九、二二	服部備後守	貞勝	天保三、四、一五	天保三、五、一六	田口加賀守	喜行
文化二、七、二四	文政二、八、二二	土屋 <small>〔伊賀守〕</small> 讚岐守	廉直	天保三、五、一三	天保三、四、一五	土岐丹波守	頼旨
文化三、八、四	文政元	古川 <small>〔山城守〕</small> 和泉守	氏清	天保三、六、二〇	天保三、二、二	松平豐前守	政周



江戸幕府重職一覽 勘定奉行

補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
天保三、二、一七	弘化元、八、二六	戸川播磨守	安清	安政四、二、三	安政五、七、八	永井玄蕃頭	尙志
天保三、三、九	弘化元、九、一五	跡部能登守	良弼	安政五、五、二四	安政六、二、二	佐々木信濃守	顯發
天保四、閏九、三〇	安政二、八、九	石河土佐守	政平	安政五、七、二	安政六、九、一〇	(格)立田主水正	正明
天保四、一〇、一〇	弘化元、八、三	榑原主計頭	忠義	安政五、一、三〇	安政六、九、一〇	大澤豐後守	秉哲
弘化元、八、二六	弘化二、三、三〇	中坊駿河守	廣風	安政六、二、三	萬延元、三、二五	山口丹波守	直信
弘化元、八、二六	安政四、七、二四	松平河内守	近直	安政六、三、九	萬延元、九、七	松平式部少輔	近詔
弘化元、一〇、二四	嘉永三、七、八	久須美佐渡守	祐明	安政六、四、三		(格)塚越大藏少輔	元邦
弘化二、三、二〇	嘉永元、一、八	牧野駿河守	成綱	安政六、九、一〇	文久二、八、二四	松平出雲守	康正
嘉永元、二、八	嘉永五、三、三〇	池田播磨守	頼方	安政六、二、二八	萬延元、九、一五	竹内豐前守	斯綏
嘉永三、七、八	嘉永三、二、二六	伊奈遠江守	忠吉	萬延元、九、一五	文久二、一〇、二四	酒井但馬守	忠行
嘉永三、一、二九	嘉永五、七、一〇	一色丹後守	直休	萬延元、二、一五	文久二、六、五	小笠原長門守	長常
嘉永五、四、一八	安政五、一	本多加賀守	安英	文久元、一、三〇	元治元、八、五	竹内下野守	保德
嘉永六、一〇、八	安政二、八、九	川路左衛門尉	聖謨	文久元、一、二〇	文久元、一〇、一五	一色山城守	直温
安政元、二、二四	安政四、三、三	田村伊豫守	顯影	文久元、一〇、一五	文久二、二、一八	根岸肥前守	衛奮
安政二、八、九	安政五、五、二四	水野筑後守	忠徳	文久二、六、五	文久三、閏八、二五	小栗豐後守	忠順
安政四、七、二四	安政六、三、九	石谷因幡守	穆清	文久二、七、五	文久三、八、四	川勝丹波守	廣運
安政四、七、二四		土岐豐前守	朝昌	文久二、閏八、二五	文久三、七、五	津田近江守	正路

江戸幕府重職一覽 勘定奉行

文久二、一〇、二四	元治元、三、二四	都筑駿河守	峯暉	慶應元、六、二七	慶應二、六、一五	小笠原志摩守	政民
文久二、一、一	文久三、四、三三	小栗豐後守	忠順	慶應元、一〇、一六	明治元、一、一八	小栗下總守	政寧
文久二、二、一八	文久三、三、二九	一色山城守	直温	慶應元、一〇、一六	慶慶二、二、三	井上主水正	義斐
文久三、八、二四	元治元、六、二四	松平石見守	康直	慶應元、二、二	慶應二、七、二	胸井甲斐守	朝温
文久三、一、七		立田主水正	正直	慶應二、五、一〇	慶應二、一〇、二四	小笠原攝津守	廣業
文久三、二、三九	元治元、七、二三	(並)木村敬藏	勝教	慶應二、六、一五	明治元、二、二七	都筑駿河守	峯暉
元治元、四、八	元治元、五、六	齋藤攝津守	三理	慶應二、八、二	慶應三、五	服部左衛門佐	常純
元治元、五、一四	元治元、一、二三	(並)有馬出雲守	則篤	慶應二、八、二六	慶應三、三、一	朝比奈甲斐守	昌廣
元治元、七、二	元治元、七、二三	鈴木大之進	重嶺	慶應二、一〇、一五	慶應三、四、七	淺野美作守	氏祐
元治元、七、三	元治元、三、二	根岸肥前守	衛奮	慶應二、一〇	慶應三、六、二九	塚原但馬守	昌義
元治元、七、三	元治元、七、三五	大久保越中守	忠寛	慶應二、一三、三	慶應三、一、三	小笠原攝津守	廣業
元治元、八、三	慶應元、一〇、一六	松平對馬守	正之	慶應二、一三、二五	慶應三、一〇、一	(並)星野録三郎	成美
元治元、八、二	元治元、二、一八	胸井甲斐守	朝温	慶應三、一、一六	慶應三、三、二八	溝口伊勢守	勝如
元治元、八、二三	元治元、二、一八	小栗上野介	忠順	慶應三、一、一六	明治元、二、二三	(並)木村甲斐守	勝教
元治元、一、二三	慶應二、九、二	井上信濃守	清直	慶應三、一、二六	明治元、八、二五	(並)河津伊豆守	祐邦
元治元、三、一八	慶應元、一〇、一五	松平備中守	康正	慶應三、六、五		栗本安藝守	鯤
元治元、三、二二	慶應元、六、二七	土屋豐前守	正直	慶應三、六、二四	明治元、二、二三	(並)織田和泉守	信重
慶應元、五、四	明治元、閏四、六	小栗上野介	忠順	慶應三、七、二七	同 三、一〇、三	小田大和守	秀實



補職年月	轉免年月	人	名
慶應三、八、七	慶應三、二、五	(並)羽田十左衛門正見	
慶應三、一〇、三	明治元、正、三	(並)小野友五郎	
慶應三、二、五	明治元、二、六	(並)岡田安房守忠養	
慶應三、二、六	明治元、一、六	(並)佐藤清五郎	
慶應三、三、九	明治元、二、九	(並)星野豐後守成美	
明治元、一、二	明治元、一、二	(並)加藤錄十郎	
明治元、一、五	明治元、一、元	朝比奈甲斐守昌廣	
明治元、一、五	明治元、二、六	菊池丹後守隆吉	
明治元、一、六	明治元、二、九	松平大隅守信敏	
明治元、二、四	明治元、三	松本壽太夫	
明治元、二、一	明治元、四、五	平岡和泉守準	
明治元、二、六		原彌十郎	
明治元、三、三		木村兵庫頭嘉毅	
○安政以來新規役名			
○政事總裁職			
文久二、七、九	文久三、三、五	松平春嶽慶永	
○京都守護職			
文久三、一〇、二	元治元、六、三	松平大和守直克	
○海軍總裁			
慶應三、五	明治元、一、三	小笠原壹岐守長行	
明治元、一、二	明治元、四	山口駿河守直毅	
明治元、二、六	明治元、二、九	河津伊豆守祐邦	
○外國總裁			
慶應三、三、六	明治元、一、三	稻葉兵部大輔正己	
明治元、一、二	明治元、四、一〇	矢田堀讚岐守鴻	

補職年月	轉免年月	人	名
慶應三、三、六	明治元、一、三	松平縫殿頭乘謨	
明治元、一、二	明治元、四	勝安房守義邦	
○會計總裁			
慶應三、五、三	明治元、一、三	松平周防守康直	
明治元、一、二	明治元、二、八	大久保一翁忠寬	
明治元、二、八	明治元、四	山口駿河守直毅	
○講武所奉行			
萬延元、一、一五	萬延元、八、三	久貝因幡守正典	
萬延元、一、一五	文久元、六、三	池田甲斐守長顯	
萬延元、一、一五	文久二、一、二七	大岡豐後守清謙	
萬延元、九、一五	文久二、三、六	酒井壹岐守忠謙	
文久元、七、八	文久二、三、五	稻葉兵部少輔正己	
○海軍奉行			
慶應元、七、八	明治元、一、三	大關肥後守忠裕	
慶應三、三、二	明治元、一、三	京極主膳正高富	
慶應二、四、八	文久二、三、一	大關肥後守忠裕	
文久二、八、二四	文久二、閏八、三	石谷因幡守穆清	
文久二、二、一五	文久二、二、三	大久保越中守忠寬	
文久二、三、二六	文久三、一、一〇	土岐下野守朝昌	
文久二、一、二〇	慶應元、四、四	赤松左衛門尉範忠	
文久三、五、八	文久三、八、二四	松平備後守乘原	
元治元、六、二六	慶應二、一、三六	遠藤但馬守胤城	
元治元、七、三三	慶應元、六、二四	久貝因幡守正典	
元治元、九、一〇	元治元、三、二四	堀石見守親義	
慶應元、四、二四	慶應二、一〇、三	渡邊甲斐守孝綱	
慶應元、二、二	慶應二、六、一五	永井肥前守尙服	
慶應二、六、一五	慶應二、一〇、一五	石川若狹守總管	
慶應二、六、一五	慶應二、八、二六	土井備中守利用	



補職年月	轉免年月	人	名
○軍艦奉行			
安政六、三、二四	安政六、八、七	永井	支蕃頭尙志
安政六、八、二六	安政六、一〇、二六	水野	筑後守忠徳
安政六、二、四	文久三、八、二四	井上	信濃守清直
安政六、二、二八	文久三、九、二五	木村	攝津守嘉毅
文久二、閏八、二五	文久三、六、	内田	主殿頭正徳 <small>〔兵庫頭〕</small>
文久三、八、一四	文久三、一〇、二	松平	備後守乘原
元治元、五、一四	元治元、一、一〇	勝	安房守義邦
元治元、五、五	元治元、六、二九	堀	伊賀守利孟
元治元、三、一八	慶應元、二、二二	小栗	上野介忠順
慶應元、二、二	慶應三、六、七	木下	大内記利義
慶應元、四、一五	慶應二、一、七	石野	筑前守則常
慶應元、閏五、一	慶應元、七、八	岡部	駿河守長常
慶應二、五、二八	明治元、一、二六	勝	安房守義邦
慶應二、一〇、一五	慶應三、一、二九	藤澤	志摩守次謙
慶應三、一、一八		池田	可軒
○陸軍奉行			
慶應三、六、二五	明治元、二、二八	木村	兵庫頭嘉毅
慶應三、一〇、一四	明治元、二、二九	赤松	播磨守範靜
文久二、三、一	文久三、三、一五	大關	肥後守忠裕
文久三、五、一	文久三、六、二六	土井	大隅守利善
元治元、一〇、二一	慶應二、一〇、八	竹中	遠江守重固 <small>〔丹後守〕</small>
慶應元、五、二	慶應元、五、一五	神保	遠江守相徳
慶應元、三、五	慶應元、三、一	松平	縫殿頭乘謨
慶應元、七、七	慶應二、一〇、八	溝口	伊勢守勝如
慶應二、八、四	慶應二、三、二八	稻葉	兵部少輔正己
慶應三、一、一八	明治元、一、三三	石川	若狭守總管
慶應三、四、七	明治元、一、三三	淺野	美作守氏祐
慶應三、一〇、一六	明治元、二、九	竹中	丹後守重固
文久三、三、二	文久三、五、一	山口	信濃守直毅 <small>〔駿河守〕</small>

○步兵奉行

文久三、五、八	文久三、一、八	神保	伯者守長興
文久三、二、二六	元治元、六、四	京極	能登守高朗
慶應二、一、四	慶應二、二、三	山口	駿河守直毅
○外國惣奉行			
慶應三、四	明治元、一	平山	圖書頭敬忠
慶應三、一〇	慶應三、二	塚原	但馬守
○撤兵奉行			
明治元、一、二六	明治元、四	倉橋	但馬守
慶應三、二	慶應三、二	小栗	播磨守英道
慶應三、三	明治元、二、九	小出	播磨守英道
慶應三、三	明治元、三、六	向井	伊豆守 <small>〔豐前守〕</small>
慶應三、二	明治元、二、九	城和	泉守
慶應三、二	明治元、二、九	佐久間	近江守
慶應三、二	明治元、二、九	牧野	土佐守
慶應三、二	明治元、二、九	横田	伊豆守
慶應三、二	明治元、二、九	德山	出羽守
慶應三、二	明治元、二、九	大鳥	圭介
慶應三、二	明治元、二、九	井上	八郎
○外國惣奉行			
慶應三、四	明治元、一	平山	圖書頭敬忠
慶應三、一〇	慶應三、二	塚原	但馬守



補職年月	轉免年月	入	名	補職年月	轉免年月	人	名
慶應三、二	明治元、二、九	塚原但馬守昌義	安政六、〇、二六	文久二、七、三	竹本圖書頭正雅		
慶應三、二	明治元、一	堀内藏頭直虎	安政六、三、二五	萬延元、九、一五	松平石見守康直		
○外國奉行							
安政五、七、八	安政六、八、三六	水野筑後守忠德	萬延元、四、一	文久元、二、一五	文久二、七、三	竹本圖書頭正雅	
安政五、七、八	安政六、二、三四	永井玄蕃頭尙志	萬延元、二、一八	文久元、二、一五	文久二、七、三	松平石見守康直	
安政五、七、八	安政六、二、三四	井上信濃守清直	萬延元、二、一八	文久元、二、一五	文久二、七、三	鳥居越前守忠善	
安政五、七、八	萬延元、二、三〇	堀織部正利照	萬延元、二、一八	文久元、二、一五	文久二、七、三	小栗豐後守忠順	
安政五、七、八	安政五、九、五	岩瀬肥後守忠震	萬延元、二、一八	文久元、二、一五	文久二、七、三	高井丹波守道致	
安政五、〇、九	文久三、六、三五	村垣淡路守範忠	萬延元、二、一八	文久元、二、一五	文久二、七、三	瀧川播磨守具知	
安政六、二、三四	萬延元、九、一五	酒井隱岐守忠行	萬延元、二、一八	文久元、二、一五	文久二、七、三	津田近江守正路	
安政六、二、三四	安政六、八、二六	加藤壹岐守則著	萬延元、二、一八	文久元、二、一五	文久二、七、三	野野山丹後守兼寬	
安政六、七、八	文久二、六、三〇	新見伊勢守正興	萬延元、二、一八	文久元、二、一五	文久二、七、三	桑山左衛門尉元柔	
安政六、八、三	萬延元、一〇、三	溝口讚岐守直清	萬延元、二、一八	文久元、二、一五	文久二、七、三	竹内下野守保德	
安政六、八、三	萬延元、七、三三	赤松左衛門尉範忠	萬延元、二、一八	文久元、二、一五	文久二、七、三	松平石見守康直	
安政六、九、〇	安政六、二、四	渡邊肥後守孝綱	萬延元、二、一八	文久元、二、一五	文久二、七、三	水野筑後守忠德	

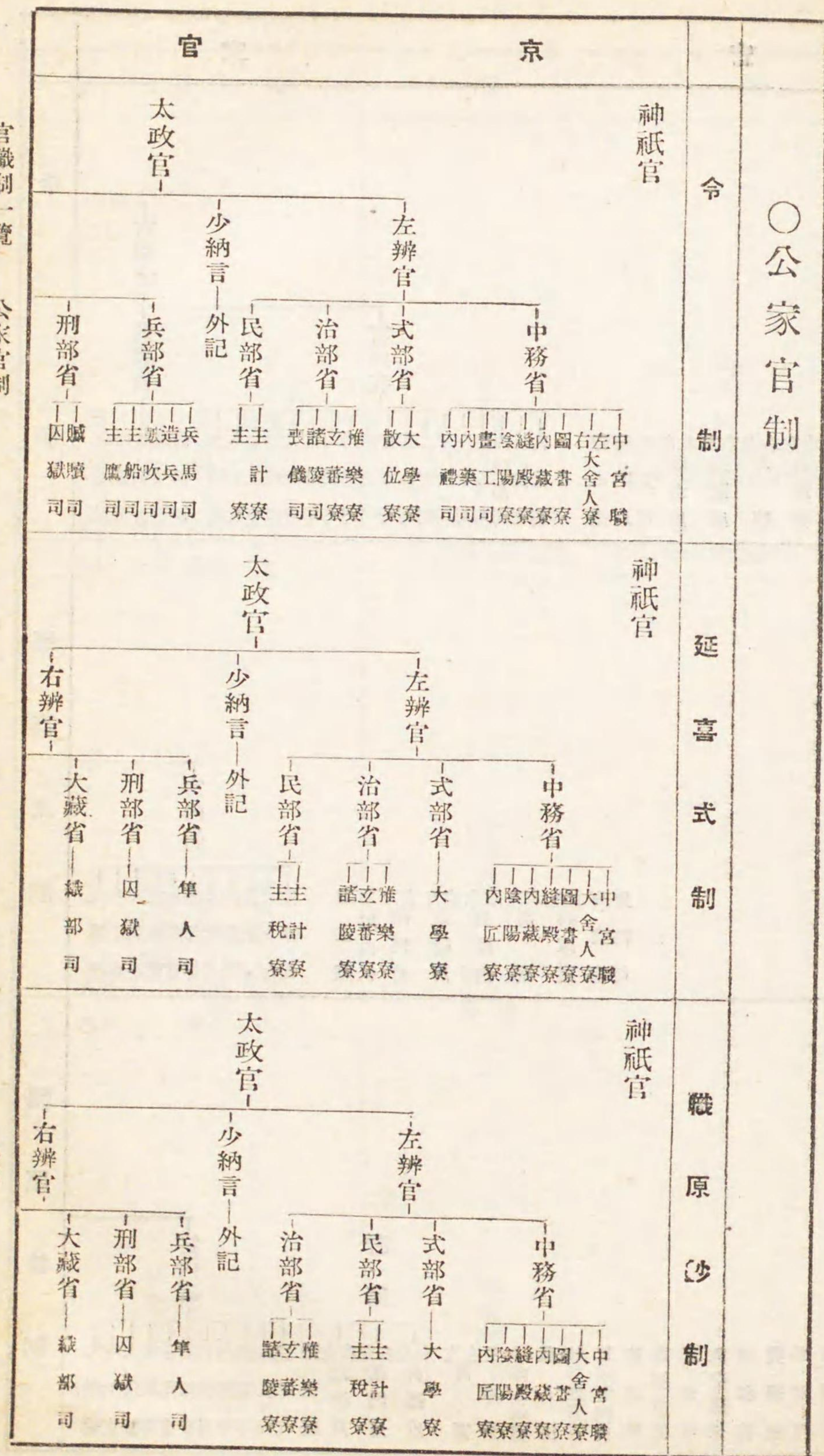
文久二、六、七	文久二、一〇、一〇	田澤對馬守正路	元治元、六、二九	元治元、七、二五	佐佐木信濃守顯發
文久二、七、三	元治元、五、二七	菊池伊豫守隆吉	元治元、七、三三	慶應二、二、四	星野備中守千之
文久二、八、三四	文久二、一三、一	井上信濃守清直	元治元、八、二三	慶應二、二、一	菊池伊豫守隆吉
文久二、八、三五	文久三、四、三三	阿部越前守正外	元治元、八、二五	元治元、九、一	駒井相模守信興
文久二、八、三五	文久二、一三、六	齋藤攝津守三理	元治元、九、一〇	元治元、二、三三	井上信濃守清直
文久二、一〇、二四	元治元、五、二四	小笠原攝津守廣業	元治元、九、一〇	明治元、閏四、五	江連加賀守堯則
文久二、一三、八	元治元、一、一〇	竹本甲斐守正雅	慶應元	慶應三、二、三〇	永井主水正尙志
文久三、四、一九	文久三、六、二四	澤勘七郎幸長	慶應元、四、二六	慶應二、八、五	山口駿河守直毅
文久三、五、一	文久三、一〇、四	川路左衛門尉聖謨	慶應元、七、八	慶應元、七、一〇	白石下總守嶋岡
文久三、五、一五	文久三、七、五	淺野伊賀守氏祐	慶應元、九、二三	慶應三、六、二六	朝比奈甲斐守昌廣
文久三、六、二五	慶應元、九、二三	田村肥後守直廉	慶應元、二、二一	慶應二、一、一八	栗本安藝守鯤
文久三、八、七	文久三、九、一〇	澤勘七郎幸長	慶應元、二、二九	慶應二、五、	木下大内記利義
文久三、九、二	元治元、七、三三	池田筑後守長發	慶應二、一、七	慶應三、一〇、六	石野筑前守則常
文久三、九、二八	元治元、七、三三	河津駿河守祐邦	慶應二、八、二六	慶應三、七、二七	小出大和守秀實
文久三、一〇、一四	慶應三、五、三	柴田日向守剛中	慶應二、八、二七	明治元、二、六	川勝近江守廣運
文久三、一〇、一四	元治元、六、三三	竹本隼人正正明	慶應二、八、二九	慶應三、四、二四	平山圖書頭敬忠
元治元、三、四	元治元、九、二六	土屋豐前守正直	慶應二、九、二七	慶應二、一〇、一五	淺野美作守氏祐
元治元、六、一	元治元、六、三三	澤左近將監幸長	慶應二、九、二七	慶應二、三、一五	合原左衛門尉義直



補職年月	轉免年月	人名
慶應二、一〇、一五	明治元、三、五	向山 隼人 正一 履
慶應二、一〇	慶應三、六、二九	塚原 但馬 守昌 義
慶應二、二、四	慶應三、六、五	栗本 安藝 守 鯤
慶應二、二、三三	慶應三、二、八	井上 備後 守 義斐
慶應三、六、五	慶應三、六、二九	山口 駿河 守 直毅
慶應三、六、二九	明治元、二、七	石川 駿河 守
慶應三、七、六	明治元、一、二五	菊池 伊豫 守 隆吉
慶應三、一〇、二九	明治元、二、二	平岡 和泉 守 準
明治元、一、二	明治元、一、二六	成嶋 大隅 守 惟弘

○官職制一覽

○公家官制



官職制一覽 公家官制





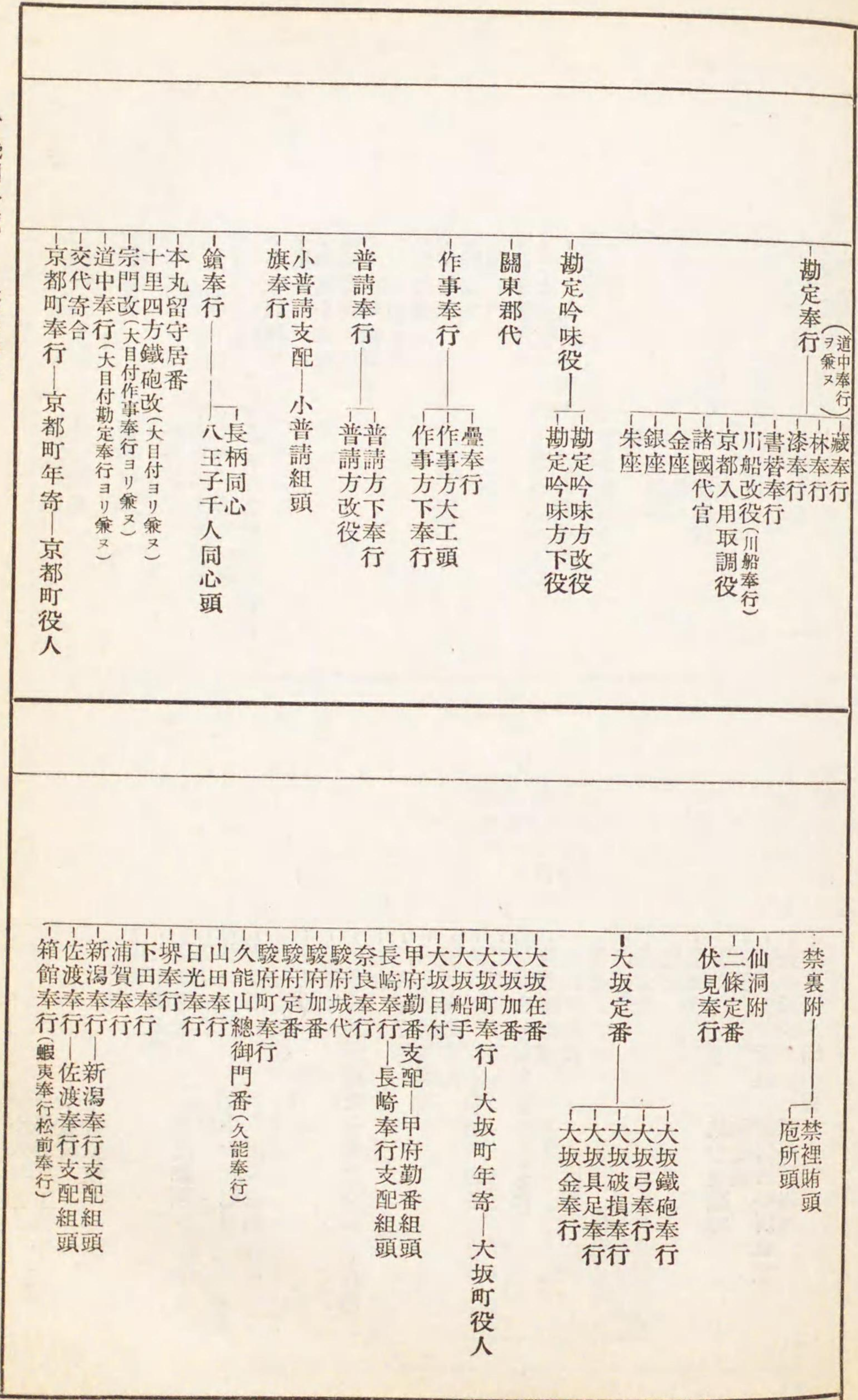
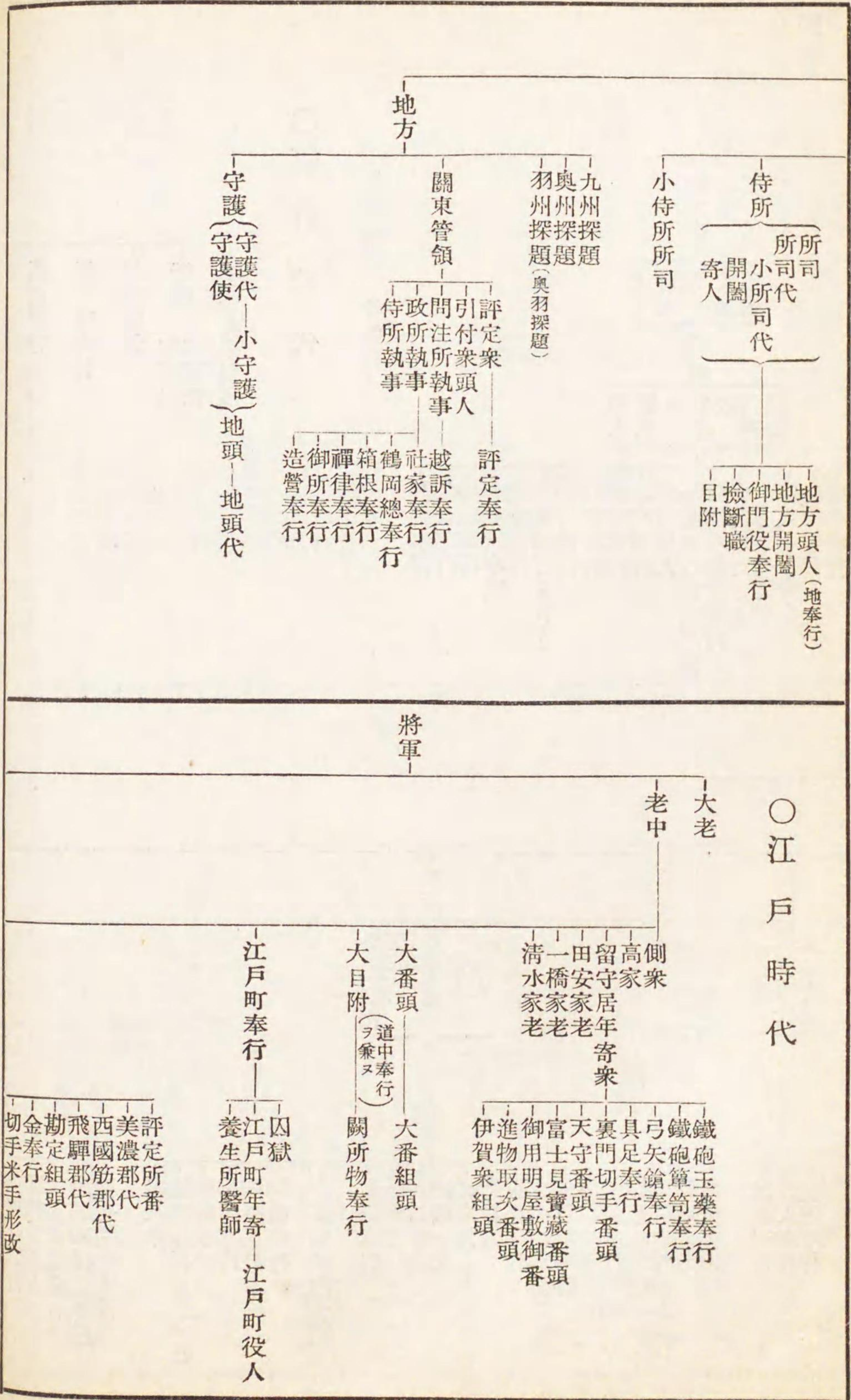






















官職制一覽 明治官制

區戶長準等	稅關並譯官	皇族家令	女官官等	內掌典等級	等級			
					國幣	國幣	國幣	國幣
區長副區長	稅關司長副司長	以上奏任	尚侍典侍	內掌典	國幣	國幣	國幣	國幣
區長副區長	一等譯官	八等	侍典侍	內掌典	國幣	國幣	國幣	國幣
區長副區長	二等譯官	九等	侍典侍	內掌典	國幣	國幣	國幣	國幣
區長副區長	三等譯官	十等	侍典侍	內掌典	國幣	國幣	國幣	國幣
區長副區長	四等譯官	十一等	侍典侍	內掌典	國幣	國幣	國幣	國幣
區長副區長	五等譯官	十二等	侍典侍	內掌典	國幣	國幣	國幣	國幣
區長副區長	六等譯官	十三等	侍典侍	內掌典	國幣	國幣	國幣	國幣
區長副區長	七等譯官	十四等	侍典侍	內掌典	國幣	國幣	國幣	國幣
區長副區長	八等譯官	十五等	侍典侍	內掌典	國幣	國幣	國幣	國幣

官職制一覽 明治官制

計	會	輻工砲騎步憲要參	陸軍武官	附	琉球	縣	府	警	陸軍武官	
									一等	二等
糧食課	司契課	監督課	大	將中	將少	大	大	大	大	大
糧食課	司契課	監督課	大	將中	將少	大	大	大	大	大
糧食課	司契課	監督課	大	將中	將少	大	大	大	大	大
糧食課	司契課	監督課	大	將中	將少	大	大	大	大	大
糧食課	司契課	監督課	大	將中	將少	大	大	大	大	大
糧食課	司契課	監督課	大	將中	將少	大	大	大	大	大
糧食課	司契課	監督課	大	將中	將少	大	大	大	大	大
糧食課	司契課	監督課	大	將中	將少	大	大	大	大	大
糧食課	司契課	監督課	大	將中	將少	大	大	大	大	大
糧食課	司契課	監督課	大	將中	將少	大	大	大	大	大



























